

平成31年第1回定例会

(3月4日招集)

# 山都町議会会議録

平成31年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月4日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告	
日程第4 提案理由説明	2
日程第5 議案第4号 山都町行政区設置条例の一部改正について	5
日程第6 議案第5号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について	5
日程第7 議案第6号 山都町営ゲートボール場条例の廃止について	7
日程第8 請願付託報告について	11
散会	14

○3月7日（第2号）

出席議員	15
欠席議員	15
説明のため出席した者の職氏名	15
職務のため出席した事務局職員	16
開議	16
日程第1 一般質問	16
11番 後藤壽廣議員	16
8番 飯開政俊議員	31
1番 眞原 誠議員	44
3番 中村五彦議員	57
散会	63

○3月8日（第3号）

出席議員	64
欠席議員	64
説明のため出席した者の職氏名	64

職務のため出席した事務局職員	65
開議	65
日程第1 一般質問	65
9番 吉川美加議員	65
2番 西田由未子議員	80
日程第2 議案第7号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	93
日程第3 議案第8号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	94
日程第4 議案第9号 山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	95
日程第5 議案第10号 山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について	98
日程第6 議案第11号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	101
日程第7 議案第12号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	110
日程第8 議案第13号 平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	112
日程第9 議案第14号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	114
日程第10 議案第15号 平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	116
延会	118

### ○3月11日（第4号）

出席議員	119
欠席議員	119
説明のため出席した者の職氏名	119
職務のため出席した事務局職員	119
開議	119
日程第1 議案第16号 平成31年度山都町一般会計予算について	120
延会	176

### ○3月12日（第5号）

出席議員	177
欠席議員	177
説明のため出席した者の職氏名	177
職務のため出席した事務局職員	177
開議	178

日程第1	議案第16号	平成31年度山都町一般会計予算について	178
延会			231

### ○3月13日（第6号）

出席議員			232
欠席議員			233
説明のため出席した者の職氏名			233
職務のため出席した事務局職員			233
開議			233
日程第1	議案第17号	平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について	233
日程第2	議案第18号	平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	237
日程第3	議案第19号	平成31年度山都町介護保険特別会計予算について	238
日程第4	議案第20号	平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算について	251
日程第5	議案第21号	平成31年度山都町簡易水道特別会計予算について	252
日程第6	議案第22号	平成31年度山都町水道事業会計予算について	257
日程第7	議案第23号	平成31年度山都町病院事業会計予算について	263
日程第8	議案第24号	工事請負契約の締結について	268
日程第9	議案第25号	工事請負変更契約の締結について（山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事）	273
日程第10	議案第26号	工事請負変更契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）	275
追加日程第1		「山都町副町長選任について同意を求める件」の撤回について	277
日程第11	議案第27号	町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）	278
日程第12	議案第28号	町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）	279
日程第13	議案第29号	猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について	280
日程第15	同意第2号	山都町教育委員任命について同意を求める件	284
日程第16	委員会報告	請願付託報告について	285
日程第17		議員派遣の件	288
日程第18	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	289
閉会			289

3 月 4 日 ( 月 曜 日 )

平成31年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成31年3月4日午前10時0分招集
2. 平成31年3月4日午前10時0分開会
3. 平成31年3月4日午前10時43分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 提案理由説明
  - 日程第5 議案第4号 山都町行政区設置条例の一部改正について
  - 日程第6 議案第5号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について
  - 日程第7 議案第6号 山都町営ゲートボール場条例の廃止について
  - 日程第8 請願付託報告について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福 祉 課 長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設 課 長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二

学校教育課長	渡 邊 尚 子	生涯学習課長	工 藤 宏 二
そよう病院事務長	小屋迫 厚 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから平成31年第1回山都町議会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、飯開政俊君、9番、吉川美加君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から3月15日までの12日間をしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの12日間と決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

本日までに受理した請願は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 提案理由説明**

○議長（工藤文範君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。平成31年度第1回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

まずは、議員の皆さん方には、きのうの消防の出初式、参加をいただき、盛大に終わりましたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

今年は暖冬傾向の中で、これまで積雪による大きな被害もありませんでした。しかしながら、水稻作付に向けた春先の水利確保が心配されておるところであります。いま一度、ため池や水路の点検・整備をお願いしたいと思います。

初めに、12月定例会以降の町政について御報告申し上げます。

九州中央自動車が山都町まで延びてまいりました。開通後10日間で約1万3,000台が通過しております。福岡・鹿児島方面からの利便性が向上し、今後、来訪者の増加が期待できるところです。

住民の皆様からの御意見をいただきながら、数年後の矢部IC開通を見据えた町づくりをさらに加速させていきたいと思っております。あわせて、矢部・蘇陽間の事業化に向けた要望活動も一層活発化させ、1日も早い事業決定を目指してまいります。

年が明けまして、女子サッカー日本代表として活躍が期待されております國武愛美さんがアジア大会での金メダル獲得の報告に来てくれました。これから国内外での合宿などをこなしながら、次期日本代表選手の選考がなされるそうです。ことしのワールドカップフランス大会や来年の東京オリンピックでの活躍に、ますます期待が高まりそうです。

また、1月末に第2回子ども議会を開催しましたが、各中学校の生徒さんから町づくりに関するさまざまな提案・要望をいただきました。山都町の将来に大変参考になるものであり、実現に向けて取り組みをしてまいりたいと思っております。

2月には、熊本電力様とIT企業のマルク様との三者で旧白糸第一小学校跡地を活用し、新たな産業の創出と企業誘致に関する連携協定を結びました。廃校跡地の有効活用のモデルケースとなることを期待するものです。

また、山都町石油組合と災害時における燃料供給等に関する協定を結びました。災害発生時に必要な燃料を確保し、緊急車両等への給油、その他災害対策本部や避難所等への燃料配送など災害対策機能の強化を図るものです。

さて、私が町政を預かりまして3年目を迎えますが、新年度の新たな施策を述べたいと思っております。

まずは、町民の皆様からも早期完成の切なる声が寄せられております総合体育館の整備です。中央グラウンドや、今後、整備を計画しておりますグラウンドゴルフ場等のスポーツ施設と隣接させることによる相乗効果や管理費の縮減、さらには、中心市街地への経済効果など総合的に検討した結果、町営中央グラウンド周辺を建設予定地といたしました。今後、用地の地質調査及び測量調査に着手したいと思います。

総合体育館整備に当たっては、町民の体力向上と健康増進、あわせて非常時における利便性の高い避難所機能を有する施設を目指します。

次に、移住・定住施策として建設を進めていました分譲住宅、山都テラスの造成工事が3月末に完了しますので、現地見学会等も開催しながら、町内外の方々に広く周知したいと思います。

移住・定住支援のための住宅建設助成金につきましても、予算化をお願いすることとしております。

次に、基幹産業であります農林業につきましては、好調な夏秋野菜の生産振興や有機農業のさらなる推進のため、国・県や関係機関との連携を強化しながら、新規就農者への支援など担い手の確保に努めてまいります。

森林環境税につきましては、その有効活用のため、林業関係者との協議を進めながら、森林の持つ多面的機能の維持とさらなる強化を目指し、広大な森林面積を誇ります本町の林業振興につなげてまいりたいと考えております。

最後に、熊本地震と豪雨災害からの復旧復興につきましては、引き続き町政の最重要課題として、国や県の関係機関への働きかけをさらに強めながら、地元企業の皆様と一丸となって早期完了に取り組んでまいりますので、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、通潤橋の災害復旧につきましては、12月補正で予算計上したところですが、平成31年度末までの復旧を目指して事業に取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は28件で、条例7件、補正予算5件、当初予算8件、その他8件です。

議案第4号から第8号は、それぞれ必要な条例の一部改正及び不要となる条例の廃止を行うものです。

議案第9号と10号は、新たに条例を制定するものです。

議案第11号から第15号は、平成30年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第16号から第23号は、平成31年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の当初予算に関するものです。

議案第24号は、工事請負契約に関するもの、議案第25号と第26号は、工事請負変更契約に関するものです。

議案第27号と第28号は、町有財産の無償貸し付けに関するものです。

議案第29号は、町が管理します猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定に関するものです。

同意第1号は、副町長が本年3月31日をもって任期満了となりますので、副町長の選任について同意を求めるものです。

同意第2号は、教育委員4名のうち1名が本年3月25日をもって任期満了となりますので、教育委員の任命について同意を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細については、担当課長から説明させますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第5 議案第4号 山都町行政区設置条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第5、議案第4号「山都町行政区設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第4号について説明をいたします。

議案第4号、山都町行政区設置条例の一部改正について。山都町行政区設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出、山都町長。

提案理由です。

行政区の区域の一部を分離し、新たな区域を設置することに伴い、山都町行政区設置条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

条例の公布文です。今回の改正は、投票区の再編に伴いまして、同じ行政区内において、投票区が異なる区域が存在することとなりましたので、区域を新設するものでございます。

次のページ、新旧対照表をお願い申し上げます。

別記1の上段が現行、下段が改正案でございます。

まず、現行の案の行政区、島木4区には、三つの地区、小柏原、舞嶋、福良と、それから、花上には、花寺、中神働、下神働という区域がございますが、今回、投票区の再編に伴いまして、島木第4の4番目に4区梅ノ迫、それから、花上に花上滝下という区域を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「山都町行政区設置条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第5号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、議案第5号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** おはようございます。議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出、山都町長。

提案理由です。

少年院、刑事施設等に収容または拘禁されている被保険者の国民健康保険税の減免に関する規定を整理するため、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページは、本文となっております。

新旧対照表の4ページをごらんください。よろしいでしょうか。

上から3行目に第24条とございます。24条の「（3）その他特別事情があるもの」、現行は平仮名の「もの」ですけれども、改正によりまして、漢字の「者」にまずは変えます。その次の2項ですけれども、2項に括弧書きで「前項第3号に該当する者を除く。」というふうに挿入いたします。そして、3項に「該当する者に対する国民健康保険税の減免に関し、必要な事項は、町長が別に定める。」ということを加え、現行の3項を4項のほうに加えます。この減免に関しましては、本保険税の条例及び国民健康保険税の減免取り扱い要領を定めておりますので、その規定に基づき施行してまいります。

これは提案理由にありますように、少年院、刑事施設等に収容または拘禁されている被保険者の減免の規定を整理するもので、減免の適用期間の一部改正ということですので。これまでは、入所中もしくは出所後の申請は、収納期限の7日までに申請しなければならないと規定されており、入所期間中の減免はできませんでしたが、今回の改正で、入所期間中にまでさかのぼって減免の対象とするというものです。

その他、条文にあります第4条から第22条につきましては、熊本県移行化に伴う条例の一部改正において生じた条ずれの数字を順次整理するもので、附則についても同様でございます。

本文の裏をお願いします。3ページになります。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7 議案第6号 山都町営ゲートボール場条例の廃止について

**○議長（工藤文範君）** 日程第7、議案第6号「山都町営ゲートボール場条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** おはようございます。説明いたします。

議案第6号、山都町営ゲートボール場条例の廃止について。山都町営ゲートボール場条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出、山都町長。

提案理由です。

山都町営ゲートボール場の供用を廃止することに伴い、山都町営ゲートボール場条例を廃止する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページは、条例改正文でございます。

本日、お手元にお配りしております議案第6号資料をごらんください。

山都町ゲートボール場の概要と運営状況を記したものでございます。場所につきましては、清和の仮屋でございます。昭和43年に清和グラウンド場の整備とあわせてゲートボール場が設置されたところです。当時、清和グラウンドと合わせまして1,492万4,000円の費用を投じてグラウンド整備等がなされたことになっております。

この1枚目の裏面をごらんください。

ここにゲートボール場、清和のところでございますが、清和グラウンドのほうに入っていきますと駐車場の正面に当たるところでございます。ここの上のほうの地図のところにも丸で囲んでありますが、その横に山都町営という、その都の字が、これは表記が間違っておりますけれども、これはグーグルのシステム上がちょっとこうした表記になっておりますので、御了承いただきたいと思っております。

1枚目に戻っていただきまして、昭和の時代から平成の1桁あたりまで、ずっとゲートボールが盛んに行われてきたところがございますけれども、グラウンドゴルフ競技の普及もありまして、次第にこのゲートボール競技者人口が減ってきております。年々の変化、競技者の変化に伴いまして、旧町村ごと、矢部、清和、蘇陽の各支部を平成28年には山都町のゲートボール協会というふうに一本化されたところがございますが、現在、矢部地区には140名の会員がいらっしゃいま

す。それから、清和地区では6名、それから、蘇陽地区では4名というふうに、競技者の大多数が矢部地区に偏っているところがございます。それで、清和まで移動することが困難であるという協会さんのことで、なかなかこのゲートボール場を利用することが少ないと。今、大会等につきましては、中央グラウンドをほぼほぼ利用されておられまして、この当該ゲートボール場は利用してはいらっしゃるということで、今後も利用する予定がないということでお聞きしておるところでございます。

そのために、従前から清和地区のゲートボール協会のほうで除草作業等はやっておられましたけれども、この2年ほど前からは、もう整備がそういう除草等の作業がされておられませんので、町の教育委員会のほうで除草作業等を行っている現状でございます。

こうした競技人口の減少ですとか町ゲートボール協会との協議によりまして、これが今後、当該施設等を利用されることが見込めないために用途を廃止して、その用途跡地につきましては、駐車場として今後利用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 今回の資料の運営状況の下のほうに確認事項とあります。説明がございませんでしたが、県、振興区との協定のところで、町ゲートボール協会と用途廃止について覚書を締結とありますが、覚書を締結しなければならなかった理由とか、そこら辺をお聞きしたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。せっかくといいますか、町の条例に基づいてゲートボール場という位置づけのもとで整備をしてきた経緯がありますので、やはりこの競技者主体でございますゲートボール協会とは何回か協議をしてきたところでございます。そして、理由のほうにも書いてございますが、今後、利用する予定が本当はないというふうなことでの覚書という形で協会のほうにも確認をして、それを一筆いただいていながら、今後の展開としましても、町としてもゲートボール競技人口の増というのが非常に見込めないところがあるかなと。そして、中央グラウンドをほぼほぼ利用されながらの競技を進められるということの御確認の意味も含めて、覚書という形で一筆とらせていただいたところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 今の説明資料について、もちろん、この後の利用は本当、駐車場が最適なんだろうというふうには思っています。その整備の規模といいますか、御存じのように大変日当たりの悪い状況の清和グラウンドでございますけれども、山つきのところに位置しているので、そこら辺の整備の規模といいますか予定といいますか、そういったのがおわかりであればお

聞きしたいし、そうでなければ今後しっかりとその路面のといえますか、地面の整備をきちんとしていただきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 今後の用途については、駐車場を利用したいというふうに考えておりますが、現在の清和グラウンドの駐車場は御承知のとおり舗装で、正面のところにある場所でございますけれども、非常にそこが狭くありますので、いろんな清和地区ならず町の大会等が清和のグラウンドであった場合には非常に駐車場が狭うございますので、そこは協会のところにフェンスがずっと際のところにあるんですけれども、その一部を切って、そして、下のほうにおられるような道にしながら、あとはその用地については、クラッシャーラン等敷きならしをしながら、当面、そのような形で整備をしていきたいと考えておるところです。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 町のゲートボール協会との話し合いをされたというふうには思っております。ゲートボール協会として町営グラウンドを今使っておられるということですが、今度、グラウンドゴルフ場も町のほうで整備するわけですが、常設のゲートボール場が本当に要らないのか。そこらあたりのゲートボール協会の話というのは、どういうふうになっておりますでしょうか。私としてはグラウンドゴルフ場が恐らくできたとして、3コートに実際なると思うんですが、本当は公認コースは3コースですけれども、大会なんかあるときには別に練習コートというのが本当は必要になってくるわけですが。

そういう形で、グラウンドゴルフ場と一緒に併設したような形でのゲートボール場が4面ぐらいあれば、そこの中での練習コートという形でも使うことができるわけでございますので、本当にゲートボール協会が常設のゲートボール場が必要ないというほうの判断をされておるならば別ですが、そこらあたりの話し合いとしては、どのようになっていますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 御説明しましたとおりに、ゲートボール協会のほうでは、ほとんど中央グラウンド、あそこが野球ですとかソフトボール、それから、グラウンドゴルフですとかゲートボールあたり、いわゆる多目的のグラウンドということで、いろんな競技をやられておられます。

ゲートボール協会のほうにおきましても、その中央グラウンドですとこれまでやってこられた経緯があって、今のところゲートボール場の設置に向けた要望といえますか、そうしたものは上がってきておりませんし、今、手なれた中央グラウンドのコートで、このまま継続していきたいというふうなことで、要望と考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 私、矢部のほうのゲートボール協会の方ともちょっと話をしたことがございまして、せっかくグラウンドゴルフ場をつくるのであれば、それに併設したような形でゲートボール場もどうか考えてもらえんとかという話を聞いたことがあります。そこあたりの情

報というのは全然聞いておられないんでしょうかね。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 私どもが協議をした中では、その話までは至ってない部分がありますので、グラウンドゴルフ場の設置の要望というのは、かねてからずっとあっておりますので、議員おっしゃられました、そのゲートボール場の併設ということについても、少し検討させていながら設置に向けて取り組んで、設置といたしますか、要望、意向等を確認しながら、検討していきたいというふうに考えます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** はい、ありがとうございます。私もグラウンドゴルフもしますけど、ゲートボールもしておりました。特に矢部の役場のところで昼休み中したことがございます。ゲートボールは結構頭を使って、年寄りのぼけ防止等には特にいいんですけども、ただ、これ、ちょっとやり方が人の玉を打ち出したりなんかせんといかんから、やっぱり人が人を憎まないかんような形も実際出てきますので、だんだん寂れてはきております。

しかし、ゲームとしては本当におもしろいゲームなんです。川内あたりでも、いつもゲートボール場で桜のもとでされておりますけれども、これはやっぱり今から先、年寄りがふえてくることを考えれば、やっぱりそこあたりの余暇の楽しみ方といいますか、そこあたりをやっぱり大事にしていかなければならないことかとも思いますので、やっぱりそこあたりのゲートボール協会との密接な話し合いということもされた上で、今後の造成等もよければ考えてもらいたいというふうに考えておりますので、要望としてお伝えしておきます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 最初の質問で、私のほうはこの書類を見たときには、県や振興区とも協定を結びましたというふうに受けとめたんですが、これからすると、あらゆる団体等の関係等との協定という意味かなと今、課長の説明を聞いてからですね。最初、私はこれは県も名を連ねて、この協定を結ばれたというふうに理解したもんですから、なぜ廃止するのに、例えば国道沿いだったり、今から、例えば新設するなら駐車場をつくるから県が入ったというならわかりますけど、何で県が名を連ねて協定されたのかなというふうに思ったもんですから、質問したところなんです。再確認ですが、これはゲートボール協会とだけの覚書を締結されたということで理解してよろしいでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** ちょっと表記の仕方が大変申し訳ありません。確認事項って書いてございますが、一般的に事業を始めたり終了したりするよなときの大きくくり、一般的な概念で、その行為をすることに対しての関係各課の利活用計画、それから、次が関連する県や振興区との協定とか、そういったものはないとか、3番目に埋蔵文化財との包蔵地の関連はどうかとかいう大きくくりの観点で、県とか振興区との協定というのは別にございません。関連する分野として、そういう協会とのですね、ここにはゲートボール協会との覚書を締結したというこ

とでございますので、県とか振興区との協定があったということではございません。いろんな各分野の事業を展開するときには、そうしたことの観点を表記しているところでございますので、御了承いただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「山都町営ゲートボール場条例の廃止について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 請願付託報告について

**○議長（工藤文範君）** 日程第8、請願付託報告についてを議題とします。

平成30年請願第1号「山都町浄化槽設置面的整備事業の申請条件見直しについて」の報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** 先般出されました請願につきまして報告いたします。

山都町議会議長、工藤文範様。厚生常任委員長、後藤壽廣。

請願審査報告書。本委員会において、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。1、番号。平成30年請願第1号。

付託年月日。平成30年12月6日。

件名。山都町浄化槽設置面的整備事業の申請条件見直しについて。

請願者。山都町川野1316番地、藤本勇治。

審査の結果。不採択。

6、委員会の意見。合併処理浄化槽整備事業は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的とした補助事業で、個別整備事業と面的整備事業の二つに区分される。このうち、集落内の複数の者が合併処理浄化槽を設置することにより、効果的かつ効率的に整備技術の向上が期待できる面的整備事業については、合併前の矢部町で廃止された。その例から数えると、これまでに36地区において実施されている。平成13年度の13地区をピークに、平成20年度にはわずか2地区までその実績は著しく低下した。平成21年度において、整備技術向上の加速化を図る目的で、誘導的手法として補助対象要件が大きく緩和された経緯がある。

しかしながら、過疎化による影響から集落としての取り組みは年々難しさを増し、制度を改正した同年度に5地区、翌20年度に2地区、翌23年度の1地区とそれを最後にこれまでの事業申請

は全くない状況である。

一方、生活排水による河川の水質については、現在、汚濁状況を示すBOD値は良好な状態で推移しており、合併処理浄化槽整備事業による水質汚濁の防止目的は効果的に達成されてきつつあると思われる。

このような状況の中、面的整備事業のあり方についても議論したが、今後は面的整備事業の補助対象要件をさらに緩和することよりも、これまで実施されてきた面的整備事業を補完する形で、個別整備事業の推進に重点を置いた合併処理浄化槽の普及促進により整備率の向上を図る必要がある。

よって、この請願を不採択とする。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** まず、厚生常任委員会には慎重に審査をされましたので、非常に感謝を申し上げます。その中で、合併処理によって水質汚濁の防止ということで面的の申請をいたしましたけれども、この内容の中で、個別整備事業の推進に重点を置いた合併処理浄化槽の普及促進により整備率の向上を図ると書いてありますので、そちらのほうを今から充実されるのかという思いもありますので、まず、今どのくらい合併浄化槽が町内で達成しているか。また、そのときに、この個別の整備事業にはどのような形で取り組まれるかということがわかればお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 厚生常任委員長、後藤壽廣君。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** 今、8番、飯開議員のほうから質問がありました。合併処理している状況としては59.4%、約60%が整備されております。

あと、2点目ですけれども、今後どのように整備を進めていくのかということと思います。これにつきましては、担当部署と十分協議した結果、まずは、個別を推進するようなことをチラシ等をつくって、こういう個別整備が充実できますよということを告知してもらうこととしております。

なおかつ、今、多分、議員が言われたのは補助率のアップの話かというふうに解釈いたしましたけれども、これにつきましては、条例の変更等々もありますので、執行部内において今後の整備状況を見ながら検討していくという返事をいただいております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 私も役場で仕事をしていたときに合併処理浄化槽を設置しておりました。担当者でございました。清和役場のときにですね。そのとき清和としては面的整備は当然ありませんで、個別の浄化槽で、そのとき大体5人槽なり7人槽なり、大体40坪以下は5人槽でこ

ございますけれども、1人槽あたりは8万円の補助を出しておりました。清和ですね。結構高いと思いますよね。恐らく浄化槽を設置したときに、浄化槽の代金というのは大体それくらい金額にならせんかというふうに関心しております。本体の金額はですね。浄化槽を設置すれば、当然トイレあたりもみんな改修しなければなりません。

そういうことを考えたときに、個人がいろいろ設置するときに、やっぱりその金額として一番心配されておるのが、実状だというふうに関心しております。やっぱり浄化槽を普及しなければ、河川等は特に上流域の地域でございますので、山都町はですね。河川を守る、やっぱり一番、現状としての責任が実際あるわけでございますので、そこあたりの浄化槽の補助率というのはやっぱり上げていかなければならないし、具体的にどのぐらいまで上げるかということもやっぱり検討してもらいたいというふうに関心しております。

ちなみに、先ほど言いましたが、清和村のときに浄化槽の補助率というのは1人槽あたり8万円でございましたので、7人槽か10人槽であれば、その金額でやっておったということをお知らせしながら、検討をお願いしたいというふうに関心しております。

**○議長（工藤文範君）** 厚生常任委員長、後藤壽廣君。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** 今、7番議員のほうから清和地区の話がありました。合併浄化槽の整備につきましては、私のほうもやったことがあるわけですが、単独浄化槽をつくっている場合と、この風呂場の水、井戸の水を入れる場合によって、整備の条件、また、河川までの距離とか、いろんな形で合併処理浄化槽の単価は変わってくるわけでございますけれども、これは一時的な補助でありまして、町なかのこの話が議題であったわけですね。町なかにおいては密集地域でありますので、整備が非常に面的整備といっても難しいところがあります。そういうところを今後は十分緩和していきながら、団体等の補助も考えていくというふうなことを担当部署とは議論したところでございます。

ただ、補助率につきましては、補助どうのこうのするという話につきましては、具体的に突っ込みはまだやっていませんし、当初予算でも上げておりません。このことに関しましては、十分条例を見直しながら、執行部のほうも上層部と検討していくということで返事をいただいておりますので、また、そのときはそのときで報告させていただきたいというふうに関心しております。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 整備率の向上を図るという言葉信じまして、御理解をいたしましたので、お世話になりました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから平成30年請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

したがって、原案について採決します。

平成30年請願第1号「山都町浄化槽設置面的整備事業の申請条件見直しについて」を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（工藤文範君）** 起立少数です。

したがって、平成30年請願第1号「山都町浄化槽設置面的整備事業の申請条件見直しについて」は、不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告届け出は、本日午後2時までをお願いします。

本日はこれで散会します。

---

散会 午前10時43分

3 月 7 日（木曜日）

平成31年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年3月4日午前10時0分招集
2. 平成30年3月7日午前10時0分開議
3. 平成30年3月7日午後2時35分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第4日）（第2号）

日程第1 一般質問

11番 後藤壽廣議員

8番 飯開政俊議員

1番 眞原 誠議員

3番 中村五彦議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠

2番 西田 由未子

3番 中村五彦

4番 矢仁田 秀典

5番 興 梶 誠

6番 藤川多美

7番 甲斐重昭

8番 飯開政俊

9番 吉川美加

10番 藤原秀幸

11番 後藤壽廣

12番 藤川憲治

13番 藤澤和生

14番 工藤文範

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅田 穰

副町長 岡本 哲夫

教 育 長 井手 文雄

総務課長 荒木 敏久

清和支所長 渡辺 八千代

蘇陽支所長 橋本 由紀夫

会 計 課 長 藤島 精吾

企画政策課長 藤原 千春

税務住民課長 田中 耕治

健康ほけん課長 山本 祐一

福 祉 課 長 坂口 広範

環境水道課長 増田 公憲

農林振興課長 山本 敏朗

建設課長 佐藤 三己

山の都創造課長 藤原 章吉

地籍調査課長 玉目 秀二

学校教育課長 渡邊 尚子

生涯学習課長 工藤 宏二

そよう病院事務長 小屋迫 厚文

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） 皆さんおはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

6名の方から質問の通告がっておりますので、本日4名、明日2名としたいと思います。  
順番に発言を許します。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 皆さん、おはようございます。11番、後藤です。

ただいまより一般質問を行いますけれども、1番を引いてしまいました。一般質問の順番というのは皆さん御存じだと思いますけど、くじ引きで決まるわけでございます、平成最後の議会となりまして、1番を引きましたので、気合を入れて頑張っていきたいと思っております。執行部にもよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、今回の議会は平成最後の議会でもありますが、町長にとっては2年目であり、確実な夢が実現できるような町運営をやっていたいただかなければなりません。山都町を担うためにも、ことしの1年の予算、また、来年、再来年に向けての大きな飛躍の年というふうに認識しております。

今回の一般質問は、先般の国民宿舎通潤山荘の今後の経営、今までの経過についても御質問いたします。

また、山都町の総合計画の中に入っております体育館建設、これにつきましても、場所も予算では決まっているようでございますので、これらの経緯について詳しくお尋ねしたいと思います。

また、若者定住でテラスを建築いたしました。約3億円かけてやりましたけれども、これの申し込み状況と今後の定住に対する町の考え方等につきましてもお聞かせ願ひたい。

また、ジビエ工房について清和のほうでイノシシの工場をやっていますけれども、現在の状況、あるいは将来に向けての町の取り組みをどのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと。

それと、森林環境交付金がことしから実施されます。国会のほうでは、もう法案もほとんど通っている中で、本年度の9月及び来年3月に交付金が2,700万程度交付されるわけでありまして。これについての使途についても十分町のほうと協議してやらなきゃいけないので、これについても質問させていただきます。

また、矢部インターの開設について、おおむねですけれども、3年後に開設するという情報は聞いております。これにつきましても、町の取り組みはどのように考えていらっしゃるのか。これについてもお聞きしたいというふうに考えているところでございます。

答弁については、執行部の皆さん、また、町長も初め、町の将来が見えるような、答弁に夢が

あり、また、この話を聞いている町民の方々がわくわくするような、夢のあるような答弁をぜひお願いしたい。前向きに検討するというような下向きな答弁は避けていただきたいというふうに思います。この答弁によって、聞かれた町民の皆さん方が、おお、山都町に生まれてよかった、もっと頑張らにゃんいかんというような夢のあるような答弁をお願いしたい。決して前向きに検討しますとかいう、わけのわからん答弁はやめていただきたい。確実に、また、実現可能な答弁をお願いしたい。できないことはできない、やりたいことはやりたい。これは予算にあらうがなかろうが、将来、町に対しての夢ですので、ぜひ執行部の皆さん方ができんこつは言われんとかいう話じゃなくて、将来に向けて言えるような、そういう職員にもなってもらいたいし、そういうまちづくりをやってもらいたいというふうに考えておりますので。

また、質問に関しましては、項目が非常に多くございますので、適切、簡潔にわかりやすく、専門用語を使わないで、私にも年寄りにもわかるように答弁をお願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして、質問席のほうから質問させていただきますので、執行部の皆さんも肩を並べるつもりでよろしくお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** それでは、まず一番最初に通潤山荘のことについてお尋ねしたいと思います。

平成30年9月28日の熊日新聞の報道にあった、通潤山荘の1,359万を不正受給。要するに、4年間にわたる本件について、年度さかのぼって援助するということで1,848万円の累積赤字の解決をするまで報酬は受け取らないということが新聞に報道されました。

役員で決めましたので、この問題に関しましては、新聞によると4名は不正を認め、10月5日までに1名を省く人は返上されていたというふうに載ってましたですね。しかしながら、まだ解決はしていないと、町民の皆さん方は納得できない状態が続いているわけです。大体どぎゃんなんとつかいということ、しばしば質問を受けるわけでございます。

今さら蒸し返すつもりはないわけですが、この場を通じながら、この件が今どのような状態になっているのか。これにつきまして、裁判するとか民事するとか告訴するとか言っておりますけれども、町民にはいまだにこの情報は伝わっていません。ただ、政策審議会の中では、こうじゃという話がありますが、私たち議員が町民一人に説明することがままならんのが実情です。

そういう中で、今現在、その後、あれから何年ですか。半年間たちまして、その後、あれほどどぎゃんなつとるとだとか、後藤、お前議員だけ知つとるだろうという話がありますが、一向に私のほうからどこそこ知つとるというわけにもいきませんので、その後の状況はどうなっているのか、御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** おはようございます。

それでは、有限会社虹の通潤館の不正事件に関する経過ということで御質問でございました。

経過を申し上げますと、昨年の11月27日に熊本地方裁判所のほうに訴状を提出しております。これは民事裁判の訴訟の提出をしております。

その後、第1回の口頭弁論が1月24日に開催をされております。これにつきましては、訴状を受けた被告側の弁護士から、争うという意思表示があったところであります。

それを受けて、第2回の口頭弁論を3月11日に予定をしております。来週の月曜日に第2回の口頭弁論ということになります。そこで、原告、被告側の言い分を、何回か口頭弁論がありまして、裁判所の判決があるということになると思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 新聞によれば、これは認めたという話で書いてありましたよね。新聞によると認めた。まずは、争うということになってくれば、これは多分、私も新聞紙上を見ますと、役員に諮ったとか何とかんとかいうふうに書いてありますし、町も被害届を出すなり毅然とした態度、行動が……。態度が遅かったのかなというふうに考えておりました。3月11日、また実施されるにしても、これはちょっと腹据えて、通潤山荘というのは町が50%以上出資しているわけでございますので、これにつきましては、会社のことだからとか、会社ぐるみじゃなかったとかいう話じゃなくて、町としては十分指導する責任があるしですね。また、この経過についても、今後とも町民に対しては報告する義務があると、私はいうふうに位置づけております。

です。このところは、後でなあなあ……。こういうのは時期が過ぎると、3年も5年もたつと、そぎゃんこつがあつたねというふうに終わりがちなんです。そういうことがないように、きちんとこれは、新聞紙上であれだけいろいろな問題があつて、ほかの農協とかJAだったら告訴したとか、被害届出したとか、とんとん進んでいくわけです。なかなかうちの町は進んでいかない。それは被害者が、取った人が3人、4人、5人おるって、利害関係あるのかもしれませんが、この件に関しては徹底的に町民に納得できるようなお答えを出してもらわなきゃ困るというふうに考えております。

町長何かありましたら。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** この件につきましては、大変申しわけなく思っておるところであります。

町としましても、先ほど藤原課長が言いましたように、町ではありませんが、虹の通潤館として、本人を熊本地方裁判所に告訴をしたというようなことでありますので、これは毅然とした態度の中で損害金の請求を今しとるというようなところであります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** このことにつきましては、ぜひ、取られて取られっぱなしというわけにはいきませんし、何らかの形で誰かがどういうふうに責任とるのか。これはやっぱり町長、非常に町民の関心のあるところであり、なあなあまああめで終わるような話じゃないというふうに

思います。これは町が出資してない、一部出資ならいいですよ。50%以上出資しているわけですので、そこらへんのところは最後まできちんと報告ができるようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、今後の経営について、1,800万程度の赤字があったわけですね。それで、この前の指定管理者云々かんぬんがあるときに、ジャパックスという会社が出資するとかせんとか、お話がありました。

その後、何の連絡もない、出資があったのかなかったのかわからない状況ですね。その中で、やっぱり私はこのことは6月質問しようかなと思いましたがけれども、今、年度を初めて4月から新しい年度が始まるわけですので、ジャパックスはどのようなふうに通潤山荘の経営に携わっていくのか。

また、通潤山荘というのは、つくった目的が町民の福祉という形でつくってあるわけですよ。当然、経営のほうは1,800万の赤字をどう解消するのかというのも考えなきゃいけません。今までのやり方じゃ難しいと思います。1,800万の、5年間の中で年間300万繰り出していけば済むと。だから経営ばかりを一生懸命すればいいということじゃなくて、ここら辺で方向転換してですよ、町民福祉のことを十分考えながら。昨年からビアガーデンとかやっておりますけれども、何て言いますかね、私、いろんなホテルとか旅館とか行きますと、個人で飯食うだけじゃなくて、みんなを集めて一緒にわいわい酒飲んで、地域間交流みたいな、泊りに来た人も地元の人と一緒に酒飲みながらカラオケ大会があったり、ビアガーデンでカラオケをしたりとか、そういうコミュニケーションの場があって、山都町に来たら楽しいな、通潤山荘というのはおもしろいなというような企画イベントを開発してやっていく必要があると。ただ来て、飯食って帰るじゃなくて、おいしいものがあるどがとかいう話じゃなくて、やっぱり人と人と触れ合いということも大切なんですね。

そういうところを頭に入れながら、ジャパックスが今後どのように介入していくのか。また、町がそういう指導をしていかなんいかん。特にこういう問題があった後ですので、ぜひ、変わったねと。職員の姿勢も変わった。そして、経営に対しての方向性も変わった。新年度から新しい気持ちでやっていくんだというような意気込みですよ。そういう新しい角度で、今度は新しい角度でやっていくぞと。不祥事があったのを、しのごの言うんじゃないですよ。新しいことでそんなことは二度とないと、当たり前です。なくて当たり前。あったのが不思議なぐらいの経営をやっつけていかんやいかんと。

そのためには、大幅な職員の改善、職員の心の中に悪こつしたけん、せんごつすればいいというようなもやもやはぶっとばして、やっぱり今後はこういうふうにやってくんだという夢のある通潤山荘をつくらなきゃいけないというふうに考えていますが、ジャパックスがどのように介入していくのか。また、出資がしてあるのか。そこについて、今後の考え方について、指導の仕方について、課長、またはきょうは社長もいらっしゃいます、町長もいらっしゃいますので、今後の経営のプロジェクトとしてのあり方について3人3様の意見を聞きたいというふうに思いますのでよろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、有限会社虹の通潤館の取締役、組織関係のことをお話をさせていただきたいと思います。

現在、町と商工会、JA、この3者で出資をしておりますけれども、これにさきの指定管理の選定で申し込みがありましたときに、株式会社ジャパックスも共同参画ということで提案書を提出いただいております。さきの取締役会で、出資をするということで取締役会のほうで決定をしたところであります。

出資の額は150万を出資をするということで、経営に参画をするということで報告がっております。

それと、通潤山荘の経営につきましては、これまでも昨年から経営改善に取り組んでおりますけれども、チェック体制の見直しということで、臨時取締役会を毎月開催しておりますし、税理士による経営状況の確認、それと、税務指導を月例で行うということとともに、経営に現場からの意見を反映させるために幹部会議、現場会議を隔週で開催しております。

それと、組織体制の見直しということで、4課1厨房体制として責任の明確化を図っているところであります。

それと、現場職員と社長との意見交換を隔週で開催をして、情報共有と各課の協力体制の構築を図っているところでございます。

それと、売り上げ対策として、原価計算による適正料金の設定、それと、直接営業による顧客獲得、それと、サービス向上によるリピーター獲得などを行っているところであります。

いずれにしましても、先ほど議員御指摘がございましたとおり、内部の体制からしっかり危機感を持って取り組むというところで現在進めているところであります。生まれ変わった組織になるように、今現在、鋭意努力をしているところであります。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 後藤議員から、不祥事を起こして新しい体制、新しい意識改革で経営に臨むようにという厳しい御指摘をいただきました。

これまでの虹の通潤館は、町が50%を超える出資をしております、ややそこに甘えがあったと申しましょうか、民間の厳しさが足らなかったという面はあると思います。いわゆる第三セクターの悪い面が出ていたというのが今回の事件の原因であったと思っております。

それで、今、課長も答弁しましたがけれども、4月から民間の会社が出資しまして、民間の参入による民間経営の導入ということで、社員にもそういった厳しさ、民間のコスト意識、そういったものを植えつけていきたいということで考えているところであります。

また、今、後藤議員から、地域のホテルということで、住民の皆様との交流、そういったものも考慮せいという御意見いただきましたが、今後、例えば、老人会の皆様に来ていただいて健康づくり、健康体操の時間を設けるとか、あるいは生きがい対策として、昼間のホテルがあいている時間を要したカラオケの大会、カラオケクラブ同好会の集まりとか、歌を歌って食事していただいて温泉に入らせていただく、そういった健康生きがいづくり、そういったことにも考えていき

たいと思っております。

また、食材についても、できる限り山都の食材を使って、この地域ならではのホテルとして新たなスタートを切りたいと思っているところであります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 町長にはこの後またお話いただいて。

要するに、山荘も含め、そよ風パークでも一緒なんですよ。いろんなイベントが町であってますね。例えば蘇ジョレーヌーボとあか牛祭り、蘇陽でいいますとオールドカーの祭りとか、八朔祭とか、いろんなあってますでしょう。その中で、レベル的に一緒にそこに、通潤山荘としてもですよ、参加しながら、ちょっと今まではホテルだけ見て上から目線で、来たこともないでしょ、実際、そういうイベントの中に。商工会なんか頼んどきゃいいっていう話。その発想が、町の指導がね。やっぱり一緒に町の施設で町でしょるならですよ、オールドカーにも出して、ピースつくってここで物を売ったりとか。あるいは、蘇ジョレーヌーボとあか牛祭りのときも、コーナーつくって宣伝したりとか、そういう地域とのコミュニケーションもね、とるべきなんです。

待っとくだけじゃだめでしょ、やっぱこれ。そういう総合的に。何かちょっと違くなって、意識が。それは今までそうやってきたからなんです。ですから、そういうところもね、今後は十分考慮しながらね、地域に密着したホテルづくり。いろんなところ、いい食材も大切ですよ。しかしながら、地域とともに育っていくというのが私は物すごく大切と思いますし、地域とともにあるのが公的施設の役割ですので、そこ辺のところを十分踏まえながら、今後経営してもらいたいと思いますので、町長、一言お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、後藤議員からの提案、御意見もとてもだという思いでおりますが、公共施設、特にそよ風パークの宿泊施設、通潤山荘の宿泊施設、山都町になくってはならない施設であります。

今、地域の方々、町民の福利厚生もありますが、やはりホテル業を営んでおる以上、やはり町外からのお客さんの受け入れ体制どうするか、やはりセールスをどのような形の中で営業をするか、一番大事なことが今、どちらにも欠けておるんじゃないか。天文台のバンガロー等もありますが、そういう部分を含めた中で、第三セクターの運営をする、特に通潤山荘については、営業力が欠けておる。そしてまた、職員の態度が、教育がなされてなかったと。これは事実であります。こういう部分を早急に体制を立て直して、今後新しい会社の体制の中でやっていかななくてはならないという思いでおります。

町民福祉とありました。今、社長のほうから、副町長のほうから今後の老人会の皆さんとか、いろんな部分の対策は計画をされておるようではありますが、通潤山荘ができたとき、浜の湯という形の中で温泉施設が今ありますが、これもまさに町民の健康づくり、福祉づくりのためと名を打って、別々の組織のような形の中でつくられたものと思っておりますが、今はもう、ホテルの中の浴場の一つとして位置づけられた運営がなされたというようなことでありますので、今後については、今、後藤議員からもありましたように、また、副町長からありましたような形の中で

の運営もしていかななくてはならないという思いであります。

今度参加をされておるジャパックスについても、旅行業をされておりますので、そういう部分の集客等々もお願いし、また、今までも集客をしていただいております各観光会社、いろんな部分と、もう少し連携を強めながら、また、イベント等について、県内のイベント、町のイベント等の中での集客等の努力もしていくべきだという思いでありますので、今後、早急な対策を、実行できる対策を打ちながら、山都町としても虹の通潤館、そよ風パークも含めてですが、経営にもう少し立ち入った中でやっていきたいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** どうもありがとうございました。

町長が職員の意識が足りないと言いました。職員の意識は私はあると思います。ありますよ。町長、そう言ったら頑張りよるですよ。職員は本当に頑張ってます。ただ、上層部のほうでそういうことがあったんですので、上層部はその責任を取るべきなんですよ。職員の人たちは言われたとおり本当に頑張ってますから、職員の意識が足りないという言葉はなかったことにしてほしいですかね。

続いて、山都町の体育館建設について。まずは場所的なことがいきなりこの予算書を見て、ふれあいの里地区に決まったというような文章がぱっと出とったわけですね。私、これ、答申されましたよね。4カ所か5カ所あった中で、2カ所に決まりました。その中で、今村地区についての、これは意見ですよ、答申の内容。当候補地はアクセスがよく、視認性も優れていて町のランドマークにもなり得る。役場や国道218号線にも近く、高速道路インターチェンジ周辺の利用計画が立案する際、拠点施設となり得る。経済的な面は評価が下がるが、施設建設位置を調整することで用地造成上、土量も変わり、工事コストの低減が図れるとみたというふうに書いてあるわけですね。

あとひとつ、今度はグラウンド周辺。当候補地は町有地も多く含まれ、経済的には優位である。だが、町の中心から離れ、アプローチや視認性。これは行きやすさや道路案内の優位さが低いということですね、低い。周辺から見えにくく、ランドマークもなりづらい。また、地形的に道路も狭いので、アクセス道路の必要がある。

これ、読んだ限りじゃどう考えても今村地区でしょうという視野ですよ、これ。しかしながら、町長としては向こうに決められた。経済的に造成面からいうと、500万ほど今村地区よりも向こうのほうが高いです。が、しかしながら、アクセス道路を考えた場合とか、いろいろ考えると、ちょっと待て。いやそれは違うでしょって。経済的に考えても道路をつくることを考えたら、潤徳小学校の手前がいいんじゃないのと、素人では考えるわけです。

前回の政策審議会の中では2案が出されました。私、町長にも言いました、そのとき。町長、決めるならば何でもここに決めたかって、きちっと答弁できるような決め方して、町民に納得できるような説明をお願いしますよって言いました。これ、最終的に決めるのは町長が決めますので。反対する気持ちはさらさらないわけですよ。それはいかんけん、ひっくり返せっていうことじゃないですよ。

町長はその後、総合体育館建設用地については、中央グラウンド周辺として事業を進めることとするという文書を出してきたですね。これすると、今村地区においては、将来の自動車道路整備がはっきりわかっていないのでということと、一方、早急に体育館の必要があるのですと。こっちはなかなか理由的には弱いなと思いましたし、町長がそこに決めた理由というのは、まあ、町有地もあります。アクセスのところの大変。アクセスをつくることによって町が活性化するか、体育館つくることによって町が活性化するか。これはなかなか一般の人からは、そこに決めたという理由にならないじゃないですか。と私は認識したわけですね。

そこで、これは町長の責任ばかりじゃなきゃあかもしねばってん、主に町長の責任です、これは、99%は。町長がここがええっていう決められた確信的な将来の山都町を見据えてですよ、決められたことだろうと私はそう理解したい。

そこで、答弁席で言ったように、わくわくするような答弁が聞けたらなと思うわけですよ。本当に町長はすげえって。後藤壽廣とレベルが100も違うぐらいの意見ば言うちもらえば納得できるし。それも町民が納得できるような話をしていただけますか。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。先ほど後藤議員からありました二つの候補地から町有グラウンド周辺を選んだ理由。先ほど、用地選定の委員会の答申もあったところでございます。その中で、アクセスであったり、視認性が悪い。ランドマークは、私は何のために、体育館建設がランドマークになるかはわかりませんが。

それはさておきまして、アクセスにつきましては、通潤橋があります。通潤山荘があります。今、町営グラウンドがあるわけです。これについても、アクセスについては、今後、悪い部分はしっかりと改良をし、新設をしながら、アクセスは体育館をつくるつくらなくても、十分今の町営施設があるわけでありまして、重要文化財があるわけでありまして、つくるべきだと、そういう思いでおりますし、今、グラウンド周辺にグラウンドゴルフ場も前々から計画した分、早急に来年度の予算中に入っておりますが、今、埋め立てもほとんど終わっておりますので、そういう分も含め、また、体育館をあそこにつくることによって避難場所、また、健康施設の千寿苑も近くにあるわけでありまして、町の中心地から遠いのは余り今村地区もあそこも変わらんとじゃないかなという思いでおります。

そして、やはり、まずは町営体育館が老朽化をし、いつ事故があってもおかしくない、以下の状況等もあるわけでありまして、町民の特に健康づくりのためには早急な整備が必要だと。これはもう早い時期から皆さん、また町民の皆さんの熱望でありますので、早い時期にできるかなという思いでおります。

先ほど高速道路の話もありました。今、我々も一生懸命、早期の矢部蘇陽間の計画段階評価に向けた取り組みをしておりますが、まだまだそれが出てない状況下の中で、それがどこを通るかわからないというような不確定要素もある中で、あそこよりも、ほとんど全て町有地でありますので、町有地のあの部分で総合的なスポーツ施設が計画できればなという思いの中で、ランドデザインなり、また皆さんにもお諮りをしながら、規模とか様式とかはまだ私の頭の中ではあり

ませんが、何回か皆さん方も先進地等も視察をしていただいておりますので、また、今後もそういう立場の中で意見も聞きながら進めてまいりたいという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** という理由であるわけですね。ぜひそういう認識のもと、そこを全部整備されるということであれば、やってもらってもいいんですけど。

ただ、これについて、体育館の規模。今、町長は明確じゃないというふうにおっしゃいましたけど、3年後にするんだったら、もう明確にして企画書がなからんと、3年後には多分でき上がると思いますし、予算が何なのかということもお尋ねせにやいかんところですよ。

それで、まず担当課長のほうに、規模決定についてどのような考え方をしているのか。どのような大会とか、どのような規模でどのようなことに使っていくのか。現在の体育館はどうするのか。そこ辺の今後の計画性ですね。これは早目に皆さんに通知する必要があるとも思いますし、今の体育館の今後の使途についてもですよ、後から考えるじゃなくて、今考えて。今、体育館は何年にでき上がるのか、予算的にはどうするのかということも、ちょっと担当課長のほうから説明をお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 御説明いたします。まず、体育館の規模等についてでございますが、体育館につきましては、現在の段階で、今の中央体育館でございますけれども、おおむねでございますが、約1.5倍程度の床面積を想定をしているところでございます。

ただ、これにつきましても、関係競技団体との協議等を重ねまして、整備推進委員会において最終的に検討していくこととしております。

このほかにも、設備、機能等につきましても、ランニングコストの低減を図れるような設備等も考慮していきたいと考えているところでございますし、また、災害時の対応とし得るような機能を発揮する、例えば非常用発電設備等の導入も検討しているところでございます。

今後のスケジュール的なものでございますが、平成31年度の予算で調査、測量等の設計等を出しておりますけれども、こうしたものを次年度に行っていきながら、以後は補正予算等ですとか、次年度の当初予算等で用地造成、それから、建築設計、そして、建築工事、外構工事等を行っていきながら、現段階でございますが、2022年度内の完成を目指しているところでございます。

また、建築後の予定している大会等の予定につきましてでございますが、建築された暁にはこけら落とし等の大会としては現段階では、例えば県下小中学生を招待しての地元著名人等を冠とした山都町柔道大会を検討中ではございます。

また、このほかにも各種競技種目等では、新築記念あるいは開場記念となるような大会開催も想定がされるところです。

また、最後にありました、現在の中央体育館の処置でございますけれども、平成28年の熊本地震によって中央体育館は被災した部分があったわけですが、今度の山都町の新体育館の建築までに震災の改修は一応臨機的にやったところでございますが、新体育館ができるまでのつなぎの体育館というふうに考えているところでございます。

○議長（工藤文範君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） あと2年後ですかね。なかなかそれ、道路も併設して考えないかんわけですよ、当然。災害拠点としての場所としても考えるのであれば、今の道路から見てもとてじゃないけど大型は搬送できないし、災害としての道路機能はないだろうと思いますが、ここ辺のところの整備計画については本当に3年後と言わんがええような感じがするとぼってん。四、五年かかりはせんかなと思いますし、そぎゃん簡単なもんじゃないですよ、金持って来るとするのは。それは夢があって悪い話ではないぼってんが、実現可能な話に引き戻していくと、余りです。そうなのっていうことになってしまふんじゃないかなと思います。

ただ規模について、今、こういう話がありました。整備促進委員会を開いてすると。この場所についてもそうですね。諮問委員会がありました。こうしました、あれ決めました。議会のほうには事後報告ですよという話なんです。

ただ、今、ほかの自治体でやっていることを御存じかなと思いますけれども、苫小牧とかいろんな市町村でやっているのが、パブリックコメントというのがありますね。これ、要するに、公的機関が計画案をあらかじめ町民の人に広報するわけですね。町民から意見を聞きましょうという話で、そうすれば議会だけじゃなくて若者の意見とかいろんな意見が聞かれるようなパブリックコメントという制度があるわけですよ。ある市町村でほとんどやってますよね。

体育館をつくるときに、この規模でいいのとか、こんな要望はありませんかとか、そういうのを全部意見を聴取して1カ月間ぐらい、今はもうインターネット、ホームページがありますんで、ホームページにこんなこと出して、こういう体育館を建設したいんだけどこれに要望があったらどうですかとか。

全て、若者定住の話もそうなんですけれど、今までやった中で、後から知らんうちに決まっちゃったもんねとか、知ったやとか。これはどういうことかという町長批判なんですよね、これ。それと議会批判。おまえどんなそぎゃんとも知らんかとかかいう。それがこのパブリックコメントを出すことによって、出とったでしょうって。若者もちゃんと見てるでしょうって。意見を吸い上げて、その意見を反映する形をとるような、そういうことも今後やっぱり、もうITの時代ですので、せっかく光ケーブルも入れてそうなっているわけですので、何ら活躍しないというのもしかかなんかなと思うし、そういうことはね、やっぱり今後ね。あしたからせいか、そぎゃん話しよとじゃないですよ。そういうことは今から新しい時代の中に取り入れて町民の意見を反映していく。そうすれば議会いらんんじゃないかとなってくると、半分にはすれればいいぼってんが。まあ、そういう話じゃなくて、そういう町民の意見を吸い上げるような行政機能というのを整備してもらいたいというふうに私は思う。

町長、これに関していかがですか。総務課長でもいいです。

○議長（工藤文範君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 体育館については、先ほど工藤課長のほうから検討委員会なり、いろんな部分と。皆さんの意見もですが、言っておりますのは、今までいろんな施設整備を山都町になってからもしていただいておりますが、なかなか今言われるような形の中で建設がなされてお

るんじゃないかなと。議会の皆さんも私になってからも、そぎゃんこつだったかいと言われる部分もあっております。

また、選定につきましては、2カ所に絞っていただきましたので、その中から私が選んだというようなことでありますし、先ほど言いました競技団体の方々、いろんな方々の意見、また、パブリックコメントと、全国的な、また、一般公募をすると、そういう方法については、今後検討……。検討するなということではありますが、初めてのことでありますので、我々協議をしながら、また皆さんともかかわりをしながらやっていきたいという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** パブリックコメントというのは、私的には、若者とかそういう人をこういう行政の中に引き込むと。まちづくりに参加していただくということでは小さなところから始めていかんとだめだろうなというふうに思いますし、ぜひそういう視点でね、意見があるとかないとかいう話じゃなくて、そういう視点に立って考えていただきたいということを申し上げておきます。体育館につきましては、この辺でやめとかんと間にあわんな。

続きましてジビエ工房についてお尋ねしとかにやいかんなどと思ひまして。ジビエ工房が今、1年以上経過しました、やっつと。それで、現在、いつときは置くところがにやあけんつちゅうとところで、どこそこに頼まれましたよね。今度は予算で冷凍庫が足らんけんつてつくられました。

話によると、イノシシが足らんという話も聞きました。何がほんなこつやらわからん状態で、どげんなつとつかいというふうなことになって頭の中がこんがらがってしまいました、私は。

今、在庫がどのくらいあるのかをまずお尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、現在の在庫ということでお尋ねでございますので、報告いたします。

29年の10月に清和の加工所のほうをオープンしまして、1年6カ月ほど過ぎております。この間のトータルの数量で申しますと、搬入された頭数が977頭、精肉につきましては、イノシシと鹿あわせまして1万3,247キロ、販売量が1万392キロとなっておりますので、今現在、3,000キロの在庫でございますが、2月の末に福岡の加工業者さんのほうにミンチ肉が1,000キロ販売したということでございますので、今現在約2.3トンの在庫ということとなっております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** じゃあ、なかなか順調に売れているということなのかなとも思いますし、課長、最初つくったときからイノシシの頭数を減らすというのじゃなくて、これによって地域づくりをするということが初めだったですね。初めのきっかけはですね。

私、ちょっと心配しているんですけど、今後、春から夏にかけてのイノシシはどうなのかな、使われるのかなという心配もしておりますし、地域づくりなら地域挙げて、そよ風パークも商店街の方々も、ただジビエ工房の人に任せるだけじゃなくて、加工もしているようでありますけれども、地域づくりであるのならば、先ほど虹の通潤館、そよ風、いろんなどころの商店街の方々も、例えばイベントがあるときにね、そういうジビエ工房も来て、イノシシ肉のサービスをした

りとか、我が町にはイノシシありき、鹿ありきで、蘇ジョレーヌーボとイノシシ祭りでもいいんですよ。そういう、地域の中に、そこもやっぱり入っていかんといかんというふうに思うし、足らんときは足らんでまた考えないかんわけじゃないですか。ジビエ工房はジビエ工房に任せるのじゃなく、企画とかふるさと納税のお礼とか、いろんな形で地域のほうと一緒に起こすとか、老人福祉施設に買ってもらうとか、そういうものを考えながら、町全体に取り組むような姿勢、これはやっぱりできないのかな。それが地域づくりでしょう。それは、売ればいい、買えばいい、売れたけんええじゃないかとかっていうんじゃないで、そのためにつくった工場であれば地域の人がみんなかかわりあって、みんな考えて、みんなでそれをいい方向に持っていく。福岡に売れた、東京に売れた、名古屋に売れたけんええちゅう話じゃなくて、地元の中でそれをどう生かすかっていうことをもって、それしこ売れているのであれば、いい肉であればね、それをそういうふうに考えるというのが私は適切じゃないかなと思いますが、今後そのような考え方をシフトして協議会つくってやろうという気持ちはあるのかなのか、お尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** 本来、加工場を建設するに当たりましては、イノシシ等の獣害の肉を使って地域おこしをしたいということをつくったのが初めてでございます。

今言われましたとおり、東京、大阪方面に確かに販売やっておりますけれども、本来であれば地元でとれた肉は地元で消費するのが一番いいのかなというふうに思っております。

そういったことを含めまして、例えば今言われましたとおり、ふるさと納税の返礼品であったり、一方では町内でいろんなイベントのときに弁当が出されます。その弁当の中にジビエのワインナーとか、そういった肉も使っていければ相当な量がさばけるんじゃないかというふうに思っています。

そういったことを含めまして、今後の町内でどういった商品を付加させていくかということで協議をしていきたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ぜひ、町でつくったものは町全体のものです。町全体の力で、町全体がかかわっていく。町のみんながかかわって行って、町が楽しくなるんですよ。私は基本的にその考え方をすてたらね、つくったけん売ればいいじゃないかという、そういう考え方は町はおもしろくないし。この町に住んでておもしろいというのは、そこがおもしろいんですよ。そういうことやるのが。ぜひそういうことを考えながらやってもらいたいと思いますし、今から先、夏場にかけての、イノシシがとれたときに、今から先入ってくるのかな。もし、入ってくるんだったら営業せなんいかんわけや。今から先、夏場に関するイノシシとか鹿とかどうなんですか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** 議員が言われましたとおり、イノシシと鹿につきましては、本来11月から3月の期間が一番とれる時期でございます。確かに夏場のイノシシ等につきましては、脂がのってなくて痩せてる部分もありますけれども、そういったこともありまして搬入の頭数につきましては、確かに確保されるのが少なくなっております。

ただ、1日当たり1.5頭ぐらいは通常入ってきているような現状でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** そういうことであれば、ぜひその件については、今後、逐一とは言わなくても状況ぐらいは、ちょっとした広報誌とか、そういうのに載せたりとか、お知らせ版ば、ジビエだよりとか、お願いしますとか、そういうのも、ちょっと金がかかるかもしれませんが。まあ、10万、20万の話でしょう、そういうのって。そのくらい状況報告はね。それは地域を巻き込む技なんですよ。そういうことも今後検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

この後、森林環境行くね、そのまま。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 全部までは行きませんが、森林環境税についてですね。これについてちょっとだけお尋ねしたいと思います。

ここにある資料は林野庁のホームページから出した資料なんですけど、森林環境税については森林環境譲与税という形ですよ。これ、県のほうに行って調べました。今のところ2,579万円は初年度交付すると。9月と3月にわけて交付しますよと。

使い方に際しては、いろんな、アスレチック施設とか、矢部高校の林業科学科とか、そういうのに使ってもいいよとか、あと、人材育成とか、あるいは森林組合の強化事業とか、いろんな形で7項目、10項目あるわけですよ。それは今後、あなたたちが考えるわけであって、七、八年後にはこれが9,000万ぐらいになる予定です。永遠に続くわけですね。そこで、積立金もいいわけですよ。積み立てしてもいいわけ。林業者体育館に使うなら使ってもいい。それはまだ申請していないのでわかりません。

しかしながら、これを決めるのは、県に行っているいろいろ話よったら、町単独で決めたらね、主管課だけで決めたらへんちくりんな話になってしまうので、できたら協議会、森林環境税使い方協議会みたいな感じでいろんな人を巻き込むような協議会をつくってもらいたいですよ。例えば学校関係とか、あるいは森林組合関係とか、あるいは子供たちのアスレチック施設にする保育所関係とか、いろんな形を巻き込んだ中で、これは永遠に続きますよと。これにつきましては年にいっぺん会議しながらね、どういうことが一番町にとっていい使い方なのかという協議会をつくっていただきたいなと思って、御船の地域振興局に行って1時間ほどずっと話よったら、協議会をつくるのに日当は出されますかと言ったら、それは今後検討しますという話で、出されるような出されんような、意味不明な回答でありました。

担当が今、矢部の人なんですよね。だから物すごく話しやすく、その後森林組合でも会いましたので、どやんやという話をしたら、後藤さんぜひこのことについては議論していきながら、協議会つくっていきながら使い方について皆さんと検討して、本当に町の林業振興には充ててもらいたいというような話があったわけです。

ただ、今、間伐補助金なんかあるわけじゃないですか。赤字になる山を間伐して、それを補填していいやっていったらそれはだめらしいんです。あくまで、できない人の山を委託して間伐し

て金を取ってやるというようなことならできるという話で、これは当然、森林組合とか第三者がおらにゃいかんだろうし。蘇陽地区は阿蘇森林組合じゃないですか。矢部地区を見た場合、林業者がたくさんいらっしゃいますよね。そういった人たちと連携していきながら、あいている山があったらそこにアスレチック施設をつくるとか、矢部地区の中において子供の遊び場がないわけじゃないですか。そういうところもね、今後これを生かしてね、林業科学科のことも、町内アスレチック施設のことも考えてもらいたい。

なんで私がアスレチック施設のことばかり言うかというのと、孫を健診に連れて行ったわけです。2時間待ってって言われたわけです。どこも連れて行きようもなかったけん、橋のところ連れていったばってん、子供は喜ばんし、どこにも連れていきようがないので車の中にずっと2時間ばかりおりましたけど。やっぱり子供の遊び場とか、子育て重視するならば、そういうことも今後考えながら。よかあんばいだけん、そういうアスレチック施設も保育所跡もあるし、ぱっと目の届くようなところに、そういうのを建設するような計画もやっていただきたいなと思いますので。

ぜひ、協議会をつくるかつくらんか。つくると思っとるとか、するまいと思っとるとか。お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** 森林環境譲与税並びに森林環境税につきましては、森林環境税につきましては、全国の方から均等に1,000円をいただく税でございます。それを31年度から先行して公債のほうが譲与税でございますので、これは国民の税金を使ってやるということでございます。

ですから、その税金を使って山都町のまちおこしであったり、例えば整備で森林を整備したことによって山都町の方が景観がよくなった、ひいてはイノシシの獣害も少なくなったなというように、将来喜ばれるような方向に使っていく必要がございますので、町だけの考えでは難しいと思います。

そういうことを含めまして、協議会という場をつくって今後検討して、将来に向けた使用について協議したいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ありがとうございます。ぜひ約束を守ってください。

続きまして、山都テラス、若者定住促進住宅についてお尋ねします。

どこの町も一生懸命、定住定住と頑張っておりますし、山都町においても山都テラス、若者定住促進分譲住宅、500万程度で販売しておりますし、要件もいろいろございます。

これについて、どのくらい経費がかかったのか、今まで。整備費にですね。それで、今、申し込みはどのくらいなのか。今後の展望についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 山都テラスについてのお尋ねでございました。

どのくらいの費用が入っているかということでございますけれども、現在、整備工事を進めて

おります。今月の29日までを工期として10区画の造成工事を進めているところであります。

工事費については、水道の布設がえも含めまして6,700万円ほどの経費がかかっております。

それと現在のお申し込み状況でございますけれども、5件の申し込みがございましたけれども、1件は辞退がありまして、現在4件というところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** これは、申し込み期限は切るのかな。それとも永遠にやっていくわけですか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 申し込み期限が4月12日までになっております。一旦そこで申し込みを締め切って、区画が重複している箇所があれば抽選という形になると思います。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** いろんな要件があつて補助金もあるわけですけども、ほかの町村でもいろんな事業をやっていますよね。

私、これ、見直せというわけじゃないですけども、今後、売れなかつたら負の財産になって困るなっていうふうに思うわけですので。

つい先日、熊日の下のほうにチラシとして載ってましたよね。本来ならば記事ですよ。もっと記事扱いに山都町はこう打ち出しましたとかね、熊日とか何とかかんとかいろんな新聞社に記事として、こんないいかがですかとか、反応を見ながらね。出したら反応が来るやん。こやんしたらいい、あぎゃんしたらいい、それを見直しながらやっていくのも一つの手かなと、思うわけですよ。

今さら出るとばたい、この事に対して失礼なこと言うといかんけん言いはせんばってんが。今後の取り組み課題についてもね、もっと勉強してもらいたいなというふうなことで。4月で切ったらその後もするんであればね、記事にも出して。宣伝ばかりじゃなくて記事に出して、山都町がこんなこと打ち出しましたとかいって、メインをばんと出して、作業は年に10日も20日もせんでいい、あやんこつ書かんでいいけん。こんなふうで補助金出しますよとかいうことはしたほうがよいはないかなと思っております。

参考までに町長、よかですか。これね、インターネットで拾い出した広島県の神石高原町ですか、坪8円ね。若者定住、坪8円募集します。多い場合は抽選します。必死ですよ、この人は。この町長は。これ、子供がおることが条件とかね、書いてありますけど、このくらい必死になったら、うちの職員でも買いますよね。私はここはうちの職員に買えっちゃ言わん。ただ、町長、さっき見せましたので一言お願いします。どぎゃん思いました。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** これにつきましては、先ほど私も読んできました。美里町のほうでもこのような形の中で販売をして、あそこは十数区画だったと思っておりますが、まだ皆売れておらんのですが、大体完売しとるんじゃないかなと。

いろんな自治体がいろんな思いの中でやっておられます。甲佐町でもいろいろ聞きますと、町道なり水道の整備はほとんど全て町がして……。あれは民間の会社の宅地開発でございましたがそういうふうなのがあったと。これも町長の思いと。私の思いが少し足りなくて、500万ほどの分譲価格というようなことではありますが、これについても、私たちの参考にしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** おはようございます。8番、飯開です。

ことしの冬は私も初めての経験かなと思うくらい、暖かい日々が続きました。ことしもいろいろなところから初会議を初め、多くの会合に案内をいただきました。

昨年9月の決算審査の結果を踏まえ、多くの町民の方々からの意見も参考にしながら、山都町が誕生した平成17年が1番目の節目の年ならば、九州中央自動車道の矢部インターチェンジへの開発が予定をされている三、四年後が2番目の節目の年と思われまます。

行政は継続と改革のバランスがとても大事だと思っております。10年後、20年後につながるような政策をとるという思いで、後藤議員に続きまして質問をさせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** まず1番に、九州中央自動車道矢部インターチェンジ開通前に向けた取り組みについて質問をさせていただきます。

合併から14年が過ぎ、当時の計画からの歩みを振り返り、今後新しいまちづくりを目指すに当たり、合併時の起債は180億ありましたが現在は90億まで減らすことができました。いろいろな批判にも耐えながら、職員の頑張り、町民の協力により、新しいまちづくりに向かうことができます。

財政健全化の判断基準、実質公債費比率が改善された今、まず取り組まなければならないことは中央自動車道が三、四年後に浜町までつながったときの受け入れ体制です。現在、中島までの開通でも車の量がふえているということです。

では、浜町まで開通する前に、私たちがしなければならないことは受け入れ態勢の準備です。インターチェンジの近い場所に道の駅か物産館などを建設し、山都町への入り口をつくり、町内への入り込みを図る取り組みです。そこで、開通する前に建設する予定はありますか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 中島インターチェンジが昨年12月に開通しまして、矢部イン

ターにつきましても工事が進められているところです。

先ほど後藤議員のほうも、3年後の矢部インターチェンジ開通ということでおっしゃっていましたが、供用開始年度につきましては、現在まだ全く示されていない状況ですので、開通につきましては現在のところは未定であります。

でも、飯開議員がおっしゃいますように、やはり開通したときには来られる方、来訪される方をお迎えするということが大変大切なことだと考えておきまして、これまでも町におきましては、高速道路を見据えたまちづくりということで、移住、定住、総合体育館建設、安心安全農業の三つのプロジェクトチームを設置してきたところでございます。

今後、数年後に矢部インターチェンジ開通が見込まれる中、町としましても物産館を含めたインターチェンジ周辺の整備を行うため、新たなプロジェクトを設置しまして、今後、物産館等の建設について検討を進めていくこととしております。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** ぜひ開通前には建設をし、迎える準備をしていただきたいと思います。

そのこととともに、観光面から一言お願いを申し上げます。通潤橋は野球で言えばエースで4番バッターです。その通潤橋が被災をして、観光協会を初めいろいろところで観光客の減少が言われていますが、こんなときだからこそ山都町にある集客増を目指さなければなりません。

国道218号、445号沿いにはたくさんの観光地があります。例えば、浜町から馬見原までの道沿いには聖滝、龍宮滝、二つの神社、キャンプ場など、人を呼び込める整備をし、発信をしていただければ多くの客を呼べます。手付かず未整備な場所でも、都会の方々の目線ではもったいないそうです。

その点につきまして、今後、観光地の整備など、向かうという思いがあるかどうかお伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それではお答えします。九州中央自動車道の開通に合わせまして、数年後には矢部インターの開通が予定をされているところであります。

高速道路の開通に伴う受け入れ態勢の整備ということで、現在、ランドデザインの策定に取り組んでいるところでございますけれども、通潤橋周辺につきましては、国選定重要文化的景観に隣接する区域でもございますので、より景観に配慮した計画としたいと考えております。

御指摘のございました矢部インターから清和、蘇陽方面にも多くの車が行き来することが想定をされているところでありますので、矢部地区にある観光施設以外の清和、蘇陽地区、国道沿いに点在します自然の観光施設についても情報を発信して、多くの観光客の方に訪れていただけるような情報発信ですとか、施設の整備については取り組んでいきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 今、課長のほうから申されました。多くの観光地があることは人を呼ぶいろんな意味での幅広い観光地をつくることが非常に大事であります。どこの観光地に行きま

しても、大したことないのに多くの宣伝をされておられます。

私は今度、高速道路が来たときに一番考えなければならないのは、やはり多くの方が1カ所だけでなく、もう1回行ってみようと、また違うところも行ってみようとという形で、非常に皆さん方の関心を呼ぶような施設をつくっていただきたいと思います。必ず人はふえます。そのことを前提に、あと三、四年後には来ますので、今の言葉のとおり、必ず実行していただきたいと思います。

それでは、もう1点、体育館の建設につきましては、先ほど後藤議員のほうからの質問の中でありましたので、私の考えを申し上げたいと思います。

体育館の建設にあわせ、総合運動公園の建設です。中央グラウンド、グラウンドゴルフ場、子供たちを遊ばせることのできるアスレチックの遊戯施設などを含んだ公園です。私たちに示されているランドデザインの早期実現です。

現在の人口は1万5,000人くらいです。来年に行われる国勢調査の結果では、地方交付税は確実に減るでしょう。今の経済活動は町民の頑張りでもまあまあ良好な状態であります。よく言われている生産活動面でも、しばらくは続くときに新しい起債を借り、まちづくりに向かわれると思います。私は政策審議会でも申し上げましたが、中央道の乗り入れ前に計画を逆算してでも実現を急いでほしいと申し上げました。

この体育館建設においても、もう数年前から言われております。今回、町長の判断でやっと場所は決まりました。この体育館を建設するとともに、今のような総合運動公園を含んだ位置が、なぜ今の今度選ばれたところがいいのかと、私なりに意見を述べさせていただきます。

体育館の建設予定地ですけれども、今の財政規模から言っても中央グラウンドの隣接がいいと思っております。今、高速道路の廃土の組み立て地にグラウンドゴルフ場が計画されています。多くの土地が既に町有地であり、通潤橋、五老ヶ滝の観光地も近く、多くの方々にゆっくりと散歩のできる散歩コースなど組み込み、人を呼び込み、山荘への立ち寄りも図れます。そして、何よりも、体育館とさまざまな施設を利用した多くの大会を催し、町外の人々の呼び込みができます。近くにある千寿苑と元浜中体育館など、一つのエリアとして見ることは、管理に対する経費の削減も見込まれ、山都町の人口動態、財政規模から判断しても、その方向にスピード感を持って建設することは一番いい方法だと私は考えております。

一つ町長にお伺いをいたします。物事を前に進めるにはトップの姿勢です。揺るぎない信念を持って前に進めるという姿勢を見せれば、町民も納得し、ついていくと思います。町長の覚悟をお伺いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。体育館建設等につきましては、先ほど後藤議員の質問にお答えしたとおりでありますし、今後、いろんな整備等につきましても、言われるようにトップの判断は、全て私の判断は皆さんの御意見を聞きながら、最終的にはトップの判断として議会にお諮りをし、また、住民の皆さんにもお諮りをしながら進めてまいります。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 物事をスピード感を持って進めて、中央自動車道のインターチェンジまで、来る前にいろいろな意味で行ってほしいと思います。

では2番目に、山都町行政改革への取り組みにつきまして、質問をさせていただきます。

本町、清和、蘇陽支所の人員配置についてお尋ねをいたします。合併から職員数が100名ほど減っております。ところが、仕事の内容は減るどころか、前の事業の継続に加え、地震、豪雨などの災害への対応など、仕事の増加で職員の負担はふえております。それに加えて、町内に住んでいる職員は、地元の行事など成功させるため裏方に徹し、一生懸命頑張っております。当然かもしれませんが、職員にかかるプレッシャーは大変なものでしょう。今は働き方改革も叫ばれています。

そこで、職員の配置について伺います。現在の建設課などの機能の重点化を図るために、テレビ電話などを活用し、住民サービスのあり方を変えることにより、職員の仕事の効率を上げられないかということです。

支所の窓口には職員OBの方々などを配置し、町民の対応に当たり、テレビ電話で本庁の担当職員との会話ができるような仕組みはできないかとお尋ねします。そのことにより、職員の本庁への集約を図り、仕事の能率を上げることはできないかということです。答弁をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 私のほうからは、ICTを活用して業務の効率化を上げることはできないかというふうな御質問についてお答えしたいと思います。

本年度において、町ではWi-Fi等、光回線等のいろんな整備を行っているところであります。その中でウェブ会議ということで、現在では、町では東京事務所を開設しているところですが、東京事務所との定期的な連絡に無料のアプリを活用しましたウェブ会議を利用しているところであります。

この会議につきましては、本庁と支所間も今年度中、3月までの中で接続を予定しているところでありまして、清和支所と本庁、蘇陽支所と本庁、それぞれの支所同士といったふうなところをテレビ会議でしていきたいと計画しているところです。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 支所お二人に、支所長にお伺いをしますけれども、支所の機能を少し削減をして本庁に集約をして、特に建設課など三つに分かれております。非常に効率が悪いと私は思いますけれども、支所の立場からその辺のところについてはどのようにお考えか伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 蘇陽支所長、橋本由紀夫君。

**○蘇陽支所長（橋本由紀夫君）** お答えします。平成28年4月から、それまでの総合支所から支所に再編しました。その当時、従前は支所にも課がございまして、4課5係体制で、28年4月以降は支所の課を廃止しまして4係体制となりまして、蘇陽支所ではそれまでの職員数は25名からその後、20名という組織になっております。

当然、職員数が減りますので、それに当たる事務事業はそれほど変わっておりませんので、当

然支所業務の見直し、それから、本庁の関係課との事務分担の見直しなんかも当然やってまいりました。

その後も全体の職員数も当然減っております。来年度の採用計画を見ますと、来年度もさらにまた職員数が減りますので、さらに支所そのものの業務の見直しも当然でございますが、全体の事務事業を見直して、本庁との事務分担も当然見直ししながら、今後も引き続き続けていかなければならないと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 清和支所長、渡辺八千代君。

**○清和支所長（渡辺八千代君）** お答えいたします。支所の現状ですが、道路や水道などライフラインに問題が発生した場合は、すぐさま現場に駆けつけなければいけません。また、最近が高齢者支援などで最優先に家庭まで出向く必要が増加しております。職員は複数の業務を兼務しておりますので、係内、さらには支所全体でカバーをして対応している現状でございます。今後、支所の運営は変化せざるを得ない状況にあると思います。

しかしながら、支所は旧町村の拠点施設でありまして、地域住民の暮らしや心のよりどころでもあります。各種手続や相談窓口、避難所、それから、本庁舎が災害などで使用できなくなった場合の代替え庁舎にもなる重要な施設であります。

地域住民の思いも大事にしながら、住民サービスをできるだけ低下させないような町全体の機構を見直す必要があると考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 合併してから10年後に本庁、総合支所を見直すという原文を見させていただきました。確かに職員数は少しずつは減らされておりますけれども、やはり私もJA時代に支所の統廃合もやってまいりましたから、その苦しみは非常に知っております。

ただ、住民サービスの点から考えますと、逆に、経費がかかることは住民に対して行わなければならない経費を食っていくということです。どこかでやはり決断をして、本庁と支所との人員の配置を見直していかないと、人口が減り、職員が減り、それから、国からのいろいろな権限移譲で仕事はふえていきます。やはり集約をしていかないと効率は悪くなるし、魅力ある職場をつくっていかないと若い人も希望してこられません。やはり真剣に考えて、痛みは伴いますけれども、この点につきましては、早い段階で決断をして進めていただくようお願い申し上げます。

それから、もう1点、企画政策課と山の都創造課との仕事の振り分けについてお尋ねします。

企画政策課と山の都創造課という名称に、私は不思議な印象を持っています。どちらかといえど同じ意味合いに聞こえるからです。将来をどのように描くかということだと思います。

私から見れば、もう少し単純に、元の企画と商工観光のほうが町民からもわかりやすいし、仕事の振り分けもできるのではないかと思います。まず、仕事は自分の課が受け持てば、最後まで責任を持ってなし遂げることが本人のステイタスも上がります。今の仕分けだと、ここまでは自分の課、その先はあなたの課と言われかねないような気がします。

私もまだ1年を過ぎたばかりですので内容までは把握できませんが、まず、総務課長、今の仕

事の振り分けはわかっておられると思いますので、私にはわかりませんので、もう少し単純にして、町民からもわかりやすいようにされたらいかがですかとお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。現在の企画政策課並びに山の都創造課というのは、平成27年1月に新庁舎ができました当時に、業務開始とともに設置されたというところでございます。

この両課の設置に当たりましては、高速道路の開通を見据えたまちづくりを目的ということで、当時、企画振興課内にありました山の都づくり推進室を強化するために独立させたという部分と、当時、企画振興課、まちづくり全般を管理している業務がございました。数多くの業務を抱え、本来であれば町の経営にかかわるところでございますが、その経営のなかなか難しい部分があったので、企画政策課には政策の企画立案及び総合計画の進行管理という強化を目指したということで分離しているところでございます。

現在の状況でございますが、議員から御指摘がありましたとおり、いわゆる事務分掌ということがございますが、企画政策課のほうには地域政策に関すること、一方、山の都創造課のほうにはまちづくりに関することということで、ほかにも類似するような施策が両課に混在しているのは御指摘のとおりでございますので、町民の皆様にもなかなかわかりにくかったかなというふうに思いますが、当時の新庁舎から、建設しましてもう5年を過ぎようとしていますので、この業務の見直しについては緊急の課題ということで捉えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 今、課長のお答えを聞きますと、やはり現場でもさまざまな問題が少しはあるのかと思っております。やはり私たちから見ても、非常にわかりづらいし、そこ辺のところはですよ、仕事をされる職員の方々のすみ分けも非常に厳しいのではないかと思います。

ここで回答は求めませんけれども、やはりそこら辺のところは、やはり早い段階で討議をされて、進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

では3番目に、学力、体力向上への取り組みということで質問をさせていただきます。

学力向上に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。この問題は何回となく一般質問で尋ねておられますし、今回も数名の方が尋ねられると思います。しかし、改善の兆しが見えないと多くの方が思われています。

若い方々の、この町に住みたいという条件の中に、まず、住む家、そして、働く職場、三つ目が子供の教育環境を言われる若い方が多数おられます。まず自分の子供が将来自立できるように、小中学校の基礎学力をつけてくれる学校に子供を通わせたいということでした。

昨年、学力向上を目指すとした福岡県飯塚市への研修に、総務委員とともに課長にも同行していただきましたが、その結果を踏まえ、どのように学力向上に向けた取り組みをお考えかお聞きします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** ただいま質問がありましたように、昨年、総務常任会員のほ

うに同行させていただきまして、飯塚市の学力向上に向けた取り組みのほうを研修させていただいております。

その中で、あちらのほうで行われておりました陰山メソッドという取り組みについて、飯塚小学校のほうに12月に研究発表会のほうを行われました。そういう情報がございましたので、急遽、予算を準備いたしまして、まず、学校の先生方にそういった取り組みの状況を見ていただくということで、バスの経費を準備し、各校から職員を募りまして行っていただき、研究発表をごらんいただいたところであります。

ただ、それにつきましては、一つの研修材料ということで各校の取り組みに反映していただければという思いがございます。その中で、取り組みを始められた学校もあるかと聞いておりますが、今後はどのような取り組みにしていかれるかということを検証していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 福岡の飯塚市、県内でも、高森、山江村が実行され、学力向上に成功されておられます。一般にいうICTです。

私は今後、山都町においても教材の充実を図るべきと思っております。上杉鷹山の米百俵のように教育に力を入れていただき、将来を担う子供たちの能力を引き出し、グローバル社会でも力強く生きていけるように、山都の子供の教育に努めていただきたいです。それを実現するには、まず、教育委員会の姿勢です。指導される先生との一体感だと思っております。

以前私が中学校のPTAの役員時代、子供の学力、体力の向上を教育委員会にお願いしたとき、当時の学務課長はいろいろな面で協力をいただきました。

まず、部活強化費ということで100万円を用意され、生徒の数に応じて中島中学校に30万、矢部中学校に70万助成していただきました。その結果、中体連で7本の優勝旗を持ってこられました。

それから、授業に使う紙が非常に少ないという校長の言葉でしたので、PTA全員で廃瓶の回収などで10万円を稼ぎ、学校のほうに寄附し、そのことにより先生方から潤沢に紙が使えると感謝をいただき、先生方も非常に頑張ってくださいまして、学力を郡内トップクラスに押し上げることができました。

そして、中体連の結果を委員会に報告に行ったときに、当時の学務課長でありました岸本課長がとても喜ばれて、これで議会にいい報告ができますという言葉でした。今でも思い出されます。そのころは、卓球とバレーボールが毎年のように全国大会に行っており、地区住民の励みになっております。今、蘇陽の陸上選手がすばらしい生徒がおられるということで、私たちも町を挙げて応援したいと思っております。

そこで、教育長のお考えをお聞かせいただきたい。教育長は現役時代、あのようすばらしい実績を残されました。いろいろな現場での経験も豊富だし、ノウハウを習得されておられます。私どもも大きな期待を持っております。

そこでお願いです。山都町におられる先生方の能力を最大限に引き出していただきたいです。子供の学力向上は先生方の意欲にかかっております。持てる力を存分に発揮していただき、そし

て、教育長としての教える喜び、成長する喜びを持たせていただきたいので、教育長のお考えをお伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 議員から励ましの言葉、そして、お褒めの言葉等をいただきましてまずは恐縮しております。今の職務を通しまして、精いっぱい学校教育の振興にも努めておるといことはさせていただいているところでございます。

学校は、御承知のとおり、学校長を中心とした組織体でやっております。児童、生徒の知徳体の向上には、毎日、まさにたゆまぬ教育活動が行われておると。私も現場ではそのように努めてきたつもりでおります。学校は校長の経営理念のもとで学校目標を定め、そして、職員との力を合わせて取り組んでもらっております。

御期待の高さに比べて、今の成果がどうかというお話でございます。教育委員会としまして、職員の配置を手厚くして認めていただいておりますので、町雇いの職員を重ねて配置をいたしましたり、いろいろな予算等の配置により、教育環境の整備、そして、具体的などころでは校長会等の会議等での指導助言、こういったことを通しまして、各学校での教育活動が充実するように支援に努めているところでございます。

また、具体的には、学校指導員を初め、私なども学校におじゃまをいたしまして、学校訪問などによる指導力の向上に向けた指導、そして、校長を通じた日ごろの状況把握、そして、職員への指導等に当たっているところでございます。

これからもそのようにしっかり努めていきたいということ、まずはお答えさせていただければと思うところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** まちづくりの1丁目1番地は子供の教育だそうです。やはり、将来を担う子供の姿を描いて、この子の姿を描けば、やはりいかに基礎学習をつけてあげて、自分が選ぶ道を自分で選べるだけの能力をつけてやるのが地域の教育委員会の仕事だと思っております。私たちこの議場における全員で力を合わせなければ、教育委員会だけではなかなか達成はできません。皆さんにお願いします。この教育は信念を持って当たっていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それから、4番目に、高齢者の生きがいづくりと老人クラブ連合会の事務所について、お尋ねをいたします。

高齢化率が県内で2番目ということですが、そのことそのものは別に驚きません。なぜかというと、中山間地のほかの町村も数年後には山都町と同じ数字になるからです。それよりも、この高齢者に生きがいを持って生活をしていただくことが大事です。

四国の上勝町では80歳のおばあちゃんが葉っぱビジネスでパソコンを操りながら1,000万円を超える販売額を実現されています。その結果、上勝町では、福祉に関するデイサービスなどの利用者が減っているということです。元気なお年寄りがふえているというお話です。

本町でも生産活動に頑張ってください、生き生きとした生活を楽しんでほしいです。去年はエ

ゴマの生産をされ、今後、菜園で栽培した野菜の販売を検討されておられます。ぜひ物産館などでの販売を実現していただきたいです。

その原動力になる老人クラブの活動は、行政や社協、そして、関係団体と手を携えて、認知症予防対策の脳トレーニングへの取り組み、文化活動の輪を広げていき、つくる喜び、展示品を見ていただく喜びなど、生きがいに頑張りておられます。エゴマの油も100ccの瓶1,300本を生産されました。1,000本程度販売する予定であると伺いました。ぜひ、ここにおられる町長を初め、職員、議員の皆さんも1本ずつ買って、試食していただきたいです。とても健康にいいそうです。

そんな老人クラブより、起点となる事務所が手狭ということで、早くから千寿苑の現在空き室となっている元保健センター事務室を借りたいとお願いを町当局に出されていますが、山都老人クラブ連合会の意を酌んでいただき、ぜひ申し入れを理解いただくようお願い申し上げます。

では、課長の答弁をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それではお答えいたします。ただいまの議員から御紹介ありましたように、本町の高齢化というのは五木村に次いで2番目に高い数字でございます。町ではこの数字を逆手にとりまして、高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らすことができる長寿の町であるとアピールをしながら、そして、生涯を通じて、健康で明るく、生きがいを持って暮らせる町の実現を目指して取り組みを進めているところでございます。

また、御紹介もありましたけれども、老人クラブにおかれましても、会員数約4,000名を超える多くの皆様が、ふれあいヘルプ事業ですとか、環境美化運動、世代間交流事業等に加え、町と共同で活動を数で行っておられまして、高齢者の生きがいと健康づくりにも大きく寄与されております。

今年度は特に、老人クラブの全面的な協力と、町との連携のもと、薬用作物のエゴマを試験的に栽培をいたしました。

また、農作業を通じて、介護予防につなげる取り組みも今年度から実施をいたしております。これにつきましても、先般、老人クラブを通じて、庭先出荷に関しますアンケートを実施をしたところでございます。

これらの計画、それから、取り組みにつきましては、老人クラブの支援、それから、協力、これが不可欠であることは、議員おっしゃいましたように、改めて申すまでもございません。町と老人クラブがお互いに協力をしながら、長寿を喜び合える地域づくり、そして、明るく活力ある健康長寿の山都町の実現を目指していきたいと考えているところでございます。

こうした老人クラブの活動を支えるべく、事務所につきましては、先般、千寿苑の事務室の1室、保健センターの事務室でございます、ここを今4月から老人クラブの連合会事務所として理由を許可することの方針を決定をしたところでございます。

町におきましては、さまざまな保健事業の拠点として、年間100日間ほど住民の健康診断等を行っておりますので、今後はそれぞれの利活用において、お互いに支障にならないよう、随時連

携をとりながら当施設の有効活用を図っていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 町長のほうにも一言お口添えをお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 老人クラブ連合会の方々にはいろんな面で、我が町の、この高齢化の進んだ町の中で福祉事業、いろんな分で御協力をいただきながら活動していただいております。

先ほど坂口福祉課長のほうからありましたように、今年度の取り組み、また、来年度の取り組み等々につきましても、老人クラブ連合会との協力をいただきながら進めていかなんという思いの中で、老人クラブ連合会の事務所につきましては、センターの配置に伴いましていろんな場所の検討がなされてきたところでございますが、千寿苑の1室を利用していただきながら事務をしていただいておりますが、少し手狭というようなことで、再三要望等も上がって、町民会館、中央公民館、いろんな検討をしたところではございましたが、最終的には先ほどありましたように、1室を新しく使っていただいて、今後の老人会活動、福祉活動、いろんな分の拠点にさせていただければなという思いでおるところであります。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 老人クラブ連合会の方々には、新しい事務室の約束が行われましたので、今後とも頑張って山都町の発展のために御尽力いただきたいと思っております。

続きまして、5番目、集落営農法人の進捗状況についてお尋ねいたします。

私の昨年の質問の中で、山都町の農村風景を守り、安定した経営を今後続けていくには、集落営農法人化に向けた取り組みが欠かせないと申し上げましたが、いろんな場所で、今は60代が元気だからいいが、早期に進むべき道を示してほしいと多くの方から言われます。

私は、地域が団結して集落営農に取り組んで行く方法が一番いいと今でも思っておりますし、今後もこの1年で進めていきたいと思っておりますので、現在の状況はどうなっているかお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、現在の集落営農法人の状況ということでお答えいたします。

山都町には現在、二つの協業組合、また、四つの法人が設立されております。

協業組合につきましては、水稻の作業、経理を一元化した組織でございまして、一の瀬と上川井野のほうで組合が設立されております。

また、農業法人につきましては、前年度までは高月地区、長田地区、田小野地区の3地区でございましたけれども、昨年11月に入佐地区のほうで設立されまして、法人としましては現在4組織でございます。

また、今後の推進ということで、平成30年度に清和の鶴底地区と矢部の下矢部東部地区のほうで、集落営農に向けた説明会を開始しております。その中で、今後、集落の農地をどうやって守っていくかということを集落の中で共有して行って、将来的なビジョンを描きながら、集落営農

に向けて進めていきたいということで推進をしているところでございます。

また、御岳地区のほうでは、平成32年か33年に圃場整備の計画をされております。ここの圃場整備につきましても、集積等が要件となっておりますので、あわせて、集落への組織の設立に向けた取り組みということで、今後とも農林振興課、推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 私はこの取り組みが山都町の農業と農村風景を支えると思っておりますので、今後とも注意して一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、7番の金融備品管理の業務の効率化について、会計課にお尋ねいたします。

先ほど起債のことを申し上げましたが、会計課の職員にとり、多くの役場の業務遂行がスムーズにいくように、1年間、お金、物品の管理をされ、いろいろな事業が円滑に進むように百数十億円の金を管理し、努力されておられます。

そこで、町県民税や介護保険料などの収納に関して、山都町と各収納代理、金融機関との口座振替依頼データ並びに口座振替結果データの授受をデーター一括電送方式に変更し、業務処理の効率化とリスク管理の強化につながりました。

今後、備品管理システムの機能改善のために、総合行政システムを連動した備品管理システムへの導入は検討しておられるということですが、今後に向けてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 会計課長、藤島精吾君。

**○会計課長（藤島精吾君）** お答えいたします。公共料金の一括振り込みにつきましては、先ほど議員のほうから紹介がありまして、平成29年度にこの方式に取り組みしました結果、非常にスムーズに事務事業が進んでいるというところでございます。

また、今、御質問がありましたとおりに、備品の管理につきましては、非常に煩雑な事業でございます。備品といいますと、財務規則の中で性質や形状を変えることなく継続使用に耐え、長期間利用をするものであるということでございます。いわゆる、例を申し上げますと、机とか椅子、それから、図書館にあります書籍、それと、学校等の備品とか、こういうものがあります。これを、本町では各課、それから、支所、それから、保育園、学校、それぞれの現場で台帳で管理しているような状況でございます。

この結果、やはり全体の把握がなかなかできないということもありますし、エクセルという表計算を使っておりますが、この表も非常に壊れやすいということで、破損の恐れも非常にあるということ、あと、詳細なデータも取れておりませんので、移動履歴や写真なども残っていないという状況でございます。

今、御指摘ありましたように、総合行政メニューの中に新たに備品管理システムを導入することによりまして、備品の管理が一括整理できるという利点がございます。これは備品の分類を区分したり、配置場所区分などを自由に設定できる。また、さまざまな集計資料の作成が可能とな

ります。そのほか、所管課の配置がえや、廃棄など移動処理を一括で行うことができますので、棚卸しなんかもできるようになります。

人的な部分では、導入した事例を見ますと、コストが10分の1から3分の1になったという事例もございます。

あと、住民基本台帳等と同じような取り扱いになりますので、厳格な情報管理となると思います。

御指摘のとおり、適切な管理を行うことによって、無駄をなくすという行政の一つの手法にもなりますし、むだな支出を抑えるという、そういう視点にもなろうと思います。

コストはかかりますが、現在、この作業につきましては、総務課の監理係等とも話をしながら進めていくところでございますので、内部で検討しながら、よりよい備品管理につながるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 会計課は3名で、本当に多くの仕事をされておられますので、こういうシステムを利用して職員の仕事の軽減化を図っていただきたいと思います。

続きまして、税務課のほうへ、消費税10%への値上げと軽減税率への対応についてお尋ねをいたします。現在、税の申告でお忙しい中、大変苦勞されている最中ではありますが、消費税アップへの対応をお尋ねいたします。

10月から消費税の10%への値上げが検討されています。一番困るのは軽減税率の対象品目の複雑さが言われています。本町でも消費税の軽減税率への対応を円滑に進めるため、早期の準備、町民への指導も早目に努めていただきたいと思います。特に農家などは、米、野菜など生産の経費は10%なのに販売する品目には8%しかありません。

消費税は預かり税ですけれども、非常に困るのは、9月までは従来通り、10月からは10%に対応すると。非常に、1年間で二つの税制度が誕生します。本来であるならば、4月1日からあれば非常に困らないんですけれども、商店の人たちも大変な苦勞があるかと思います。

その辺についての対応を課長のほうにお伺いします。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** お答えをしたいと思います。消費税は、今、議員のほうからおっしゃったとおり、本年10月1日から10%に引き上げられる予定であります。

消費税の、今あった軽減税率というのは、テレビ等でもいろいろありますが、低所得者への配慮策ということで、飲食料品等を対象に実施されていくものであります。

事業者の方々には軽減税率制度の導入に伴いまして、経理事務というのが変更になるということになります。

例えて申しますと、農業の場合であれば、農業者の方で農協等への委託販売を行っておられる場合には、販売額と農協等への販売手数料等の税率が10%、8%と、異なるということになります。現行は、販売額から農協等で販売された場合には手数料を引いて、それが売り上げとする純額処理という形で取り扱っておられるものから、売り上げと販売額と経費、手数料、それぞれに

計上していくという、総額処理といったふうな経理方式にも変わるようであります。

この軽減税率制度は、多くの事業者の方々に関係があるものでありますので、税務署では昨年10月にも山都町のほうでは矢部地区の商工会、それと、蘇陽地区の商工会で説明会を開催しましたけれど、1年前でもあったということで、まだ皆さんがそれほどにありませんでしたので、参加者も少なくありました。

これからも説明会について、税務署のほうに要請をしながら、住民の方々に広く周知をされるように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 私たちが思っている以上に非常に難しくなるかなと思います。どうか町民への趣旨徹底をお願い申し上げます。

では続きまして、やまと文化の森の今後の使用方法について、お尋ねをいたします。

いろいろな方々に文化の森の利用についてお尋ねをいたしました。なかなか難しいと言われました。

その中でも記憶に残ったのが、一つ目が八朔祭の造り物のミニチュア体験をさせたらどうかという提案を受けました。

二つ目が、大型バスでも停められるように間口を開けて、トイレもすばらしいのがありますので、町を歩かせる仕組みをつくる起点にはいかがですかというお話でした。

三つ目が山都でしかでしたかね、ディナーがありましたが、参加された方がとてもよかったと。そのことも考えてほしいということでした。

ただ、7割の方々はわからないということでした。ここにおられる皆様にも考えていただきたいです。

よく、アンケート、ワークショップと言われますが、一番研修に行き、一番詳しい職員の方々にアイデアを出してほしいです。

私があそこを訪ねたときです。茶のペットボトルを飲んだところ、ここは飲食は禁止ですと言われ、済みませんと謝られた観光客を見ました。どうしたら客を呼べるか。利活用は何があるかということそのときに思いました。

回答はいいですから。知恵をみんなで出し寄って、あの文化の森を盛り上げていきたいと思えます。

それから、最後になりますけれども、有限会社虹の通潤館の社長兼任についてお尋ねをいたします。

副町長におかれては、虹の通潤館の社長を兼任されておられます。町の副町長としての立場で、公務をしながら第3セクターの社長をするというのは大変で苦勞の多いことだと思います。宿泊業など片手間のできる仕事ではないと思います。

そこで、副町長にお尋ねしますけれども、通潤山荘には専属の社長をおき、経営を任せ、監督監査体制を充実し、ガバナンス、コンプライアンスの徹底を図り、経営を当たらせたいほうがいい

と思いますが、差し支えなければお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 今、私が通潤山荘の代表も兼務しておりますが、大変皆さんに御心配いただいております中で、累積債務の解消、経営改善に努めておるところであります。

そのために、社員、それから、ほかの役員とともども、サービス向上でありますとか経費節減に努めておるところであります。私も副町長としての職責があり、その両方をこなしていくのはなかなか大変であるというのが素直な気持ちであります。

社長を選任してはどうかというお話であります。これについては、役員会あるいは株主総会で決することありますので、貴重な御意見として、またつないでいきたいと思っております。ありがとうございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 以上で私の質問を終わります。

早くからよく言われます。言いつ放しの答えっぱなしでなくて、何としてでも町民の負託に応えられるように、ともに手を携えて頑張りたいと思っております。どうもありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、8番、飯開政俊君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時10分

再開 午後1時06分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 1番議員、眞原誠です。暖冬のこととしては、きょうは久しぶりに冷えています。朝来るときは、ひょうも降ったりしておりました。そうはいいまして、3月に入りましてますます暖かくなっております。花粉も本格的になっていまして、我が家はくしゃみと鼻をかむけたたましい音で毎朝が始まっているところです。花粉のシーズンは昼を迎えますと大体眠くなってくる、そういう時期だなと思っておりますが、テンポよく、皆様の眠気を誘わないように次々と質問してまいりますので、どうぞ1時間よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速、発言台のほうに移りまして質問してまいります。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** まずは町長に質問させていただきます。

先日の提案理由説明で平成31年度の主な施策を御説明いただいております。町長になられまして3年目ということでもあり、この年にかかる意気込みというものもおありだろうと思っております。町長の熱い思いも含めていただいたところで、今一度、平成31年度の目玉となる施策について御説明をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** こんにちは。今、眞原議員のほうから来年度の目玉になる施策というようにございますが、先ほどありましたように施政方針の中でも申したとおりであります。まずは震災、また災害からの復旧・復興が最重要課題と位置づけながら進めてまいりたいという思いであります。

また、来年度につきましては、山の都三大プロジェクトを組んでおるところでございますが、午前中もありましたが、若者向け住宅の建設がほぼ終わりました、早期に入居ができるよう取り組んでまいりたいと思いますし、先ほどからありました総合体育館建設に向けた取り組みも進めてまいりたいという思いであります。そして、安全安心な農業、稼げる農業を目指すまちづくりを基本的に進めてまいりたいという思いであります。

そのためには、きょうの新聞だったと思いますが、新規就農者、親元就農者の25名の方に就農支援資金をやったところがございますが、このような方がもっともっと多くふえるような農業政策を進めていきたいという思いであります。

そして、皆さんが一番心配をされております。通潤橋につきまして、今回、議案でもお願いするところがございますが、請負工事契約の締結をしていただき、来年度中の早期な復旧を目指していきたいという思いであります。通潤橋周辺対策につきましても、先ほど来ありましたように、高齢者センター、町営プールの解体を進め、跡地の利用等についても検討してまいりたいという思いであります。

高齢者の生きがいづくりにつきましても、老人会の方々とも協議をしながら、本当に生き生きと元気な高齢者の方が住めるまちづくりをという思いの中で、先ほど来、課長のほうからも説明したような施策を進めながら、今年度のまちづくりを進め、医療費の削減等を含めた中での取り組みを進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** さまざまな施策を御説明いただきました。ぜひ、力強く進めていただきたいと思います。

御説明の最初に挙がっておりました復旧・復興というのは、もちろん熊本県、全県上げてやっているところだと思います。山都町もまだまだ農災ですとか、いろんなところを進めていかねばならないところはわかります。

その次におっしゃいました若者向け住宅、移住定住というところになろうかと思っておりますけれども、こちら移住定住の施策というのは、やはり人口減少の問題を真正面から受けとめた政策だろうと思っております。第2次山都町総合計画の中の基本構想第3章というところがございます。そこでは人口減少問題の現状とあとは基本的な対策というのが掲載されておりました。

内容を少し読みますと、生産年齢人口の中で高い割合を占める匠世代が生きがいを持ち、安心安全に長く働き続けることができる環境づくりが重要です。また、子を産み育てる中心世代として、20歳から39歳の女性の人口を見ると、1年間に約20人程度減少しており、それに伴い年少者人口も年に40から60名程度減少しています。安心して子を産み育てることができる環境づくりを

行うことで、対象世代の町内からの流出を抑制するとともに、町外からの流入を促すことで後継ぎ世代の確保を図りますと書かれておりました。町長からの御説明にもありました新規就農の受け入れも、流入を促すというところでは必要な政策ではないかと思っております。

ところで、今申し上げましたそれらの山都町総合計画にのっとられました各種政策、進んでいると思うんですけども、こちらの取り組みというのを総合的にはどのようになっているかお伺いしたいと思います。担当なさっている課長のほうから御答弁いただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えいたします。山の都創造課では、人口減少対策として移住定住施策に重点を置いて取り組んでおります。総合計画の基本構想に記載のとおり、先ほど議員のほうからもありましたとおり、安心して子育てできる環境づくりを行うことで、町内からの流出を抑制するとともに、町外からの流入を促すということで後継世代の確保を図っているところでございます。

現在の取り組み状況としては、山都町への移住をお試しで体験できる短期滞在施設を町内に8世帯分用意しております。現在は改修中の2世帯分を除き満室の状態です。過去に山都町に定住された世帯は15世帯で、定住率は約5割となっております。

次に、平成27年度から山の都地域仕事センターを開設して、移住希望者の相談窓口として、空き家調査のほか、空き家や仕事の紹介を行っているところです。平成28年度から空き家バンク制度を開始しております。空き家を貸したい、売りたい人と空き家を借りたい、買いたい人のマッチングを行っているところです。登録物件については、70件で現在成約件数が48件ございます。あわせて、空き家改修に必要な経費を補助する定住支援事業を実施しております。本年度は14件の改修補助を行っているところです。

平成30年度から新規就農者向け農業次世代人材投資事業により、研修生の受け入れもあわせて行っております。

そのほか、結婚対策事業YOU&YOUは、出会いの機会が少ない男女の出会いの場として、発足から12年が経過をしております。これまで37組の成婚者を出しているところです。

さらに本年度は若者定住促進分譲住宅地の整備を行っております。10区画を整備中で定住促進を図る計画です。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 着実に進んでいるということで安心しております。

御紹介にもありました空き家バンク等の取り組みにつきましては、山都町はかなり先進的であるということも伺っております。この勢いでどんどん進めていただければありがたいなと思います。

私もそうですけれども、子を持つ世代は教育の環境や内容に大きな関心を持っています。先ほど飯開議員からの質問にありましたけれども、教育長、山都町の教育の環境、今の学校などの環境、それから今実施されている教育の内容、それらの現状について、どのように捉えておられて、

また対策などもお持ちであれば御説明いただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 教育の現状ということにつきましては、先ほども飯開議員様から御質問いただきまして、各学校での計画的な実施が毎日着実に行われているという認識を持っておりますし、それに向けて折を見て、あるいは積極的に学校にかかわりながら、教育委員会として指導に当たっていると考えているところでございます。

ただ、長期的に見ますと、山都町内の児童生徒数の減少という事に対しましての対策がこれまでも検討されてきたところでございますけれども、この3月には残念ながら御岳小が閉校となる状況となりました。ですから4月からは小学校6校、中学校3校の合計9校ということになります。これからさらに進むということで、もう既に数値的には出生者数が出ておりますけれども、そんな中で、学校の適正配置といったところをさらに検討していく必要があるかと思うところでございます。

また、一方では、児童生徒の個性やニーズに応じたきめ細かな指導、あるいは道徳の教科化や小学校3年生以上の外国語活動の実施など、教育指導内容の専門性や質の高い教育実践がさらに求められる状況になってきております。これに応えるために、職員、教職員は精いっぱい努めているという認識を持っていますが、一方では、その職員の多忙感の増加とか、あるいはその改善に向けて働き方改革の実施は喫緊の課題であると考えております。本町内におきましても改善に向けて一つ一つ早期に取り組む必要があると考えております。

また、今のようなことを申しましても、一朝一夕にいかない、しかも財政支出を大きく伴うような困難な課題もございしますが、山都町の魅力ある教育環境をつくっていく上で、精いっぱいの人的配置による教育活動の充実、それから、職員個々の負担軽減によるしっかり能力を発揮してもらうこと、それから、校舎や空調設備など健康で安全な施設の整備が必要かと思えます。また、ICTの教育機器を初めとしました教材、教具の充実なども計画的に進める必要があると考えております。

山都町の財政等の現状を見ますと、固定費に相当するような経常費の割合が大変多く占めておりまして、特色ある教育活動を展開するには、さらに投資的な経費等に注ぐような必要もあるかと思えますが、まずは現状の環境の中で精いっぱい努めていくことを学校とともに進めてまいりたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** いろいろと対策を御説明いただきました。私も小学校のPTAにおりますけれども、先生方の多忙感というのは確かにあると思います。私たちがPTAの活動、会議等で8時、9時に学校の教室といいますか会議室を利用させていただいても、まだ残ってやっつけらっしゃる先生方もいらっしゃいます。やはり子供たちにきめ細かい教育対応をしていただくためにも、先生方の余力というのはつくっていく必要があるのかなと思っています。

教育は第一には、保護者である私もそうですが、保護者とその義務を負ってしまして、我々保護者と学校とそれから教育行政とが力を合わせて子供たちと向き合っていけば、すばらしい教育

の町ができてくると思っています。引き続きまして、よろしくお願い申し上げます。

ところで、先ほど教育長からも少しお話が出ておりましたが、ICTの部分ですが、お隣の高森が有名だと思います。ハードウェア的なお話は今いただきましたけれども、その中身といいますか、ICT教育の内容に関しまして、何かお考えがありましたらお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 町民の皆様も関心の高いICT教育の効果ということであろうかと思えます。その有効活用というのは、この時代の要請に応じた活用能力の向上とともに効果的な学習ツールとして期待できると思えますし、地域間の格差を埋める上でも有効であると考えております。

毎年度ごとにその充実を進めていただいておりますし、平成31年度も全校への1学級児童数・生徒数分の配備を目指して予算を計上させていただいております。有効活用ということで申しますならば、先ほど例に挙げられました町村の先進地では、1人1台の配備等が進められているところでございますが、それと同じ規模を山都町に置きかえますと、莫大な予算を要するか計算しているところでございます。文科省が基準としております3クラスに1台、つまり1週間に2、3回ぐらいはタブレットなどに触れる機会を設けるという基準でまいりますと、山都町では年間5,000万円近くのリース代がかかるようになりますし、先ほどの先進地の例を本町内の学校数や児童数に置きかえますと、年間1億円ほどのリース料ということが見込まれておるところでございます。

これにはまた、授業と同時にそのメンテナンスに当たるとか、その指導者の支援に当たるとかといった職員の配置、あるいは業務委託の可能性も必要となってまいるところでございます。当面はそういった中ではございますけれども、教職員の研修あるいは支援体制等によって、その活用の質が高められる、そして、子供たちにとりましては、学びの質がそのICTといった最新の機器によって向上が図られるということにつながるという点では、ありがたい機器ではないかと思えます。ただし、そのICT自体は、学びの一つのツールでございますので、学ぶ意欲、一番これが大事ではないかと思えますし、その中心となります主体的な学びとか、あるいは学んだことを定着するための毎日の繰り返しの復習等、そういった着実な活動ということは、ICTのあるなしにかかわらず必要でございますし、家庭とも連携して進めていく必要があるかと思うところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** ICT教育については、ハード面の整備も重要ですがけれども、それ以上にその環境をいかに使うのか、また、その環境の中で何を教えていくのか、そういうソフト面が非常に重要だということだろうなと思って、今伺いしておりました。

また、子供たちだけにではなくて、学校と保護者、いわゆるPTAと学校そのものとの連携のツールとしてもICTの活用というのは重要になってくるかなと今思っております。そういったところもまたいろいろと御提案できればなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、労働年齢の層を減らさないということにつきましては、職場の充実も重要だと考えてお

ります。年収ガイドというウェブサイトがありまして、そこでは総務省発表の資料をもとに2017年の全国市区町村の平均所得額がランキングで掲載されていました。1,741の全国の市区町村の中で山都町は1,605位でした。これをこのぐらいだと捉えるのか、低いなど捉えるのかそれぞれかと思いますが、ちなみに熊本県では45市町村の中で30位というランキングでした。これらは年収とはまた違います。社会保険などを控除した課税対象額の所得の順位ですので、年収になりますとまた若干違った結果が出てくるかもしれませんが、その全体の位置づけというのはそう大きく外れることはないと思っております。

こうした山都町の町民の皆様の所得の現状においては、統計などを扱っていらっしゃる企画政策課としてはいかがお考えでしょうか。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。まず、山都町の平均所得につきまして、直近では熊本県統計協会が平成30年4月25日に公表しています平成27年度市町村民経済計算の数値で御説明させていただきます。

山都町の1人当たり市町村民所得は173万3,000円となっており、県内で41番目となっております。県の平均は243万8,000円です。この1人当たり市町村民所得は、雇用者報酬、財産所得、企業所得などを足した総額を総人口、子供から高齢者まで全住民数で割ったものです。したがって、個人の給与や実収入を求めた数値ではありませんで、市町村経済全体の水準を示したものであることを御承知おきお願いいたします。

この統計調査では、市町村内総生産の推計値も出されておりました、本町の町勢要覧資料編にも平成22年度から平成26年度までの総生産額が掲載されております。これを見ますと、第1次産業は年々増加傾向にあり、熊本県の平均を上回っておりますけれども、第2次、第3次産業につきましては、減少傾向にあります。平成27年の時点ではありますけれども、平成26年度と比較しますと、第2次産業では約18.5%の減少、第3次産業では約10%減少しております。対県の平均から見ましても低い状況であることがわかります。これらの要因を分析していくことも必要であると感じているところです。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 今の総生産の話に関しましては、私も実は企画政策課の職員の方からこういう統計情報がありますということで教えていただきまして、拝見いたしました。非常に興味深い資料であり、また、町の現状を熊本県の他の市町村と比較しながら考えていく上では、重要な情報だなどと思って見させていただいております。

そこで、これらの平均年収といいますか所得を引き上げるためには、私は山都町の景気そのものの底上げが非常に重要、逆に言うとそれしかないのかなと思っております。各課におかれまして進めていらっしゃるさまざまな事業の中で、何か景気対策に資する事業なのだと意識をしていらっしゃるような具体的な施策があれば、教えていただければと思いますがいかがでしょうか。何かありますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、山の都創造課の所管する分野での平均所得を引き上げる具体的な取り組みについてお答えします。

国内に限らず、海外を見ても観光は一大産業となっております、観光振興は少子高齢化や地場産業の低迷に伴う地域社会の衰退を食いとめる重要な施策の一つと捉えられております。山都町に置きかえてみますと、震災、豪雨災害以降、観光入込客は回復しておらず、景気の低迷は続いている状況ですが、高速道路の開通や通潤橋の復旧を控えておりますここ数年は、景気浮揚の絶好の機会と捉えております。

具体的な対策につきましては、物産館の商品の磨き上げによる販売促進を図ることや、ふるさと納税の返礼品の売り込みと特産品販売に力を入れているところでございます。さらに町内の観光施設を有機的につなげ、滞留時間を延ばし、交流人口や関係人口による地域のにぎわい創出と経済の活性化を目指していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 丁寧な御説明ありがとうございます。観光振興、交流人口などの増加による景気の浮揚というのは、私も非常に重要な点かなと思っております。

少し視点を変えてみたいと思います。

先ほど企画政策課長より御説明のありました市町村総生産、拝見いたしましたけれども、その熊本県の総生産額が平成27年度で約5.6兆円と出ておりました。山都町が約340億円ということになっておりました。総生産というのはGDPもそうですけれども、人口とそれなりに関係がございますので、額の大小はいたし方ないところかなと思いますけれども、私が注目したのはその中で示されていた成長率でした。企画政策課長の説明でもその成長率の話がございましたけれども、1次産業は伸びている、2次、3次の産業が伸びてなかったというお話だったんですが、山都町はこれらを全部合わせますと1.8%のマイナスと出ておりました。ただ、ほかの市町村を拝見しますと、例えば菊陽町ですと29.7%総生産の成長率が伸びておったりしております。やはり、この山都町の成長率をプラスにしなければいけないと実感したところでした。

我々地方公共団体は通貨発行権を持っておりませんので、抜本的な国がやるような景気対策というのはできないんですけれども、例えばアベノミクスでいうところの金融緩和と財政出動を同時にやるとかといったことは、地方公共団体はできませんが、公共投資による町内の総需要の底上げというのはある程度可能であると考えております。そうした景気対策、財政出動といいますか、公共投資による景気対策は何か検討されていますでしょうか。総務課長、もし何かあればお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。地方公共団体が行います公共投資ということでは、景気対策やあるいは失業者対策への公共事業の支出というのが考えられております。町の歳出予算に占めます投資的経費の割合で説明申し上げますと、平成27年度につきましては、総予算120億円に対しまして約18%、平成29年度146億円に対して約33%、平成31年度予算

は138億に對しまして約35%というところでございますが、今数字を申し上げただけでも、いわゆる平成28年4月の地震、6月豪雨からの復旧復興の割合が大きく影響していると考えられます。

特に建設事業関係におきましては、受注能力を上回る災害件数でございますので、まだ完了まで複数年かかる見通しでございます。労働者の確保は建設業に限らず、各産業の喫緊の課題と考えております。しかしながら、復旧後の予測をしながら、社会資本整備に向けた計画的な公共投資は必要ということで認識しているところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** はい、そうだと思います。災害復旧の事業とかは、まさに景気を下支えする公共の投資の事業だろうと思っております。荒木課長がおっしゃられましたように、今は災害復旧でそういった投資が行われている状況ですが、やはり復旧事業が一段落した後のことも考えながら、これから展開していく必要があるのかなと思っております。

日本全国見渡しても今はまだデフレを脱却できていないような状況、この不況の時期に、こうした公共の投資はぜひともやっていただきたいところだと思っておりますが、そこで問題になってくるのは財源だろうと思っております。自主財源とそれから交付金だけでは、機動的な財政政策はなかなかとりにくいと思っております。地方債の起債が必要になってくるのではないのでしょうか。過疎対策事業債に注目しております。いわゆる過疎債はとても有利な起債条件で、対象事業の範囲も広く使い勝手のよい地方債だと認識しております。

そこでお伺いしたいのですが、これまでの起債の実績というのはどのようになっておりますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。議員、御案内がございましたとおり、過疎債につきましては、我々山都町を初めとする過疎地域にとりましては、非常に有効な財源として取り扱われるものでございますが、発行実績につきましては各年度によりばらつきございます。少し紹介したいと思います。

合併当初の平成17年度は6億5,300万円、平成22年度は約1億6,300万円、平成27年度は約2億8,100万円となっておりますが、平成29年度末時点での発行の総額というのは21億1,900万円というところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 総額で21億1,900万円ですか、意外と活用されているなということがわかりました。額が余りにも大きいんで、これが本当に大きいのか小さいのかはわからないけれども、年度にばらつきがあるものの、こうして活用なさっているということはわかったなと思えます。

では、次にお伺いいたします。この起債におきまして、年間での総額ですとか、制約みたいなものは何かあるのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。過疎債の起債の枠ということで御質問でございますが、毎年総務省のほうで示します地方債の計画というものがございます。各事業債がありますけれども、その計画額が示されるわけでございます。

平成31年度の場合でございますと、過疎債は全国ベースで4,700億円となっております。各市町村は県を通じて要望額を調査し、全国集計して、その額を上回る場合にはどうしても調整がなされるというところでございます。その調整方法としましては、いわゆる過疎債以外の事業債への借りかえですとか、あるいは、例えば5,000億円になれば、4,700億円に一律的に要望額を縮小するといった調整がございますので、そういった制約があるということに理解をいたしております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** ということは、今の御説明でいきますと、その年にこういった過疎対策事業を行いたいの起債をしたいということがあった場合に、額が非常に大きかった場合は、他の地方債に振りかえられたりするときはいいいんですけれども、制限されるということもあるという理解でよろしいのでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 山都町におきましては、これまで制限された例はないということで把握をしております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 制限された例がないということであれば、計画どおりにいけば特に問題はないということかと思えます。ただ今後、いろいろと投資をしていかなければいけないとなった際に、そういう制約も出てくることを念頭に置く必要があるのかなとは思いました。計画が大事なんだということだろうと思っております。

ちょっと質問の中身を変えていきますが、例えば、総務省の資料の中に書いてあったんですが、高齢者の交通手段の確保ですとか、いわゆるソフト対策事業への起債というものも総務省は認めているようですけれども、私は個人的には、町有資産が形成されないソフト事業への起債というのは、償還についてリスクが伴うので、余りふさわしくないのではないかなと思っております。その点につきまして、町ではどう捉えていらっしゃるのか、総務課長からお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 過疎債のソフト対策事業への利用ということでございますが、本町におきましては、いわゆるソフト事業に対する起債の実績はないようでございます。地方債の将来便益を受ける後年の世代と、今お住まいの世代との住民の負担を分かち合うという点では、どうしてもハード事業に整備をするのが中心になっているかなというところでございます。

近年ですと、道路建設あるいは水道事業はもちろん従前から整備しておりますが、近年で申しますと光回線整備事業、それから、矢部地区の保育園の統合とか、あるいは山都文化の森施設を中心にやり、起債を充てている状況でございます。ソフト事業は、今、御指摘がありましたとおり、比較的高額にならないケースがほとんどでございますので、補助金で対応しましたり、あ

るいは一般財源での対応が可能であったというところだと思います。

しかしながら、公共施設におきましては、建築から数十年を経過しております。老朽化やあるいは用途廃止した施設もございますので、解体等もやむを得ない状況になっているというところがございます。過疎計画の中にも平成30年度からはソフト事業を活用した解体事業も実施したいと考えております。その解体後の土地の有効活用によりまして、そのリスクも軽減できるのではないかと考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 起債をして町の資産を形成していくということは、非常に重要なことだと認識しております。今、課長からの御答弁にもありましたとおり、もう使用していない施設の解体というのも土地の後の有効利用ということでは、資産形成の一つの事業だと私も捉えておりますので、大事なことだと思います。

償還額の約7割を実質的に国が負担してくれる過疎債であります。この制度が先もずっと続くとは限らないということです。この制度があるうちにこれを積極的に活用しまして、町の資産形成を進めるべきだと私は考えております。そのことが、後の世代に対する町からの有効なものの贈り物だと思っておりますので、今後のそうした町の資産形成の計画というのはいかがでしょうか。担当各課のほうで何かあれば、あるいは総務課長のほうで総括して教えていただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えしたいと思います。今後も山都町におきましては、いわゆる過疎債の根拠法でもございます過疎地域自立促進特別措置法がございます。ただし、この法律は時限立法ということで、この失効日は約2年後の平成33年3月末日となっております。従来からこの法律が切れますと、5年ごとに更新されているというところがございますが、平成33年度以降につきましては、現行法での延長か、あるいは新制度による新法の制定かという方向性は示されてはおりません。

御承知のとおり、過疎地域が直面する課題はさまざまございますし、地域の実情もそれぞれでございます。ただこの過疎債の活用というのは、有効な施策の一つでございますので、全国の市町村とさらなる連携強化を図る必要があるかなと考えております。

今後も適正な過疎計画を立案することによって、政策を展開していくということは言うまでもございませぬ。ただし、有利な起債と言えましても、やはり将来負担が生じる借入金であることには間違いないというところがございます。償還額を上回るような無秩序な起債は厳に慎む必要があるかなと考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 先ほどからの御答弁にもありましたとおり、耐用年数を超えた道路や建物、そういった施設は町の中にたくさんあります。こういったものの入れかえといいますか、

有効活用できるような資産形成のし直しというのも大事ですし、また、先ほどの御答弁にもありました借入金であることは間違いないということで、償還の金額を見据えた計画的な起債は必要だと思うのですが、ただ、こうした有利な制度があるうちに、どんどんと町の資産を形成していきまして、私たちに続く世代が活躍できる町を残していきたいと思っております。どうかよろしくをお願いします。

続きまして、次はICTについての質問です。先ほど教育のところでもICTのことを少し触れましたが、今度は一般への活用はどうかというところで質問してまいります。ICTのベースとしまして、光回線全町整備というのが完了しておりますが、町全体のこの光回線の利用の実態というのはどうでしょうか。企画政策課長をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。町では基盤整備完了を見据えまして、平成29年度に山都町の地域情報化を図る上での基本的な方針を定め、効果的なICTの活用を計画的に進めているところです。活用状況につきましては、光基盤整備が完了するのに合わせまして、ICT機器に触れていただくため、文化の森や清和と蘇陽の各図書館で12月までの限定期間ではありますが、ICT館を設置いたしました。文化の森では、敬老会の総会の中で御紹介させていただき、高齢者の方々にも体験していただく機会を設けました。また、夏休み期間はタブレットやパソコンに無料の学習アプリを導入しまして小学生50人に体験していただきました。ICT館は8カ月の設置でしたが、各施設から継続してほしいとの要望がありまして、規模は縮小していますが現在も継続して機器を設置しております。

また、今年度は防災の観点から防災拠点21施設にWi-Fiを整備しました。3月末に全工事が完了する予定でございます。今後は、災害時の情報発信に活用するのはもちろんですが、平常時の観光情報等、町のPRに積極的に活用するため周知を図っていくこととしております。あわせて8月から町の公式SNSを運用開始しております。現在のフォロワー数は280人ですが、今後もさまざまなツールを活用し、山都町ファンをさらにふやしていきたいと考えております。

また、昨年夏公営で地域未来塾が開校され、塾では遠隔授業が行われております。山都町にしながら最先端の授業を受講することができました。これも中央公民館、清和集落センター等へ光インターネットが開通されたことによるものです。また、この動きは民間でも始まっております。まちづくりやべさんにおかれまして、ICT塾学習ランチを開催されております。なお、現在山都町におきます光回線の加入状況は約26%で、約1,600軒の方が加入されております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** さまざまな利用が進んでるなどと思って今伺いしておりました。その中でちょっと気になりましたのは、8月から始まっている公式SNSのフォロワーが280人ということで、ちょっと少ないなと感じておりますので、私も率先してこちらのフェイスブックとかツイッターとかだろーと思いますが、こうしたSNSツールのフォロワーをふやしていけるようにシェアをしたり、何したりしていこうかなと思います。

それから、光回線の町の各住宅への契約状況が26%ということで、せっかく引かれているのにもったいないなという感じがいたします。コスト負担がどこまで感じられるかは各御家庭それぞれかもしれないですが、やはり光回線引き込んでおくことによって、これからどんどんと町が施策を進めていく中でも、各家庭に対してサービスを提供していく上でも、契約なさっているということによるメリットは大きくなると思いますので、やはり光回線の有用性を町民の方々にも周知していただけたらいいのかなと思います。

それから、地域未来塾やICT塾、ブランチャも、もちろん光回線がないとできない形式の塾です。そういったことも効果かなと思います。せっかく全町整備をした光回線ですので、こちらを十分に活用しながら、この山都町が、全国の中でも情報弱者の地域にならないようにどんどんと進めてほしいなと思っております。そうした町のシステム自体もこの町の大切な資産になり得ると思いますので、丁寧な検討は進めなきゃいけないと思いますけれども、より早い整備の達成を進めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。

ラグビーワールドカップと女子ハンドボール世界選手権の話です。これが皆さん御承知のとおり、ことしの秋に熊本県にやっています。ラグビーワールドカップは全24試合のうちの2試合、そして、その終わったすぐ後に、女子ハンドボールの世界選手権の全96試合全試合が熊本県で開催されます。少し前の新聞にも連日関連記事が載るなど、今からのムードづくりが始まっておりますが、各国の代表チームが来ますので、それら各国のプレス、それから、サポーターなども熊本県に大勢来ると予想されているようで、私の聞いた話ですと、人吉とか天草のほうにまで受け入れの打診が行われているようです。特に宿泊施設が足りないという話は聞いております。山都町は、試合会場となります熊本市周辺から非常に近いという立地でもございますので、そういった波を取り込むということを御検討なさっているのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、ラグビーワールドカップについて、それと女子ハンドボール世界大会の件につきましてお尋ねでございました。

ラグビーワールドカップにつきましては、10月6日、13日の2日間、えがお健康スタジアムで2試合が開催されます。宿泊や観光について、熊本国際スポーツ大会推進事務局と熊本県観光連盟に問い合わせをさせていただきましたところ、ラグビーに関しましては組織委員会がございまして、チケット付パック商品は、オフィシャル企業、日本ではJTBしか取り扱えないということでございます。ただ通常の旅行商品であれば個人向けに情報発信は可能という回答をいただいたところです。

ハンドボールに関しましては、11月30日から12月15日まで全試合が開催されるわけですが、こちらのパック商品はどこがつくってもよいということになっているそうです。推進事務局では、ハンドボール協会を通じた商品の発信や観光連盟と連携し、国内外の旅行会社に商品造成の働きかけを行うということでもございました。

一般観光客へのアプローチにつきましては、観光連盟が4月から5月にかけて旅行会社へ営業を行うので、そういう施設があるのであれば施設のキャパ数ですとかアクセスに関する情報、会場までの送迎等が出せるかといった情報を提供してほしいということでございました。

御指摘の、議員のほうからありましたとおり、観光協会、宿泊施設と連携をしながら、ぜひ山都町にも宿泊をしていただくように売り込みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 今の御説明で少し補足でお伺いしたいんですけども、ラグビーの観戦に関しては、その観戦チケットと宿泊のバック商品というのはJTBしか取り扱えない状況だというお話だったんですけども、例えばJTBに山都町の関係各社、あるいはそういったチームを組んでJTBのほうに売り込んでいくということは可能なんではないでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** そこはJTB、観光連盟ですとか推進事務局のほうに問い合わせをして確認させていただきたいと思っております。取り扱えるということであれば、そういうチケットまで含めたバック商品を販売するような形にしていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** このキャッチコピーが「4年に一度ではない。一生に一度だ」というようなキャッチコピーだったかと思っております。ラグビーワールドカップがですね。本当にそういう千載一遇のチャンスだと思いますので、あらゆる可能性を逃さないようにして、海外からのお客様それから国内のファンの方々を取り込んでいくことに取り組んでいっていただきたいと思っております。

最後に、町長のほうから御答弁をいただければと思うんですけども、こうしたラグビーワールドカップ、それと女子ハンドボール世界選手権、立て続けに行われる大きな世界大会は、山都町を世界にアピールする絶好のチャンスだろうと思っております。世界に誇れる山都町であるということをしてもらってくださった方々に、しかもプレスの方がいらっしゃるということは、そこからの広がりも期待できるのかなと思っておりますので、こういうチャンスを取り込めるように、官民連携と申しますか、オール山都町で取り組んでほしいと思っておりますが、どうでしょう、聞いていらっしゃる町民の皆様がわくわくするような、後藤議員のお言葉を借りますけれども、わくわくするような御答弁を最後をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** これについては、もう3年、4年前から誘致の決定はしとったところでございますが、今になってなかなか難しい部分もあろうかという思いでございます。しかしながら、ラグビーにつきましては、副町長が愛好者でありますし、ハンドボール協会には山都町出身の井手先生という非常に有名な先生が今運営に当たっておられますので、そういうのを含めながら、コンタクトがとれる部分は早急にとりながら進めてまいります。

まずは、今ありましたように観光協会と一体となった売り込み、先ほど通潤山荘の話もありま

したが、これだけのイベントに議員から、私も含めてですが、言われて今からしますじゃ非常に難しい、情報収集が遅い、動きが遅いのは事実であります。しかしながら、まだ時間はありますので、そういう部分を含めながら早急に対策を練ります。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** もう半年しかないので、確かにかなり出おけているとは思いますが、出おくれた分は全力で巻き返していけばいいと思います。そして、最後までできる限りのことをやりながら成果を出していきたいと思います。力強いお言葉ありがとうございました。

おかげさまで時間内に、ブーッというブザー音を聞かずに全質問が終わりました。ありがとうございました。これで質問終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、1番眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時02分

再開 午後2時10分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** それでは、一般質問に入ります。

まず、体育館建設につきまして、町長の三つの柱である防災機能を持った体育館建設の調査費が予算計上されました。提案理由の説明にありました文言を聞きますと、ここに至るまでの各委員会の検討結果から前工藤町長の時代も含めて、何をどのように検討されたのかというのが納得、心に届くものがありませんでした。

先日、消防団の出初め式が中央体育館でございました。約50年前にあの体育館はつくられて、あれができたとき、町民はどのような喜びとまた期待を持ってあったのかなと考えましたし、ふだん私は使いませんが、まだまだ使えるのではないかと思われました。これを撤去して、体育館に15億円以上の金をかけるならば、今の体育館にない新しい機能とか魅力というものを付加すべきではないでしょうか。

町内の若い世代の中には、コンベンション機能、片仮名を使うのは余り嫌いですが、集客力を持った施設をつくり、町外からの人を呼び込みたいという構想を描いている方もおられます。総合的な判断と書かれておりますが、個別には、何をどのように検討されたかというのをもう少し詳しく聞きたいというのが町民の希望ではなかろうかと思えます。

また、費用の面では、アクセス道路を整備しなければなりません。そのような費用は計上されているのか。午前の答弁では、これはほかの施設とのアクセスも含めているということで、体育館建設とは別の事業として捉えておられるような感じではございました。本来ならば道路が先にあって、それから施設ができるというのが普通であろうと思えます。体育館の建設、そして並行

して道路建設まで可能ではあるのでしょうか。

以上、町長から答弁をいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 体育館建設につきましては、先ほど午前中も述べたとおりであります。今のままでという部分については、これはもう震災前からありますように、計画をされておりました。先ほど15億円という数字も、今も担当課でもどういう形の中で15億円かなという話をしておりますが、やはり計画を立てるときには何らかの根拠のある中で数字が出され、今後につきましては、まだ規模なり、今言われましたようにどのような機能を持った体育館にするかを今後みんなで検討したいという話しをしておるところであります。

先ほど工藤課長のほうから概要的な問題はありましたが、機能をどうするか、避難所的機能をどのような形で持たせるかについては、今後検討していきたいという思いであります。

それから、先ほど道路が先か体育館が先かと、これはもういずれの施設を検討するときも同じ問題じゃないかなと。また、同時にできる部分については、必ず高速道路から、またバイパスからの進入道路は大事なものであります。いつも言っておりますが、体育館だけのアクセスではなくて、通潤橋、通潤山荘、白糸の棚田、景観地域への集客、そしてまた町営グラウンドがあそこにあるわけでありますので、そういう分を含めた中での最終的な判断は、今度のグラウンド周辺という形の決定をしました。予算につきましては、先ほど過疎債、いろんな分がありますが、そういう分を取り込みながら、また後で議員からも質問あろうかと思っておりますが、林業を中心にした部分、いろんな部分を考えながら、予算措置、公金措置等々については、今後検討していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 先ほど言いました集客力というか、総務常任委員会では大津の体育館を見てまいりまして、あそこはコンベンション機能ということで、企業までそれを目当てといたしますか、それがあから来るというようなことを話されておられました。そういうことをちょっとでも検討されたかというのをお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** はっきり言います。今の部分、その機能についてはまだ検討しておりません。午前中も申しましたように、まずは町民の健康維持、スポーツを愛好される方々のための施設、そして先ほど生涯学習課長が言いましたように、いろんな多くのよそからのお客さんに来ていただくようなスポーツ大会、いろんなイベント等については、競技団体の方々とも協議をしながら進めて、また開催できるような体育館にしていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 時間だけ過ぎて、なかなか具体的な話が煮詰まっております。1年前から、やっと1年たって場所が発表されたというような状況でございます。また、場所についてもいろいろな委員会で検討されましたが、これが最終的に町長の判断でころっと変わります。あと今度は体育館の規模等をまた委員員会にかけて話し合ってくださいって言われますが、そこ

が最初から、こちらからといいますか、執行部のほうから案を出して行って、皆さんの検討を仰ぐというような体制でやっていかんと物事が進まんような気がいたしますが、よろしく願います。

熊本地震後、防災機能の必要性というのは誰でもが感じました。この地震の後は。しかし、あれから3年がたっております。今ここにおられます私たち、老人じゃありませんが、の3年間と若い人たちの3年はえらい違うとです。若い人たちは、もうその先の先を考えて、何をしたいか、かにをしたいかいろいろ考えております。今度の体育館は若い人たちのための体育館ですよ。そういうことも考えて、次の体育館が次の50年を支えるというか、その役割を果たすということを想定しながら計画と建設の実行を進めていってもらいたいと思います。

続きまして、林業についてお伺いいたします。そこに山があるから上るという登山家の話は非常に有名であります。何で山都町のこの広大な山が植林されて、管理されてきたかというのを、課長、お答えをお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、お答えいたします。山都町の森林がどうして植林されてきたかという歴史がございますけれども、皆様御承知のとおり戦争の特需ということで、木材が相当数利用されております。その後、伐採された山に植林から40年前後で、活用して利用できる杉・ヒノキが、国の主導によりまして、森林所有者等で一斉に植林されて現在の森林が構成されております。また、この構成された中に戦争で焼失した住宅等も相当ありましたので、そういったところに供出するというので、植林がされております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 生まれたときから山があるもんで、昔から山があるもんだと思っておりますが、大体200年以上を超すような山はほとんどないと思います。昔は山はなかったですよ、本当は。先人の思いと努力でこのような森林が形成されているわけがございます。

しかし、今この山が伐期を迎えております。50年、55年、60年という一番木にとって商品価値がある時期を迎えております。ところが、見えないところ、見えるところは場所のよかところでございます。そういうところはよく管理されておりますが、山奥の斜面のところなどはなかなか管理をされておられません。そういうところは荒廃して水害等の発生地、そこが崩れればその下もずっと影響されて被害がふえるわけがございます。

山都町の面積が540平方キロメートル、そのうちの森林の面積が400平方キロメートルでございます。ヘクタールでいいますと4万ヘクタール、そのうち民有人工林が150平方キロメートル、町の山が約1,000町分、1,000ヘクタールで10平方キロメートルとなっております。

また、天然林もかなりの面積です。ここにおられる方のほとんどが山林所有者ではないでしょうか。今、林業のことを申しますと、皆さんの頭の中には、山はねえとか境がわからんとか、自分じゃ手入れもでけんからなあなどという余りよくない印象を持っておられるかとは思いますが、ここで一人に代表の感想を聞いてみたいと思います。病院事務局長、いかがでしょうか。山林に対する御感想とお考えは。

**○議長（工藤文範君）** 中村議員、通告外ですので、それは控えさせていただきます。

**○3番（中村五彦君）** 済みません、先ほど打ち合わせをしておりましたが、答えがないと次が進みませんが。

多くの町民が山と聞くと、あんまりよか顔はしならんとですよ。何か重荷というようなですね。しかし、町行政は早くから間伐ということに関しては力を入れてまいりました。私は今60ですが、20代のころから林研クラブとかなどで、町の研修センターなどによって指導を受けて間伐の必要性を認識し、毎年冬は間伐を自分でやってきました。非常に経済的にも助かっております。余計なことですが、お茶もしよりますが、茶園で死ぬより山で死にたかです。山の木を見ながらですね。それぐらいの山はすばらしいところです。

それから、税制上も非常に優遇されております。相当を出しても払わんでよかというようなですね。いや、これは法律を守っても払わんでよかわけです。非常に魅力的ですが、なかなか町民の方には、それが伝わっていないような気がしております。

現在もいろいろな補助事業がありまして、山林所有者には、森林組合等に頼まれれば所得を補償するような補助金があつて間伐を進めておられます。ここで課長に、山都町の林業販売額、林業就業者数、補助金額等、それから適切な管理が行われている面積の割合というのお教えください。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、お答えいたします。まず林業の販売額についてでございますけれども、平成29年度の実績で、緑川森林組合、阿蘇森林組合、合わせまして3億5,800万円。また、山都町の林業従事者の数でございますけれども175名、これにつきましては、平成27年の国勢調査の結果でございます。

次に、補助金の額でございますけれども、国、県、町を合わせました補助金が4,489万円。また、森林の適正な管理をされている面積についてでございますけれども、面積としましては、緑川森林組合が5,719ヘクタール、阿蘇森林組合が4,936ヘクタール、合わせまして1万655ヘクタールでございますけれども、これにつきましては、森林の効果的な伐採、造林を促すために必要な計画ということで、補助事業の対象の要件にもなっております経営計画で認定されている面積の適正に管理されている面積と考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 販売額と補助金の額ということで、先ほど町の総生産が350億円ほどでしたが、4億円ほどになります。この額は、米の販売額が約8億円くらいだろうと思いますが、その半分ですね、非常に多いと思います。

それから、これが今、伐期を迎えておりまして、20年ほど前からしても1.5倍以上になっていると思いますが、今からどんどんまだふえるわけです。こういう成長する分野というのはなかなかほかにありませんけれども、先人のおかげで毎年毎年ふえております。

これを働き手が今はいないとどこでも言うておられます。働き手がいないと、農業でもですが、

すぐ就業助成金を出して若者を引きとめようとかいう考えになりがちですが、若者を引きとめる最大の武器は機械化です。機械に乗って仕事ができれば若い人はどんどん残っていきます。それから、機械化をすれば、それだけ作業効率が上がり、単価と申しますか経費が下がり、経費が下がればみんなもうかっていくわけですので、よい循環が生まれるということがあります。機械はただ、高かわけです。

林道や作業道の整備とかの機械の導入、また、流通体制の整備には、行政からの補助はまだまだまだ必要でございます。これは何でかということ、何で林業は自立できないと言われるかもしれませんが、水源の涵養とか国土の保全、あるいは景観の形成というような多面的な機能を考えれば、補助はやっていくべきものだろうと考えております。

31年度から森林環境譲与税というのが始まるそうでございます。関係法令の整備を伴って、これまでなし得なかった所有者不明の山林にまで市町村の管理下で作業を行うことができるというようなことになりそうでございます。先ほどからも数字がありましたが、当初二千数百万円、最終的には7,000万円とか8,000万円とかいう話になっておりますが、今回の予算では、まだ町のほうは計上されておられません、当然なりますので町としていかなる施策を考えておられるでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** お答えいたします。平成31年度から始まります森林環境譲与税につきましては、午前中の後藤議員の質問にもありましたけれども、始まることは決まっております。予算も衆議院のほうは通過しておりますけれども、その使途について、まだ明確に要綱、要領のほうで定められておりません。いろんな使い方がございますけれども、あくまでも森林整備に重きを置いたような使い方をするということとなっております。ただ、その前提としましては、まず森林所有者の意向調査をして、その森林をどういうふうを活用していくかということが、まず、第一義になってくると思います。

その中で、森林を管理するということであれば、例えば森林組合さん等に委託をして間伐等をしていく部分、また、所有者が不明であったり、もう高齢で山の管理ができないということであれば、逆にそれは町のほうが責任を持って管理していくというようなことでございますけれども、その辺のことにつきましては、予算のほうはまだ計上していないということでございますけれども、午前中にもありましたとおり、関係者の方と協議会をつくりまして、その中でどういった方向に使っていくかということ協議していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** まだ決まってないからということですが、いつものことですからわかります。アンケートからということでもありますが、やっぱり、ある程度方針を持って取り組んでいかないと、また1年おくれると考えております。

例えば、南海トラフの地震があるとみんな心配して、今対策を練っております。あれはまだなかですよ。なかばってんですね、先々ば考えてやりよるわけですよ。こういうような、なるというようにときには、早目早目に対策をとるというのも一つのやり方ではないだろうかと思っております。

ますので、よろしくお願いします。また、その中でアドバイザー等の専門家を雇用できるというような話も聞いておりますので、そのような方を早く雇用して、どんどんと計画を実現していただきたいと思っております。

それから、森林組合も町内には二つあります。既に今もいろいろ連絡調整はされているかと思いますが、より一層の連携、活用を図っていただきたいと思っております。このために特別に会議をつくる必要はないと思っております。後藤議員には失礼ですが、今の体制を利用してやっていただきたいと思っております。

それから、山林は、今、杉・ヒノキのことばかりを申し上げましたが、広葉樹とか竹とかこれらのバイオエネルギーの利用というのも促進をしていかなん部門ではないだろうかと思っておりますし、伸びる部門です。このためには、エネルギー単価が安いということがネックですが、そのためには何が必要かということと流通経費の削減、そのためには何が必要かということと集積基地です。山都町内に安い、林業用語で言いますとC級材と申しますか、A級、B級、C級、今、B級が中国なんか輸出されておりますが、この燃料等になるC級材を取り扱うような基地の建設なども今から考えていってほしいと思っております。

それと体育館建設に木を使うということ、これはもう当然であろうと思っております。今ですね、町にたくさん崩さんといかん建物がありますが、これがもしも木造だったらと考えると、崩してまたどこかに持って行ってから建てられるっつですよ。地元にあります今中島小学校ですが、昔は中島中学校と申しまして、そこの体育館なんかは崩して、今度は農協の横に資材倉庫となって、それから今はライスセンターになっております。このようにやっぱり木造を使うというような発想というか、方法もやはりこの林業町である山都町は率先していかなければならないと思っております。最後にはまきになりますので、捨てるところがなかわけですよ。よろしくお願いします。

最後に、森林の管理には地籍の調査というのがもうこれは必要条件でございます。林政を推進するに当たって、地籍の調査、そして、さっき言いました再生エネルギーのことなどを考えた場合、課の再編ということで、地籍課と林務、あるいは再生エネルギー部門の再編なども検討されてみてはどうかと思っております。

以上で質問は終わりますが、先人たちが、国土の保全、荒廃した戦後の山に国土の保全と子孫への資産を残そうという思いで植林された山林が、立派な景観として、そして資源として、今私たちの目の前に広がっております。新しい税、森林環境税が次世代にこれらを継承していくために創設されたと聞いております。

なかなか林業の話は重苦しいですが、先日職員研修で、SDGs、英語で言いますと「Sustainable Development Goals」ということで、持続可能な開発目標というような講演を聞く機会がありました。これからの世界が目指す方向、考え方をわかりやすい言葉で、そして具体的な目標で示されてありました。非常に目からうろこという感じで私は感銘を受けました。

町政のいろいろなことも、ややもすると重苦しい雰囲気、気持ちになりますが、林業のことも

いろいろな面の進め方として、このようなわかりやすい考え方、明確な目標設定ということで、町民一丸となってやっけていけるように期待しております。

先日の消防団の出初め式ではありませんが、前へ3歩でも4歩でも進むことを期待して、私の一般質問にかえさせていただきます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、3番、中村五彦君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後2時35分

3 月 8 日 ( 金 曜 日 )

平成31年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成31年3月4日午前10時0分招集
2. 平成31年3月8日午前10時0分開議
3. 平成31年3月8日午後2時53分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第5日）（第3号）
  - 日程第1 一般質問
    - 9番 吉川美加議員
    - 2番 西田由未子議員
  - 日程第2 議案第7号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について
  - 日程第3 議案第8号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
  - 日程第4 議案第9号 山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
  - 日程第5 議案第10号 山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について
  - 日程第6 議案第11号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第6号）について
  - 日程第7 議案第12号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第8 議案第13号 平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第9 議案第14号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について
  - 日程第10 議案第15号 平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について
  - 日程第11 議案第16号 平成31年度山都町一般会計予算について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲 斐 重昭	8番 飯 開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後 藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工 藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 一般質問**

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） おはようございます。9番、吉川美加でございます。

この春、天気が目まぐるしく変わっております。きのうは雨、きょうはこのような晴天です。気温の乱高下も激しく、皆様、体調いかがお過ごしでしょうか。

さて、今定例会は、常套句となりましたようなものですが、平成最後のというフレーズが頭につくような、山都町の平成最後の定例会となりました。新しい元号を迎える来年度への新しい予算を審議する大事な議会です。大いに議論をしながら、未来のある山都町をつくっていききたいものだというふうに思っております。

さて、熊本地震からやがて3年がたちます。本町では地震そのものの災害もさることながら、その後の豪雨災害による被害が大変大きく、町長もおっしゃっているように、地震からの復旧復興が最大の課題でございます。

ことしに入ってから、和水町の地震、北海道の地震と、大きな災害が立て続けに起こっております。この冬は暖冬のきわみでございましたが、春からの農作物、あるいは皆様の生活にどんな影響が出るかと心配なところでございます。

3月3日に恒例の山都町出初め式が行われました。ことしは雨で、体育館開催だったようです

が、私は急用があり、残念ながら参加ができませんでした。参加された消防団員の皆様、そして、支えられた家族の皆様、地域の皆様、応援の皆様、大変お疲れさまでした。私ごとながら、ことしに入り、県が主催している火の国ぼうさい塾を受講いたしました。防災士の資格取得のために勉強させていただきましたが、本当に消防団の皆様のように、日ごろからの備えがどれだけ大切か、考えるよい機会となりました。これから地域の見守りを兼ねた防災が必要となってきます。いざというとき、住民の皆様のがかりです。どうぞよろしく願いいたします。

地域の見守りと言いますと全国的に、地域食堂あるいは子ども食堂と題しまして、地域の子供たちや地域の人たちのためにボランティアで食事を提供するという取り組みが広がっております。本町でも既に、人権センターに隣接しております児童館で子どもランチ会を開催していらっしゃいます。また、ことしに入ってから、民間の方が月1回の子ども地域食堂を展開されるようになりました。そこに伺いますと、地域の子供たちはもとより、地域でひとり暮らしの御高齢の方々が集われ、会話を楽しまれ、食事をされている様子が印象に残っております。このような取り組みが全町に広がっていきますようにと思いながら、私も微力ながら力を注いでいきたいというふうに思ったところです。

また、日にちが前後しますが、2月27日、清和小学校の6年生による文楽卒業公演が文楽館で開催されました。町内の6年生と清和小の全校児童がそのできばえを鑑賞したんですが、総合学習で取り組んだ成果が見事に発表されました。会場にいた5年生は、来年は私たちも立派な公演ができるように頑張りたい、6年生は格好がよかったなどと感想を発表しました。このように、清和文楽だけでなく、山都塾で取り組まれているように、子供たちが町の文化を自分のものとして育っていくことに感動し、今後の育ちに期待をしました。

さて、本日はこのような新しい時代を担う子供たちを取り巻く教育環境、あるいは生活環境についてを中心に質問をいたします。

また、本日はレディースデーと申しますか、傍聴席にはたくさんの女性の方にお越しいただいております。今議会も女性が3人になりましたし、皆さんの関心がどうぞ町の行く末を見守っていただきますようお願いしながら、何かきょうは本当にときどきしておりますが、質問台に移らせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** まず、町内ほとんどの小学校では、4月から部活動の廃止が決まっております。運動を継続したい児童に関しては、個人的に社会体育のクラブ等に移行していただくことになっております。このことはわかっていたこととはいえ、町の対応が遅かったような気がしております。希望のクラブへの放課後の移動については、ことしに入りまして、1月末の交通網の形成会議で、一旦帰宅をしなくても、スクールバスやコミュニティバスの利用ができるようになったというふうに伺いました。どのような使い方になったのか教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 移動手段についてお尋ねということで、移動手段につきましては、山都町コミュニティバスを利用した社会体育施設までの移動についてという方針を教育委

員会のほうで決めました。これに伴い、現行で運用されているコミュニティバスの路線を利用した分で乗車可能な利用を御準備しております。

放課後については、各校の工夫のもと、補充学習の時間や委員会、クラブ活動、自由休みの時間として下校までの時間を過ごすことになり、利用できるコミュニティバスの路線がありましたら、申請をいただきまして利用していただくこととなります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 今、渡邊課長からの御答弁がございましたが、私なりにちょっと調べてみましたところ、私は地元の清和小学校の子供たちのことをいつも憂いているわけなんですけれども、社会体育の受け皿に乏しい清和地区の場合は、浜町方面に移動するか、蘇陽地区への移動というものが求められるわけなんです。

清和小学校を起点とするスクールバス路線はあります。今おっしゃったように、例えばこの校区内での移動、例えば緑川に住んでいる子供が、朝は緑川からの路線に乗ってくるが、夕方からは朝日地区で行われている社会体育に移動する。これは可能のようです。しかし、その他の選択肢、蘇陽地区に行く、あるいは矢部地区に行きたいという子供の場合には、コミュニティの連携がございません。コミュニティバスの連携はございません。この起点は清和のふれあいセンターなんですけれども、そこまで歩いて移動するとしても、それから先の移動の便はございません。そして、では熊本バスはどうかというふうに思いました。文楽館前にバス停がございます。そこに行きましたところ、やはり浜町方面には3時前、そして6時半ごろなんです。そして、逆に馬見原方面には、お昼2時前、そして6時ごろというふうな便しかございませでした。

ということは、これはなかなかその空白時間帯をどうするのかというふうな問題もありまして、今おっしゃるような移動はなかなか不可能ではないか。やはりこれはもう保護者の努力しかないんじゃないか。そしてまた、ある小学校では、今さっきおっしゃったスクールバスなり下校便までの時間、空白の時間ができる部分を、地域のボランティアさんに見守りをしていただけないかというふうな呼びかけまでされたというふうに聞いておりますけれども、それも申し出がなく、断念されたというふうにも伺っております。

このように、親にやはり負担を強いるこの問題なんですけれども、教育長にお伺いしますが、この人が少なく、地域が広いこの山都町で、子供たちのやりたいというふうな気持ちをかなえるために、町当局の努力といいますか、このことに対してどのような問題意識を持ってらっしゃるかなということをお伺いしたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 小学校におきます部活動の廃止並びに社会体育への移行ということにつきましては、学校を初め関係団体と県が方針を示しました後、本町におきましても協議を重ねてきたところでございます。

先ほど、学校教育課長から申しましたように、現行の交通体系では限られた利用とならざるを得ないという点がございます。また一方、それではということで、路線の新設とか、あるいは増便は経費の面とか、あるいはそれぞれの行き先での各種の活動の場の都合、それから、活動の時

間帯にいろいろな幅のあること、そういうところから現実的ではない部分があるかなと思うところでございます。

私もけさ、バス停を調べてまいりました。つまり、スクールバスがだめなら熊本バスの利用ができないかと思いました。中島から、もし浜町方面での活動ということでしたら、ちょうど16時45分ほどのバスに小学校前からの元森商店の前から乗れば、浜町かいわいの活動は可能だというふうに認識をいたしたところ です。

それから、けさ、また遅ればせながら、きょうは清和小の前の開田のバス停で、私も確認してまいりました。もし、清和小の子供が馬見原方面で活動しようとするときには、17時50分ほどのバスに乗るということになります。では、馬見原方面でどんな活動があっているかと言いますと、二つ、三つの種目は19時からとか、あるいは18時からですが、それにおくれて、遅参しての参加というのが可能かなということを思ったところでございました。

それから、清和から今度は浜町方面に来るといふときには、18時26分のバスでございました。これからしますと、学校が放課後になりましてからの時間帯が大変幅がござい ます。それで思いましたのは、清和集落センターにあります図書室の利用、図書館の利用で、6時までの開館ということですから、そこで学習あるいは読書等で時間を過ごした後に社会体育に向かうということは可能かと思ひましたし、ちょっと私の管轄外ではございますけれども、現在も清和小学校の放課後児童クラブでは、たくさんの子供さんたちが参加しているということでござい ますので、その活動を終えて、バス停に向かうということは現実的な選択ではないかと思ひたところでございました。

浜町かいわいを中心にした中でのスポーツ活動は、18時から、あるいは19時からというような活動がござい ますので、これも多少遅参の可能性はありますが、本人のやりたいという希望に応えるという点では、その受け皿がある程度の種目の中であるのではないかと思ひたところでございました。

また、清和地区におきましては、太鼓でござい ましたり、文楽でござい ましたり、その文化を生かした活動も取り組んでいらっ しゃいますので、ひょっとしたらその地元に目を向けての活動に参加する子供たちも大いに期待するところでござい ます。

教育委員会におきまして、4月以降も参加可能な範囲に子供たちが興味、関心を示して、そしてひいては健全な心身の育成につながるような活動に、指導者の面、それから予定されます子供たちに、大いに広報に努めていきたいと思ひたところでござい ます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 教育長みずからいろいろお調べいただき、ありがとうございました。やはりまだまだ不十分、整備が不十分などころがある、問題がたくさんある課題だと思ひます。また、学童保育については後に質問を用意しておりますので、担当課のほうにも伺いたいというふうに思ひております。

そして、このことは今、教育長の口からいろいろな御説明があつたところなんです、このことについては保護者への周知、今のような御苦勞をかけるというふうな部分での保護者への周知

は、各学校から説明委員会といますか、これを聞いた学校の先生方、教頭先生、あるいは担当の先生が、地元で保護者に説明をされるというふうなことを聞いておりますけれども、これは先生方の理解がといますか、そういうふうに保護者に説明をする準備が十分にできていらっしゃるでしょうか。どのような認識を教育委員会としては持っていらっしゃいますか。間にワークショップを入れて、その説明をしていくということに関してです。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** お尋ねの周知の方法について御説明したいと思います。

議員お尋ねのコミュニティバスの利用の方法につきましては、平成29年度から先ほどの2月19日まで4回行いました小学校運動部活動社会体育へ移行に関する検討委員会というところで、各小学校PTA及び学校代表の校長先生が御出席のもと、4回の中で説明しながら、最後の2月19日の会で、こういう方法を決定いたしましたということで御連絡しているところです。

あわせて、昨日行いました3月6日の校長会にて、もう一度、申請書を配りながら、先生方に御苦勞をかけますけれども、1年生から5年生、学年が上がりまして、新2年から6年生に至る方への御説明のほうをお願いしたところです。

あわせて、広く知っていただくということで、昨年夏から、広報やまに連載掲載を行っておりますジュニアスポーツ団体の紹介の中でも、このコミュニティバスの利用ということでお知らせ掲載を行う予定です。こちらのコミュニティバスを利用した社会体育施設までの移動についてというものの対象者につきましては、小学校児童に限らず、中学校生徒も考えておりますので、御利用できる範囲でありましたら利用申請をいただくことになっております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 今の御説明のように、もちろん学校の先生方はきちんと理解されていることかとは思いますが、重ねて、今のような広報の仕方、それから、各保護者から教育委員会のほうに対してのお問い合わせ等もあるかというふうに思いますので、丁寧な対応をよろしくお願いしたいというふうに思います。

では、先ほど教育長からございました学童保育の課題についてなんですが、私も教育長が思われるように、放課後の過ごし方としても定着をしています。これはもう小学校7校それぞれに学童保育は展開をし、保護者が運営をされております。今言った放課後の空白時間帯を埋めるため、あるいは、新しい社会体育に移行ができない子供さんたちは、やはり親御さんとしては多分、じゃあ、あなたは学童で過ごしておいてちょうだい、お母さんが迎えに行くまでというふうなこともふえてくるんじゃないかなというふうに思っているんですね。

この学童保育は、各小学校で本当に先ほど申しましたように保護者による運営がされているんですが、ゆとりのある経営をされているというところは案外少ないのではないかなというふうに思っております。物理的な必要面積なんかはさらに厳しくなるんじゃないかなというふうに想像しております。

利用者募集についてはこれからかなというふうにも思っておりますが、それぞれのクラブから

実態の報告とか要望等を受けてらっしゃるか、担当課長にお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 放課後児童クラブについてのお尋ねでございます。議員からありましたように、現在、小学校区ごとに1クラブずつございますので、小学校数と同じく、現在は7クラブで運営を行っております。次年度からは、御岳小学校の閉校に伴いまして、御岳児童クラブも廃止となりますので6クラブとなりますけれども、新たにさくらんぼ愛園が参入予定でございますので、クラブ数自体は今年度と変わらず7クラブということになります。

その結果、設置基準に基づく、利用可能人数、登録者数でなくて利用可能人数は、現在の255名から次年度は約270名になる予定でございます。

また、支援員につきましては、現在40名の登録があっておりまして、現況、常時2名から4名の配置が確保されておりますので、1クラブ2名以上という設置基準も満たしております。そういう状況にありますので、この点については心配はいたしていないところでございます。

ただ、利用の増加につきましては、議員御指摘のとおり、部に所属しております児童のうち、今回の社会体育移行に伴いまして、どれぐらい児童クラブを利用する児童がいるかということ、現時点ではちょっと把握はしておりません。募集については、各クラブで4月から5月の期間において募集をされますので、その時点で改めてこちらのほうも、先ほどおっしゃった物理的な部分をまた検討する必要があるのかなというふうに思っております。

ただ、社会体育ですとか、各学校につきましては、いろんな自由時間、自由遊びの時間ですとか、そういった工夫もなされているというふうに聞いておりますので、増加数については、担当課としては、そう多くはないのではないかなというふうに予想はいたしております。しかしながら、登録者数が今現在の設置基準面積に比して、既に定員数に近いクラブも幾つかございますので、そういったところは即時対応をとっていきいたいというふうに思っております。

加えて、町としましては、これも御指摘がありましたけれども、児童の放課後の過ごし方につきましては、学童保育も含めまして多様な選択肢を用意する、準備するということが重要と考えるところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** はい、ありがとうございます。今のところ、増加しないんではないかというふうな予測ということですね。さくらんぼさんが算入されることは、きょう新しい情報でしたので、前から取り組んでいらっしゃるのは存じてましたが、一応正式なクラブという、町が支援していくということになったようなことですね。

本当に雨の日の過ごし方とかを見ていますと、どうしても室内に、狭い空間に押し込められているという感じも否めませんので、ぜひ支援の幅を何とか考えていただきたいというふうに思っています。これには、国も子育て支援政策の一環としまして、学童保育への支援も拡充する用意があるように拝見しました。支援のメニューもさまざまに提案されているようなんですが、本町ではこれまでも、国や県、そして自治体、我が町ですね。町の補助3分の1です。そして、さ

らに町の単独補助もしているというふうに認識しています。

これから先、国の支援策というものを今後どのような方策といいますか、せっかく予算も拡充してきょうというように、町では予算の減額はなかったように思っていますが、それ以上に学童保育に対する支援、施策というものをどういうふうに考えていらっしゃるのか。今のところ決まっているものがあれば、お教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 特に新年度におきまして、新たな方策、方針というのは、今のところ考えていませんけれども、そもそも放課後児童クラブというのが、保護者が労働等で昼間家庭にいない家庭を支援するという目的、これは本町では厚労省のラインで設置をしております。ですから福祉課ということで担当課をしておりますけれども、そういった部分におきましては子育て支援の観点から、さらに充実支援を図っていくべきだというふうに思っております。

ごらんとおり、文科省のほうも放課後の過ごし方についてはいろいろと御提案がっておりますので、そちらのほうとも十分連携、それから考え方を一にしながら取り組んでいきたいなと思っております。具体的にはまだ、今、国それから県の施策、いろいろおっしゃったような拡充策が出ております。昨日もテレビのニュースでやっておりましたけれども、そういったところも踏まえながら、新年度、即時対応していきたいなというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** もう一つ、課長にお伺いしたいと思いますが、今の拡充策の部分です。今、私が必要面積と言ったところでは、かなりハード面のところなんですけれども、せっかくその予算が緩くなっているというか、拡充しようというふうなことで、これを取り損なってはいけないというふうに思っていますし、ソフト面で支援員さんたちの支援、支援員さんたちには前から申し上げていますように、各クラブ、保護者単位での運営がされていますので、クラブ間に賃金の差とかがあるんですね、わずかながら。そういったものを一律にしていく分に充てていくとか、例えば支援員さんたちも必ず今、県の指導員会といいますか、研修会に参加をされているというふうにも聞いておりますが、さらに町内でのそういった研修で、いわゆるお互いのモチベーションアップといいますか、お互いの意見交換の場をもっと設置していくとか、そういうふうな町からの支援というものもあり得るんじゃないかなというふうに思いますので、この点についていかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えをいたします。現在、支援員は、先ほど申し上げましたように40名の登録がございまして、基準におきましては、1クラブ必ず2名以上ということ、それからそのうち、2名のうち1名は有資格者ということで、先般の議会におきましては、この資格者につきまして、高等学校卒業以上で2年以上の実務経験ですとか、5年以上の実務経験がある者も対象に入れたところでございます。

先ほど御指摘もありましたように、利用料金ですとかそういったことも含めて、各クラブまちまちであることは私ども重々承知をいたしているところでございます。これにつきましては、ク

ラブのほうからも統一をしていただきたいというふうなお話もあっておるところでございますので、町がやはりここはイニシアチブをとって進めていかなければならない課題であるというふう  
に認識をいたしております。

新年度に向けて利用者増につながるような、これももちろん、先ほどからあるように施設のキ  
ャパも含めて、そこも考えていかなければならない課題だと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 子供の放課後の暮らし方、本当に町当局、力を合わせて見守っていた  
いただきたいというふうな要望を申し上げます。

次に、子供のやはりこれは読書推進に関する課題なんですけれども、申し上げるまでもなく、  
現代社会においては情報があふれ、子供たちもたくさんの情報の中にさらされている状況が見受  
けられます。しかしながら、ネットだけで得られる情報ではなく、やはり文字として、文字とい  
うか、文字はもちろんネット上にもあるわけなんですけれども、やはり読書を通した深い読み込  
みというふうなものが、これからの社会を生き抜いていく上で大変大事な力になってくるとい  
うふうなことを考えております。

そして、この読書教育の推進は、山都町立図書館を柱に、この町では前から取り組まれてきて、  
本当に子供たちの読書力というものが年々増加しているというふうなものをデータとしても見受  
けられております。

そこでまずは、町立図書館の現状について教育委員会にお伺いいたします。

町立図書館は今も申し上げましたように本当に三十何年も前から、この町の子供たちの読書活  
動の推進というものに力を尽くされてまいりました。そして、過去には文部科学省からの優良図  
書館として表彰を受けたり、またそこで、本当に献身的に支えてらっしゃるボランティア団体、  
ピエロの会にしても、ボランティアとしての活動を高く評価されてきました。

また、十数年ほど前には、町立図書館のスタッフが学校に赴いて、そのときはまだ学校図書司  
書も何もありませんでしたので、鍵がかかっているような図書館、学校図書館もあったわけなん  
です。その鍵を開き、中をリフォームし、子供たちが来たい、借りたい、入室したいというふ  
うな図書館の環境づくりにも支援をした、そんなことをきっかけに、公共図書館と学校との連携  
の必要性を投げかけてきたところなんです。そして、今から5年ほど前に学校図書司書の配置が  
決まった後も、学校図書司書と協力しながら、先生や児童、生徒へのサポートを実現してきまし  
た。

しかしながら、町立図書館の現状はどうなんでしょうか。私がまたこんなこと言うと、また吉  
川が図書館のことを言っているというふうに思われる方も多々いらっしゃるのではないかと思  
うんですが、ちょっと見るに見ていられない状況ですので、今回はあえて質問をさせていただ  
いています。

まずは、図書館長不在の問題です。課長が兼任されているとはいうものの、実質的には館長不  
在の状況が続いております。実際のカウンター業務については経験値の高い職員がございま  
すので、きちんと担っておりますが、あくまでも囑託職員であり、何ら現場での決定権はないわけな

んですね。開館時間の10時から6時という、そして、お昼休み1時間を入れれば9時間という稼働時間を、1日6時間しか働けない嘱託職員が回しているわけなんです。そして、そこにはおのずと早出、遅出というふうな、遅番というふうなローテーションが組まれます。今から五、六年前になりますが、朝の一人勤務時間帯に病気で倒れた職員がおりました。来館者が発見して命は助かりましたが後遺症が残っております。また、夕方一人で勤務していた時間帯には、変質者があらわれ、警察のお世話になったこともあります。

その当時、女性だけでの職場の危機を感じて、町のほうからも一人の時間帯をなくすようにという指示があったところなんですけれども、喉元過ぎれば何とやらでしょうか、一昨年には人員が削減、そして、その折には再任用の職員が館長に任命され、人員減をカバーした体裁でございましたけれども、その館長が不在になった今なお人員削減はそのままなんです。

先ほど触れましたように、特に女性だけの職場ですので、役場から離れた施設だけに配慮が必要だと思います。現場に館長あるいは正職員が不在の状況をどう考えていらっしゃるって、どう今後取り組んでいらっしゃるつもりなのか、お考えがあったらお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 私よりも、今、質問いただきました吉川議員のほうが経緯等についてはお詳しいかということをお思いますし、その必要性等につきましては、御意見いただきましたとおりということで同感でございます。ただいまは、29年8月からは生涯学習課長が図書館長を兼務しているということでございます。専任館長を置くということが望ましいということはもう重々同感でございますが、ほかの町政全体のいろいろな諸事情による今の配置の状況ではないかということで、認識も持っておるところでございます。

そんな中で、先ほどおっしゃっていただきましたように、私も矢部小学校に勤めましたときに、町立図書館との連携、そして、いろいろな工夫された運営によりまして、子供たちが読書に親しむ機会がたくさんふえてきたと。その御尽力、御貢献は十分承知しているつもりでおります。

とは言いましても、今の現状のもとで、生涯学習課長が兼任という現実がございますので、その配置の中でしっかりと指導に当たるように、私のほうからも働きかけをしていくということ、そして、職務に精励させたいということが今の時点でございます。御意見等としては、先日の図書館協議会等、現場で最前線で当たっていただきます皆さんにとりましては、さらに、町民の皆さんによい環境あるいは読書推進に当たっていただきたいという気持ちでの御提案をいただいていることは重々承知しているところでございます。今の現状につきましては御了解いただければという気持ちがございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** せっかくなんですけれども、教育長ちょっと御了解をいただけません。このことについては、ぜひ生涯学習課長が云々ということではないですが、学校教育課長にしても、もちろん教育長にしても、それぞれの業務が本当に多忙で、図書館まで足を運ぶ、ちょっと離れたところで図書館まで足を運ぶ時間的な制約もございましょうし、しかし、本当にこの館長

って、ここで言えば、町長ですね、町長あるいは学校長という人たちの方針というものが大切なんです。やはり片手間にはできないことだと思いますので、ぜひこれは骨を折っていただいて、館長たる人を探してください。でないと、スタッフも頑張りがいがありません。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、この図書館業務ですが、今、多分、在庫がやがて10万冊に届くんじゃないかなというふうに思っていますが、それをたった6人のスタッフで管理をしています。そして、実際の日々の業務をしております。そして、年間、繰り広げられるさまざまなイベント、そして、移動図書館車の運行、これを続けているということの大変さ、これをぜひ現場に課長も教育長も行かれて肌身に感じてみてください。私もボランティアの一翼を担っておりますけれども、高齢化によってボランティアさんも最近、撤退をされているというふうにも聞いています。今の体制で、これらの業務の果たしていくことに不安を感じているところです。

この図書館のように、町直営の施設で現場が嘱託職員だけというところはほかにもございますか。改めてお伺いしますけれども。

**○議長(工藤文範君)** 教育長、井手文雄君。

**○教育長(井手文雄君)** 今、町立図書館の現状につきましては、御説明というか、お尋ねいただいたとおりでございますが、ほかの施設が嘱託職員だけでということにつきましては、済みません、私、不案内でございますので、お答えできる回答を持ちません。

**○議長(工藤文範君)** 9番、吉川美加君。

**○9番(吉川美加君)** 今のは総務課長にお答えいただきたいところです。全体のことがわかってらっしゃるのは総務課長なんじゃないですか。教育委員会で管轄されている施設については、私は図書館だけだと思っておりますが、ほかにもひょっとしてそういうところがありゃしないかなということなんです。こんなことは通告なしでもお答えいただけるんじゃないかというふうに思っておりましたが、そういったところにも配慮、そして、現場にそういう離れた施設、例えば、クリーンセンターにしても何にしてもそうなんですけれども、やっぱり現場から離れたところで頑張ってる職員を、やっぱり担当課長なりは足を運んで、現場がどういうふうになっているかなということを常に気にかけていただきたい。本庁一極集中というか、きのうもちょっと意見がございましたようですが、やはりこの広い町ですので点在している支所とか、それから、そういった各施設ですね。そういったところにはまめに気を配っていただきたい。そこで働いているやっぱり正職員はあれですが、あれですがというか、特にその嘱託職員が頑張っている、非常勤が頑張っているところにはぜひ気を配っていただきたい。頑張りがいがないというふうに思います。

さっきの施設の件はいいです。また、後ほど教えてください。

また、町立図書館とともに、児童、生徒の読書環境を支えている学校図書司書の話ですが、お二人雇っていただいていたのですが、お一人の方が一身上の都合でおやめになっております。私も現場に行きますと、現場の先生、担当の先生、あるいは校長先生から、読書推進活動は山都町の教育のかなめじゃないですか、学校図書司書の先生方の減数は子供たちや教師にとって大変残念

な事態です、どうにかならないんでしょうかというふうに訴えられています。実際困ってらっしゃいます。

現在一人の学校図書司書の先生が町内の小中学校10校を担当する羽目になってらっしゃると思いますが、仕事は倍の量になる、もちろんですね。でも、現場のサポートは半分しか行けない。今まで1週間に1回来ていただいていたところが2週間に1回、あるいは一月に1回になっているかもしれないというふうなことなんです。相当に無理が発生していると思われる。

つい先日、清和小学校でお話を催したときに、学校の担当の先生と懇談をしました。吉川さん、ことしは年間8,000冊行きます。90何人しかおらん小学生がですよ、年間に8,000冊って。ここにいらっしゃる課長たちは、どのぐらい読んでいらっしゃいますでしょうかね。1人100冊に及ぶ、そして私が一緒に給食を食べた6年生の子供は、「どんくらい読んだ」って言ったら、「400冊行きました」と言いました。それは本の厚さ、いろいろあります。でも、今、昔のように、本当に学校図書司書の先生のおかげで、物語を子供たちは読んでおります。そういうふうで育ってきた子供たちの読書力、読書意欲を減退させてはいけないというふうに思っているんです。これは一刻も早い学校図書司書の雇用が望まれるところなんです、そのほうの手だてについてはどのように今とってらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 議員御指摘のとおり、本年度途中で清和蘇陽地区担当司書が産休に入りましたので、現状一人の状態です。改善するための案として、新規の学校司書の任用条件に、司書資格保有者に加えて、教諭、養護教諭、保育士の資格保有者についての任用も視野に入れて公募する予定にしております。議員にお認めいただいているように、学校司書の児童・生徒への声かけ等の対応、親しみやすい図書室の雰囲気づくり、システム導入による蔵書管理の推進等の業績により、各校の図書室利用実績は増加して、読書に対する魅力化が形成されつつあります。

学校現場における図書室運営においては、司書資格は第一条件とは考えるんですけれども、それに加えて、今御説明した業績により、声かけ等の対応や雰囲気づくりという児童・生徒が図書室に入りやすい環境づくりも重要な位置づけということがわかりました。それを担っていただくことができる資格として、教諭、養護教諭、保育士に資格の枠を拡大し、現在1名いらっしゃいます司書資格保有者を主任に位置づけまして、その方の司書に関する専門的知識の指導のもと、チームで学校図書室運営を進めていきたいと考えていて、今、そちらのほうの人的対応について考えているところです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 学校教育課長の認識がきちんとされているところに安心をしております。ぜひ一刻も早い人員の確保をお願いします。

そして、ちょっと本筋から外れますが、今、学校司書がおやめになった理由を産休というふうにおっしゃいましたけれども、嘱託職員に産休というものがあるのかなと今ちょっと思いました

けれども、おやめになったという。産休・育休はないですね、嘱託職員には。ちょっと今のところ、御説明お願いしていいですか。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 学校司書さんの雇用については、非常勤の嘱託職員として社会保険料の有資格をさせております。社会保険料のほうから、任用中であれば社会保険事務所のほうから手当ということを出しておりますので、現在1名、産休に入っております職員については、雇用の条件を昨年4月1日から本年度の3月31日までということで任用を行っております、その任用は現在も続いております。それで、産休の保障として社会保険事務所のほうから手当をいただいているところです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** よくわかりました。ありがとうございます。産休とおっしゃったから、何かあけたら戻ってこられるのかなと思ったら、3月いっぱいの話ですね、手当のですね。その保険の分は助かられると思います。

そして、今、非常勤あるいは嘱託というような我が町の非正規職員の割合というものは、全体の30%ほどではないかなというふうに思っておりますが、今度は総務課長にお伺いします。町で働く非正規職員の中には、今おっしゃった司書、あるいは教員免許を持っている方、社会福祉士などを持っている方、資格を有している方がさまざまいらっしゃいます。このような方たちを町外に流出させないために待遇を考える必要があるのではないのでしょうか。

高速ができて、通勤が便利になったことは、町外から人材を求めることにプラスな半面、町内の優秀な人材を町外に逃してしまうマイナス要因もあるというふうに思っています。役場で働く嘱託の皆さん、非常勤の皆様、これからは会計年度雇用の推進も国から言われているように聞いておりますが、その待遇、処遇を、本町ではどのような方向性を持って考えてらっしゃるのか。総務課長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。

今、御案内がありました会計年度の職員というものが平成32年度からスタートするわけでございます。現在、規則関係、それから待遇関係について、各課より現在の雇用状況等を調査し、31年度におきまして、この会計年度任用職員の制度を確立するという予定でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 一刻もというか、制度としては32年度ということになっておりますけれども、今さっき申し上げたように賃金の面も大切ですが、やはりいわゆる待遇の悪い中でがまだしよんなさる人たちに声がけ、そして寄り添うような気持ちを本町職員の方に持っていただいて、その人材をやっぱりつなぎとめるということが大変大切ではないか。高速ができ上がってからは、非常に皆様が効用のほうをおっしゃいますけれども、そういう町内から外に出ていくというふうなデメリットもしっかりと考えながら当たっていかなくてはいけないんじゃないかというふ

うに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、この数ある公共施設の中で図書館というところは、1人でも利用ができる、予約も要らない、唯一の施設なんです。ことしの5月には10連休が決まりました。図書館、役場、その他の公共施設はカレンダーどおりの運用でしょうか。ごみの収集も気になるところです。誰もかれもが旅行に行くわけでもないし、長期の休みを利用して帰省してこられる御家族もあるんじゃないかと思います。役場初め公共施設の利用が縮小となると困る御家庭もあるのではないかと考えて、この質問をいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。天皇の即位関係に関する10連休ということですが、先日の町議におきましても、4月30日、5月1日、5月2日に関しましては、各関係機関のさまざまな施設がございますので、その業務につきまして至急検討する指示をしております。それをもちまして住民の皆さんにお知らせをするという段取りで今進めているというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** はい、わかりました。どうぞ早目の周知をよろしくお願いいたします。

そして次に、用意しておりましたICT教育なんですけど、きのう既に複数の御質問がありましたので、私もその答弁で納得をしているところです。ただ、本当に先ほど申しましたように、ICTの活用は避けて通れない。本当に生きていく上でのツールとしての使い方、その利活用の仕方を学ぶという点では、大変なくてはならないものだというふうに思っていますが、一方で、すごく経費がかかったり、機械ですので故障があったり、メンテであったり、その必要経費というものが莫大な数になるので、潤沢に、山江とか高森とか、ずっと熊日に掲載されましたので、皆様御存じかと思いますが、やはり人数が少ないところではそういったことができるだろうし、少ないからといって、やったらいいというふうにも思っていない。

やはり多様化といいますか、ICTも知ってなくちゃいけないし、先ほど言ったように、ページをめくって本を読んで理解を深めてほしいという気持ちもありますので、そういったところを押さえながら、きのうの教育長のお話の中からも、これが全てではないけれども、それに組み込んでいくというふうな、両輪として取り組んでいくというふうなことがありましたので、よろしくお願いいたしますと思いますし、またしかし、そのICTの活用をアピールすることで移住者があったということも実情ではありますので、無視はできない。そして、前から申し上げているように、やはり山都町ならではの、山都塾に象徴されるような山都町ならではの教育の方針を示していくことが、いつも皆さんが言われるように、移住・定住には住まいと食、それに教育です。やっぱり子育て世代に教育は欠かせないものですので、山都町らしい教育のアピールをもっともっていただいていただきたいなというふうに思っております。

最後に、1月29日に開催された子ども議会のことについて、町長及び教育長にお伺いいたします。

ことしも多くの提言がなされました。今議会の町長の提案理由の御挨拶の中にも、子供たちの

提言を具現化していきたいというふうにあります。本当に具体化しなければ、この議会の意味がありません。万が一、この議会をつくることが目的であれば、全く無意味な話です。形だけを教わるということであれば、全く無駄な話です。

先日、高森町の役場近くの交差点がスクランブルになったという話題が熊日にありましたが、それは3年前に開催した高森の子ども議会での提案が実を結んだ、県警と県との協力で実現をしたというふうなことでした。これでなければというふうに、私はその記事を読んだときに思った次第です。先生も生徒も、この日のためにかなりの時間割いて準備をされるのですから、これが議会の形ですよということで終わってはなりません。実際に町政に反映されるものにならなくては、やっているかいがないんです。どのような対応を今後考えてらっしゃいますか。まずは、ここをお伺いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 御協力をいただいて開催しました第2回の子ども議会、1月でございました。これは各学校での年間を通したふるさと学習の成果をもとに、子ども議会で提案をしていただいたところでございます。

御意見ございましたとおり、一朝一夕に解決策を即答できるというものは残念ながらなかったとは思いますが、ふるさとを学ぶ山都学を通して育てたい、課題意識を持って主体的に学ぶ、その中で、ふるさとのよさや課題を知り、愛する心を育てるということには、その節目として貢献できたのではないかと考えているところでございます。また、お聞きしますと、子ども議会等の様子につきましては、代表して議場に立ちました生徒が各学校に帰り報告会を行うなど、学びの評価として生かされた部分もあると考えております。

教育には、もちろんうまくいくところと反省すべき、そして次に生かすところがあるかと思えます。そういったのを考えますと、子供の成長に置きかえますと、努力したプロセスとか、あるいは個人の伸びなど、次の成長につながるような点を見出して、学校を初め、指導助言に当たることが教育的意義があるものだと思います。そういう点でも、提案がありました意見の生かされた町の活性化、そういうことに結びついた点、あるいは今後の展望がある可能性を評価した広報等にも努めていくことが、頑張ってくれた生徒に報いることでもありますし、山都町の将来に真剣に取り組んでくれた生徒へのお返しではないかというふうに考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** なかなかすぐにはできるものはないというふうにもおっしゃったんですけども、この間の子供たちからの通告書を見れば、先ほど出てきたような社会体育に参加できるようなコミュニティバスの便を考えてほしいとか、それから、星空がきれいに見えるような光害防止条例を復活させてほしいとか、それから、地域の伝統文化や食文化などを紹介する学習講座をやってはどうかなんていう、全く余り予算も要らない、すぐにも教育委員会が取り組めるようなものもあるわけです。もちろん物産館を建てましょうとか、さまざまハード面でお金のかかるものもございましたが、シンボルマークをつくってみようとか、いろいろ子供らしい目線での発言がありましたので、これについては本当にフォローをちゃんと忘れないように、取り組んで

いるよという姿勢を、やっぱり2年も3年も5年もうっちゃらかしとって、やっどできたというんじゃない、子供たちは本当に早い段階で成長していきます。特に中学校は3年間しかございませんので、できれば2年から3年で、この子供たちが1年生が、この質問台に立った子供たちが卒業のときには、「ああ、あのとき言ったこのことが反映されてよかったな」って思って、町はすごいなっていうふうに思って卒業していってくれるようなぐらいのスピード感で取り組めるものもあると思うんです。

だから、もちろん先ほどの光害防止条例なんていうのは、私たち議員もお手伝いしながら、ぜひ実現させたいなど、私ながらに思っているところなんですけれども、子ども議会に見られる今のような子供たちの町への期待、そういったものに応えていく行政のあり方っていうのは何でしょうか。町長にお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 子ども議会におきましては、その当日、議員の皆様にも言ったところでございますが、的確に今、山都町の現状を見据えた中での質問が全てでした。もうびっくりするように、いろんな勉強をしていながら発表していただきました。去年言ったことはどうなったのかと言われた議員もおられました、特にそれについては蘇陽のインターチェンジをというようにございまして、これについてはまだ、今から計画段階、評価をというような話をしたところでありますが、そのほか、今言われました光害とありますが、その分については、もう指示をしております。ぜひできるんじゃないかなというふうな思いで、また、清和村時代にあったというようなことでありますので、これについては本当に今、全国の町長が週刊情報が出ておりますが、町村だよりとか、いろんな町の町長が星空の美しい町というキャッチフレーズで文章を書いておられますが、私も何回か言っておりますが、山都の光害につきましてはキャンプ場ありますとか、スキー場の光害と、高千穂ですが、風力発電等の光が見えるんじゃないかなと。これについては非常に難しい部分がありますが、山都町でできる部分については、そのような形で進めていきたいという思いでおります。

高速道路を見据えたまちづくり、いろんな金のかからない提案はいっぱいっております。今、我々がしなければならない部分でありますので、具体的には、議員からありましたように、生徒さん方に返されるような回答も出していきたいという思いでおります。これにつきまして、生徒さん方が、議員の方々が一生懸命、ここに立って質問をされて、勉強の機会がたくさんあった。先生方にも感謝を申し上げながら、言われますように必ず、できることはできる、できないことはできないという返事等もしながら、今後につなげていきたいという思いでおります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** はい、ありがとうございます。ぜひ、今の町長の言葉を皆さん、課長の皆さんも胸に刻みながら、子供たちの期待に応える大人であっていただきたい、町の姿勢であっていただきたいというふうに御祈念申し上げます。

本日の質問は以上ですが、体育館建設、高速道路開通へ向けてのまちづくり、若い人たちが安心して子育てできる環境にも配慮できる町の姿を目指して邁進していかれることを期待し、私た

ちも本当に協力を惜しまず、まちづくりに邁進していきたいというふうに思いながら、きょうの質問を締めくくらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** こんにちは。最後の一般質問となりました、2番、西田由未子です。

今、国会が開かれていますけれども、国の方針が地方行政に大きく影響する中で、政策を立てていくのに大事な統計が間違っていたとか、意図的に改ざんされていたとか、そういうことが明らかになって、本当にこの国は大丈夫なのかと大変心配になります。

けさの新聞にも、戦後最長の経済成長というのは本当かと、揺らぐ消費税増税というふう書いてありまして、本当に職員の皆さんも町民の皆さんも、どんなふうになるんだろうかと、どう対応していったらいいんだろうかということで御苦労されているなというふうに思います。リーマン・ショック規模の経済危機がない限り消費税を10%に上げることに変更はないと、何日か前、安倍首相は言っていたんですが、どうなるのだろうかと本当に心配になります。

私自身は、大企業優遇税制を見直して、お金持ちにはたくさん税金を払っていただく。そして、再分配をきちんとするということができれば、消費税を上げる必要はないと前々から思っていました。そして、消費税はきちんと最初の約束どおりに、社会保障に使うべきだと思っています。

ですが、このように、何かいろんな状況がころころ変わる中では、本当に私たちは翻弄されるばかりだなというふうに思っています。

今回は、吉川議員もそうでしたが、子供に焦点を当てた中身で質問をしていきたいと思っています。通告の順番を変えさせていただきまして、4番目を一番先にいたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、発言台から質問いたします。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** では、まず初めに、午後の議案審議にも出されています山都町まちづくり基盤整備基金条例案についてお尋ねをします。この条例案を出される理由と目的、それから、これは今回限りのものなのか、この交付金は山都町だけに交付されたのかということを含めてお答えいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。

本条例の制定の背景について御説明させていただきます。一昨年の平成29年12月8日から20日までの13日間、大矢野原演習場におきまして、日米共同訓練が実施されました。訓練は、沖縄県外での訓練の一層の推進と訓練活動に伴う沖縄の負担軽減を目的として行われました。住民の安全が著しく懸念される中、国に対しまして、住民の安全・安心が確保され、生活に支障を来さぬよう万全な体制を講じてほしい旨の申し入れを行い、町としても職員を待機させ、不測の事態に備えるなど万全の対応を行いました。

この訓練を受けて、平成30年度において、国から再編関連訓練移転等交付金として、7,300万円が町に交付されることになりました。この交付金は、米軍の再編に伴い影響を受ける住民の生活の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるためのものです。交付金が交付される時期は、今年度末ということになります。交付金を活用して、実際に年度内において事業を行うのは困難につき、次年度以降の事業実施となります。駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の規定によりまして、事業を2年度以上にわたり継続して行う場合は、必要な額の基金を設けなければならないとされているところです。

このような経緯から、今回、基金条例の制定についてお願いしているところです。目的につきましては、公共用の施設の整備、その他の町民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図ることを目的としているものです。

この交付金について、今回限りかということでのお尋ねでございましたけれども、先ほど申しましたように、この交付金は平成29年12月8日から実施されました日米共同訓練関連に対する交付金となりますので、今回限りということになります。ほかの町村につきましては、手元に持っております平成30年度で交付金の実施計画に上がっている市町村は、17防衛施設の49市町村となっております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今御説明いただきましたことを私なりに解釈しますと、まずこのお金の意味としては、沖縄の基地再編、つまり、日米合同演習とかオスプレイの飛行訓練、それを沖縄から大矢野原演習場に移していくことを受け入れてねと。そのときに、周辺住民の生活に迷惑をかけることに対して、お金を支払ってあげますから、これからもよろしくねということだと思います。

私は果たして、このようなお金を受け取ってもいいものだろうか、これを見たときにすごく悩みました。そして、今年度末に支給されるのであれば、次年度以降しか使えないのは当たり前ですよね。基金にするということに対しても疑問がありますので、そのことについてはまた後で述べますが、まずはこのお金の意味のことについて、とても憤りを感じます。

1996年から反対の声が上がっていたにもかかわらず、計6回、日米合同演習は行われてきました。オスプレイの飛行訓練を含めたものは、前回と前々回と2回です。オスプレイ飛行訓練は、1回目は1機でしたが、2017年には4機にふえ、訓練日数もふえました。オスプレイは重大事故率が高くて危険だとずっと言われてきています。そして、2017年12月は、先ほど課長が言われた

ようにいろんなことを町からも要望され、とても気を使って、できるだけのことをしていただいたと思いますが、その中で事故がなくて本当によかったんですけども、でも、もしもということがあったときには、日米地位協定によって、日本の警察、日本は何も一切タッチすることができなくなってしまう。

この20年間、反対の声が繰り返されてきたにもかかわらず、このようにして少しずつ訓練の形態も拡大されてきています。この小さな穴かもしれませんが、これがずっと、これからどうなっていくのだろう、将来の子供たちに何ておわびしたらいいんだろうというふうに、私は思うわけです。

沖縄の基地負担軽減と称して、このように全国に、先ほど17施設49市町村と言われましたが、再編をばらまいて、沖縄に交付されるべきだったはずの交付金も全国にばらまいてというのが、この条例の基礎となる交付金です。交付金の算定の基準に、オスプレイが何機だったかとか、その飛行訓練は何日したかとか、日米合同演習の数が何回だったかとか、そういうのが算定基準になっているんです。3年ごとに繰り返されてきた合同訓練も、沖縄の負担軽減のもとにふえていくかもしれません。オスプレイの数もふえていくかもしれません。そして、行く行くはオスプレイの基地とされていくかもしれません。そのことを受け入れるならお金を出すよというこの交付金は、私はどうしても納得がいかないんです。

1998年に矢部町議会においては、日米共同訓練の恒常化反対の決議、2014年には山都町議会において、オスプレイの普天間配備、熊本県内低空飛行訓練に反対する決議もなされてきました。また、先ほども言われましたように、前回のオスプレイ飛行訓練については約束違反のことがあったりとか、本当に心配なことがたくさんありまして、山都町としても厳重な抗議を重ねられてきました。

本当の沖縄負担軽減というのは、私は政府に日米地位協定を見直し、米軍基地は本国アメリカに帰ってもらうように話し合いをすること、武力による紛争解決をしないように粘り強い外交努力をしていくことだと思っています。

2017年に訓練がありましてオスプレイが来たときに、危険を感じてタクシー通学を余儀なくされた児童、授業中に低空飛行するオスプレイにおびえて、先生たちに怖いと言った児童がいました。夜間の低空飛行に、心配そうに空を見上げる住民の方たち、どんなに不安な毎日を過ごされたかと思うと、今回はそのような周辺住民の方の心の痛みとか御苦勞に対しての損害賠償、補償としての意味の交付金だと思ったら、100歩、1,000歩譲って仕方がないかという思いにも私もなります。

先ほど、そのお金が今年度末に来ると。済みません、そう思いますけれども、町としてはこのことについて、先ほど課長は言われましたが、どんなふうに考えられますか。町長、お願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 答えにはならないかと思っておりますが、このまちづくり基盤整備基金条例につきましては、今ありましたように、この交付金につきまして、これがあるからオスプ

レイの日米合同訓練があったんじゃないという思いであります。今言われますように、いろんな部分で、沖縄の負担、県民の皆さんの負担軽減措置は今全国的に行われておりますが、お金で済むものじゃないと私も十分承知をしておりますし、先ほど皆さんにも、今度の10号議案でお願いする条例案につきましても、詳細等についてお配りしてありますので皆様見ておられるという思いであります。今回については17年度の訓練に対する交付金と位置づけをしながら、基金条例というふうなことです。先ほどありますように今月末しか来ない。また、基金条例をせんと使えないというような部分でありまして、基金条例をお願いするわけでありまして。

今までの日米共同訓練につきましては、調整交付金という形の中で、同じような形の中で出てきたというようなことですが、今度は再編関連訓練移転等交付金となった部分で、このような使い方をせんとというようなことで、大変このような形をお願いを、今は条例の提案ではございませんが、そのような形であります。本当に金をやるから訓練を、演習場をとというようなことは、非常に残念な、今、国の姿勢がそのような形であります。

日米地位協定の中で我々ができる部分、できない部分、これは国の姿勢の部分でありますし、これにつきましては国政の場でいろんな部分で検討していただいて。私たちがなかなかできない。しかしながら、演習場を持っております、抱えております山都町としては、今後いろんなまた場面があるかという思いであります。そのときは皆さんと協議をしながら、対応策も考えながらやっていかなくてはいけないという思いであります。

金が来るから受ける受けないじゃないという思いでありますし、これについては、先ほど課長からも言いましたように、17年度のオスプレイ飛行訓練に対する、先ほどありますように、住民であったり、周辺住民の方、町民の方、また山都町へのそういう形の金だと、これはもう認識をしておるところであります。これを今後継続的にとは、今、課長が言ったような形で、これは今回限りの条例案という思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 確かに、国政にここで何かをできるということはないと思いますが、でも、身近にいる私たちが声を上げていかなければ国にも届きません。黙っていれば認めたということになると思いますので、今の町長のお答えは本当に誠実なものとして受けとめたいと思いますけれども、でも、言われるように、お金で人の心を買うような国の姿勢には本当に憤りを感じるということを言っていかなければいけないと思います。

基金として使わなければならないと、ここにも書いてあるんですが、でも、今年度末にしか交付をしないお金を今年度で使えるわけじゃないじゃないですか。基金にして使うかどうかとかいうのまでも言われなければならないものだろうかと思います。地方自治体の私たちの中で考えてすればいいということだと思ふんですね。だから、私は別に基金としなくても、ほかの民生安定事業などのように一般会計の中で、一番迷惑をかける中島地区の方たちのことを優先しての事業として単年度で使っていけばいいと思ふんです。

どうして基金化しないといけないんだろうかと。先ほど言われましたけれども、制度上のことであれば、繰り越しとかいうことだってできるはずじゃないのかなと思いますし、何かまるでこ

れからも定期的にあるかもしれないことに準備しているようにも私には見えてしまうんですね。この7,300万円というお金を、じゃあ、もし基金として積み立てたとします。そしたら、どのように使っていこうというふうに考えておられますか。私は基金にする必要はないと思っていますが、お尋ねしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** この基金については、現在考えておりますのは、3年から4年間をかけまして、住民の生活の安全の向上に関する事業、交通の発達及び改善に関する事業、企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業を予定しておりまして、これらを3年から4年かけてしていきたいと考えているところです。

この基金は、この3事業を振り分けておりまして、今後また、議員がおっしゃるように、基金をつくったことによって、また新たな訓練の受け入れとか、そういうことになるかというふうなことの御心配もあられると思いますけれども、この基金は今回限りの基金と今考えているところでもあります。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 基金とするには明確な目的がないといけないというふうになっていると思うんですね。例えば、ある施設をつくるための基金、この役場を建てられるときも役場建設基金というのがあったと思いますが、そういうふうにきちんと明確にないといけないと思うんです。言われたような、何か三つのことに使うということ、三、四年かけてというのは、果たしてこれはいいのだろうかと思います。

さっきから言っていますように、周辺住民の方への補償という意味のお金なんですから、あれだけの苦痛と迷惑をかけたということで来るお金なんですから、周辺住民の方のために使うのが優先されるべきだと思いますので、それが明確にされていることが必要ではないかなと思います。

繰り返しになるかと思いますが、この交付金の目的、1回限りと言われましたが、この交付規則に書いてあるのを見れば、またオスプレイを含む訓練がなされる、そういう予測は立つわけです。わからないからといって先送りされるようなことは言わないでおいいただきたいと思います。そういう危険性のあるものだということを認識して取り組んでいただきたいと思えますし、今後も計画されるかもしれない、この交付金を受け取ることがそれにつながることはもちろんですが、でも、やはり計画されるかもしれない日米合同演習とかオスプレイ飛行訓練を受けることは町として絶対容認はできませんということを、町としても確認していただきたいし、日米合同演習やオスプレイ飛行訓練が恒常化することの布石になるようなこの基金条例には、私はやっぱり納得ができません。

午後の審議でこれがもう決定されていきます。議員の皆様にも本当に熟慮いただいて、このことについては御意見もいただきたいし、真剣に討議していかないと本当に将来の子供たちに、先ほども言いましたけれども、あのとき大人は何をしていたんだって言われると思います。それだけの重たいものがあるこの条例案だということを、執行部の皆さんも御認識いただきたいし、議員の皆さんにもしっかり考えていただきたいと思えます。

基金とするという案ですので、明確な目的ということでは、先ほどのではちょっとわかりません。もう少し具体案があるのではないですか。お答えいただけるものがあれば、お願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 目的につきましては、この条例の設置の目的自体は、ここに町民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図ることを目的としておりまして、あとは、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令とこの関係法令より……。

具体的なことにつきましては、現在、防衛局と打ち合わせ中でありまして、具体的な内容について、決まった部分についてはまた後日お知らせしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 私の思いとしては、基金にするべきではないということではありますけれども、基金というものにするときにはやはり、今からとおっしゃいましたが、明確なものがなければ逆におかしいというものになるということも再度申し上げたいと思いますし、午後の審議で本当に真剣な論議をしていきたいというふうに思っています。

では、次に行きます。12月議会において、向こう5年間の町の施設の管理運営を任せる指定管理者が決まりました。これに伴って、基本協定書を交わすことになっていると思いますが、その一つで、納入金のことについてお尋ねします。

前回でもお尋ねしましたが、これは通潤山荘との協定のみであったということと、この条文が民間参入の妨げになるからということとで削除したいということでした。経営努力を重ねて利益を上げ、その利益については施設建設費を少しでも負担していく。利益が上がれば半分を町に還元するという条項は削除せずに、むしろどこの施設にも適用していくべきではないかということをお尋ねしましたが、その点はどうなりましたでしょうか。もう協定は結ばれましたでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 基本協定書の第12条納入金の削除についてのお尋ねでございます。さきの12月の定例会で議員のほうから御指摘がございましたとおり、他の施設と比較すると、国民宿舎のみに規定をしているという条文であるということで、それと民間の参入を促進するためにということで削除した経緯がございます。現在、内部でも協議をしながら、さきの1番目の質問にありましたとおり、累積債務の件につきましても、この基本協定書とは別に、債務及び収益に関する協定という、名称はちょっと変わるかもしれませんが、その中で協議をしていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** それでは、まだ締結はしていないということで、今からされるということですね。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 基本協定書の締結については、2月末付で締結をしております。先ほどの債務及び収益に関する協定については、まだ中身の協議が終わっておりませんので、これからということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 12月の質問のときには、債務及び収益については、これは管理運営についての協定書なので、この協定書の中には入れられないとおっしゃっていましたが、別にされるということで、それについては大変評価できるところだと思います。そのようにしていただきたいということをお願いするつもりでございましたので、大変喜ばしいことだと思いますし、それがきちんと実現可能なものになっていくようにということをお願いしたいと思います。

議会だよりのほうにも、31号にも、指定管理者の施設の今後の課題として出されているところがたくさんあります。不採算部門の経営からの切り離しの検討とか、町の指導の徹底、それから、赤字解消の道筋が見えるようなものを本当に各管理者と煮詰めていただいて、十分協議していただいて、文書化をして、1年1年というか、半期ごとでもいいので、出されますよね、途中の経過としてですね。そういうときにでも、きちんと議会にも報告していただきながら、こちらからも、それに対して質問ができたり、意見が述べられるような形にしてもらいながら、本当に大事な施設が赤字を解消して健全なものになりますように、一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお祈りしたいと思います。では、それはまた報告を待ちたいと思います。

次に、保育料の無償化についてお尋ねをします。

私も保育料のことばかり言っているとされているというふうにも聞きますが、でも、このような混乱をしている中で、一体保育料の無償化はどうなっていくのか。10月から始まるのか、始まらないのか。甘い見通しで方針がころころ変えられて困るのは私たち市民です。保護者の皆さんも、一体どうなるのかわからないまま生活設計をされていくのも、しにくいかと思っておりますので、今の現状を共有したくお尋ねをしていきたいと思っております。審議中のことで、担当の課の方たちにも、私のほうで、この数字はどうですか、今どうなっていますかということでお尋ねをしていって大変御苦勞をかけています。誠実に答えていただいて、ありがたく思っています。

その上でですが、保育料の無償化について、この10月からのことは本当に役場のほうでも答えられないと思っておりますので、もしも無償化となりましたとなったときに、1年間が一体どうなるのかということでお尋ねをしたいと思っております。先ほども言いましたように、消費税を10%に上げるということが前提での無償化というのは腑に落ちませんし、矛盾も感じるところでありますが、見通しを持つということで、よろしくお祈りしたいと思います。私のほうでこういうふうに思っているということを言いますので、それでいいのかどうか、お答えいただければと思います。

無償化されるのは3歳から5歳までの全員、それから、1、2歳児は住民税の非課税世帯、それから、ひとり親世帯のみというのが今のところの国の方針で、こうなりますと、1、2歳児は保育料が無料にならない世帯が出てくるということです。住民税が非課税でない世帯は、今までどおりの保育料が発生するということになります。

それと、国の方針では、保育料は無料にするけれども、給食費は別途徴収するというふうにな

っています。山都町の保育に係る給食費は、現在保育料に含まれているそうです。なので、このままだと、保育料を高く、1段階から、何段階ありましたかね、10段階ぐらいに分かれているんですけど、高く払っておられたところには保育料はゼロになる、だから給食費4,500円とか、それぐらいを払うのはそんなに負担ではないかもしれませんが、今まで低所得層で保育料がゼロであったところの世帯は、新たに毎月5,000円弱の保育料が発生するということになるというふうに私は解釈をしております。

なので、町としては、この二つのこと、何か国のおっしゃることでは、保育料無料にしますといたら、全世帯が無償化というふうに思いますけれども、そうではないという現実と、無償にならない1、2歳児の分を町としてどう考えられるか。給食費は別途徴収するというのをどう考えられて、どのような対策を考えておられるのかということをお尋ねします。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは、お答えいたします。

まず、国の方針につきましては、西田議員がただいまおっしゃいましたことで全く間違いございません。改めて申しますと、ゼロ歳から2歳の保育料につきましては、これは試算では1,300万程度というふうに見ております。ですので、現時点では3,500万円程度の全体の保育料、年間保育料でございますので、このうち1,300万円が徴収する対象となる金額でございますので、2,200万円が無償化という言い方ができるかなというふうに思っております。

それからもう一点、給食費についてですけれども、これにつきましてはもおっしゃいましたように、国は給食費につきましては無償化の対象としないという方針でございます。若干ちょっと理由だけ述べさせていただきますと、公立保育所は現在、おっしゃいましたように保育料に含めて給食費を徴収しておりますけれども、全額幼稚園のほうでは徴収を別途しておられますので、そこの均衡を図るということ。それから、義務教育における給食費の取り扱い、これの扱いを踏まえて、食材料費は実費徴収という考え方を方針としているというふうになっております。

ですので、大体主食費は、繰り返しになりますが保育料に含まれておりますので、現在徴収はしておりません。副食費ということになりますけれども、副食費になりますけれども、これについては、1カ月当たり大体4,500円を国は徴収の単価として考えているところでございます。

町としましても、まずこの無償化の問題につきましては現在、閣議決定の状態でございます、これが今国会の重要法案でもあるというふうに位置づけをしておりますので、早期成立を目指して今取り組んでいるところでございますけれども、この法案の成立を見据えまして、町としましては無償化の円滑実施に向けてとり進めて、保護者の方には、まずは丁寧な説明を行っていかねばいけないというふうに考えております。給食費につきましては、現在、本町でも実費徴収の方針ということで考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 確かに、国の動向が決まらないとということはおわかりですが、私は子育てしやすい山都町を目指すときに、保育料の無償化をずっと提案してまいりました。言

われたとおり、国の方針どおりにすれば、完全無償化になりません。でも、山都町は国の基準の4割の保育料に抑えて徴収されて、あとの6割分は町で負担していたということになりますよね。29年度で言えば、先ほど課長が言われた3,500万というのは、多子家庭に対する補助があったためにそれになったというふうに説明いただいていますので、その前は保育料は4,600万だったと聞いています。だから、保護者負担をしていただいて、4,600万を町に入れていただいていたのが4,600万。国の基準どおりにするためには、あとの6割分、6,900万を町が負担していたわけですよね。だから、その分が無償化になれば、きちんと国から来るということになると私は解釈しています。

なので、その6,900万を負担しなくていいわけですから、それを有効に使っていただいて1、2歳児も、国の方針では無償にならない1、2歳児全体も無償化するには1,300万が必要だと言われました。それと、給食費については、義務教育の給食費を実費でとっているのにあわせてとおっしゃいましたけれども、それについても無償化するためには、1,300万と言われました。保育園の場合がですね。あわせて2,600万です。これで、全世代の保育料の無償化が山都町独自のものとして、この6,900万、町の負担分がなくなりますので実現できるはずだと私は思うんですね。

全国的には、保育料無償化というのはありがたいけれども、それよりも待機児童ゼロと保育士の待遇改善が先だという声が強いとも思います。でも、山都町では待機児童の問題がない。町が負担すれば、全体の完全な保育料無償化が実現できると思いますが、その辺について、ぜひ御検討いただきたいのですが、どうですか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えいたします。保育料の無償化ということで、議員もおっしゃいましたように、これは全くゼロ、保護者負担ゼロというふうに思われているということが、皆さん方、大体共通の認識じゃないのかなというふうに思っております。まさか給食費、食材費ということは、子どもも当初の段階では把握しておりませんでしたけれども、国のほうでは議論を重ねられて、最終的には実費徴収をやっていくというふうに決定をなされたところでございます。

前段の保育料の計算、これは皆さん方も非常にお聞きになってわかりづらいと思うんですけども、先ほど6,900万とおっしゃったのは、保育料の全体の話であって、今回の無償化の対象というのは3歳児以上でございますので、そうなると、6,900万じゃないということになりますので、これは、はしよりますけれども、その影響額というのは町にとりましては1,800万円程度増収といたしますか、負担が軽減になると。6,900万そのまま軽減がなくなるということではございません。なおかつ、先ほど言いましたように、公立保育所のほうの部分の保育の無償化というのもございますので、子どもとしては、これでその財源が確保されるというふうにはとれないというところでございます。

ただ、これも理論上の数値でございますので、なかなか実際の園児数ですとか、構成ですよね。あと所得の、先ほどおっしゃいました8段階ございますけれども、そういったところを見ないと

非常に難しいということもございます。

加えて、給食費につきましては今、食材の、これは歳出のほうで、購入をどうしてもする部分がございますので、それも大体1,100万円程度は歳出をしているということになります。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 全体のことを考えたときには、それから、国の方針が不十分だということもあって、私は6,900万行くんじゃないかと期待をしたんですけども、そうではないということではありますけれども、それでもやっぱり、1、2歳児を無償にする1,300万には何とか足りるかなど。そして、義務教育は無償であるということからすれば、以前質問したときにも、町長も実費負担をお願いしたいというふうに言われましたが、やはり子育て支援ということで言えば、ほかの町では1、2歳児もとることになるかもしれんけど、山都町は完全無償化を頑張ったんだなっていうことも大いにアピールできますし、ぜひきちんとした方針が決まった後に精査していただいて、実現できるように、少しでも可能なところがふえますようお願いをしたいと思います。

山都テラスの分譲地の推進にも、子育て応援の具体策として挙げられると思うんですね。それに加えて、医療費の18歳までの助成があるというのも、私はもっと宣伝していただきたいと思います。

私がか子育て中には、たしか小学生までが補助だったと思いますし、そのころまでは窓口で一旦支払って、領収書と申請書を役場に持って行って、払い戻しをしてもらうという形でした。でも、今は窓口支払いを最初からしなくてもいい方法になってるので、とても保護者さんにとってはいい方法をとっていただいていると思います。経済状況が厳しい御家庭でも、子供を病院に連れて行くのにお金がないという心配をしなくて、安心して子供を病院に連れていけるんですよ。このような方策をとられている自治体は、ほかには余り多くないんです、ほかのを聞けば。窓口支払いが原則ですと言われるところが多いので、こういうところは本当にいい施策ですので、18歳までが無料ですよだけではなくて、窓口支払いなしですというのもしっかり宣伝していただきたいと思います。

ただ、保育士さんの働き方とか待遇改善については、山都町でもまだ大いに改善の余地があって、今後また提案させていただきたいと思いますので、保育料についてはお願いをいたしまして終わりたいと思います。

次に、山都町における教育条件整備についてお尋ねをします。

2018年度の暑さは本当に異常でした。他県では校外学習に出かけた1年生の児童が亡くなるという痛ましいことさえ起こりました。山都町は涼しくていいねということが言えない状態でした。山都町でも熱中症で搬送されるということが1件あったというふうに聞いています。先生方は1件でよかったねではなくて、そんなことにならないように、授業と一緒に、児童生徒の健康管理にとっても気を使って、心配りをされて大変な毎日だったというふうに聞いています。

残念ながら、教室の気温の状況の去年の記録が十分でないそうです。保健日誌等を参考にして

いただいて、7月1日から20日までの最高気温を、学校に御苦労いただいて、教育委員会のほうにお願いして、教えていただきました。それによると、午前中でも、保健室で32度、ホールで37度あったところもありました。30度超えの日数が何日だったかというのも、ちょっとはつきりわかってないんですね。これについては今年度の状況、涼しかったらいいんですけども、また暑いということも考えられますので、担任の負担にならない形できちんと記録をとっていただきたいと思います。

保健室で32度、ホールで37度、教室はそれより高くなると思うんです、子供たちもいますし。そのような状況だったということで、7月中の厳しい暑さに、各学校でPTA会費の中から捻出されたり、学校独自で捻出されたりして、扇風機を緊急に用意して、3台も4台も置いてしのいだというところもあるというふうに聞いております。教育委員会のほうにもお尋ねして、9月に入ったときに必要な扇風機の数聞きとられて、その台数に応じての補助もされたというふうには聞いていますけれども、やっぱり対応が遅くないかなというふうに感じました。

熊日の記事によりますと、山都町の全学校のクーラー設置費用には約3億円と見積もられていて、文部科学省が単年度で半額を補助するというものがありましたけれども、それには手を挙げられませんでした。学校の老朽化対策とか、その維持費、統合問題とか、いろんな問題がありまして、半額助成があったとしても難しかったんだなというのはいたし方ないかもしれません。

しかし、先ほども言いましたように、去年のような暑さがことしもないとは言えません。今、目の前にいる子供たちに、健康的で勉強しやすい環境を整えていくというのが教育行政の大きな役目です。総務常任委員会の中でも、せめて各学校一つでも緊急避難的にどこか1教室とか、ホールとか、そういうところにクーラーを入れてほしいというふうにお願いをしましたが、当初予算としては反映されているでしょうか。

それともう一つは、給食調理室のクーラー設置についてもお尋ねします。去年は40度になったというお話も聞いていました。調べていただいた中では、7月14日から30度超えの日数は各学校ばらばらなんですけど、6日から12日、最高気温は36度というふうに報告いただきました。調理の先生方の健康ももちろんですが、食中毒の心配もあると思います。

二つお尋ねです。緊急避難的な各学校のクーラー設置と給食室の調理室クーラー設備についての対応をどのように考えておられるでしょうか。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 昨年7月初めの梅雨明けから夏休み前までの状況を確認しまして、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきましたように、どの学校の観測点でも、7月17日から20日に最高気温を計測しているところです。最高気温に達しているところが、7月17日から20日の間でした。午前中から32度になる学校もあって、夏休みにかけて厳しい状況はあったと認識しております。

また、給食調理室についても、先ほど議員のほうから御紹介があったような状況で、7月1日から20日における給食実施期間14日中、最高で12日が30度を超える学校もあっております。確かに厳しい状況の中で、調理員さんたちが工夫されながらしていることの厳しさは感じております。

議員のほうから先ほどおっしゃいました国の緊急的整備による空調整備実施に係る助成につきましては見送っておりますが、ただ1点、さっき議員が国の基準が支出額に対して半額とおっしゃっておりますけれども、もともと施設の補助金実施につきましては、国の基準額に対して3分の1になります。あと、あわせて、そのほかに特別に準備されたのは、特別な起債を準備されているということです。ただ、それを計算して合わせましても、町負担額については大体8割程度になるかと思いますので非常に厳しい状況がございます。

御質問の来年度の予算につきまして、各教室、各学校1カ所ずつでも空調整備をとということなんですが、実際のところ、現在のところではまだ計画はしておりません。今回、予算のほうでも御説明しておりますけれども、実際ちょっとそちらのほうまで計画ができるようには。ほかの部分での緊急的に配備していかなければいけない、例えば雨漏り状況でありますとか、ICTの整備等に関して、そちらのほうの緊急的な整備をいたしましたので、それにとどまっております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 何を優先順位にするかということだろうと思っておりますけれども、厳しい財政状況も十分わかっておりますが、やはり去年のことを思いますと、7月はもう目の前です。6月の補正でも間に合わないと思っておりますので、何か起きたときには遅いということをお願いをしたところでした。

教育条件整備についても一つ、きのう、飯開議員の質問の中にあつたことで、どうしても気になりましたので、お尋ねしたいと思います。飯開議員が、紙が十分に使えない学校に対して、PTAで廃品回収をして寄附をしたというお話がたしかあつたと思います。そのように、PTAの方が心配されて協力してくださることにに対しては本当にありがたいことだし、それについて何を申し上げるものではないんですけれども、逆に、学校にそんな心配をさせる教育行政があるかというふうに思うわけです。紙を十分に使えない、コピーをするのも気を使いながらということが今でもあるというふうに聞いております。

私自身も勤めておりましたときに、校内文書はできるだけ裏紙印刷、印刷機とコピー機とどっちを使ったほうが得かと考えてプリントをする、無駄は省くということはしてまいりました。でも、低学年は特に消しゴムで消してやぶいてしまうと勉強する意欲が削がれますので、よい紙を使うというふうに、めり張りを持って当たっております。とにかく先生方が心配なく授業準備ができるように、教育行政としてはやっていただきたいということを強く申し上げます。その上で、小中学校の電子黒板、児童用パソコン、児童用タブレットの導入状況についてお尋ねします。

きのうも出ておりましたので、重ねてのところは言いません。特に教師用のパソコンについては、10年超えのものについては更新済みと聞きました。ただ、10年超えは更新するということは、10年間はかえないということなんですね。そしたら、10年間の間にOSが使えなくなって、Windowsの何とかというのはメンテナンスもありますよね。そういうものも今学校にあるということになって困っているというのも聞きます。教師用はリースのほうがその都度更新されていくので便利だということも聞きました。今は買っておられるんですかね。そのことについて、ど

んなふうに考えられているのかということの一つ。

それから、もう時間がありませんので、やはりそういうタブレットを使った授業というのが大事になってくるというのは、私もそう思います。ただ、教員の仕事というのは、やはり子供のわからないところに学んで授業改善をする。そして、採点をしながらつまずきに気づくということが大事だというふうに私は先輩からずっと言われ続けてきました。自分で行きたい研修にも行って学んで、教材を手づくりしたり、きょうはあの子がわかってくれるかなと思いながら教室に行くと。そういう工夫をするということが楽しかったです。そのようなアナログなこと、子供たちと実際に経験をしたり、自分の目や耳で確かめたり、鉛筆なめなめ、一生懸命文字をつぶったりとか、そういうことと並行してのICTの授業でなければ、本当の学力向上にはつながらないというふうに思っています。

教育長も昨日言われましたように「先生、動きません、調子が悪いです」とかいう声に答えるためのスタッフとか、すぐ使えるためにはちゃんと充電をしておかなければならない、その手間とか、そういうことで手伝ってくださる方がいるということ、それも必要ですし、電子黒板については、教科書が変わるごとにソフトの入れかえが必要で、とても大きなお金が要するというふうに聞いております。教育条件整備として、それらをそろえる必要なお金を捻出していかなければならない。当然のことですけれども、どのような見通しを持たれているかということと、先ほど言ったパソコンの更新についてはリースを考えてらっしゃらないかという二つについて、簡単にお答えいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** パソコンについては、まだリースの適用はしておりません。先ほど議員がおっしゃったように、一応10年基準で見直していきますが、今回全てのコンピューターのほうの管理を行いましたので、ふぐあいについては、学校現場からの連絡により、うちのほうで対応していくということでの方針を立てております。

あと、電子黒板のほうの入れかえにつきましては、確かにハード的には電子黒板、全教室入っておりますけれども、おっしゃるように、デジタル教科書につきましてはかなり高額になりますが、こちらは教科書のほうの配置になりますので、新学習指導要領の教科書を決定するときに、また予算を立てながら考えていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 教育にかけるお金をけちるといえるか、そういうことになってはもちろんなりませんし、今の国の考え方は本当に教育予算が少ない、世界的に見ても低い位置にあります。その中で、最初の質問にも重なりますけれども、地方の現場の声から、きちんと物を言って国に提案していかないと、現場の声としていかないと変わらないものがたくさんあると思いますので、教育予算についてもきちんと、要る物は要るということで手当てができますように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、子供の将来のことについて質問させていただきました。ありがとうございました。これで終わりたいと思ひます。

○議長（工藤文範君） これをもって、2番、西田由未子君の一般質問を終わります。  
ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時06分

再開 午後1時06分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第2 議案第7号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する  
条例の一部改正について**

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第7号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案について説明いたします。

議案第7号、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出。山都町長。

提案理由です。

消防団員の報酬の見直し等に伴い、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

次のページをお願い申し上げます。条例の改正文でございます。

今回の主な改正内容でございますが、まず一つ目に、階級の中で、方面副隊長をなくすこと、それから、副分団長以下の階級につきまして年報酬額を改正するものでございます。

次のページの新旧対照表をお願い申し上げます。

左側が現行、右側が改正後でございますが、団員の報酬につきましては階級ごとに決めてございます。発足当時のままでしたので、今回、副分団長、部長、班長について、それぞれ2,000円の増額、団員につきまして、2,200円の増額をお願いするものでございます。

もう一度、改正文をお願い申し上げます。

附則。この条例は、平成31年4月から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第8号 山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第8号「山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、議案を説明いたします。

議案第8号、山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について。

山都町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出。山都町長。

提案理由。山都町農業委員会の会長、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額の改定に伴い、山都町報酬及び費用弁償条例を改正する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

3ページ目をごらんください。

今回、改正をお願いしますのは、別記、表中にございます農業委員の会長、委員、そして、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。現行の報酬、会長19万8,000円を26万5,000円に、委員報酬17万3,000円を24万円に、農地利用最適化推進委員の報酬10万円を12万円に改正するものです。

2枚目にお戻りください。

附則。この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 先ほどの消防団員の方の報酬が上がることについては、もっと上がってもいいぐらいじゃないかと思って聞いていましたけれども、今回の改定では随分上がるんだなと思って、その理由っていいですか、上げることに対してはいろいろ御苦労があるからなんだろうなと思いますけれども、どうしてかなというのをちょっとお尋ねしたいです。このようになった理由をお願いします。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） お答えいたします。今回改正します農業委員報酬でございますけれども、これにつきましては、農業委員制度が平成28年4月から改正されております。これを受けまして、新しい制度に変わるということで、平成29年3月に議会のほうで審議をいただきまして、17万3,000円、推進委員さんは10万円というふうに決まっております。ただ、その当時は新しい制度にまだ県内全部が移行しない状況の中でございましたので、全町村が移行した後の状況を見て検討するというようになっております。

その結果、熊本県内のほうで全町村を平均しますと、委員の報酬が26万円、参考までに上益城管内の平均でございますけれども、23万5,000円となっております。これらを参考にしまして、今回設定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第9号 山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第9号「山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第9号について説明します。

議案第9号、山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について。

山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日。山都町長。

提案理由。熊本県地域未来投資促進基本計画に基づく地域経済牽引事業を実施する事業者に対し、対象施設に係る固定資産税の課税免除措置を講ずるため、地方税法第3条の規定により、条

例を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

まず、条例の概要から御説明いたします。

2 ページ目、3 ページ目は条文です。その後、右上に、議案第9号資料という文字が打ってあると思いますけれども、こちらで説明させていただきます。

まず、1、条例制定の趣旨でございますけれども、この条例は平成29年に改正・施行された地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、山都町内において、県の承認を得た地域経済牽引事業を実施することで、地域経済を牽引し、地域の成長発展に寄与しようとする事業者への支援策として、その事業実施に伴い新たに賦課されることとなる固定資産税の課税免除措置を講ずることを規定するものであります。

二つ目の概要です。熊本県と県内市町村が共同で策定し、国の同意を得た基本計画、括弧、米印の1番となっておりますが、一番下の四角の囲みの中をごらんいただきたいと思います。熊本県地域未来投資促進基本計画、これが平成29年8月28日に策定をされております。同じく平成29年9月29日に国の同意を得ております。本文に戻りまして、に規定した促進区域内、括弧、米印2になっておりますけれども、こちらは環境保全上重要な地域ということで、自然環境保全地域を除く県内全域ということになっております。山都町では、九州中央山地国定公園以外の地域ということになります。本文に戻りまして、県の承認を得た地域経済牽引事業を計画、これが括弧、米印3になりますが、県の基本計画に基づく事業として、県が承認した地域経済牽引事業計画のことを指します。に従って、対象施設、米印の4になりますが、県の承認を受けた事業の用に供する土地、家屋、構造物で、不動産取得税の減税措置を受けたもの（国の確認を受けたもの）ということになっております。取得価格要件のところ、農林漁業及びその関連業種ということで5,000万を超える事業、その他の業種については1億円を超える事業となっております。

また本文に戻りますが、課税免除の期間は3カ年、地域未来投資促進法第25条の規定により、減収額については交付税措置ありということなんです。

事業実施期間は、基本計画の同意の日から5年以内。申請の期限は、課税免除を受けようとする年度の法定納期限の7日前までということになっております。

次のページをお開きください。次のページが、地域未来投資促進法の概要ということになっております。その横に小さい文字で、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律と、長い法律名でありますけれども、この括弧書きの法律の通称名が地域未来投資促進法ということでございます。

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取り組みを支援するものということです。

一つ目の黒いポツですが、国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意をします。二つ目ですが、同意された基本計画に基づいて事業者が策定する地域経済牽引事業計画を都道府県知事が承認するというものです。最後のポツですが、国は、連携支援計画を承認し、地域経済牽引事業に対して支援を行う者を支援ということです。

その下にスキーム図がありますけれども、一番左側のほうですが、国の基本方針に基づいて、

都道府県及び市町村が基本計画を策定します。その基本計画を国から同意をいただきまして、事業を実施しようとする事業者が地域経済牽引事業計画、これは右側のほうになりますが、この計画を県のほうに提出をして、県が承認をしたものが今回の課税免除に関するいろんな支援を受けることができるというものであります。

次のページをごらんください。4番の主な支援措置ということで、①から⑤まで支援の項目がございますけれども、今回は②の税制による支援措置ということになります。

左側の一番下のところになりますが、地方税の減免に伴う補填措置ということで、固定資産税を減免した地方公共団体に減収補填ということです。事業者に対しては、固定資産税の減免を行いますし、地方公共団体はその減免をした税収分については交付税で措置されるというものであります。

次のページをお開きください。これは参考までですが、地域で生まれつつある新たな経済成長の動きということで、今回の地域未来投資事業については、ごらんのような事業について支援をするということで、成長ものづくりですとか、観光・スポーツ・文化・まちづくり、今回は農林水産・地域商社の部分での申請がっておりますけれども、それと、環境・エネルギー、第4次産業革命関連等々の事業に支援をするというものであります。

それと、次のページが、熊本県における基本計画の概要というものでございます。

これは、熊本県の計画のポイント、一番上のところでございますけれども、本県の基幹産業である農林水産業や半導体・輸送用機械等の産業集積、阿蘇を中心とした観光業など、本県の強みを生かした他の産業にも高い経済的効果をもたらす地域経済牽引事業を全市町村・支援機関・県が一体となって重点的に支援し、一日も早い熊本地震からの創造的復興を実現するという目標があります。

その下の段に、促進区域となっております。これは県下45市町村全ての市町村が入っております。

次のページをお開きください。減収補填措置の概要ですが、先ほど申しましたとおり、地方税を課税免除または不均一課税した自治体に対し、減収額を交付税で補填しますというものであります。

法律事項のところの二つ目の対象税目でございます。不動産取得税、これは県の税金でございます。それと、固定資産税については市町村の3年間というものです。対象資産については、先ほど申し上げましたが、土地・家屋・構築物が対象になります。以上でございます。

また、条文のほうに戻っていただきまして、条文の最後ですが、この条例は公布の日から施行するというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** この要件では、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意と

というのが一番の最前提のように書いてありますが、後ろのほうで、熊本県における基本計画の概要というのが載っております。では、山都町の基本計画はどうなっていますか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 3枚めくっていただきまして、資料の1ページでございますけれども、2番の概要のところに記載がありますが、熊本県と県内市町村が共同で策定し、国の同意を得た基本計画ということで、計画自体は熊本県のほうがつくりまして、国のほうの承認を得ているということでございます。その対象地域を県下全域の市町村ということにしてあります。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 済みません、ちょっと予習不足で内容が詳しくはわからないところなんですけど、地域を活性化させるためにという手当であるというふうには、復興の足を早めるためにという案だと思いますが、具体的にですね。概要は何となくわかりました、今ので。

では、今これが適用になっている町の実態をちょっとお知らせください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 適用される事業についてということによろしいでしょうか。蘇陽地区にあります鶏卵、養鶏場でございますけれども、こちらが規模拡大をして、熊本県の地域経済牽引事業計画を県のほうに提出をされて、これが県のほうから承認を受けております。それと、鶏舎の規模拡大ですとか、そういった事業は昨年度末に事業は完了しております。その後、規模拡大された鶏舎あたりの固定資産税の減免の申請を町のほうに上げたいということで、相談があっているところであります。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第10号 山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第10号「山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定に

ついて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 議案第10号について御説明させていただきます。

議案第10号、山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について。

山都町まちづくり基盤整備基金を設置する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月4日提出。山都町長。

提案理由です。

公共用の施設の整備その他の町民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るための基金を設置するため、条例を制定する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

それでは、山都町まちづくり基盤整備基金条例について説明させていただきます。

条例の内容の御説明に入ります前に、先ほどの一般質問と重なる点もありますが、まず制定の動機ないし背景について触れさせていただきます。

一昨年の平成29年12月8日から同月20日までの13日間、大矢野原演習場において日米共同訓練が行われました。訓練は、沖縄県外での訓練の一層の推進と訓練活動に伴う沖縄の負担軽減を目的として行われたものですが、新たにオスプレイ4機が投入され、夜間訓練も実施されるなど、住民の安全が著しく懸念される中、国に対して、住民の安全・安心が確保され、生活に支障を来さぬよう万全な体制を講じてほしい旨、申し入れを行い、町としても職員を待機させ、不測の事態に備えるなど万全な対応を行ったところでしたが、大きな事故もなく、大変安堵したところで

す。さて、この訓練を受けて、平成30年度において、国から再編関連訓練移転等交付金として7,300万円が町に交付されることになりました。この再編関連訓練等交付金は、米軍の再編に伴い影響を受ける住民の生活の利便性の向上や産業の振興に寄与する事業に充てるために交付されるものです。

再編関連訓練移転等交付金の使途については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと存じます。

まず、資料1の5ページ、第7条の第1項のところですが、交付金を充てることができる事業は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条各号に掲げる事業とすると規定されております。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第2条各号に掲げる事業につきましては、資料2のほうに抜粋しております。資料2の第2条をごらんいただきたいと思っております。1号から14号までがこの事業に当たるものです。

また、交付金が交付される時期は今年度末になりますので、交付金を活用して実際に事業を行うのは、次年度以降ということになります。

改めて、資料2をごらんいただきたいと存じます。第5条の第2項です。「前項に規定する事業を行おうとする場合には」というところですが、具体的には、先ほどの第2条に掲げる事業を

2年度以上にわたり継続して行う場合ということですが、この場合には当該事業に要する経費の総額を支弁にするために必要な額の基金を設けなければならないとされており、当該基金については、同じく資料にありますとおり、地方自治法第241条に規定されているところでございます。

さて、このような経緯から、基金条例を制定する必要が生じたため、このたび、山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について提案させていただくことになりました。

それでは、条例の内容について説明させていただきます。条例をごらんください。

第1条設置についてです。町は、公共用の施設の整備その他の町民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図ることを目的として、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第5条第2項の規定に基づき、山都町まちづくり基盤整備基金を設置する。

2条から7条につきましては、基金として運用に係る条項を整理しているものでございます。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 午前中にも随分申し上げましたけれども、重ねて言わせていただきます。

やはり、この山都町まちづくり基盤整備基金条例というのを施行することが、今後の日米共同訓練演習やオスプレイの飛行訓練の常態化の布石になりかねないというものであることから、私は賛成しかねます。

そして、7,300万が交付されるということについては、本当に周辺地区の方がとても不安な夜を過ごされ、事故がなかったのは本当に幸いでしたが、その恐怖におびえられたということに対する補償として受け取るということについては、いたし方ないかなという思いがしております。

でも、それが本年度の終わりに交付された、先ほども言いましたように、本年度で使えないのはもう当たり前なので、それを基金としなければならないってここに書いてありますけれども、使い方まで地方自治体は言われなくちゃいけないのかと。地方自治のあり方として、そういうことはここで決めていいことではないかというふうに私は思います。一般会計の中に入れて、周辺地区の方を優先に事業をしていくことに使うということで済むと思いますので、私はこの案には反対です。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 基金として設置されるのは十分理解できます。町として、これが基金として来るということがはっきりわかったわけですね。それで、地区指定があるのか。また、計画としては、どのようなことを計画されているのか、まだ白紙の状態なのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。この交付金は町に対してくるものでありまして、地区の指定はございません。

使途につきましては今後、地元、期成会、国と協議をしながら、具体的には進めていくこととなります。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（工藤文範君） 起立多数です。

したがって、議案第10号「山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第11号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（工藤文範君） 日程第6、議案第11号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第11号、平成30年度山都町一般会計補正予算（第6号）を説明いたします。

歳出のほうから説明いたしますので、17ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費でございます。1目一般管理費でございます。負担金として1,278万3,000円計上しておりますが、熊本県より交流人事として2名の職員の方にかかります給与等の支払いの負担金でございます。

11目企画費でございます。13節の不用額240万2,000円ということで、調査業務委託関係の不用額ということでございます。18節備品購入費の不用額でございます。車種の変更に伴いまして、コミュニティバスの購入経費が1,522万6,000円ほど減額ということでございます。19節負担金補助及び交付金でございます。841万8,000円の減でございますが、地方バス運行等の特別対策補助金ということでございますが、これは熊本バスに対してでございますが、地震復興基金からの補填があるので、町としてはこの減額を査定して交付するという部分でございますので、減額とい

うところでございます。25節積立金でございます。7,300万円。議案第10号にありましたまちづくり基盤整備基金の積立金ということでございます。

16目地籍調査費でございます。国の2次補正予算に伴いまして、今回6,520万円を増額するものでございます。調査委託料等の経費に充てるということで、1節報酬から27節の公課費までにわたる予算の調整ということで計上しているところでございます。

19ページになります。

22目山の都創造ファンド事業費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますが、進出企業の事務所開設に伴うものでございますが、その不足額46万8,000円を計上しているところでございます。

23目熊本地震復興基金交付金事業費でございます。19節の負担金補助等がございますが、この三つの事業につきましては、事業の実績に応じまして、それぞれ各事業費の補助金を減額するというものでございます。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費でございます。7目保険事務費でございます。28節の繰出金ということで、1,704万6,000円ということで、国民健康保険特別会計への繰出金ということでございます。

20ページをお願い申し上げます。

2項の児童福祉費でございます。2目児童措置費でございますが、23節の償還金利子及び割引料ということでございますが、平成26年度分での保育所運営負担金を返還という措置ということで、148万4,000円を計上しているところでございます。

続きまして、4款衛生費でございます。1項の保健衛生費でございます。5目健康増進費ということで、23節の償還金利子及び割引料というふうにございます。平成29年度の健康増進事業費補助金の返還金ということで、17万4,000円を計上しております。

続きまして、5款農林水産業費でございます。1項農業費1目農業委員会費でございます。1節報酬の減188万円でございますが、農地利用最適化のための活動報酬というのが別にございます。実績に応じて交付されるもので、この委員の報酬とは直接関係ないものでございます。

3目農政費でございます。19節の負担金補助及び交付金で428万6,000円ということでございますが、国の2次補正予算といたしまして、担い手確保・経営強化支援事業の補助金ということでございます。耐候性ハウス導入への2分の1補助金ということでございます。繰り越し事業の予定をしております。

続きまして、13目中山間地域総合整備費ということでございます。県営で行われております中山間地域総合整備事業、いわゆる圃場整備で、矢部中部地区における事業負担金の増をお願いするものでございます。報酬費の減額、それから、負担金としましては70万円ということで計上しているところでございます。14万円は受益者の負担金というところでございます。

24目です。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業でございます。事業実績に伴います減額ということで、それぞれ11節から15節の減額というところでございます。

次に、22ページをお願い申し上げます。

2項林業費においては、2目林業振興費と3目林業土木管理費及び7目の治山費におきまして、それぞれ事業実績に伴いまして減額補正というところでございます。

次に、23ページでございます。

6款商工費につきましては、これは財源の組み替えというところでございます。5の山の都づくり事業費の454万1,000円は宝くじ益金に伴う市町村交付金というところでございます。

7款土木費1項土木管理費の1目の土木管理総務費でございますが、財源組み替えゼロということで財源内訳は表示されておきませんが、この財源内訳につきましては国費と県費の組み替えでございますので、この表示上、出てこないということでございます。国の補助金がつきましたので、その分、熊本県地震復興基金を減額するというところでございます。

24ページになります。

2項の道路橋梁費でございます。2の道路維持費ということで、工事費として290万円、それから、補償補填及び賠償金として125万ですが、これは御所トンネルの補修工事に伴いまして、あわせまして工事をする必要が出たという部分でございます。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費につきましては、財源の組み替えでございます。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金と7目社会資本整備総合交付金事業費につきましては、事業実績に伴う減額をそれぞれ計上しているところでございます。

それから、追加の工事としましては補修工事ということで、船ノ戸橋の補修工事を計上というところでございます。

4項の住宅費でございます。6目の震災被災住宅応急修理費ということでございますが、対象となる被災住宅の応急修理の1件の追加がありますので、57万7,000円をつけております。1,000円は町費の調整ということで御理解いただきたいと思っております。

7目応急仮設住宅費ということでございます。原地区にあります仮設住宅の用地につきまして、相続の調定が完了しないということでございますので、関する経費を減額するというものでございます。

続きまして、26ページをお願い申し上げます。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費でございます。国の2次補正予算に係るものでございます。備品購入といたしまして、消防備品でございますが、チェーンソーを3台とAEDを1台購入するものです。チェーンソーにつきましては、本庁・支所の消防関係車両に載せるというところでございます。AEDは本庁に配置予定でございます。3分の1の補助でございます。

9款教育費2項小学校費と、続きまして3項中学校費は、財源の組み替えによるものでございます。

次に、27ページの4項の社会教育費でございます。11目矢部高校応援事業費でございます。19節負担金補助及び交付金として420万円を計上しておりますが、NPO法人によりまして、矢部高校生への寮を開設することへの助成金ということで、420万円を計上しているというところでございます。

12目地域学校協働活動推進費につきましては、財源組み替えということでございます。国の補

助金の減額に伴うものでございます。

続きまして、10款災害復旧費でございます。1項の農林水産施設災害復旧費でございます。3目現年度林業施設災害復旧費につきましては、事業の実績によりまして、13節の委託料、それから15節の工事請負費をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に、28ページをお願いします。

2項の公共土木施設災害復旧費でございます。2目過年度公共土木施設災害復旧費でございます。工事請負費の組み替えということで、3,500万円を計上しているところでございます。追加の補助でございます。

続きまして、3項の文教施設災害復旧費でございます。3目重要文化財災害復旧費でございます。通潤橋未来への懸け橋基金から500万円を繰り入れまして、財源組み替えを行うものでございます。

次に、12款の諸支出金でございます。2項の基金関係でございますが、各基金への積み立てを行うものでございます。次の歳入のほうで説明をしたいというふうに思います。

失礼しました。30ページまで基金関係の分がでございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、9ページをお願いしたいというふうに思います。歳入について説明をいたします。

11款地方交付税1項の地方交付税でございますが、今回、地方交付税の1億3,508万3,000円と特別交付税が追加でございますが、なお、特別交付税につきましては、3月中に最後に交付予定ということでございますが、現在のところ、額は未確定というところでございます。この歳入によりまして、各事業における財源組み替えの原資となったということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、13款の負担金及び分担金でございますが、各事業の受益者負担金の増減ということで、それぞれの分野の事業費の部分でございますが、一番最後の社会教育費負担金でございますが、通潤用水の復旧工事分の地元負担金ということで計上しているというところでございます。

次に、10ページ以降につきましては、15款の国庫支出金関係でございます。

それから、11ページ、16款県支出金関係で、負担金あるいは補助金等を記載しているというところでございます。

それから、17款の財産収入ということで土地貸付収入、それから、諸収入としましては利子及び配当金ということで、基金利子等の計上をしているというところでございます。

14ページでございます。

18款の寄附金ということで、一般寄附金及び通潤橋の復興寄附金ということで、それぞれ計上しているというところでございます。

19款の繰入金につきましては、簡易水道特別会計への繰入金等々でございます。

それから、21款の雑収入でございますが、市町村交付金というのは宝くじ益金関係ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

16ページは起債の関係ということで、土木債、それから災害復旧事業債ということで計上して

おります。

表紙の次のページをお願いしたいというふうに思います。

平成30年度山都町一般会計補正予算。

平成30年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125億5,490万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許でございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成31年3月4日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 農政費なんですけれども、21ページですかね。これ、担い手確保・経営強化支援事業補助金、2分の1の助成ということで、いいことであるけれども、この耐候性ハウスというのは、私どもが考えているのは31.8ミリというふうに思いますけれども、単棟か連棟とかいろいろありますけれども、非常に今ハウスは値段的に非常に価格が上がっております。この場合は、連棟ならば物すごい金だろうと思っておりますけれども、これは単棟か連棟か、その辺と、それと耐候性というのは、どの辺までを耐候性というのか。それもちょっとわかりましたならお知らせください。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、お答えいたします。先ほど総務課長のほうから耐候性ハウスということで説明がありましたけれども、耐候性でございますので、単棟のハウスを6棟建てるということでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

5番、興梠誠君。

**○5番（興梠 誠君）** 農政費関係ですが、農地利用最適化交付金というのが188万円減額ということですか。入も減額であると思っておりますが、昨年ですか、発足した制度でありますし、活動の中身によつての減額なんですか。中身をちょっと教えていただきたいと思っております。

それと、建設課の維持工事の中に290万の補正が上がっておりますが、この事業の中身を御説明

いただきたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは御説明いたします。農地利用最適化の委員報酬ということで減額されておりますけれども、これにつきましては、年間毎月6,000円を限度として、47名の方で計算をして予算を組んでおりました。今回、2月までの実績等を含めまして、3月までの実績でいきますと、減額ということがございます。これは通常の荒廃農地の防止であったり、担い手の確保等の取り組みの日数の実績がそうだったということで減額しております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。道路維持費の15節工事請負費の道路維持工事ですけれども、昨年発注しました御所トンネル工事は既に現場に入っておりますけれども、業者のほうで現場に入る前の調査の段階で、地区の水道の水源がトンネルのすぐ隣接するところにありまして、トンネルの工事がそれに影響する可能性があるということで、地元のほうから何か仮設をやらしてもらえないかということございましたので、水道管の仮設工事というか、仮設の管の布設工事代として290万を計上させていただいております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 22ページの林業振興費というところでお尋ねをします。実績に応じた減額というふうにおっしゃいましたが、全部減額で合わせると2,800万ぐらいの減額で、これは大きいのか小さいのかよくわからないんですが、実績に応じてという中身がちょっと勉強不足で、済みません、よくわかりませんので、もう少し詳しく説明いただければと思ひます。

もう一つは、25ページで応急仮設住宅費のところ、仮設住宅が今建っているところの土地購入費が相続調定がまだ完了していないのでということで減額になってはいますが、今、仮設に住まわれている方が続けての入居を希望されていたというふうには聞いていますが、その入居に差し支わりはないのかということをお尋ねしたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは質問にお答えいたします。林業振興費並びに林業土木費の減額の内訳でございますけれども、まず、林業振興費の癒しの森整備事業につきましては、清和の文楽館の大矢川の対岸の遊歩道の整備でございますけれども、当初285万で予定しておりましたけれども、県の交付決定額が200万であったということで、85万を減額しておるところでございます。

次に、負担金補助でございますけれども、特用林産物につきましては、当初、シイタケ乾燥機3台購入を予定しておりましたけれども、1カ所の方が取りやめられた関係で、その分が減額になっている。次のくまもとの森林利活用最大化事業補助金につきましては、これは素材を市場のほうに搬入した実績が少なかったということで、904万4,000円を減額しておるところでございます。

ます。次の森林整備地域活動支援交付金でございますけれども、これは森林所有者を明確にするため森林の測量等を行ってございましたけれども、対象となった面積が減ったということで410万円減額するところでございます。

それと、土木管理費の委託料でございますけれども、これは菊池人吉線林道ほか4路線のトンネル、橋梁の点検を予定しておりまして、入札した結果が352万円減額と、入札残ということでございます。

それと、工事請負費の林道補修工事でございますけれども、県のほうに8路線を要望しておりましたけれども、採択されたのが6路線ということで200万円を減額するところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。原村の仮設住宅については、建設型の住宅として県で整備されたもので、入居期限が本年6月まで延長されたことは、これまで説明させていただいたところです。現在の3名の方が入居されています。6月までに入居者の意向を聞きながら丁寧な対応をしていきたいと思っておりますが、原則としては退去していただくことになります。あきの町営住宅のほうをあっせんしながら、そのあたりもまた丁寧に説明をしていかなければならないと考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** ページ、23ページでございますけれども、先ほど西田議員のほうから御質問がありましたけれども、治山費のほうが漏れておりました。治山工事につきましては2カ所要望しておりまして、採択が1カ所ということで減額しておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 仮設住宅の入居の件ですけれども、その辺は心配されていまして、私も何遍か建設課のほうにお尋ねに行ったら、ちょっと微妙なところで難しいというお返事をしていただいていたので、直接、入居者の方に話してはおりません。もちろん話してはおりませんけれども、今のお話を聞くと、建設型なので、ここにずっとおれると思ってるのに対して、やっぱり退去をしていただくことになるというのは、非常に入居されている方にとってはおつらいことだし、やっぱりその地域の中でコミュニティーを大事にしながらそこにということが大きかったと思うので、あきの町営住宅といっても蘇陽地区のほうしかあいていないというふうにも聞きました。

災害による被害を受けられた方たちでするのでできるだけ、決まりとしてはそうかもしれないんですけれども、できるだけ町としての温かい措置をお願いしたいと思います。丁寧に説明していくとおっしゃいましたので、ぜひそのようにしてほしいですし、できれば退去をしなくていい方

法が模索できないものかと思えますけれども、町長、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 原村の仮設住宅につきましては、今後、町営住宅として払い下げ等をしていながらという思いであります。先ほど建設課長が申しました、町営住宅用地は町有地にしてからというような分があるかという、その部分でまだ地主さんとの交渉ができておらないからというような形で今答弁があったと思っております。これについては、先般も言ったと思っております。また、きょう、きのうの新聞で、益城町が公営住宅を集約をします。まだ、あそこは何千戸もあるわけでありますので、2年間の期限についてはまた我々も県に、また、いろんな町長さんたちとも話をしておるところでありますので、2年間の期限で退去ということにはならないような形で。まだはっきりはわかっておりませんが、そのような形で。先般、益城町があのように集約をされるということでありますので、そこの方々が6月、7月で退去されるような、できない部分で、そのような形の措置だという思いでありますので、我々としても、できるだけ3戸の方が安心して住んでいただけるような対策をとっていきます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 今の原村の件もですが、要は用地買収がうまく進まないという部分が根本にあると思うんですよ。その辺は町長も一緒に行っていたり、あるいはその区長さん、あるいはその地元町議の中村議員もいらっしゃいますし、その辺でいろんな手を使って、親切に丁寧に説明しながら前に進むようにしていただきたいと思いたいの一点と。

もう一つは、26ページに、消防費の中に、チェーンソー3台にAEDが1台ということで、100万から超えとつとですけれども、どれが幾らぐらいするものなのか。

それからもう一つは、チェーンソーを積載車か何かに積んでおられると思うんですけれども、使える人がいるのだろうか、そういう品物買って。そういう部分を含めて、お聞かせ願いたい。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。原村の用地交渉が難航しているということではありませんで、土地所有者の方が昨年亡くなられて相続の手続に入ったということで、その辺でちょっと複雑な相続が発生しています。それで時間が要しているということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。まずチェーンソー3台でございますが、根切り用のチェーンソーということで、配備につきましては、本庁・支所にそれぞれ消防担当の指令車がございまして、いち早く現場に駆けつけることができますので、そこに配備をしたいなということでございます。

それから、AEDにつきましては、見積額ということで、総額の予算を計上しているということでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ページ、20ページの児童措置費なのですが、平成26年度保育所運営費負担金返還金ということで、5年前の運営費の返還なのですが、この返還に至った理由、それと、これを特定財源で支払うようになっておりますが、この特定財源のその他の内容をお聞かせください。

それから、ページ、14ページの一般寄附金、大切なお金を寄附していただいております。せっかくですから、どなたから寄附をいただいたかをお教えいただきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えいたします。20ページの児童措置費でございます。これにつきましては、私立保育所にかかります運営費負担金でございまして、主任保育士の専任加算費の適用誤りというのが原因、要因でございまして、なぜ5年前かといいますと、26年度の運営負担金を翌27年度に会計検査がございまして、その直後に熊本地震が発生したものですから、国のほうで猶予しますと。返還をしばらく猶予しますということで、猶予の通知がございました。これを先般、30年度中に支払ってほしいという旨が来しましたものですから、この金額を計上いたしました。

それから、その他は、町からその当時、交付をした、補助をした私立保育園からいただいたものでございます。148万4,000円というのは、その分の国・県分でございます。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 申しわけございません。資料を手元に持ちませんので、後ほど報告したいというふうに思います。寄附金関係でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 19ページです。山の都創造ファンド事業費の不足分ということで、これは政策審議会のときにも一応御説明があつたんですが、アグリコネクトさんへということで、町なかの多分空き家を改修されているということだと思っておりますが、具体的な場所がどこに設置されているのか、ちょっと存じ上げませんので教えていただきたいのと、不足分ということで、総額どのぐらいかかられていたのかなというところでお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 山の都創造補助金の件ですけれども、アグリコネクトさんは当初、町内の空き店舗を予定されておりましたけれども、家主の方と交渉はされてたんですが、ちょっと話が途中で決裂になりまして、入佐地区のほうに場所を変えられたということです。起業支援事業で補助金の申請が上がっておりまして、家屋のほうの改修は既にもう交付決定をしておりますけれども、備品と設備のオープンの予算が今回補正で計上した分になります。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時16分

再開 午後2時24分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第7 議案第12号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第12号「平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

○健康ほけん課長（山本祐一君） それでは、議案第12号を説明申し上げます。

議案第12号、平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。

歳出より説明を申し上げます。10ページをお願いします。

10ページです。歳出。1款総務費1目一般管理費です。役務費で60万円の減額ですけれども、保険証の切りかえ等によるものです。

2款保険給付費。これにつきましては、10月までの実績及び3月までの予測に基づきまして、診療費負担金を減額するものです。

次の11ページ。出産育児一時金ですけれども、見込みより6件の減で、減額の252万です。

次の葬祭費につきましては、逆に10件の増で、20万円です。

続きまして、13ページをお願いいたします。

諸支出金です。7目の療養給付費等負担金償還金でございます。償還金利子及び割引料ということで、県移行化分の方ですね。平成29年度分の精算金ということで、2,748万7,000円です。

以下、9款の諸支出金ですけれども、1目直営診療施設勘定繰出金ですけれども、これはそよう病院に支出するもので、保険事業のほうで、そよう病院のほうの対象者が少なくなりましたものと人手不足による糖尿病教室等が開催できなかったということで、減額の434万6,000円の減と

なっております。

続きまして、入をお願いいたします。5ページをお願いします。

1 款の国民健康保険税になります。これにつきましては、合わせまして2,141万8,000円の増となっておりますけれども、当初予算におきましては、熊本県が示します標準算定率により課税されておりますので、最新の調定額に収納率を掛けまして算出した額となります。以下、2目以降についても同様となります。

7ページをお願いいたします。

7ページの3款県支出金1目の保険給付費等交付金でございますが、普通交付金と特別交付金になります。これにつきましては、歳出における保険給付費と関連する交付金でございます、減額となります。

6款の繰入金、一般会計の繰入金、保険基盤安定繰入金ということで、1,836万6,000円と。以下、記載のとおりでございます。

表紙の裏をお願いいたします。

平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

平成30年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,300万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,774万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成31年3月4日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第12号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 基本的なことをもう聞かんでいいように今聞いときます。これが減額されたということは、国民健康保険にかかわるお金が減額されたということは、病院にかかられた方が結局減って、よかったということなんですかね。済みません、どう解釈したらいいんですか。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** おっしゃるとおり、診療報酬費が下がるということは、それだけ見込みよりも病院にかかられる、そのための負担金というのが要らなくなったということだと。まあ、どっちかと言えば、いいほうだと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8 議案第13号 平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第8、議案第13号「平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 福祉課長、坂口でございます。

議案第13号、平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

8ページをごらんください。

歳出です。この補正額につきましては、3月末までの所要見込み額を算出し加減を行っているものでございます。それぞれ利用者の増減があったものというふうに御理解いただきたいと思えます。補正前の額と言いますのは、これは当初予算で計上しているものですが、対前年度の実績額をもとに算出をしておりますので、今回積算をした上で補正額を計上したということでございます。

9ページでございます。

基金積立金です。今回、利子の4万9,000円を計上いたしております。これによりまして、平成30年度末は基金の残高は4,928万9,000円ということになります。

続く10ページです。

6款の償還金でございます。これは補正前の金額9,010万6,000円ですが、こちらにつきましては、1号補正、9月に計上をしたものでございますけれども、内容につきましては、介護給付費の国庫、それから県負担金、それから支払基金交付金等というものになりますけれども、その後、1号補正の時点では9,000万ということで計上したんですけれども、その後、内容精査を行っていく中で今回確定をしたものでございますので、6,879万6,000円を償還するというものでございます。

表紙の裏をお願いします。

平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算。

平成30年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,635万7,000円を減額し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ29億5,571万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成31年3月4日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第13号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 先ほどの質問と同じように考えれば、これは介護保険を使われる、サービスを使われるのが減ったというふうに捉えていいのかなと思いますが、こちらについては、サービスの中身が必要に応じてきちんと適正にできたかということにもかかわってくると思うんですね。

私ごとで申しわけありませんが、うちの両親も介護保険制度のお世話になるようになりまして、認定度によって、やはり要支援1と要介護1なんですけれども、細かく細かくやっていくと、いろんな点でできたりできなかつたりするところを実際に希望しているけれども受けられないとかいうのがあって、困ったりしたことも、今現在も困っていることがあります。

なので、これが減ることで、サービス低下になっていないのかというのは、きちんとしていただきたいと思いますし、介護保険料が上がりましたよね、1,000円上がりましたね、山都町においては。この全体的なものが減っていくことで、介護保険料を3年間過ごした後に、現行のままからせめて下げるといふふうになるためには、やっぱりここが減っていくということが大事になってくるのかどうか。済みません、ちょっと勉強不足で、教えていただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 議員おっしゃいましたように、介護予防ですから、予防から支援にならないように、そういったことも含めまして、今いろんな地域での活動も行っております。それは、こういった介護のサービス費がやっぱり向上しないように、ひいては、先ほどおっしゃいましたように月額、今回4月で昨年1,000円基準額で上がりましたけれども、そういった保険料も3年後にはなるべく上昇させない。町長から言わせますと、下げるといふことを目標に入れなさいということですので、それを目途にやっているとございます。

あわせて、おっしゃったように、介護保険の適正な制度適用といいますか、それはやはりチェックをしながら、そして、その方に応じたことを実施していくということは非常に大事なことだと思っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### **日程第9 議案第14号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第9、議案第14号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 議案第14号、平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について説明します。

それでは、歳出のほうから説明いたします。6ページをお願いいたします。

総務管理費の1目一般管理費です。補正前の額1億3,001万7,000円です。補正額1,906万1,000円の増です。補正後の額1億4,907万8,000円になります。財源内訳につきましては、地方債120万円の減です。これの減につきましては、水道事業統合に伴う水道整備台帳委託料の起債額の減になります。それから、一般財源の2,026万1,000円ですが、この内訳につきましては、繰越金の精算額794万4,000円と、平成29年度の消費税の還付金が1,231万7,000円ありましたので、その額でございます。

節ごとの説明です。11節ですが、電気料、修繕料が不足した関係で、299万6,000円を計上しております。13節委託料です。これは不用額による減でございます。15節工事請負費ですが、これは牛ヶ瀬の滅菌器の設置工事になります。それから、28節です。繰出金ということで、1,636万6,000円。先ほど財源内訳で説明しました繰越金精算額と消費税の還付額が生じたので、一般会計へ繰り出すことにしておるところです。

それから、次の段の2目です。簡易水道整備事業費です。補正前の額4億4,558万円、補正額726万円の減です。補正後の額4億3,832万円です。それぞれ、13節、15節につきましては減ということで、水道工事の精算に関する不用額になります。

それでは次に、歳入を説明します。4ページをお願いします。

まず、3款国庫支出金1目簡易水道国庫支出金です。補正前の額1億7,060万円です。56万円の減です。1億7,004万円です。これは調整交付金事業、下鶴地区水道工事の事業分の減になります。

それから、5款繰越金です。補正前の額489万3,000円、794万4,000円の増になります。補正後の額1,283万7,000円です。繰り越しの精算分になります。

6款雑入です。補正前の額3万円。1,231万7,000円の増です。補正後の額1,234万7,000円となります。

ここで、消費税の還付について少し話させてください。年次計画において、平成28年度に国庫補助事業により取り組んでいましたが、熊本地震の影響により、災害復旧を優先としたために、平成29年度に繰り越しをしなくちゃならなくなりました。平成29年度の水道料金の収益については平年とほぼ変わらない状況でございました。このようなことを踏まえまして、売り上げよりも経費が高額になったことによって還付が発生したと考えているところでございます。

次のページ、5ページの7款町債です。

補正前の額2億8,130万円。790万円の減です。補正後の額2億7,340万円となります。それぞれ工事費と委託料の起債の減になります。

次に、2ページをお願いします。

繰越明許費です。事業名、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、下鶴地区水道工事です。調整交付金事業におきましては、上鶴地区水道組合の水道管工事を行っておりますが、町道の改良工事を繰り越すことによりまして、あわせて本工事も繰り越すことにしているところでございます。

それから、次の表の第3表地方債補正になります。簡易水道事業業債、限度額2億8,130万円。補正後の額2億7,340万円となります。

それでは、表の裏のページをお願いしたいと思います。

平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,345万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条の第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成31年3月4日提出。山都町長です。

よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第10 議案第15号 平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第10、議案第15号「平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

**○そよう病院事務長（小屋迫厚文君）** それでは、議案第15号、平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支に係る分と、それから資本的収支に係る分、両方にまたがっております。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入、上段の表になりますけれども、1款病院事業収益2項医療外収益6目訪問看護ステーション収益1節訪問看護収益ということで、既決予算額1,673万5,000円に対しまして、補正予算額256万2,000円を計上しております。これは訪問看護の収益がふえたというところで、医療外収益のほうを増額としております。

それから、支出のほうですけれども、1款病院事業費用3項特別損失1目過年度損益修正損ということで、既決予算額1,000円、補正予算額256万2,000円、合計の256万3,000円としております。これら過年度損益修正損ということで、これは貸倒引当金というのを貸借対照表のほうに計上しておりましたものを、不納欠損処理を行いました。これに伴うものと機械器具を新しく購入して、前あった機械等の資産の除却費ということで、そういったものになります。256万3,000円となります。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。資本的収入の収支になります。

収入、1款資本的収入2項補助金1目補助金、既決予算額186万4,000円、補正予算額3,944万6,000円、合計の4,131万円ということになります。この内訳としましては、右のほうの附記に書いておりますように、国保特別調整交付金及び電算処理システム導入支援金ということで、その分になります。国保特別調整交付金のほうは機器の購入になります。内視鏡の洗浄装置、あるいは検査で使います全自動血液凝固測定装置等を購入しております分の補助金が新たにつきましたので、今回計上させていただいております。

それから、下段の支出になりますけれども、1款資本的支出3項機械器具購入費1目機械器具購入費、既決予算額1億684万6,000円、補正予算額マイナスの517万5,000円、合計の1億167万1,000円。これは機械器具を購入しました際に入札残が生じたので、それに伴いまして減額

したものでございます。

表紙の裏をごらんいただきたいと思います。

平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成30年度山都町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度山都町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目につきましては、第1款病院事業収益第2項医療外収益になります。既決予算額1億4,198万3,000円、補正予定額256万2,000円、合計の1億4,454万5,000円となります。

それから、下段のほう、支出のほうですけれども、第1款病院事業費用のうちの第3項特別損失になります。既決予定額1,000円、補正予定額256万2,000円、合計の256万3,000円となります。

次のページをごらんください。

第3条、予算第4条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,162万7,000円は当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補てんするものとする。）」を今回の補正第1号により、括弧書き中「資本的支出額に対し不足する額6,700万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1款資本的収入第2項補助金、既決予定額186万4,000円、補正予定額3,944万6,000円、合計の4,131万円。

支出のほうですけれども、第1款資本的支出第3項機械器具購入費、既決予定額1億684万6,000円、補正予定額マイナスの517万5,000円、合計の1億167万1,000円。

平成31年3月4日提出。山都町病院事業、山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 国保会計で直営診療施設保健事業ということで434万6,000円減額になっておりますが、このそよう病院の会計には、このところには影響はしないんですかね。お尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

**○そよう病院事務長（小屋迫厚文君）** お答えします。運営費の補助金につきましては実績額に応じて請求を行いますので、今回の補正の中には該当しないところではあります。ですから、実績によってやりますので、その実績見込みで請求しますので、今回は本庁のほうでは減額しておりますけれども、病院のほうは特に変更しておりません。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

---

延会 午後2時53分

3 月 11 日（月曜日）

平成31年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成31年3月4日午前10時0分招集
2. 平成31年3月11日午前10時0分開議
3. 平成31年3月11日午後3時31分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日)(第4号)

日程第1 議案第16号 平成31年度山都町一般会計予算について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

**○議長（工藤文範君）** これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第16号 平成31年度山都町一般会計予算について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第1、議案第16号「平成31年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。それでは、議案第16号、山都町一般会計予算について説明いたします。

内容に入ります前に、平成31年度予算編成に当たっての方針と一般会計当初予算の分析等について御説明を申し上げたいというふうに思います。

本町に甚大な被害をもたらしました平成28年4月の熊本地震、6月豪雨災害から、間もなく3年を迎えようとしております。農地、農業用施設や公共土木施設の災害復旧事業は一步一步着実に進んでいるものの、受注能力を遥かに超えた被害状況にあり、いまだ完了に至っておりません。今なお多くの町民の皆様が支援を必要とする状況が続いております。全庁的な取り組みをさらに加速させ、復旧・復興事業を進める必要がございます。

一方、熊本県の来年度予算編成方針によりますと、中期的な財政支出の試算により、来年度以降の財源不足が見込まれるため、将来世代にわたる県民総福祉量の最大化に寄与した復旧・復興と、熊本のさらなる発展につながる取り組みが不可欠とされております。かつ、中期的な見通しにおける財源不足のために、通常県債高を増加させない予算編成を継承しようというところでございます。

本町の財政状況につきましては、御案内のとおり、来年度以降も復旧・復興事業のための財源確保が必要である中、普通交付税は合併特例措置の縮減により、平成31年度は本年度と比べ約1億5,000万円程度の減少も見込まれる厳しい状況です。

このような中におきまして、来年度以降も安定した財政運営のもとで熊本地震、豪雨災害からの復旧・復興事業や、町政の重点事項であります移住定住対策、総合体育館整備、安全・安心な農業推進を初め、子育て支援や高齢者支援、また、社会資本整備などにより、急激な人口減少・高齢化の進展がもたらす担い手不足による地域力低下に歯どめをかける施策が必要でございます。その着実な推進につきましては、あらゆる財源の確保に努めまして、真に必要な事業への選択と集中を高めながら、効果的かつ効率的な予算編成に不断の取り組みを実行するしかありません。

平成30年度の予算編成につきましては、以上のような考えを職員全員で共有した上で、限られた財源と人員を最大限に生かせるよう、真に必要なかつ適時適切と認められるものに限った事業を予算化するということいたしました。皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、先日、配付しております資料1により概要を御説明したいというふうに思います。金曜日に配付してあるというふうに思いますが、申しわけございません。

1 ページにつきましては、平成31年度一般会計予算の歳入予算の構成でございます。全138億1,000万円でございますが、その財源の内訳をお示ししたものでございます。町税は8.5%と、1割に満たない状況であり、また、町税を含めました自主財源が14.1%ということで、本町の財政基盤が非常に脆弱なところに成り立っているというところをあらわしております。依存財源に含めます地方交付税の割合も45%と、非常に高いような状況でございます。

続きまして、2 ページでございます。

2 ページにつきましては、歳出予算の目的別に仕分けをしたものでございますが、その中で災害復旧費が22.1%と大きな割合を占めているところでございます。昨年の当初歳出予算115億2,200万からしまして、本年度は約23億の増額でございますが、災害復旧費に限りまして申し上げますと、25億の増という状況でございます。

続きまして、3 ページでございます。

歳出予算の性質別構成比ということで分類をさせていただいておりますが、他の類似団体と比較したところでございますと、人件費、災害復旧費、扶助費が高い割合を示しているような状況でございます。より一層の経費の節減と、事務事業の優先順位の配慮を進めていく必要がございます。

最後でございます。4 ページでございます。

普通交付税の推移をグラフであらわしておるものでございますが、地方交付税の合併年度からの推移を平成16年度から31年度と、実績、それから予測の数字をしておりますが、合併年度及びこれに続く10年間は合併市町村の普通交付税は合併により交付税上不公平にならないような激変緩和措置がございましたが、これにつきましては平成26年度に終了しております。

また、繰り返しますが、来たる平成31年度は段階的縮減措置の最終年度を迎えます。26年度と比較しますと、約12億近くの減額となる見込みでございます。

以上で説明を終わりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 提案理由の説明が終わりました。

本案は、款ごとに説明を求めます。款の中に他が所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで引き続き説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は1款につきお一人3回までです。

それでは、1款議会費について説明を求めます。

議会事務局長、緒方功君。

**○議会事務局長（緒方 功君）** おはようございます。それでは、議会費について御説明いたします。

38ページをお開き願います。

1款1項1目議会費です。議会費は議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常的経費が主なものです。財源は一般財源です。

平成31年度は総額9,206万5,000円を計上しております。予算書にはあらわれておりませんが、4節の共済費、議員共済給付費負担金の負担率が平成31年度においては引き下げられることになり、43万5,000円ほど減額になりました。一方で、議員期末手当の増額や消費税増税分に伴う増額など、他の費目についてはそれぞれ若干の増額があったため、平成30年度と比較しますと2万4,000円の減額となっております。

1節から4節までは議員及び事務局職員の人件費でございます。

その他、旅費、交際費、19節の負担金補助及び交付金につきましては需要の見込みが前年度と同程度と見込まれますので、そのように計上しております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今議会の前の議員運営委員会に議会のペーパーレス化について御検討くださいということをお願いして検討いただきました。今回は何も、タブレット使用とか、そういうことについての予算はもちろん入っていませんけれども、それに向けてのお尋ねです。

39ページの11需用費に印刷製本費というのがありますよね。これは、一般会計予算とか、こういうものをつくったりするときのお金だろうと思うんですけども、こういうのをつくるのに72万かかるというふうに捉えてよろしいですか。

**○議長（工藤文範君）** 議会事務局長、緒方功君。

**○議会事務局長（緒方 功君）** 議会費のほうの需用費で印刷製本費に計上してある72万円というのは、こういったものは執行部の、総務課のほうで出されますので、議会一般に、本会議とか委員会とかですね、そういった議会の運営に関する印刷費総額の1年間分というふうにお考えいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** じゃあ、例えば各委員会が開かれるときにも資料を出していただけますよね。そういうものとか、いろんな、こういうのではない別のに使うということであれば、これはまた別に総務費でかかるなら随分な印刷費がかかるんですよね。印刷製本、議会運営にかかっては。というふうに考えていいんですかね。

**○議長（工藤文範君）** 議会事務局長、緒方功君。

**○議会事務局長（緒方 功君）** 委員会のほうで調査事項をいろいろ議論なさる場合の資料としては、所管の各課ですね、そういったところが準備しますので、特に私どものほうで準備することではございません。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 1年間いろんな資料を出していただく中で、これは何枚もカラーコピーで出していただく必要はないんじゃないかと思ったり、1回だけここで使った資料を次も持ってきてくださいって言われたことがあったんですけど、できるだけ職員の皆さんも節約をされ

て、少しでもお金を最低限に抑えようと努力されているので、議会、私たちのほうとしても協力しないといけないと思うので、お尋ねをしたわけです。いろんなところに製本費っていうのがあるので、これをどうにかできないだろうかと思ってお尋ねしました。

これからもいろんなところで資料をたくさん出していただくと思うんですが、本当にちりも積もればになってくると思うので、カラーコピーとかも必要最低限でいいと思いますし、資料を何回も同じものを出されるとかいうようなことも必要ないと思いますし、そういうふうにしていただいて、議会としても経費削減に協力していくべきではないかと思ってお尋ねしました。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 議会事務局長、緒方功君。

**○議会事務局長（緒方 功君）** 西田議員の質問の趣旨は十分理解できると思います。この前、議員のほうから議会運営委員長宛てに要望事項として、タブレット端末の導入について、いろいろ検討していただけないかというようなことで出されたのも承知しております。議運のほうでは、そういった取っかかりで、これからそういったペーパーレス化に向けてもいろんな研究なり勉強なりなさっていくのかなと思っておりますし、確かに無駄を省くということは重要なことでもありますし、よその自治体においてもタブレット端末を導入しているっていうようなところもございます。

ただ、その辺に行き着くまでには、しっかりと皆さんで相互理解を得られるように、しっかりと議論なされて進められていくべきかなと思っています。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 今の印刷物のところについて、さらにお伺いいたします。

さっき局長から御説明があったのでしょうか、多分、私、議会だよりがこの中に入っているんじゃないかというふうに思っているんですけど、議会だよりの実際の経費はこのうちいくらぐらいになりますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 議会事務局長、緒方功君。

**○議会事務局長（緒方 功君）** 失礼しました。先ほどの72万のところでしたっきりと説明すればよかったんですが、庶務の担当と今、確認しましたがけれども、ほとんどが議会だよりの予算でございます。あとは年賀状の印刷費ということで、これはもうほとんど何千円の世界で、72万円ほぼ丸々議会だよりということで御理解いただきたいと思います。

どうも失礼しました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

次に、2款総務費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、総務課分につきまして説明をしたいというふうに思い

ますが、総務課におきましては全般的な管理事務、それから財政、管財管理に要する経費を共通する経費等で編成をしているというところでございます。

40ページをお願いしたいというふうに思います。

2款総務費1項総務管理費でございます。まず、1節の報酬費でございます。特別職報酬と審議員6名分と行政文書の通送の配送事務の非常勤職員1名の報酬ということで計上させていただいております。

3節、4節、6節につきましては、人件費関係でございます。

なお、今回、退職手当特別負担金を41ページの3節の3番目に1,600万円ほど組んでおりますが、次年度の定年退職に係る職員4名ということで御理解をいただきたいというふうに思います。42ページでございます。

9節の旅費関係でございますが、費用弁償、それから普通旅費、特別旅費でございますが、費用弁償につきましては、報酬の支給者等に対します実費弁償の旅費、また、普通旅費につきましては、公務のための旅行に関する経費、それから、特別旅費は公務のための研修等、臨時的な経費ということで区分をいたしております。これから先の旅費につきましては、この分類で行っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、13節の委託料でございます。人事評価運用の支援業務委託料として227万9,000円を計上しております。評価者研修、システム操作、評価適正会議等の支援業務を予定しております。

それから、その下の4番目、間三つあけますが、新地方公会計支援の業務委託料ということで363万円を計上しております。これにつきましては、複式簿記方式によります試算をしているところでございますが、債務の適正な管理状況等を公開するというところでございまして、これは平成22年度から現行の単式簿記を補完する制度ということで始められているというところでございます。

一番下の指定金融機関の派出業務委託料につきましては、現在、肥後銀行さんより窓口業務を担当いただいておりますが、これに係ります人件費や機械費用等の委託ということで320万6,000円を計上しています。指定金融機関につきましては、ニュースでもございましたとおり、非常にコストカットということで厳しい状況がございまして、肥後銀行さんとの交渉の上でというところで御理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、44ページでございます。

総合行政システムの改修委託料ということで511万5,000円を計上しておりますが、これにつきましては平成32年度から始まります会計年度任用職員のシステムの改修、それから、受領手当システム、それから給与個人明細システムに関する改修でございます。

続きまして、14節使用料でございます。13節で説明しました人事評価に関するシステムの使用料ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

18節の備品購入費でございます。主に町長の出張関係に使用しております公用車でございますが、平成15年の11月購入ということで、もう15年を経過しております。走行距離が22万9,000キ

ロということで、経年の劣化ですとか、あるいは消耗も激しい状況で、去年は出張先でエンジン始動ができない事態も発生したというところでございます。

19節につきましては、各種負担金等を計上しているというところでございます。

次の2目文書費でございます。これにつきましては、文書取り扱いに関する経費関係を計上しているというところでございます。

続きまして、46ページをお願い申し上げます。

3目の区長費でございます。現在、165区につきまして配送を行っております。区長部の活動助成、活動交付金につきましては1,804万円を計上しておるというところでございますが、昨年度からの変更点としましては、世帯割につきましては4,000円から3,000円の減額ということで試算をしております。5,300世帯を見込んでいたというところでございます。

次に、5目の財産管理費でございます。今回7,100万円を計上しております。1節が報酬でございます、町有林の巡視員17名分というところでございます。

12節の役務費につきましては、自動車損害保険料、町有林、森林保険料、町有建物の保険料等々を計上しておりますが、消防団車両やバス等につきましては、それぞれ所管課のほうで保険料を組んでいるところがございます。ここではそれ以外の一般車両を計上しているというところがございます。78台分でございます。森林保険料は町有林約1,068ヘクタール、町有施設につきましては250施設という共済保険でございます。

13節の委託料でございます。町有林整備委託料につきましては、下刈り、間伐、造林等の所要の経費を2,900万円ほど計上しております。

48ページをお願い申し上げます。

3番目でございます統合型地理情報システム保守委託ということでございますが、これにつきましては人工衛星から得られましたデータを地理情報に利用するための保守業務でございます。昨年より80万ほど増額になっておりますが、これにつきましては、3年に1度の地図データの更新が加わるため増額ということでございます。

それから、公共施設個別計画策定支援業務委託料ということで610万円を計上しております。各課が所管します町の施設、行政の庁舎関係、それから観光施設、文教施設、道路、住宅、水道などを対象としまして、国より、インフラの長寿命化計画を各自治体で、施設ごとに維持管理計画の策定の要請がっております。公共施設の総合的な管理計画へ反映させることによりまして、年度ごとの維持管理経費に係る財政負担の平準化を図るというものでございます。今後、予想されます大規模改修等の補助事業等の申請要件になることも含み置かれております。支障木の伐採につきましては、南田の軍人墓地周辺と旧白糸中学校跡で倒木がございまして、その処理に係るというものでございます。

14節でございます。田小野の町有林の一部に国有林13ヘクタール分を借り上げているという部分の使用料でございます。

それから、3番目の国有林の借上料という分につきましては、これは清和の町有林に行くために作業道を国有林内に通しておりますので、その分の使用料ということで御理解をいただきたい

というふうに思います。

19節の市町村交付金とございますが、泗水にあります旧菅原織物工場の跡地の部分につきまして固定資産税相当分を菊池市へ支払うというものでございます。

6目の庁舎管理費でございます。ここには、本庁、両支所の管理経費で構成をしております。13節委託料の中には各庁舎の空調、エレベーター、浄化槽、貯水槽等の管理に係る経費を一括して計上しているものでございます。

続きまして、51ページ管理費でございます。これにつきましては、入札業務に関する経費を計上しているというところでございます。

次に、52ページをお願い申し上げます。

8目交通安全防犯対策費です。交通指導員37名分の報酬、あるいはカーブミラーの購入経費等、また交通安全協会、防犯協会等の負担金を計上しているというところでございます。

9目防災行政無線費でございます。これにつきましては、現在、放送業務に1名、保守業務に1名についての報酬を計上しております。

54ページに行きまして、13節の委託料の中でデジタル機器への更新をするための調査設計費を計上しております。特定防衛施設周辺民生安定設備整備補助金、補助率75%を活用する予定でございます。

55ページの10目の会計管理費です。一般職3名分の経費を計上しております。

11節の192万円は共通の消耗品ということでございます。

次に、少し飛びまして74ページをお願い申し上げます。

2款4項の選挙費でございます。1目につきましては、選挙管理委員会に関する経常的な経費でございます。選挙管理委員4名の報酬、1名分職員の給与等でございます。6目につきましては、本年7月執行予定の参議院議員選挙、7目につきましては、来年3月執行予定の熊本県知事選挙、8目は3月27日告示、4月7日投開票の県議会議員選挙に関する経費でございます。

以上で、総務課所管の予算について説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** おはようございます。企画政策課所管の予算について御説明申し上げます。

55ページをお願いいたします。

まず、2款総務費1項総務管理費11目企画費でございます。本年度予算の中では、本年度は総合計画、総合戦略等の、31年度において計画の最終年度となっております。この計画の総括とあわせまして、平成30年からの各計画の策定を行うこととしてしているところです。

それでは、1節から御説明いたします。まず、1節報酬費でございます。報酬は各審議会の委員報酬です。総合計画審議会4回、景観づくり審議会2回を予定しております。

2節から4節につきましては、職員10名分の給料になっております。

56ページをお願いいたします。

8節報償費です。報償費は主に総合戦略会議委員謝金と、そのほかに研修会外部講師等の謝金でございます。会議は4回の開催を予定しております。

9節旅費でございます。費用弁償につきましては、総合計画審議会、総合戦略会議、景観づくり審議会等の費用弁償でございます。特別旅費は高速道路要望活動等の旅費でございます。

11節需用費につきましては、事務経費となっております。電気料92万4,000円はバスターミナル分の電気料となっております。

12節役務費につきましては、郵送料55万5,000円は計画書改訂に伴いますアンケート調査等の郵送料です。公用車保険料58万5,000円はコミュニティーバスの自賠責保険料でございます。

13節委託料はコミュニティーバス委託料1億3,892万1,000円、このほか地域公共交通網再編の実実施計画策定委託料、総合計画後期分、総合戦略などの各計画策定のための委託料を計上させていただいております。再編実施計画書につきましては、電源立地地域対策交付金を充当いたします。

58ページをお願いいたします。

14節の使用料及び賃借料につきましては、車両借上げは九州中央道の地方大会の際の車借上料でございます。

15節工事費はバスセンター車庫の野鳥防除工事分です。

19節負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会への負担金となっております。59ページの負担金の下から3番目にありますユニバーサルデザイン建築物促進事業補助金とございますが、これは熊本県ユニバーサルデザイン建築物促進補助金という制度がございまして、熊本県と市町村が個人や事業主の方が店舗などを誰もが利用しやすくなるよう建物を改修される際に、改修費の一部を助成する制度です。現在、県内22の市町村が制度を設けておられるところです。今回、本町におきまして事業主の方から制度活用の御要望があっており、計上させていただいているものです。地方バス運行等特別対策補助金1,712万6,000円につきましては、熊本バスの運行について路線維持補助として交付するものです。

27節公課費につきましては、コミュニティーバスの重量税でございます。

企画費の総額としまして、2億5,442万4,000円を計上させていただいております。国庫支出金1,003万8,000円につきましては、主な補助的は電源立地地域対策交付金570万円、県生活交通維持活性化交付金320万1,000円、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金100万円などとなっております。特定財源のうち、その他につきましては、コミュニティーバスの使用料、バスターミナルの使用料等となっております。企画費につきましては以上です。

続きまして、59ページ、12目地域振興費をお願いいたします。本年度予算額6,053万円でございます。8節報償費でございます。地域おこし協力隊の報償費です。現在、本町では3名の隊員の方が活動されておりますが、6団体より新たに7名の地域おこし協力隊の活用について要望があっておりまして、計上させていただいております。また、講師謝金203万4,000円とございますが、この分につきましては、システムの都合上により一括で表記されておりますが、この分は地域おこし協力隊員1名分と研修会講師謝金3万円ということで御理解をお願いいたします。

9節から11節は事務経費でございます。

60ページをお願いいたします。

12節役務費でございます。協力隊員の損害保険料となっております。

14節使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊の住宅借り上げ、並びに活動機材借上料を計上しているところでございます。住宅につきましては、一月3万円を上限として、機材借り上げは一月2万円を上限として計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金につきましては、28自治振興区の助成金2,631万7,000円、6次事業補助金840万円を計上させていただいております。

続きまして、13目広報費について御説明いたします。本年度予算額344万2,000円でございます。

9節から61ページ19節まで業務に係る事務経費でございますが、需用費の印刷製本費328万9,000円につきましては、広報やまとの発行経費でございます。毎月6,100部を予定しております。

続きまして、14目情報費でございます。本年度予算額1億110万4,000円です。光情報通信基盤整備事業補助金としまして、平成30年まで2億300万円を補助し、計上しておりましたが、平成30年度で完了しております。前年度と比較しますと、本年度予算要求額は約1億9,000万円の減となっております。

11節需用費につきましては、トナーなどの消耗品、あと税関係や保険料などの共通帳票の印刷製本費となっております。

12節は役務費で光回線等の使用料でございます。回線種別の見直しを行いまして、昨年と比較しますと400万円ほど削減されております。

13節委託料でございます。電算機器の保守委託料、電算システムのサポート料、法改正、制度改正の対応費用、サーバー等のネットワーク運用保守などの委託料となっております。

62ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料でございます。各業務に係るパソコンソフトとアプリケーションなどの使用料で3,463万2,000円でございます。

18節備品購入費でございます。学校用ネットワーク追加のルーター、本町の仮想用サーバー等のサーバーセキュリティー機器などの更新時期を迎えておりまして、その機器の更新によるもので1,169万3,000円を計上させていただいております。

19節負担金補助及び交付金600万6,000円でございます。この中で、番号制度中間サーバー負担金につきましては、自治体中間サーバープラットフォームについて、現在のシステムにつきまして、当初、平成30年度までの稼働で予定されておりましたが、平成31、32年度において次期システムが構築されることになりました。この次期システム設計構築に係る経費分についても負担することとなっております。

次に、65ページをお願いいたします。

21目地方創生総合戦略費でございます。本年度予算3,140万2,000円でございます。この事業は地域創生推進交付金事業で実施するもので、特定財源1,570万円は地域創生推進交付金でございます。この事業につきましては、農産物のブランド化事業、食農観光塾、地域仕事支援事業、高

校魅力化支援事業などを行ってございまして、それぞれ各部署でやっただいてはいるものですが、総務費の中で総合戦略費としてまとめさせていただいております。

それでは、9節旅費につきまして御説明いたします。

普通旅費につきましては、各商談会、催事などの出張旅費でございます。特別旅費につきましては、地域みらい留学移住相談会等の旅費でございます。

66ページをお開きください。

11節、12節につきましては、事務経費でございます。

13節委託料は食農観光塾、山の都町地域仕事支援事業、矢部高校魅力化支援事業の委託料となっております。

14節使用料及び借上料はルポンの借上料でございます。

続いて67ページに入りまして、19節負担金補助及び交付金でございます。地域みらい留学協議会参加負担金は矢部高校魅力化支援事業の一つとして、地域みらい留学への参加負担金です。農産物ブランド化推進事業補助金はブランド化推進協議会への補助金となっております。総合的な学習補助金は平成30年度まで山都塾としてコーディネート委託していたものを、各学校の総合的な学習をより充実させるための補助金として計上させていただいております。

続きまして、22目山の都創造ファンド事業でございます。2,350万円でございます。この事業につきましては、特定財源としまして、山の都創造ファンドという基金を積み立てておりますので、そのファンドより充てているものです。

19節負担金補助及び交付金としまして2,350万円計上させていただいております。にぎわい再生事業、定住支援、まちづくり支援、エコライフ支援などの12の支援事業を用意しております。

次に、23目熊本地震復興基金交付金事業でございます。本年度予算1億565万8,000円を計上させていただいております。特定財源としまして、国県支出金4,290万円は熊本県の復興基金事業によるものです。5,913万9,000円につきましては、本町に配分されております基金より創意工夫事業分として充てるものでございます。

13節委託料723万8,000円につきましては、災害情報配信システムの整備費の委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。県が行います基本事業分としまして、住まいの再建支援事業、次ページ、68ページに記載されています被災宅地復旧支援事業、農家の自力復旧支援事業となっております。また、町が行います創意工夫事業としまして、被災住宅補修支援事業、一次避難所機能強化支援事業、地区公民館再建支援事業など、全部で六つの事業9,842万円を計上させていただいております。

それでは飛びますけれども、79ページをお願いいたします。

79ページ、2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。統計調査総務費につきましては、本年度予算37万1,000円を計上してございまして、統計業務に係る諸経費でございます。特定財源のその他にあります30万は町民手帳売上代でございます。

次に、2目統計調査費について御説明させていただきます。本年度予算額654万6,000円、国県

支出金につきましては、統計調査費県委託金654万4,000円を計上しております。今年度の主な調査業務は、工業統計調査、経済センサス基礎調査、国勢調査、調査区設定、農林業センサスなどでございます。それらの調査の調査員報酬としまして604万3,000円を計上させていただいております。

次ページの80ページをお開きください。

3節から12節まではこの統計調査に伴います事務経費でございます。

企画政策課分につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 次の目について説明を求めます。

清和支所長、渡辺八千代君。

**○清和支所長（渡辺八千代君）** それでは小水力発電施設事業費を説明させていただきます。

63ページをお開き願います。

2款1項15目小水力発電施設事業費でございます。本年度予算額は553万円、前年度に比べまして117万7,000円の増額です。増額の主な理由としましては、売電用メーターの検電期間満了に伴う取りかえ費用と、取水口に堆積する土石の掘削費用の増額によるものです。財源につきましては、特定財源として553万円、売電収入からでございます。

11節需用費は67万円、内訳は説明のとおりでございます。修繕料の中に売電用メーター取りかえ費用が含まれております。

12節役務費は電話料の2万9,000円、13節委託料は330万円、3件の委託がございます。電気工作物保安管理委託料は発電所の電気主任技術者として委託しております九州電気保安協会分でございます。施設管理委託料は地域の方をお願いしております。施設内外の環境整備や日々のデータ記録、取水口や除塵機のごみの除去などの業務に対してでございます。発電機メンテナンス委託料は専門業者へ委託している水車や発電機、制御盤などの点検などに係る分であります。

14節使用料及び賃借料は123万1,000円。まず重機借上料ですが、先ほど申し上げました土石を掘削する重機の借上料でございます。毎年、年度途中で不足しまして予備費を充当して対応しておりましたが、31年度は年度当初から1年分を計上しております。バックホウと運搬費で大体10回分を予定しております。水利使用料は熊本県流水占用料徴収条例に基づきまして、県に支払うものです。

22節は30万円、緑川漁業協同組合へ支払う分でございます。

それから、歳入に戻ります。36ページをお開き願います。

財源であります売電収入を歳入のほうに計上しております。36ページ、雑入の目、中段の清和水利発電所売電収入2,000万円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、玉目秀二君。

**○地籍調査課長（玉目秀二君）** おはようございます。山都町の地籍調査事業は、現在、平成22年度に策定しました第6次国土調査事業10カ年計画に基づいて実施しております。来年度が最

後の年となります。今回、予算計上しました事業でほぼ計画どおり進捗する予定でございます。

来年度の地籍調査事業内容は、国の第2次補正予算に伴い、先日議決をいただいた補正予算で蘇陽地区の滝上、馬見原の一部、清和地区の緑川の一部を繰越明許で実施いたします。

平成31年度の予算で計上しています事業費調査区は、矢部地区が入佐の一部2.33平方キロメートル、22字、2,238筆の一筆調査測量に係る事業費です。清和地区が30年度繰越明許します緑川の一部の測量に係る事業費及び郷野原の一部3.60平方キロ、3字、191筆の一筆調査測量に係る事業費です。蘇陽地区が大見口の一部4.20平方キロメートル、2字、149筆の一筆調査測量に係る事業費を計上しております。蘇陽地区におきましては平成元年度に着手し、31年度で蘇陽地区全部が調査終了する計画となっております。

それでは、63ページ、16目地籍調査費について御説明いたします。本年度予算額2億1,678万円、前年度予算額2億2,440億2,000円、762万2,000円の減、主な原因は職員の給与等の減によるものでございます。事業費ベースは前年度予算規模でございます。財源内訳は国が2分の1、県が4分の1で1億3,715万4,000円、残りが一般財源となります。

1節報酬354万4,000円、地籍推進委員報酬202万9,000円、各字ごとに土地の実情に詳しい2名の方に推進委員になっていただいております。推進会議に及び一筆調査時に立ち会う委員の報酬でございます。事務費補助、非常勤報酬151万5,000円は嘱託職員2名分でございます。

2節給料、次のページをお願いいたします、3節職員手当等は職員の給与等に係るもので説明のとおりでございます。

4節共済費532万8,000円のうち、非常勤職員社会保険料23万4,000円は嘱託職員2名分でございます。

9節旅費46万3,000円のうち、費用弁償40万5,000円は地籍調査推進委員の会議、現地立会時の日当でございます。

11節需用費72万7,000円、12節役務費37万円は説明のとおりでございます。

13節委託料1億7,651万5,000円、地籍調査業務に係る委託料でございます。内訳は矢部地区一筆地測量業務委託料7,312万5,000円、清和地区一筆地測量業務委託料7,385万5,000円、蘇陽地区一筆地測量業務委託料2,953万5,000円、14節使用料及び賃借料94万7,000円、地籍調査情報管理システム、コピー機のリース料でございます。

19節負担金補助及び交付金56万7,000円、熊本県国土調査推進協議会負担金でございます。県内で調査実施市町村の会員で構成されております。関係機関との情報連絡調整、各種研修会の開催、国への予算要望活動を行っております。

22節補償補填及び賠償金6万5,000円、調査区で地籍図根三角設置時に測量に支障のある立木等がある場合、補償して伐採する経費でございます。

27節公課費7,000円、公用車1台に係る車検時の自動車重量税を計上しております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時04分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、田中耕治君。

○税務住民課長（田中耕治君） それでは、税務住民課関係の予算について御説明を申し上げます。

68ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費です。本年度予算の9,153万1,000円、増の分につきましては、おおよそ人件費の分ということで御理解いただきたいと思えます。

1節の報償費です。186万7,000円、うち、右にあります固定資産評価審査員3名分、それと嘱託の固定資産の地籍情報等の入力嘱託1名、それと税務徴収指導員費として税理士の方を1名雇用して、いろいろアドバイス等をいただいているものです。

2節の給料は13名分です。3節、4節はそれにかかわる分になります。

賃金につきましては、申告時の本庁と支所の2名分の臨時職員分になります。

需用費20万3,000円は追録代です。

あけていただきまして70ページ、19節の負担金及び交付金の中の一番最後のほうです。地方税電子化協議会負担金というものは、今、申告関係が電子化になっておりますものですから、その関係の協議会への負担金ということになります。

続きまして、2目の賦課徴収費に入ります。本年度予算2,780万8,000円です。

9節の旅費は普通旅費になります。

11節の需用費のうち印刷製本費が160万円、これが、ことしから納税通知書、いわゆる納付書等が各課のほうで印刷という形になりましたものですから100万円ほどふえております。

続きまして、12節役務費です。郵便料は納付書の発行に係る郵便料金になります。

少し下がっていただいて、地方税電子申告支援サービス利用料というものがあります。そこが国税との連携システムをとるということで145万2,000円上げているところです。

その2段下、71ページの上のほうに地方税共通納税システム利用料、それと関連するんですが、13節委託料の4番目e L T A X、これは会社等が利用される電子納税関係になりますが、そのシステム改修の業務委託料、それとその下のほうの共通納税システム設置業務委託料、そこを合わせまして、給与の特別徴収及び法人住民税の電子申告並びに電子納税を行うためのシステムの改修、構築、それとその利用料という形になります。これは全国一斉に自治体で実施されることになっています。

済みません、少しまた戻らせていただきまして、13節委託料のうち、上のほうから土地評価関連業務委託料、これは平成30年から32年まで3年間、債務負担行為を起こさせていただいております。九州不動産鑑定所のほうへ土地の評価業務を委託しているものです。

その下、公図訂正業務委託料、これは地籍調査等で地籍の公図が変更になった場合において、本町の持っている公図もあわせて更正していくということで、これは熊本授産場のほうに委託をしております。

続きまして19節につきましては、給与支払報告書等につきましては、申告用に使うものでございます。

23節償還金利子及び割引料、過誤納の返戻金ですね、払戻金につきましては、当該年度分は更正という形で行いますが、過年度分、ここでいけば平成30年度以前分については、過誤納の払戻金という形で支出をしていくことになります。

続きまして、2款3項戸籍住民登録費、1目の戸籍住民登録費になります。給料のほうですが、一般職給料が6名分になります。これの本町の財源内訳の特定財源の国県支出金分ですが、これは個人番号カード交付事業補助金、それとまた中長期在留者の事務費補助金並びに人口動態事務費調査の県の委託金、それと県のほうから権限移譲されています委託金等が含まれているものになります。

11節の需用費につきましては、消耗品で80万円と上げておりますが、これは窓口で証明書等を交付する際用の紙代という形になります。

12節役務費です。ここの2番目の回線使用料、それと次の住民票等交付事務手数料、それとまたちょっと飛ぶんですが、73ページ、14節のファクスリース料につきましては、以前からこの場でも話をしておりますが、蘇陽地区において柏郵便局と蘇陽郵便局のほうでの郵便局の方々に御協力いただいております部分の住民の方に証明書等の交付に係る部分の関係費用というふうになっております。

続きまして、13節の委託料です。この一番下の項目になりますが、住民基本台帳ネットワーク機器の更改構築作業委託料ということで、住民基本台帳ネットワークシステムは全国とつながっている共通システムになるんですが、これが、いわゆるOSが変更になるということで、過去にもおおむね5年、6年ないしで機器の更改を行ってきております。今度も平成31年度において機器を入れかえなければならぬので、その分の機器の更新に係る作業の委託ということになります。

続きまして、74ページをごらんいただきたいと思います。

18節備品購入費です。540万円です。これはただいま申し上げました住民基本台帳のネットワークの更改、更新に伴います、今度は機器の購入費という形になります。本庁2台、そして清和支所、蘇陽支所それぞれ1台ずつ機器更改のための機材、要するに専用パソコン等の購入費という形になります。

19節負担金補助及び交付金です。一番最後のところの通知カード、これは個人番号通知カードですね。通知カード並びに個人番号カードの関係事務交付金ということで、これは地方公共団体情報システム機構、J-LISというものになりますが、そこへの負担金という形になります。これは先ほど言いました国県支出金の中の個人番号カード交付事業補助金144万5,000円、これと本町のと、独自の分と合わせまして150万円を、今言いますJ-LISのほうへ納付するとい

う形になります。

歳入のほうを少し御説明させてください。

9ページをお願いいたします。

先ほどの総務課長のほうからの町の財政状況にありましたように、町税がおよそ8.5%程度ということになります。まず、町税の中の1項町民税のほうです。1目の個人、2目の法人、それぞれ町民税がございます。若干なりとも昨年に比べてふえてきているというところではあります。農業関係が天候等に左右されたりする部分もありますけれども、農業等が昨年は割とよかったということで個人住民税が一昨年に比べると少し上がっているという形になります。

続いて、2項の固定資産税のほうです。固定資産税につきましては、3年ごとに評価がえが行われるんですが、昨年、評価がえをした後に、家屋、また償却資産等が新たに課税されていた部分になります。地震で被害を受けられた家屋が解体され、新しく建てられた分等がおよそ六十数棟の予定ということで、その分がプラスされているところです。以前は太陽光発電等で固定資産税の中の償却資産税が大分上がってきておりましたが、このところはもうかなりその伸びは鈍ってきています。

そのほか、次のページ、10ページは軽自動車税です。ここは例年どおりのような形でございます。13年以上経過した軽自動車等につきましては課税が高くなるという措置が今とられておりますので、そのあたりで少しはふえてきているのかなというふうに思います。

町のたばこ税につきましては、やはり減少傾向にあります。喫煙環境の減、喫煙者の減、そしてたばこ販売小売店の減等で少なくなっているような状況のようです。

最後、5項の入湯税です。これは通潤山荘に係る部分でございます。およそ例年並みぐらいかなと、若干の微減というようなところであろうかというふうに考えております。

大事な町税ですので、しっかりと課税をして、しっかりと徴収に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** 次の項目について説明を求めます。

監査委員事務局、緒方功君。

**○監査委員事務局（緒方 功君）** それでは、80ページをお開き願います。

6項1目監査委員費です。平成31年度は1,014万5,000円を計上しております。全て経常的経費です。平成31年度においては延べ56日間の監査を計画しております。

1節から4節までは監査委員及び職員1名の人件費でございます。

9節の旅費は監査委員の費用弁償が主なものです。

11節需用費及び19節負担金補助及び交付金につきましては、支出見込額が前年度と同様でありますので、そのように計上しております。

以上で監査委員費の説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 以上で、2款総務費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 失礼します。たくさんあります。とりあえず、疑問点を述べていきたいと思います。

まず、43ページのところに休職職員の試し出勤というふうな予算がわずかながらついているんですけども、この休職職員という方々がどのくらい見込まれているのかという、予算の範囲がですね、どのくらいの方が今そういうふうな現状にあられるかということ差し支えない範囲でお聞かせ願えればと思います。

それから、46ページ市街の街灯ですけども、これは通常の予算かとも思いますが、昨年の子ども議会の折に、ちょっと工夫した街灯がいいんじゃないかというふうな提案が、町らしいデザインのものとかつていうふうなこともあっていましたが、そういう配慮をなさる余地があるのかというふうなことをお伺いします。

それから、57ページの地域ビジョンワークショップのアドバイザーというのは、どこに委託され、どういうふうな内容なのかお伺いします。

59ページ、地方バスの運行補助、熊バスのほうですが、ちょっと昨年と比べましたら1,000万円ぐらい減額になっているようなんですが、この理由を教えてください。

それから、59ページ、地域おこし協力隊、現状3名、そして今7名の募集があつていて、それに何名か応募していらっしゃることも聞いておりますが、現状のことを教えてください。

66ページ、矢部高校魅力化の委託先500万ですけども、こちらはどちらに委託されているのかお伺いします。

それから67ページ、山都塾のほうが総合的学習ということで移行していくというような御説明でしたが、ということは、今まで山都塾のコーディネート料っていうものが、コーディネート先というか委託先がなくなったというか、そういう形式ではなくなったという理解でしょうか。それぞれの総合的学習のアドバイスをされる方が、これはまた教育のほうに係るのかもしれませんが、そういったことをなさる方がいらっしゃるのかということをお伺いします。

それと、同67ページ、一次避難所の云々というところがありますけれども、1,000万、これは具体的な一次避難所というのがどういうところに当たり、どういう計画に使われるのか教えてください。

それと74ページ、個人カードを相変わらず発行の予算ですけども、これが今現状どのぐらいまで伸びてきたのかということをお伺いしたいと思います。

それと、申しわけないですが、予算外になってしまいますけど、ICT化ですね、情報のほうですけども、この間図書館に行ったら相変わらず、この間、課長の説明からもまだ御利用の12月までのところを伸ばしておりますというふうなことでしたが、実際問題、特に清和の分館は大変狭いスペースの中にあの大きなテレビ等が置いてあるので、そろそろ設置場所を考えられたらというふうにも思っているのですが、その点についてお伺いいたします。

よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** まず休職職員の試し出勤の関係でございますが、現在、休職職員

は1名でございます。休職中は公務災害の対象となりませんので、職場復帰に向けた試し出勤の場合には保険料をかけるということで計上しているところでございます。

それから、諸費の市街地防犯灯の補助金でございますが、これは従来からございます浜町商店街等の補助金ということでございます。議員からございました新たな市街地等の防犯灯の部分については、現在のところ含んでいないということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。

まず1点目、地域ビジョン関係のアドバイザーということでのお尋ねですけれども、第2次山都町総合計画策定の際に、自治振興区版の地域ビジョン「やまとが輝く28の未来図」を作成しているところであります。このビジョンの中には、自治振興区のチャレンジの進みぐあいという度合いを図るところもございまして、今回のこの交付金の策定に当たりまして、集落内、そういう自治振興区内でもやはり達成状況や取り組みの進捗状況を確認していただきまして、それぞれの地域を見直していただきたいということから、地域ごとのワークショップ等の開催を考えているところで、そこで意見の取りまとめなどの役割を担っていただけるようなアドバイザーの方を今、予定しているところです。具体的にどういう方に委託というのは現在のところはありませんが、そういう意見の取りまとめを予定しております。

また、バスの運行経費補助金の減額につきましては、これは30年度予算の補正の中で減額をしましたが、平成28年熊本地震によりまして国・県の補助率がかさ上げになっておりまして、そちらのほうから補助金がありますので、その分、町の分が減額となっているところであります。

それから、地域おこし協力隊ということで現在3名の方が活躍していらっしゃるところであります。やはり山都町のこれから、移住定住とあわせて高齢化の課題を考えたときに、他町でも地域おこし隊、例えば菊池市でしたら現在12名、高森でも8名ほどの地域おこし協力隊の方が活動なされているということで、山都町におきましても、こういう地域おこし協力隊の力をかりまして地域おこしができればというふうなことから、関係団体、申しましたように6団体から7名程度について御要望がぁっているところです。これが今、1次募集を行いました結果、1次募集については、1名の応募がぁっているところです。年度がわりのちょうど4月ということで、なかなか対象者が難しいということもありますけれども、また新たに、それぞれもう一度、必要であるということのヒアリングを十分に行った上で、募集については再度検討していきたいと思っております。

それから、一次避難所の件につきましては、31年度から新たに一次避難場所等機能強化支援事業としまして、これは復興基金の市町村の創意工夫事業として行うものです。対象者としてしましては、施設を管理する集落または自治会となっております。対象とする施設としましては、区域内に存在している施設であって、集落の住民が利用する施設ということでしております。想定されます経費として、現在は手すり等の取り付け、スロープ、防災倉庫、トイレの洋式化、あと資材等の整備、耐火防災プレハブ、発電機などを対象に考えているところです。

それから、ICT化につきましては、おっしゃるように、今、図書館のところに清和の部分は

設置してありますけど、大変狭い状況でございます。今年度中に他の施設においてもW i - F i の環境整備が終わりますので、そこら辺を踏まえた上で、清和の中でもっとスペース等をとれる場所があったら検討していきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 66ページの13節委託料、矢部高校魅力化支援事業業務委託料の委託先のお尋ねでございましたけれども、本年度はN P O法人地球緑化の会に委託をしております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 2款に計上しております総合的学習（山都学補助金）につきましては、昨年度までは山都塾開催として、議員がおっしゃいますようにコーディネーターの委託料を計上しておりました。山都塾につきましては、28年度に開始しまして28年度、29年度で公開塾を計15回開催いたしまして、その間、コーディネーターによる公開塾のコーディネートをお願いしてきたところです。

29年度におきまして、山都町矢部高校町民会議の委員の御意見の中から、公開塾もいいたければ、そうなるとう一部の方しか参加できないのではないかと、できれば、こういう事業であれば、山都町内の児童生徒に全て享受できるようなシステムでお願いしたいという御意見を受けたところです。このため、29年度の中から学校の校長会様にも御協力をお願いして、総合的学習の時間での運用をどうだろうかという御相談をいたしました。

30年度におきましては、そのコーディネーターの委託料を活用しながら、学校に各ヒアリングを行い、去年の委託内容で言いますと、公開塾を3回と学校のヒアリングを行いながら、公立小中学校のほうに8回ほどの授業を開催させていただいているところです。

今回は、そのコーディネーターさんのヒアリングをもとに、各学校と連携いたしまして総合的学習の時間を31年度から山都学として位置づけて運用していただくというような形で進めてまいることになりました。各学校にこの補助金を総合的学習分の補助金として配分いたしまして、各学校での人材派遣とか、バス運用とかのほうの費用に使っていただくように計画しております。

なお、コーディネーターさんにつきましては、学校のほうから委託される場合は、こちらのほうの費用から雇用していただけるようにということで御説明をしております。あわせて、この山都学ということは今、学校のほうで大体行われておりますふるさと学習のほうの総合的な学習の時間を担当していらっしゃる方に、今まで各学校単発でしたこの時間をできれば連携していただくため、年2回ほどの担当者会議を開く予定で、30年度も実施しながら、情報交換を行うことにしております。

あわせて、こちらのほうの総合計画の位置づけなんですけれども、総合計画基本方針の中で地域文化伝承学習事業ということで、総合的学習の時間を利用して地域文化財の資源等を学んでいただくというような位置づけをしておりますので、こちらのほうの総合的学習の時間に合わせて山都学を進めていきたいと計画を変えさせていただいているところです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** 失礼いたしました。個人番号カードの今の状況ということだろうと思いますが、済みません、今手元に正確な数字を持ってないんですが、平成27年の10月から始まって以来、1,460数名の方が手続をされておられるというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** それぞれにありがとうございました。

一次避難所については、今の各地域の要望等を調べながらというところでしょうか、今からの周知ということになりますか、今からの申請ということになりますか。もう一度伺います。

それから、山都塾については大変詳しい答弁をありがとうございました。私も以前から各学校での取り組みが進めばいいなというふうに思っておりましたので、大変いいチャレンジじゃないかなというふうに思っています。しっかりとサポートしてあげてください。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。一次避難場所等機能強化支援事業につきましては、これから周知していくこととなります。平成31年度の事業で考えております。自治振興区と代表者会議等もありますので、そういう場もあわせて周知していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 71ページの土地評価関連業務委託料ですけれども、どちらのほうへ、どのような仕事で、また、その結果がどのように使われているか教えていただきたいと思っております。1,200万が毎年使われておりますので、そのところを少し詳しくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** お答えをいたします。事業につきましては、先ほど言いましたように平成30年度から32年度まで債務負担を今しております。総額の3,842万1,000円、31年度分につきましては1,280万7,000円ということになります。

委託先は九州不動産鑑定所というところで、県内にあります各市町村の委託の中で一番委託先としては多く採用されているのかなというふうに思っています。

32年度に評価がえが今度、33年の課税に向けて評価がえが行われるところなんですけど、それに向けて一筆ごとの土地評価業務について、固定資産税の基礎となるものなので、この広範な山都町においてかなりの筆数がございまして、それを一筆ごとに評価がえに向けての調査をしていたということになります。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 以前でありましたけれども、ゴルフ場のところが見直しで出ましたが、この部分の見損ないだったんですか。その辺のところをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** 大変御心配、御迷惑をおかけいたしました。前回の見直し時において、要するに平成27年度の見直し時において見直すところだったんですが、家屋、土地、そして雑種地、そういった地目ごとにそれぞれに評価がえを項目ごとに行うわけなんですけれども、その中にゴルフ場というのがまた別建てでございまして、そのときに九州不動産鑑定所のほうから鑑定した結果はいただいていたんですけども、そこについて、機械への入力をするときに最終的な確認がちょっとできていなかったということで、大変御迷惑をおかけしましたが、そこに係る部分でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 済みません、たくさんさせていただきます。

まず、ふるさと寄附金の使い方として、財源内訳の中に書いてないので、例えばこの事業ではふるさと寄附金をこれだけ使っていますっていうのを教えていただきながら説明いただくとありがたいです。議会が始まる前に、どんなふうに使われていますかというのを担当の方にお聞きしたところ、いろいろ計画されていまして、そこをお知らせいただくとありがたいです。

ページからいきます。44ページに、備品購入費で公用車の購入がありますが、598万、高いのか妥当なのか。私はもうちょっと安くてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、この公用車についての説明も。

次は、57ページ、今回、先ほども言いましたけれども、いろんな部分で製本についてはずっとお尋ねしていきたいと思います。委託料に総合計画の編集印刷製本業務委託料、総合戦略編集の印刷製本委託料と書いてありますが、これは、いろんな計画をきちんと見直すのに係る委託料も含めてだと思えますけども、いつもいろんな計画の冊子をいただくと、すごく立派だなと、カラーで、厚い紙を使ってあって、そういうところで削減はできないものだろうかという思いがありますので、この詳しい中身をお尋ねします。

それと67ページで、先ほど吉川議員もお尋ねになったところですけども、総合的な学習の時間を学校のほうでも有意義にできるようにということで、各学校に予算配分されてするというので、私もいいことだなというふうに思うんですが、コーディネーターさんとまた担当者会議を開いてというふうに言われたので、要望ですけども、できれば、私も総合的な学習を計画していた者としては、学校側からの要望ができるだけ反映されるように、取りまとめてみんな一遍にこうしましょうっていうふうにおりてくると、逆にやりにくいところがあるなというふうに感じますので。総合的な学習って、結局、各学校で地域の実情に合わせて、それぞれ特色のあるものをしていくわけですから、その辺を尊重して、学校にできるだけ裁量を、させていただけるようお願いしたいと思います。

それと、選挙費のところですね、75ページ。何回か選挙がある中で、車借上料っていうのが67万4,000円、それぞれの選挙で上げてあると思うんです。例えば、参議院選挙だったか、76ページの14番の使用料及び賃借料のところでも車借上料、それと79ページも車借上料というのが67万、

これは多分、選挙区を統合したので、それに対して遠くのところの有権者の方がタクシーを使って期日前のところに行くとか、そういうのに使われるお金かなと思いますが、それでいいでしょうかというお尋ねです。

済みません、たくさんしましたけど、よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** まずお答えします。

選挙の関係ですが、お見込みのとおり、期日前、それから投票当日の車両の借り上げということでございます。

それから、ふるさと寄附金という関係でございますが、平成29年度末の基金残高が今、1億1,000万円ほどございますが、この30年度においては2,000万円を取り崩す予定、それから、31年度につきましては、5,000万円を取り崩す予定でございますが、その5,000万円のうちに観光施設改修に2,000万円、それから、出産・長寿祝い金と子ども医療、それから予防接種等の助成に1,400万円、小中学校のパソコンリース等に700万円、矢部高校応援事業に400万円ということで予定をしているところでございます。

御承知のとおり、ふるさと寄附金につきましては、平成29年度まで1億5,000万等の寄附金がございましたが、いわゆる過度な返礼品競争とか、あるいは大きな自治体からは税収減の批判等によりまして制度の見直しというのが今論じられておりますが、その影響でやはり30年度につきましては1億円程度の急激な落ち込みという状況があるようでございます。

それから、最後に公用車の件でございますが、やはり町を代表する町長並びに副町長等が出張するわけでございます。車両の安全確保につきましては万全を期する必要があるかなというふうに思いますし、長距離の移動となりますので、疲労度合い等がやはり車よってはかなり差があるかなというふうに感じております。もちろん、経済的なハイブリッドカーなり等の予定は考えているというところでございます。それから、雪対策も必要でございますので、やはり四輪駆動装備は必要かなということでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。総合計画等の委託料についてということでございますけども、今回計上させていただいております予算につきましては、総合計画、総合戦略等の印刷代と、そこに編集・校正等も含めた委託料となっているところでございます。計画書自体が平成32年から37年までの5年間を予定しているところですので、5年間使えるようなものにはしていきたいと考えているところです。

議員がおっしゃるように、それぞれの計画はあるところなんですけれども、総合戦略につきましても、総合計画との整合性を図る、総合計画を最上位計画とするという点から含めまして、今、担当課のほうでも、例えば総合計画と総合戦略別々ではなくて1冊にできないかとか、いろんなそういう論議をしているところです。経費の削減については、今後とも努めてまいりたいと思います。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 山都学に注目していただいて、本当にありがたいと思っております。今度、議員がおっしゃいましたように各学校が非常に工夫して、今までもふるさと学習をされてきました。今回、予算のほうをこのように考えましたのは、やはり同じような考えでございまして、そこに注目を当てたというか、各学校で工夫がしやすいように、使い勝手がいいように、各学校の計画をクローズアップさせるような形でこの予算をこのように変えたところです。

29年度にコーディネーターが、苦勞していただいて、ヒアリングに各学校全部回っていただいて、どのような使い方がいいのかということも聞いていただいております。その中で、一つ私どものほうで御支援できるのかと思ったのは、やはり人材の派遣については、御相談をさせていただきたいということと、それと、バスなんかの活用を、今ほかの予算でもバス代は組んでいるところなんです、それにも増して総合的学習の時間では使いやすくしていくならというところで考えております。

うちのほうからこういうふうにしてくださいというような連携会議ではなくて、各学校の情報交換の場というふうに連携会議は捉えておりますので、その中で例えば、矢部地区では見えなかった蘇陽地区の偉大な文化遺産とか、そういうものも見てみたいというような意識も上がるかもしれませんので、そういう各地区の中でも重要な地域の文化の学習もさることながら、山都地区全体で考えた連携を図っていきたいというような、そういうふうな学習になっていければと考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 私は企画政策課にお尋ねです。バスターミナルの待合室についてお尋ねをいたします。

昨年、非常に暑い日が続きまして、あそこを使用される方々は高齢者の方がほとんどですけども、非常に暑い、クーラーも何もついていないと。扇風機が一つだったと思いますが、あれ一つだと。職員の方々は別室にいてクーラーの中に行くと。そういうことで、企画政策課のほうにお願いをいたしました。調査をしてみますということで扇風機はふえました、確かに。それと入り口あたりをあけてございましたけれども、その調査後、どのように考えておられるのか、今回は予算に上がっていないような気がいたしますので、その辺のことをお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。昨年の夏の猛暑は本当に暑くて、議員のほうから、利用者の方が暑いということで情報をいただいて、私たちが約1カ月間にわたりまして、毎日時間帯ごとに午前、午後を調べに行ったところでございます。

エアコン設置につきましては、今現在、検討しているところですが、利用時間帯、利用者数が限られておりますので、ちょっとそこら辺の運用あたりも検討した上で、きちんと予算化

していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 先ほどに重ねてお尋ねですけれども、町長の公用車についてです。お答えではハイブリッド車とか四輪駆動、それから長期の運転に耐え得ると、そういう性能面のことについてはわかります。長く使うということで、性能のいいものについては私も納得いくんですけれども、町の代表であるからってということで、いい車に乗ったほうがいいってということに対してはどうかと思います。できるだけ経費削減ということなので、代表としていろんなところに出かけられる、その責務はもちろん大事にしないとイケませんが、削減できるところはできるだけ削減するというので検討いただきたいと思います。

それと、先ほどの総合計画編集とかの予算ですけど、印刷製本だけに、合わせると450万円ぐらいかかるということになるんですよね。印刷製本だけにということですかね。それであれば、もっと見直しをしていただきたいと、再度お願いをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。現在の予算というのは、あくまでも見積もりの段階ということでございますので、今後、入札等を行いますので、十分内容は精査したいということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 印刷製本費と合わせまして、中身の編集、校正等も含んでおりまして、部数的に言いますと、総合計画書、この後期分が1,700部予定しております。あと、概要版としまして約7,000部を予定しております、この概要版につきましては、全世帯配布を予定しているところです。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 企画政策課の地域ごとのワークショップ等のアドバイザーとかありましたけれども、審議会でも申しましたが、私が5年前か何か、それに行けと言われて行きました。あつげにとられて。何か言えと言われるとぼそぼそとみんな言いますが、それを聞いておられた方がアドバイザーだろうと思います。いつの間にか冊子ができて、中島東部振興区はこうでしたというのを見まして、びっくりいたしました。審議会でも言いましたが、全然深まりというのがなかっすよね、あれじゃ。何か差しさわりの内容な文章に最後にはなりますので、もうちょっと実のあるというか、今、だんだん危機に直面しているという意識はありますが、それを本当に形になるようなものにできるようなものならばいいですけど、ただただ、ワークショップというのはどうかというふうに思います。

次に、ペーパーレス化を言い出しの3人に入っておりますが、議会関係の製本でも幾らかかっているのか、そして延べ時間、人の時間として何時間かかっているのかというのを出して、検討してもらえないかなというふうに思います。今でも、何ページ、何ページと、こうやってみんな

一生懸命めくられるんですね。そういうところも改善されればいいかと思います。それに当たる人が、時間が要らないなら、他のことに回せるわけです。そういう点も考えてもらいたいと思います。

それから、矢部高校の何とかかんとか応援ってありましたね。さっきNPO法人に委託されているということでしたが、この前、図書館で発表がありました、あれがそれですか。県立大が主体になってやっておられました。ここで言うてよかでしょうか。私を感想としましては、とても実用に耐える内容じゃなかったと思います。町の木を使うために椅子をつくったり、小物をつくったりで、どれほどの需要が満たされるでしょうか。あるいは、ひとり暮らし世帯に、避難するための木の枠をつくるとかですね。あと、今度の矢部高校の寮の改修計画とかありましたが、何かピント外れじゃないかなというふうな気がいたしました。内容ははっきりわかりませんが、そこを教えてください。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 議員からございました、いわゆるペーパーレスというのは全庁的なことにかかわるといふふうに考えております。今、ペーパーで出す部分、それから混在しているものがございますので、今後きちんと検証しながら、コスト面あるいは配付の対象者とか、いろいろございますので、それに応じてペーパーレス化も導入する必要があるかなというふうに思います。今後きちんと検証したいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** ワークショップの件についてお答えいたします。ワークショップにつきましては、やはり問題意識の共有であったり、合意形成の場として必要ではないかなとは考えております。前回は、初めての地域によります自治振興区ごとのワークショップだったということで、なかなか形に結びついていない点もあるかもしれないと思っております。今回は、その点を検証しながら行っていきたいと思います。ワークショップそのものが問題ということではなく、やはりその結果をどう生かすかということが今後の課題であるというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 議員から御指摘のありましたとおり、先日、図書館ホールでありました県立大生による矢部高校の寮の改修計画ですとか、そういったものもろもろ含んでの業務委託であります。そのほか、前年度から若者プロジェクトで計画をしまして、高校生が考えた事業についての実現化へ向けての支援ですとか、31年度の学科再編に向けた広報活動、そういったものに取り組んでいただいております。

それと、高校生による原付バイクによる滝めぐりのユーチューブへのアップロードあたりも、これは高校が主体になってやっておりますけれども、そういったものですか、サッカー部による東京遠征、自主的に費用も自分たちで捻出をされたところもありますけれども、そういったところのコーディネート、それと愛媛県宇和島市の仮設団地に椅子を届けるというような事業にも

取り組まれたところです。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 質疑の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時59分

再開 午後0時58分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。3回目。

**○2番（西田由未子君）** 先ほど、選挙についての車借上料のお尋ねをしました。

一番早いのは4月に県議選が行われますので、投票区の改編が行われて、遠い方、変わる方、新しい投票所になる方、期日前投票の仕方とかいうのが、どのようにして周知されて、今どの辺まで該当地区の方にはお知らせしてあるのかとか、今後の4月を迎えるまでの予定というか、どんなふうにされるかをお尋ねしたいです。

八代のほうでは投票カーを出すような形になるというふうになっていたのが、山都ではそれをやめましたよね。なので、投票カーを出すよりも、タクシーでの送迎のほうがいいというふうにかえられて、この70万円前後の予算が出されているんですけども、これで果たして、住民の皆さんの投票する権利がきちんと確保されるのかどうかという点も含めてお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。まず、移動支援につきましては、まず期日前投票と、それから投票日当日ということで、期日前投票につきましては3日間、それから、投票当日につきましては12のルートで計画をしております。

住民の皆さんへの周知につきましては、広報紙はもちろんですが、該当する地区の区長さん宛てに文書を配付しまして、住民に周知をしていただくという方法をとります。

それから、八代市の期日前の移動投票の支援でございますが、八代市も、従前は移動支援を行われて、それを検証した結果、今回の期日前の車両での移動に移ったということがありましたので、山都町におきましても、まずは移動の支援を検証した後に、それよりもし有効な手段があれば検討をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 先ほど来、西田議員からもありましたように、紙の使用については、今議会、さまざま、私たち議員のほうからも提案があるところですので、これをおざなりにしないで、次年度の予算へしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

私もさまざまな審議に出ますけれども、本当にたびたび、立派な紙にカラー印刷をしているも

のが多いです。素案の部分では、もっと再生紙であるとか、そういったものを利用するっていう方法があると思いますし、そういったところの努力を進めていただいて、ぜひ教育、それこそこの間、西田議員の話にありました学校現場での紙の辛抱なんていうことをさせてはならないんじゃないかなというふうに思っています。それは要望です。

質問は、66ページのルポンの家賃のことについてなんですが、ちょっと聞くところによりますと、次年度でいっぱいでありそこは閉鎖される、取り壊しになるというふうなNTTさんの持ちものでございますけれども、そのことについては本当に確実な情報であるのか、その後どういうふうに、今も、お昼休みちょっと行きましたら、サークルの方々が集っていらっしゃいました。今月も2回コンサートが昼間に用意されております。今、展示もされておりますし、本当に町の文化拠点として、文化の森よりも文化拠点になっているんじゃないかなというふうに、ちょっと皮肉っぽいですけれども、思っているところなんです。

この場所をどういうふうに関後この1年間かけて取り組まれるのか。その点について予算をからめてお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。

現在、NTTの所有であります。喫茶ルポンの場所については、現在、民間でルポンの運営協議会のほうが展示ですとか、コーヒーを販売されたりとかをされております。それと、その一角で、地域仕事センターの事務所として活用させていただいております。

御指摘がありました、あそこの建物の利用につきましては、31年度までということで、NTTのほうから申し入れといたしますか、あっております。町のほうとしても、あそこの場所を買いたいということで、昨年来、NTTのほうにも相談をさせていただいたところなんですけれども、売買はしない、31年度限りの使用で、その後は解体をするというNTTの方針でございます。町のほうとしても買わせてほしいということで再三申し入れをしたんですけれども、それはちょっとできないということで話を聞いております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 21目、地方創成総合戦略費の中の13節と19節、ページで言いますと66ページと67ページで質問をさせていただきます。

13節委託料の中で、食農観光塾事業業務委託料が計上されています。それと、19節の負担金補助及び交付金のところで、農産物ブランド化推進事業補助金ということで2点計上があるんですが、こちらの事業、以前よりずっと継続してやられている事業だと記憶しておりますが、これまでの実績と、あと平成31年度、来年度どのような事業展開を計画なさっているのか御説明ください。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、まず、農産物ブランド化推進事業のことでお答え

いたします。

これにつきましては、農林振興課のほうで取り組んでいます農産物ブランド化協議会のほうで取り組んでおります。

これまで、農産物の販路拡大、また、ブランド化ということで、主に福岡の岩田屋の中にあります吉田青果のほうに定期的に山都町の農産物を展示していただくことに伴いまして、職員であったり、生産者が直接販売等に行っております。

本年度は、まず、山都町の有機農産物が、実際どういう作物がつけられて、どれだけの量がいつの時期にあるかということで、現在、有機農産物の農家の方にアンケートをやっております。

それを受けまして、今後、戦略的に販売していく場合に、いつの時期にこういうしたのがありますということで、バイヤーあたりと交渉する場合に根拠となるかなと思っております。

31年度につきましては、生産のほうはそういうことで調査しますけれども、今度は流通面で、もう少し省力化できないかということで、山都町にありますマルクのほうに委託を現在行って、取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 食農観光塾についてのお尋ねでございました。食農観光塾につきましては、平成27年度の地方創生推進交付金の事業が始まりましてから4年目を迎え、現在実施中であります。済みません、失礼しました。28年度からの事業ということでございます。

これまで第1期生から第3期生まで、塾生のほうが、研修なり、いろんな事業計画を立てて実施をしておりますけれども、第1期生につきましては、皆さん御存じのとおり、山都でしかという会社をつくって、現在、発展途上ではありますけれども、主体的に地域を盛り上げる活動の取り組みを進めているところでございます。

2期生、3期生につきましても、畑のコンシェルジュ事業ですとか、子供の自然キャンプなどの新たな事業検討が進んでおりまして、それぞれで独自で開業、実施したり研修に行ったりというような活動に取り組みを進めているところであります。

平成30年度は、4期生をということで公募もいたしましたけれども、塾生の応募がなかったということで、1期生から3期生までのこれまでの事業のスキルアップというか、事業を磨き直すということで展開をしてきたところであります。

それと、来年度につきましては、新たな人材を発掘するという意味も含めまして、山都町の経営塾、町の経営塾というような形で事業を進めていきたいということで、今、協議をしているところであります。

これまでの農業者、それと、商業者等の人材育成のほかに、行政とか商工団体の皆さんとか、そういったさまざまな職種の方に入っただけのような機会をつくって、さらなる町の経営塾という形で進めていくならというふうに、今、協議を進めているところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 関連してです。確認もあります。

食農観光塾につきましては、今の御答弁で確認できたのは、平成28年から人材の育成ということで、塾ということですから、進めていらっしゃる中で、平成31年度についてはもっと総合的に山都町内の人材の育成ということに主眼を置かれた事業になるということで間違いないでしょうか。その確認です。

あともう一つが、農産物ブランド化推進事業についてなんですけれども、もしよろしければ、町が目指している成果といいますか、アウトプットといいますか、どういう形のものを目指して事業を推進されているのか、そのあたりがもう少しわかりやすく御説明いただくとありがたいなと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 済みません、先ほど28年度からと申し上げましたが、山都で立ち上がったのが28年度で、食農観光塾は27年度からということです。済みません。訂正させていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、お答えいたします。

ブランド化に向けて、今後まずはどういう方向で進めていくのかということでございますけれども、山都町にいろんなブランド化ありますけれども、まずは有機農業の農産物が第一ではないかというふうに思っております。

その有機農業を全面的に推していきまして、それに伴って、一般の低農薬野菜だったり、慣行栽培の野菜、そういったものの販路拡大に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。とにかく、山都町は有機の町だということを広く町外にPRしていくのが必要ではないかというふうに感じております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 食農観光塾の委託は、今までのところですね、相手は。で、去年は全然応募がなかったということでした。それから、ブランド化はマルクという、これはIT企業でしょう。何か相手の会社に縛られちゃおらんですか。こういう状況が変わったならば別なことということで。どうでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** 申しわけございません。先ほどの発言の中で、マルクというようなことで御説明しましたけれども、アグリコネクトの間違いでございました。訂正させていただきます。

アグリコネクトにつきましては、これまでも九州管内で農産物の流通システムの構築であるとか、いろんな実績がございますので、その実績をもって山都町に合うような流通システム、将来

的には有機農業で山都町が活性化できるようなことで考えていきたいというふうに思っております。名前のほうの訂正をよろしく申し上げます。申しわけありません。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 49ページの泗水工場の分ですが、菊池市のほうに固定資産税相当分を市町村交付金ということで14万2,000円支払うことになっておりますが、この土地を貸し付けておいた貸付金のごとで係争されておりましたが、その後どうなったかということと、将来はここを売り払われればこういうお金も、市町村交付金ということで払わなくてよくなるわけなんです。金額は少額ですけれども、やはりこういうことはスムーズに進めて、払わなくていい分を払わないでいいようにしていただきたいと思いますが、その後、係争のことはどうなったかというお尋ねします。

それから、59ページのユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金。これは200万円出されますが、そのうちの100万円は国県支出金で補われます。ですから、残りの100万円が一般財源ですが、先ほどの説明では1社ということでした。その1社はどこなのか。

それから、この200万円の支出の根拠。もともと幾らかかって、これだけを出すというのかのその積算をお教えいただきたいと思います。

それから、今度は入なんです。35ページ、雑入で滞納処分費1万円が組んであります。普通、滞納処分といったら、滞納して、私たちが想像するのは、滞納になった分を家宅搜索して、それを公売にかけて、売ったのを税金に充てられると思いましたが、入で滞納処分費というのが雑入で入るとするのはどんなことでしょうか、お尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。

菅原泗水工事跡地につきましては、平成29年12月に訴えの提起ということで、30年の3月から口頭弁論が始まっております。

町としましては、一つの区切りとしましては、11月30日に町有物件、土地建物の明け渡しを求める請求を行いました。それにも応じてもらえませんでしたので、最終的には本年1月21日で顧問弁護士のほうに強制執行の申し立てをしております。実際の申し立ては2月7日が申し立てをしております。2月28日に明け渡し執行の催告等で、裁判官、それから弁護士事務所、うちの担当等も立ち合っているところがございますが、らちが明かないというところがございますので、3月25日に強制執行の断行日ということで裁判所と調整をしております。いわゆる明け渡しをするということがございます。

ただし、物品は残るような状況でございますので、これにつきましては、裁判所の管理になりますので、今後、処分費等につきまして、町として負担することになるかなというところがございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** ユニバーサルデザイン事業につきましてお答えしたいと思います。

まず、この補助の対象となる施設につきましてですけれども、対象となる施設は不特定かつ多数の人が利用する施設ということで、例えば、いろんな店舗、ショールーム、飲食店、理髪店、美容室、ホテル、旅館、そういうところになっているところです。

補助金につきましては、補助の限度額が200万円ということになっておりまして、一応、限度額を上げさせていただいております。

補助対象工事につきましての上限額としましては、工事の内容によりまして限度額が300万円と、例えば一部、トイレを和式から洋式にするとか、そういうものにつきましては、限度額が75万円までと決まっております、それぞれ、県、町、事業者、3分の1ずつの負担というふうな補助金の制度となっているところです。

申請というか、御希望をされている事業者さんとはということでお尋ねですけれども、まだ現在はこういう制度を活用したいという御相談があつている段階でありますので、事業者さんのお名前についてはこの場では差し控えたいと思います。

一応、町のほうもユニバーサルデザイン事業を推進するというふうなことになっておりますので、今後、高齢者が多くなって、そういうふうに関心のある方が使われる施設が利用しやすくなることは望まれることですので、この制度を設けていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** お答えいたします。滞納処分費1万円というのは、税を滞納された方等に捜索等を行う際に、本人がおられない場合等において強制的に立ち入りをとということもありますから、鍵等を、例えば外す場合があります。そういったふうな場合に、業者の方を呼んだりしたりします。その際の手数料を滞納された方からいただくと、そういう形のもので。ただ、そういう場面はないです。やっぱり、滞納されている方の立ち会いを原則にしておりますので、そういうことはないんですが、もしそういう場合が発生したときにはそういう方法をとっていくということになります。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 今のユニバーサルデザインのことなんですが、上限が200万円と。最初の説明では1社と申されましたので、もしこれが可決されれば、この1社に200万円を支払われると思うんですが、じゃなぜここでその1社の名前を出されないのかわかりません。これを可決されれば200万円が出されるわけですので、どうしてそこで名前を出されないのが不思議なんですが、答えられませんか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 現段階におきまして、まだ正式な申請書が上がっている状況ではございません。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

3款民生費について説明を求めます。

福祉課長、坂口広範君。

○福祉課長（坂口広範君） それでは、3款民生費を説明いたします。

民生費につきましては、住民の方々が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために必要な経費を計上いたしております。

中身は社会福祉、障害者福祉、人権センター、老人福祉、児童福祉及び災害救助と、大変多岐にわたっているところでございます。

まず、82ページをごらんいただきたいと思います。

民生費につきましては、経常経費が主でございますので、新規の事業、それから、臨時的な事業を中心に御説明していきたいと思っております。

まず、82ページの1節報酬でございます。

保健福祉総合計画策定委員報酬17名の4回を予定いたしております。これにつきましては、保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念、それから方向性を明らかにする、いわゆるマスタープラン的なものでございます。32年度から36年度までの5カ年計画を予定いたしております。後にいろんな計画が出てまいりますけれども、そういったものを統括するものだというふうに御理解いただきたいと思います。学識経験者、それから保健医療関係者、福祉関係者、町民代表といった方々を委員として考えているところでございます。

続きまして、83ページでございます。

委託料です。地域支え合いセンター事業委託料でございます。

こちらにつきましては、熊本地震で被災された方々、これらの方々の生活再建に向けて安心した日常生活を送れるよう、見守り、それから、健康生活支援を行っているものでございます。

社協に委託をして、現在実施をしておりますけれども、これにつきましては、平成28年度に地震直後に立ち上げられましたけれども、今、3年を迎えております。

当初は2,000万円弱、それから、今年度は800万円程度、そして300万円、400万円弱ですけれども、本年度までは県補助金が全額ついておりましたけれども、この378万6,000円につきましては全額単費ということで実施を行うものでございます。生活支援員等を配置して、相談ですとか訪問などによって被災者の方々の生活状況の確認、そういった見守り対応をやっていきたいというふうに考えております。

次の第3期の山都町地域福祉計画策定業務委託料でございます。

これにつきましては、社会福祉法の規定が根拠になっているところでございます。住みなれた地域で行政と住民が一体となって支え合う、総合的な地域福祉計画を策定しなければならないということございまして、つまりは高齢者、児童、障害者などの分野ごとの、縦割りではない計画を策定するというところになっているところでございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

これは負担金、19節の一番下になりますけれども、地域福祉総合支援事業補助金50万円と、金額は小そうございますけれども、これは一般質問等でもお答えしたとおりですけれども、農作業で介護予防の事業で、町から50万円というのは社協へ補助金を流すものでございます。全体事業費は150万円でございます、そのうちの3分の2の100万円は直接県から社協のほうに流れるというものでございますので、町の予算計上額は50万円ということでございます。これは高齢者が積極的に農作業に取り組んで、その収穫物を年金以外の収益につなげていただきたいと。そういったことで、生きがいと健康づくり、そして、介護予防につなげたいという目的で始めたものでございます。30年度から32年度の3カ年を計画いたしているところでございます。

続きまして、85ページでございます。

障害者福祉費でございます。

こちらにつきましては、ほとんど経常的な経費でございますけれども、障害者とともに生きる社会形成のため、障害者基本計画におきまして共生社会の実現を目指すために障害者福祉を推進するといった目的のための経費でございます。これにつきましては、例年どおりの経常経費でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、89ページです。

人権センター運営費でございます。

こちらも経常経費ですけれども、31年度は旅費のところ、2行目にありますように、町民意識調査を実施することにいたしております。これにつきましては、平成12年、それから同21年と、約10年スパンで行ってきておる調査でございます、調査目的としましては、同和問題が解決し、あらゆる差別をなくしていく同和教育と啓発活動を進めていく上での基礎資料を得るというために行うものでございます。

あと、分析のところでも若干御説明いたしますけれども、これにつきましては、山都町の人権教育啓発基本計画というものを平成22年度に策定いたしております。これも、やがて10年目を迎えますので、こちらの改定に資する基礎資料ということで、今回、町意識調査を実施するというところで計画いたしております。

91ページが、その委託料の集計分析等業務委託料でございます。

学習資料として活用されることを念頭に、専門の業者のほうに集計、それから、分析等業務を委託したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

老人福祉費です。8節報償費です。長寿祝い金でございます。

現在、88歳到達者に一人1万円、100歳到達者に一人2万円のお祝い金を計上いたしております。この予算は88歳が該当199名、それから、100歳は17名を該当者として計上いたしました。

ちなみに、今年度は88歳が201名、100歳が10名でございます。

それから、19施設の老人クラブ連合会補助金614万5,000円でございます。現在、59単老、それから約4,200名の老連のクラブ員がいらっしゃいますので、単老ごとに3万3,000円、それから、

1 クラブ員に1人当たり単価1,000円で予算を計上しているところでございます。

93ページの19節の一番最後、老人クラブのエゴマ栽培助成基金ということでございます。これも助成金にしておりますが、事業主体は老人クラブ連合会ということになりますので、こちらに10万円ということで計上をいたしております。これも、先ほどの農作業等介護予防と同じく、3分の2の補助がございまして、60万円の実施事業費に対しまして3分の2の40万円が直接老連のほうに流れ、残り20万円を10万円・10万円で老連のほうと2分の1ずつ折半したところでございます。

これにつきましては、これも申し上げたと思っておりますけれども、23の単老、それから個人の方に今回御協力いただきまして、77アール、578.7キログラムの収穫を得ました。現在、成分調査の分析に出しておりますけれども、100グラムで大体1,300本以上の成果が得られるということでございます。今月末には製品化になる運びでございます。

続きまして94ページ、お願いいたします。

清楽苑のエアコン設置工事、15節の143万円でございます。

これは、約15年前にエアコンが設置をされまして、非常に故障続きで、今年の夏もこれで御苦労をなさいました。今回は、ホールに1台、それから居室に8台、計9台を設置したいということで考えております。

97ページをお願いいたします。

児童福祉総務費です。

1節の報酬、子ども子育て会議委員報酬19万6,000円でございます。これも、32年度から36年、5年間の計画を考えているところでございます。現計画は31年度で終了いたしますので、31年度中には計画書を策定したいということで、委員8名で4回の会議を予定いたしておるところでございます。

同じく97ページの8節の報償費でございます。

500万円の出産祝い金を計上いたしております。現在、一番直近の数字で398万円を計上いたしております。今回の500万円につきましては80人分を計上させていただきました。第1子が3万円、第2子から5万円、第3子になりますと10万円、第4子以上が20万円という設定で、今、祝い金を出しているところでございます。

児童措置費、児童福祉費につきましては、従来どおりでございますけれども、児童措置費の99ページ、13節の委託料でございますけれども、保育業務委託料ということで、これはまちづくりやべさんから保育士を10名、調理師の方を5名派遣いただいて運営を行っているということになります。

次の児童福祉施設費、100ページは公立保育園5園の運営費になるところでございます。現状は、20クラス204名の措置をいたしております。保育士が22名、人材が先ほど言いましたように10名ですね。それから、嘱託が20名という構成で、現在、保育園を運営しているというような状況でございます。

102ページをお願いいたします。

二瀬本保育園の屋根の防水工事ということで、実はこれにつきましては、本年度の補正予算で一部修繕ということで計上したところですけれども、現在、発注をしたんですけれども、いかにせん、屋根全体が、これは抜本的に防水工事を施さないと全く一部では用をなさないということで、新年度に改めて金額は大変大きゅうございますけれども、1,200万程度の工事を行うものでございます。ガルバリウムの屋根で、480平米の工事面積になります。

その次、103ページの一番上の備品購入費につきましては、金内保育園の検食保管用の冷凍庫の購入費でございます。平成9年度に購入して、現在、老朽化が進んでいるということで、今回、入れかえを行うものでございます。

児童館運営費につきましては経常経費でございます。

それから、104ページの7目の子育て支援施設運営費です。

1節の報酬です。嘱託保育士報酬2名分を計上しました。済みません、これは同じ名称で並んでおりまして、嘱託保育士が1名分、上が子育て支援センター分の2名でございまして、下の2行目が病後児保育の保育士ということになっております。これにつきましては、実績あたりをよく指摘をいただくところですけれども、29年度は6人の病後児の実績がございました。本年度は現時点で4名の利用があつてるところでございます。登録者数は、現時点で35名登録をなさつておられるところでございます。

それから、106ページでございます。災害救助費です。こちらにつきましては、災害見舞金はその主なものですけれども、これは罹災者見舞金ということで、実施要綱上、火災や風水害、震災等で住家が亡失した場合は20万円以内、それから住家が半壊または半焼の場合は10万円以内というような規定がございます。一応、100万円を計上いたしております。

それから、消耗費につきましては、備蓄の消耗費を考えておりますけれども、現在、熊本地震でいただきました備品・備蓄がございますので、旧浜町保育園のほうに台帳を整理しながら保管をしているところでございます。

以上で福祉課関係の3款の説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 次の目について説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** それでは、平成31年度の健康ほけん課の一般会計の当初予算について説明申し上げます。

健康ほけん課、本町は国保年金係、健康づくり係の2係16名、清和、蘇陽各支所健康福祉係7名と合わせまして、23名の人件費を計上しております。

福祉課長が申しましたとおり、経常経費が主なものでございます。

一般会計は3款と4款にあります。

平成31年度、本課の重点事項は、第2次山都町総合計画に基づき、健康福祉部門において住民の健康増進体制の充実強化を目指しております。役場福祉課を中心に、関係各機関と連携し、各種疾患の重症化予防対策、健康寿命の延伸等に取り組んでまいります。

3款ですけれども、84ページ、85ページとなります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費です。本年度予算額566万7,000円です。昨年度、当初予算では2名の予算を計上しておりましたけれども、本年度は1名分となりますので、前年度比の減額の733万6,000円となります。国庫委託金として495万3,000円が特定財源となります。

続きまして、飛びますけれども、94ページをお開きください。

7目の保険事務費です。本年度予算額、10億9,987万9,000円です。一般会計において、国民健康保険事業費と後期高齢者事業費の2事業が合算された予算計上となります。

95ページをよろしくお願ひします。

13節委託料です。1,214万4,000円は、国保連合会に支払う後期高齢者の医療・健診委託料であります。これは県が見込んだものであります。

19節負担金補助及び交付金、3億1,445万5,000円です。75歳以上の後期高齢者の広域連合負担金が主な支出で、療養給付等の負担金等で、県の広域連合より、医療費総額に基づき負担金が示されております。

28節の繰出金、6億6,164万4,000円です。一般会計より、国保の特別会計、介護特別会計、後期高齢者医療特別会計、それぞれ法定内の繰出金として支出するものでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** これで3款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** まず87ページの、小さいことなんですけれども……、その前に86ページのところです。外出支援サービス委託料というものの内容を御説明いただきたいのと、その下の87ページ、手話奉仕員養成研修というのにはどのような方が行っているのかというふうなところをお伺ひします。

それと、88ページ、障害児通所給付金。これも昨年よりちょっと増額になっていると思うんですが、この内容をお願いいたします。

それと104ページ。児童館の子育てクラブ補助金のところでちょっと思い出したんですけれども、子ども食堂を展開しているわけなんですけれども、そこら辺のPRですね。この間の運営委員会の中でも、もうちょっと、行政的にもといいますか、このような予算の中で非常に苦慮している様子でしたので、この辺の支援をもうちょっと考えていただきたいかなというようなところを申し上げたいと思います。

それから、子育て支援、同ページのその下ですね。病後児保育なんですけど、先ほど私が聞く前に実績を言っていたので、その部分は割愛しますが、これは保育士さんだけの予算なんですけど、看護師さんのほうはどこに行きましたかと思ひまして、その点もお伺ひいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは、お答えをいたします。

まず、障害者福祉費の外出支援サービス委託料の件でございます。これにつきましては、J A

のほうに委託をいたしております、片道15キロまでは3,000円、25キロまでは5,000円ということで、利用者の方があった場合にはJAのほうに委託をいたしておるところでございます。

次の手話奉仕につきましては、ちょっとこれはまた後で調べてお答えします。

それから、通所は、こちらは済みません、増加の要因ということでよろしいでしょうか。これも済みません、内容を調べて御説明いたします。

それから、子ども食堂。本町のほうでは子どもランチということでやっておられます。児童館の子育てクラブのほうで、毎週第1、第3土曜日の昼食時に100円の食材料費を一律取られてやっておられるということでございますけれども、町のほうの実際の支援ということでなくて、子育てクラブ自体に補助金を流しておりますので、その中で子育てクラブさんのほうで運営をなされているということで、子どもランチ自体に町が何か支援の手を差し伸べているというものはございません。

大体、全国には2,300ほど子ども食堂、ランチがあるということをちょっと聞いておりますけれども、なかなか公金で運営されているというところは今のところ少ないのかなということでございます。どうしても公金を支出しようとする、いろんな制約がございますので、恐らくそういったところで制限を課すことを避けて、柔軟に運営をされているのかなというふうに考えております。

ただ、先般、民間の子ども食堂も出てこられました。そういったところの位置づけ、すみ分けも大変必要でありましょうし、またこういった方々の、見守りも含めて、これから先、対応をしていかなければいけないかなど。側面的な支援は何かしら考えていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

それから最後に、看護師につきましては、報酬の下の給料が1,000万ありますけれども、この中に看護師分は今回、計上いたしておるところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。看護師さんは一般職員の中に入られたということですね。

それから、ランチ会のほうなんけれども、ここに9万円、子育てクラブの補助金があつて、これ以上に上げなさいという話ではなくて、この間の運営委員会するときにも実情をお伺いしていたところ、一昨年は百何十名かの利用があつて、今年度はまだ何十人か、ちょっと詳しい数字は忘れましたが、すごく減っていたので、やはりPRの方法とかですね。せっかく町が関与するとか、こういうふうな、町のいわゆる運営でありますので、町のいろんな広報機関等々を使いながら。せっかくやっつけらっしゃるから、お金をかければいいのかというような問題ではなく、本当に民間でやられている方も自腹でやっつけらっしゃる、基本的にはそういうことをやられる方は、別に見返りが欲しいとか、お金が欲しいとかではないわけなんでして、そこら辺の応援体制をしっかりと支えていただきたいなという意味でございました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 91ページの人権センター運営の中で、10年ぶりに行われるという町民意識調査集計分析でありますけれども、まず、目的と、どのような内容で調査集計をされるのか、わかるだけでもいいですので教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 町民意識調査につきましては、同和教育、それから、啓発活動というのは、これは町が継続的に取り組んでいくべき問題であるということは、これは異論のないところだというふうに思っております。このための基礎資料を得るために行うということでございますけれども、先ほど申しましたように、10年前に本町の基本計画を策定いたしておりますので、その基本計画の資料に資するという。これはセットになっているというような考えでも御理解をいただければ結構かなというふうに思っております。

現状といえますか、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律というのが施行されております。この中でも、町の公共団体の責務というがうたわれておりますので、そういった計画……。うちも、それ以前に、あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例ですとか、そういったものをつくっておりますけれども、そういった計画ですとか、法律によるべくもなく、同和問題の解決に向けて重要な課題として捉えていくべきではないかということで、今回、10年スパンではございますけれども、意識が10年前に比べてどういったふうに変わってきたんだと。そして、その内容を踏まえて、どういった施策が不足している、または推進しているところがあれば、さらにそれを伸ばしていくといったことにつなげていきたいなというふうに考えておるところでございます。

それから、対象は大体1,900件ほどを考えております。これは、前回10年前が同じ数値でやっておられまして、今回も、踏襲したわけではございませんけれども、標本数としては大体町民の7名に1人程度になりますけれども、1,900を目途にしているところでございます。

内容につきましては、同和教育に関することすとか、解決に向けての施策について、それから、部落差別について、同和問題の学習会について、そして、風習等に関することと等、20弱の問題を考えているところでございますけれども、またこれも、中身の検討については、しかるべき委員さん、機関なりで検討を図っていただくということで考えております。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 私も同和のほうの役員でございますので、手を挙げて自分もなりましたけれども、私も、決算審査のときにも申し上げましたけれども、町民の意識は非常に、同和の今までのいろいろな事業の成果があらわれて、理解は進んできているというふうに私は思っております。やはり、執行部の方も今までずっと努力をされてこられましたし、いろいろな形の中で努力をされてこられましたので、そういうふうに理解が進んでると私は思っています。

その辺のところを私は、結局、守るのじゃなくて、どうやって、みんなの意識が変わっていつていることをわかっていただけるかというのをしてほしいと思います。町民は同和教育の成果というのは非常に上がっているというのは、多くの方が言われております。旧態依然のようなアン

ケートではなくて、やはり意識は変わっているんだ、町民の理解は進んで、本当にそういうふうに進んでるということを、意識をして、10年前とは違う内容でアンケートをしていただきたいと思います。これは希望です、私の。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 初めに、98ページの子ども子育て支援事業計画策定支援業務委託料です。これは去年も、説明でも言われましたけど、計画調査等に268万円かかって、今度も合わせて500万円近くかけて子ども子育て支援事業を見直してよいものにされるといふふうに思うんですが、これだけのお金をかけてされる向こう5年間の計画は本当に実のあるものにしていただきたいなと思います。

この資料として、昨年度アンケートをとられましたよね、小学生と保育園の保護者の方に。すごくたくさん、いっぱい書かないといけないアンケートをとられて、それが大変だったという声も聞きますけれども、それでも、これを具体的に書くことで、子育て支援がよくなると期待をして一生懸命書きましたという保護者の方の声も聞いておりますので、ぜひそれに応えるものにしていただきたいと思います。

それで、これは要望なんですけれども、去年そうやってアンケートを一生懸命書かれて、子ども子育て支援会議に生かされるということなんですけど、アンケート結果って公表されるんでしょうか。せっかくこれだけ書いたの、かいつまんでいいので、こういう意見が出ましたとか、そういうことが知らされるとうれしいという声も聞いています。アンケート書いたけれど、その後どうなったのかというのが、書いてくださった保護者の方にわかるような形でしてもらえればありがたいので、その計画があるかどうか。

それから、100ページの保育料のことです。一般質問でも大分お尋ねしましたが、今回の財源内訳は10月からの消費税増税を見越して、その分を見越した形で出ている数だと思うんですが、財政の立て方として、年度途中でああいうことをされると、本当に立てられるほうとしては難しく困られることだと思うんですけれども、一旦、途中からであるかどうかわからないものなので、前年度並みで計上して、あと補正でどうにかするという方法もあるんじゃないかなと。両方考えられていたと思うんですけれども、この形にされたのはどうしてかということ、複雑怪奇になることになるので、わかりやすく説明していただければありがたいです。

それと、先ほど吉川議員からも言われましたが、病後児保育についてです。登録が35名で、29年度は6名、30年度は4名の利用だったということですが、この利用者が少ないのはどういうふうに分析されるかということです。利用したくてもできないような制度上の複雑さもあると思います。

これから、いろんな点で子育て支援を施策として具体的に充実させていく中で、例えば、山都テラスの分譲地10軒分、あそこに子育て中の方が入居されてきたとします。それから、ほかのいろんな移住者の方で子育て中の方が入居されてきたときに、やっぱり核家族で来られる、その方たちにとっては、とても後押しになる病後児保育の制度ではないかなと思いますので、人数が少

ないからといって、もうやめようかという話にならないように、考えていていただきたいと思  
いますので、これからの見通しとございますか、使いやすい制度上の工夫をされる予定があるか  
ということをお尋ねしたいです。

それと、106ページに、災害救助費の需用費で、ちょっと済みません、聞き損なって申しわけ  
ないんですけど、3万円の消耗品費というのは備蓄のこととおっしゃったかなと思って。それが  
浜保に今置いてありますというふうに私のほうで聞きましたが、それでいいでしょうか。

備蓄についてまた、別のところでありますよね。消費費かな。そこに備蓄の件はまた計上され  
ていたかと思しますので、それと合わせて考えないといけないのかなと思えますけれども、差し  
当たり、ここの備蓄だと言われた中身を教えてください。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** まず、子ども子育て支援計画の件ですけれども、前回の、6年前  
になりますけれども、支援計画につきましては、現行のみらい保育園への統合ですと、病後児保  
育、それから支援センターの設置につながっているということは、確実に言えるというふうに思  
います。これが子ども子育ての基本的な計画になりますので、これにつきましては、先ほどおっ  
しゃったように、アンケート、かなり重厚なもので、実際受けられた方から、私も御意見等賜り  
ましたけれども、前回からの意識の経緯、経過を見たいということと、それに加えて、今回は保  
育料の無償等新たな施策も出てきたものですから、それに重ねて、加えてということになってし  
まったことにつきましては、非常に、実際、アンケートしていただきました方には大変心苦しく  
も、ありがたく思っているところでございます。

それから、公表につきましては、計画書はもちろん策定をいたしますけれども、前回、どうい  
った形で公表してあるかというのは私も存じ上げておりませんので、できますればダイジェスト  
版とか、ほかの計画書のような形で、何らかわかりやすい形で公表に努めたいなというふうに思  
っております。

それから、保育料の件でございます。今回の保育料は、無償化を見越したところで、反映した  
ところで計上いたしております。ですから、10月から無償化に係る分は経常してないと。4月か  
ら10月までは通常の、これまでどおりの保育料の算定の仕方で行っております。10月からは算定  
いたしておりません。矛盾するようではございますけれども、給食費は全くこの時点では方針が決定して  
おりませんでしたので、上げておりません。

ただ、保育料につきましては、ほぼこれは政策として固まっているものというふうな判断のも  
と、確かにおっしゃったように、上げて補正を落とすかということもありますけれども、今回の  
場合はそのまま、配慮した形で上げておくという方法をとらせていただきました。どちらが正解  
だということは、私も何とも申し上げられませんが、あらかじめ予測されることについては  
予算化をするというのが大体原則であろうというふうに思っております。

それから、病後児保育ですけれども、確かに、利用が少ないからどうだということではなくて、  
本当は少なければそれでいいという御意見もあるかもしれませけれども、御指摘のところは、利

用の方法が非常にハードルとといいますか、非常に複雑で、実際、利用しようとしても、ちょっと難しいんじゃないかという御指摘だというふうに思われます。前日までに診断書を提出して申し込みをするというところも、ひとつ使いづらさがあるのかなと。

ただ、当日来られますと、なかなか対応というのが、看護師、保育士1名ずつしかおりませんので、その部分についても苦慮をしているところでございます。実際、恐らくは、保護者の方々は、病後児ではなくて病児保育を希望されているということは私ども重々承知はいたしておりますけれども、なかなかそこまで入っていくような体制なり、また、予算含めて、非常に難しいかなと。ただ、熊本市内あたりについては病児保育を既に推進をされておりますし、何かそういったことでヒントになるものがあればということでございます。

ですから、使いやすい工夫ということですが、これも今般、会議を現場とやることになっておりますので、また現場の声を実際私どもが聞いて、そして、使いやすい形につなげていければなというふうに思っております。セーフティーネットであることは間違いございませんので、この制度を大事に育てていきたいというふうに思っております。

それから、最後の災害救助費ですけれども、これは、まず備蓄につきましても、旧浜町保育園に熊本地震時にいただきましたものがまだかなり残っておりますので、それらを整理して保管をいたしております。

今回、それにつき足すということでは、済みません、私の説明がまずかったんですが、これは消耗品費で、医薬品等でございます。備蓄ということではございません。医薬品等を、一応消耗品費として、何かあった場合のということで、災害救助、これは応急救助の予算でもございますので、町としてはそういった医薬品等の消耗品を常備しておきたいということでの予算でございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今、課長のほうから、病児保育も視野に入れてということで御答弁いただいて、ありがたいなというふうに思います。

病後児保育の手続のことですけど、熱を出して病院に行きましたと。あしたの熱が下がれば、あしたの病後児保育にお願いしたいときには、病院の先生の診断が要るわけですね。そのときに、書類を書いてもらうのを言い損なったら、また次の日、朝の状況を病院に連れて行って書いてもらって行かないといけないって、その手間があるので、そうなればもう休むかとか、そういうふうになってしまうと。休むかっていうか、休めないときもあるんですけどね。病院のほうにも、小学校3年生まで今いいですので、そうやって連れてこられた方には、あしたの病後児どうしますかという形での書類を書くのを先生方にも周知していただきたいなど。してあるんだと思うんですけど、なかなかその辺がうまくいっていないという話を聞きましたので、今の制度の中でもできる、それ以上に工夫をすればもっと充実するという中身を具体的に現場の先生と、病院の先生とも御相談していただいて、よりよいものにしていただきたいと思います。よろしくお願

いします。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時07分

再開 午後2時15分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、質疑を続けます。質疑につきましては、予算書に関することですので、どうぞよろしくお願ひします。

ほかに質疑はありませんか。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 84ページの負担金補助及び交付金の中で、シルバー人材センター事業助成金20万円ですが、シルバーの事業に関しては、山都町は町として積極的に利用をされております。

例えば、両支所の当直を委託されたり、廃校地跡の草刈り等々、それから中央グラウンドの草刈り等々、ほとんどのそういう施設の草刈り作業等も人材センターに委託をされております。

昨年も相当の事業費が上がっておると思いますが、十分に自立をされていると思っておりますけれども、それでもなおかつ助成金20万円を出されるということの根拠をお教えいただきたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** お答えいたします。シルバー人材につきましては、事業内容ですとか実績、今、議員がおっしゃったとおりでございます。私どもも、内容から見て、非常にこの組織自体は自立をされた独自の運営ができていような形でございますけれども、何らかの、町からも一定の補助金を流してほしいという御希望もありますし、町としても公的な支援を行っていく上で、些少ではありますけれども、20万という金額を、ずっとほぼほぼ変わらない金額でできていると思ひます。この金額をこども計上させていただいたということでございます。

20万の根拠につきましては、積算根拠というのはございません。前年どおりという金額でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

4款衛生費について説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** それでは、107ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健総務費、2億9,367万3,000円を計上しております。

1節の報酬では、町医7名の報酬、それから、矢部、清和、蘇陽、それぞれ訪問看護師の報酬をお願いしております。

続きまして、108ページをお願いいたします。

108ページの13節委託料、上益城郡医師会への在宅当番医実施事業委託料として95万2,000円を計上しております。

次のページをお願いします。

28節繰出金です。1億8,000万円、山都町の直営診療施設そよう病院への繰出金となります。

2目母子保健費1,034万6,000円です。歯科衛生士の賃金や、13節委託料では県の医師会への妊婦健康診査の委託料として、本年度70名分を見込み、809万4,000円を計上しております。

次の110ページです。

3目保健センター管理費1,292万2,000円です。13節の委託料ですけれども、次ページに掲載しておりますとおり、矢部保健センター千寿苑の施設管理委託料として542万1,000円を計上しております。ほか、清和保健センターの経費等がございます。

4目予防費。3,685万円です。13節の委託料におきまして、BCGや日本脳炎、インフルエンザなどのさまざまな予防接種の委託料3,650万円を計上しております。

続きまして、112ページになります。

5目の健康増進費の中で、13節委託料におきまして、住民の集団検診や節目人間ドックなどの委託料6,500万円を計上しております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 次の目について説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 環境水道課、環境衛生費について御説明します。

まず、環境衛生係では、平成31年度から、ごみの減量化に向けた新たな取り組みとして、ごみ処理手数料の有料化を進めることにしております。住民の皆様や事業者の皆様の御理解と協力を得ながら、さらには収集業者の方と小峰クリーンセンターの連携を深め、スムーズな運営ができるように努めてまいりたいと思います。

また、平成30年度から取り組みました資源ごみ集団回収事業助成制度につきましては、これまで10団体が登録されました。地域における資源ごみのリサイクル活動に取り組んでいただいております。特に、蘇陽地区の団体においては積極的な活動を展開されているところです。

それでは、112ページをお願いします。

6目環境衛生費です。本年度予算額2億5,734万6,000円になります。

1節報酬です。環境審議会委員報酬7名の報酬です。1回の会議を予定しております。美しいまちづくり推進委員報酬102万8,000円。28名の推進委員さんの報酬でございます。毎月、不法投棄、河川状況等を報告していただいているところでございます。

2節給与から共済費までの分は、職員9名の人件費になります。

それから、11節需用費です。これにつきましては、浦川水路浄化槽の施設の維持経費が主なも

のになります。浦川浄化槽施設につきましては、平成13年度に浦川地区の生活排水の処理を目的として整備されたものでございます。約300戸の生活排水を処理・浄化する施設となっております。稼働後16年が経過しているところでございます。

次の114ページをください。

12節ですが、2段目に河川水質検査の手数料、これにつきましては、緑川と五ヶ瀬の川の水質検査22カ所の手数料を組んでおるところです。

それから、13節の委託料になります。ここにおいても浦川の管理委託料等が主なものになります。2段目に不法投棄の廃棄物撤去処理の委託料を17万5,000円組んでおります。それから、大型ごみ収集の委託料を30万円組んでおります。

それから、19節になります。19節につきましては、次のページの115ページをお願いしたいと思います。浄化槽設置整備事業補助金でございます。

本年度後は5人槽20基、7人槽20基、10槽で2基、一応計画したところでございます。国の補助が3分の1、県の補助が4分の1の補助を受けた1,832万円を計上しております。

それから、2段目の資源ごみ集団回収事業補助金につきましては、年間5回出させていただいておりますが、大体2万円ということで、10団体100万円を計上しておるところです。

それから、小規模水道施設整備事業補助金におきましては、上菅地区の水道組合の整備をしたいということでございまして、50%の補助をすることで計上しております。

それから、28節繰出金です1億6,477万9,000円ですが、簡易水道特別会計の繰出金を1億6,352万1,000円組んでおります。

それから、水道事業会計繰出金。上水道のほうに一般会計から125万8,000円です。これは、熊本地震によります山神山の排水池の災害復旧に伴う借入金の元金利子の交付税を充てていただいているということになります。

それから、7目の火葬場管理費になります。本年度予算が1,031万5,000円になります。施設の維持に係る光熱水費、修繕等になります。内訳につきましてはごらんのとおりになります。

それから、116ページにいきまして、委託料になります。

委託料につきましても、施設管理に要する各種の点検検査料等になります。中ほどに管理人委託料ということで508万2,000円がありますが、これは2名の委託職員の委託料になります。

それでは、117ページ。

項が変わりますけれども、2項清掃費、1目塵芥処理費、小峰クリーンセンターの経費でございます。本年度予算が2億319万2,000円となります。

1節で非常勤職員の報酬4名分でございます。882万5,000円です。

それから、11需用費ですね。4,323万7,000円になります。これも小峰クリーンセンターに係る光熱水費なんですけれども、中ほどに指定ごみ袋の購入費を1,100万ほど計上しております。

12節も施設の手数料等になります。

それから、118ページをお願いしたいと思います。

13節の委託料になります。これも施設管理に要する点検委託の費用になります。それから、こ

の枠の下のほうに一般廃棄物収集運搬委託料6,644万7,000円。これは収集業者の3業者に係る運搬の委託料となります。

その下が公共施設の一般廃棄物収集の運搬委託料となります。公共施設におきましては、27の施設に収集をしていただいております。1社の委託料となります。928万7,000円です。

それから、次の119ページの上の段です。

電池及び蛍光等の処理業務委託料です。これは専門処理業者に委託しております。北九州の業者になりますが、88万7,000円ということになります。

15節工事請負費です。5,489万円です。小峰クリーンセンターの定期補修工事です。これは毎年、同規模の定期補修工事を計上しているようなところでございます。

それから、ごみクレーンのバケット更新工事、これはこの前、挟むバケットのあれなんですけれども、それが故障しました関係で、1個しかついておりませんので、今回、更新したいということで計上しているところでございます。869万円です。

それから、19節です。熊本県中央広域事務協議会の負担金となります。1,350万円です。これにおきましては、広域の協議会に平成26年4月に山都町が加入したところでございます。その負担金となります。

続きまして、2目し尿処理千滝クリーンハウス、本年度予算が6,499万6,000円となります。

1節報酬につきましては、非常勤職員3名分の報酬となります。

120ページになります。

11節の需用費、これも施設維持に要する光熱費等になるところでございます。

それと、12役務費につきましては、放流水等の測定検査委託料を25万6,000円組んでおります。これは年に1回の16項目、それと下流で年に4回9項目を検査している手数料となります。

それから、次の121ページの15節工事請負費です。2,486万円。千滝クリーンハウスの定期補修工事の予算となります。

それから、19節の緑川漁業振興資金の22万円です。この予算につきましては、平成4年に矢部町ほか2カ町村の衛生施設組合と緑川漁協で交わされました契約書に基づいて、振興資金として交付している予算でございます。

それから、3目の最終処分場1,759万5,000円です。

次のページをお願いしたいと思います。122ページです。

13節委託料です。これは、一般廃棄物最終処分の委託料1,600万円ですが、ダスト灰塵とか焼却灰、それと焼却灰、運搬費が主な予算となります。これの委託先は、菊池市の九州産廃のほうをお願いしているところでございます。

それから、19節の120万円。これも、環境保全協力金ということで、1トン当たり2,000円の600トンで120万ということとで、これは菊池市で制定されています環境保全協力金要綱に基づいて支払っているところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 以上で4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 最近お話を聞きしましたが、山都町における重症者、病気ですね、重症者予防対象者が、透析については、上益城郡で断トツ1位、それから、透析をしなければならぬ原因となった糖尿病による透析患者というのは熊本県1位、ワーストワンという話を聞きしましたが、それが本当なのか。本当であれば、予防費か健康増進費か、こちらでどのように対策を練っていかれるのか。その予算もございませんので、どのようになっていますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** 糖尿病の患者さんが多いと。これはもっと手前に戻りますと、生活習慣病の予防というのが大事になってこようかと思えます。健康ほけん課のほうでは、国民健康保険のほうで、糖尿病、人工透析の患者さんは把握しております。身体障害者の部門で、そのほうで福祉課のほうになりますけれども、障害者係のほうで、身体障害者の手帳をもらわれて人工透析をされている方の人数は把握しております。

健康ほけん課の中の健康づくり係のほうで、小学校4年生を対象とした生活習慣病予防教室というのから始まりまして、生活習慣病からまずは見直そうというふうなことでですね。

確かに、山都町は非常に発生率が高いといえますか、というようなことでありますので、さまざまな原因があろうかと思えますけれども、小さいころからの予防ですね、生活習慣を見直すことが大事なというふうなことで、そのようなことから、健康づくりを保健師、栄養士を中心に取り組んでいるところであります。ですから、実数につきましては福祉課が把握している部分と国民健康保険のところで把握している分と、実数はそれぞれで把握しているところであります。総合的に連携をいたしまして、今後、重症化にならないような取り組みを進めてまいりたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、興梠誠君。

**○5番（興梠 誠君）** 5番、興梠です。

衛生関係の19節ですか。負担金補助及び交付金とありますが、どの款も負担金補助関係は非常に太く出されております。莫大な費用だろうと思っておりますが。広域協議会負担金とありますが、1,350万ですかね。これは、町から協議会に補助する、負担する金であると思っておりますが、その用途ですね。こういった形で使われて、協議会の体制あたりはどういう組織で運営されているのか。そこあたりをお知らせいただければと思っております。

それから、15節の工事請負費とあります。千滝クリーンハウスの定期補修工事とありますが、これにつきましては、定期ということですので、毎年こういった予算で定期的に補修工事があるのか、今回限りなのか、そこら辺を教えてくださいたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** お答えします。

熊本中央広域事務協議会負担金1,350万円の使い道というか、使途というか、ということで内容なんですけれども、上益城郡内5町でそれぞれ町から1,350万を持ち出しまして、6,750万の平成31年度予算で要求されているところでございます。

一応、報酬としまして、非常勤職員と監査委員とか、協議会には各町村の町長を初め、議長、それから、一部事務組合の議長及び委員さんを選出しまして協議会を組んであります。そしてその下に各市町村の担当課長及び担当係長ですね、それを幹事会ということで協議会で話し合いをしながら進めているところでございます。月2回に1回程度の協議会で進んでおるところでございます。

その使途につきましては、そういう協議会の報酬費とか、それから、職員の、派遣職員がそれぞれ町から一人ずつおります。そして県から事務長というのがおりまして、それぞれの給与が、約4,500万ほど支払いますので、それにほとんど支払われるのが大まかなところでございます。

それから、それぞれ用地交渉等を行っておりますので、不動産鑑定士の業務とか、それから、先進地研修の経費とか、そういうのに充てている状況でございます。大体、31年度が6,750万3,000円の予算で運営される予定でございます。

それから、し尿処理と塵芥処理の工事請負費についての多額の定期補修の件ですが、これは、清掃された業者さんの年次計画といたしますか、があるわけなんですけれども、それに定期補修ということで、ずっと同額の補修費が組まれております。なかなか特別な技術とか、その会社で組まれておるものですから、それに従って予算化しているというような状況でございます。なかなか1事業者の随意契約とかでございますけれども、その辺も含めて考えていかなければならないと考えております。

37年度には5町の広域が始まる予定でございますので、それまでには何とか経年劣化ですね、ごみを少なくして、施設を何とか安定して進めたいということで考えているところでございます。以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 先ほどの健康増進の件なんですけれども、昨年までありました健康づくり推進委員という12万円ぐらいだったと思うんですが、これの予算が消えておりますけれども、これはそういう予定だったのでしょうか。ちょっと済みません、昨年の御説明を覚えていませんでしたが、金額を比較したところそういったことでした。健康づくりを推進していくっていう、やはり地域の取り組みが、こういう早期からの予防ということにもつながっているというふうに思っていますが、これが消えた理由をちょっとお知らせください。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** 昨年まで山都町の健康づくり推進協議会、今、おっしゃったように協議会がございました。これにつきましては……、推進連絡会議ですね、というのが各自治振興校にお一人ずついらっしゃいました。この推進委員の連絡会議というのを29年度をもって廃止いたしました。

理由は、それぞれの自治振興区の中で、呼び名は違いますけれども、福祉委員さんとか、蘇陽地区では推進委員さんですかね。社会福祉協議会の役員も兼ねたようなことで、非常に活動内容が重複していたというふうなこともあり、各自治振興区には健康づくりのための3万6,000円というのが一律で支給されているところでもありますけれども、肩書きが非常に重複する部分もありますので、それぞれの自治振興区において健康づくりでまちづくりの健康づくりにやってくださいということで、わざわざ連絡会議というのがありましたけれども、社会福祉協議会のほうの役員とも非常にダブる部分がありましたので、廃止をすることとなりました。それぞれの地区で3万6,000円を元手に自主的な活動も熱心にされていらっしゃる場所もありますけれども、そのようなことで、30年の3月末をもって推進委員の連絡会議というのは廃止させていただきました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 115ページに、資源ごみの集団回収事業の補助金が、たしか去年は300万計上してあったと思うんですね。今年は100万で、先ほどの説明だと登録が10団体で年5回ということではありましたが、そうすると、登録数はふえたほうがいいことなんでしょうが、ぎりぎりの予算立てでいいんでしょうか。登録団体をもっとふやすように努力いただきたいと思うのが一つで、この予算の考え方をお聞きしたいです。

それと、119ページに委託料でいろいろ、一般廃棄物の収集とか、電池及び蛍光灯処理の業務委託というのがありますが、ほかにも、ごみ処理にかかる費用をできるだけ抑えるために、ごみ処理のごみ袋有料化もされましたし、それに加えて、リサイクル推進を一緒にやっていくことが大事というふうに私も思いまして、そういうふうと考えていらっしゃると思うんですが、ここにはほかの、例えば、ペットボトルの回収業者さんに回収をお願いしたりとか、紙とかいろんなリサイクル関係の費用ってどこに含まれるのかなっていうのが一つお尋ねしたいです。

ペットボトルについては特に、最近、マイクロプラスチックの問題が出てますけれども、ペットボトル自体を、リサイクルにするっていうよりも使わないような啓発活動とかも大事になるのかなと思っています。それについてどうお考えかというのをお尋ねしたい。予算のことで尋ねなさいと先ほど言われましたので、リサイクルにかかるお金は一体どこで見たらいいのかっていうのにつけ加えてお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** リサイクルに要する経費というのは、小峰クリーンセンターに現物を持って行きますと、詰め込んでですね、それを業者さんが引き取っていかれます。それが歳入として、経費としてあらわれるんです。330万円ほど歳入として計上しているところです。ですから、業者さんに委託するというのではなくて、持って行っていただくようなシステムでございます。

それと、119ページの電池及び蛍光灯の処理については、本当の専門業者さんしか、九州でも1業者さんしかいらっしゃいませんので、その業者さんに専属的なこととなりますので、そういう形になります。

それから、回収団体の100万円しか計上していないという話なんですけれども、一応様子を見て、大体今、10団体なんです。今後、31年度においてどのくらいふえるかというのもですね。

この10団体においても、多く出される方と少なく出される方がありますもんですから、大体この予算ですね。極端に言えば、ペットボトル、アルミホイルで2,000円ぐらいしか出されない団体もありますし、何トンも出される、蘇陽の積極的な団体もいらっしゃいますので、平均して100万もあれば大丈夫だろうということで、10団体掛ける2万円ということでしているところがございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今の資源ごみの集団回収の予算化ですけど、どうも納得がいかないんです。去年たしか、300万円というのは確かですよ。それだけ意気込みをされていたのにもかかわらず、今のところ10団体ですけども、もっとPRされて、これがふえていくようにしていただいて、そのことでリサイクル率が高まってごみの量も減るっていう、いい循環をもたらすためにされたのだろうと思うので、何で300万円から100万円に減らされるのかなというのがちょっと理解が私にはできません。

もし、これよりももっとたくさん申請団体がこれからふえて、登録団体がふえて、リサイクルの回収のお金が、この補助金以上にリサイクルされたらいいことなので、これに対しては、もしも補助金の100万円以上になったときも、きちんと手当をしていただきますようによろしく願いしたいと思います。

それから、電池や蛍光灯については専門的なものが要ということで、この費用をちゃんと出していただいているのは本当にありがたいことですし、ほかにも、リサイクルできるもの、提案として何遍か言ってるんですけど、例えば紙おむつのリサイクルをするにはまたリサイクル業者に委託金が必要になってくるし、生ごみを分別してというプラントになれば、もっとお金がかかってくるということも関係しますので、今回は出てないのでそれはされないというふうに理解しますけれども、来年度以降の予算立てではその辺を考慮していただいて、少しずつでもリサイクル品目がふえていくようお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 厚生畑ですので自分のところなんですけれども、たまたま出ましたので質問させていただきますが、118ページ、この委託料で、一般廃棄物収集運搬委託料というのが先ほど3業者と言われました。これは恐らく競争入札だろうと思いますけど、私どもは4社と思っとったもんですから、これ、1社は恐らくされなかったかなと思いますし、その下の公共施設一般廃棄物の収集運搬委託料は1社ということですので、1社しか応募がなかったかなと。その辺はいかがですかね。その辺もお知らせいただくならと思いますけれども。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 118ページの一般廃棄物の処理運搬委託料につきましては、清

和、蘇陽、矢部、3地区事業者ずつで、地元の業者といいまして4業者ですね。4業者に声をかけて入札していただくということで、公共施設においても4業者にして入札していただくということで、地元の業者の4業者に対して入札をかけるということでお願いしております。

**○議長（工藤文範君）** 入札した結果は。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 入札した結果においては、3業者と1業者で4業者。地元1業者ということになります。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 108ページの下段に、AEDのリース料というのがありますが、これは何台ぐらいかと。地元の会合で、うちあたりには全然AEDはなかばいという話を聞きまして、ああ、そういえばそうだなというふうに思いました。やっぱり、ある程度普及というのは図らんといかんとしますので、よろしく願います。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** AEDにつきましては、以前から各地区に常備してくれないかというふうな要望もございましたけれど、なかなか高額なものですから、常備というのが、地区ごとに配布というのができないところであります。

このAEDのリース料につきましては、大体月額1万6,500円かかります。このリースにつきましては、本町の貸し出し用に準備しているものでありまして、各種スポーツ大会とか、いろんな住民が集うような大会がわかれば、AEDを貸し出し用に準備しております。それから、いろんな公共施設ですね。学校、保育園等を含めまして、いろんな公共施設にはずっと常備をしております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

5款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、5款農林水産業費の説明をいたします。

5款の予算につきましては、発生から3年を迎えようとする豪雨災害からの早期復旧が重点課題でございます。

また、農業の基盤であります農地を一日も早く復旧することにより、農家の皆さんが農業生産活動を再開できるよう全力で取り組んでいきたいと考えております。

また、一方では、農業従事者の高齢化、担い手の不足、鳥獣害防止、集落営農等の推進等、いろんな課題がございますけれども、これらの課題解決に向けて事業を進めていきたいというふうに考えております。

それでは、122ページから説明をさせていただきます。

5款1項1目農業委員会費4,579万円を計上しております。特定財源のその他でございますけれども、153万円につきましては、熊本県農業会議及び農業者年金業務委託料の手数料となっております。

1節報酬につきましては、農業委員19名、農地最適化推進委員28名分と、非常勤嘱託職員1名分でございます。給料1,356万円につきましては、職員3名分でございます。

123ページに行きまして、7節賃金、臨時職員1名分の5カ月でございます。

旅費173万5,000円につきましては、農業委員会総会、また、現地確認等の費用日当を予定しております。

需用費、役務費につきましては、経常経費でございます。

13節の委託料でございますけれども、121万円、農地情報公開システム作業につきましては、全国共通の農家台帳システムに、山都町が現在利用しておりますRKKのシステムから情報が提供できないということで、そのシステムの再構築を行うための委託料として88万円。また、農地台帳システムの移動委託料としまして、農地台帳と住民基本台帳、固定資産台帳の移動情報を連動させる委託料で33万円を計上しております。この委託料につきましては、当初の1回のみ委託料でございます。

124ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料36万円につきましては、農業委員及び推進委員の研修時のバスの借り上げ料でございます。

19節負担金及び交付金につきましては、県農業会議及び郡の協議会の負担金でございます。

次に、2目農業総務費1億6,521万8,000円を計上しております。特定財源のその他でございますけれども、54万8,000円は農林振興課が所管します施設の使用料を予定しております。

11需用費121万8,000円、そのうち修繕料56万円でございますけれども、公用車修繕料として9万円、蘇陽の営農ホールのマイクシステムの修繕としまして47万円で、56万円を修繕料として予定しております。

13節委託料128万円。二瀬本のふれあい交流館、同じく西部地区交流館の浄化槽及び消防施設の点検料と、鮎の瀬交流館施設の管理委託料76万円です。

14節使用料及び賃借料149万円。二瀬本ふれあい館にあります回転釜と全自動洗濯機の年間リース料です。回転釜は主に味噌づくりの大豆の煮たき用、洗濯機につきましては、毛布などの大型洗濯用として使われております。

次に、3目農政費3,370万7,000円を計上しております。

特定財源のその他80万円につきましては、旭化成から椛山の土地改良区に出されます事業協力を予定しております。

126ページをお願いいたします。

13節委託料500万円、農業振興地域整備計画策定業務の委託料でございますけれども、これにつきましては、国が定めます農用地等の面積の基本方針に従い、市町村が策定しました農業振興地域整備計画につきまして5年に1回見直しをすることになっております。来年度がその見直し

の年度ということでございまして、主に農用地の利用計画、農用地の除外でありますとか編入等  
でございます。それと、農業振興地域を一体的に整備します圃場整備とか、ハード事業等の事業  
計画の作成業務の委託料でございます。

19節負担金及び交付金2,759万4,000円。各種協議会の負担金でございますけれども、一番下に  
あります認定農業者協議会負担金30万円につきましては、会員240名でございます。

124ページに行きまして、営農対策協議会27万円。有機農業協議会助成金100万円。現在、105  
名の会員でございまして、有機農業フェアであったり講演会等を開催されておるところでござい  
ます。

農業後継者クラブ13万円、会員22名でございます。茶振興会助成金60万円、17工場と66名の会  
員でございます。葉たばこ耕作組合助成金3万円、構成員が13名でございます。清和と蘇陽地区  
が主でございます。

耕作放棄地解消補助金6万円でございますけれども、面積20アールの6万円で、まだ要望はご  
ざいませぬけれども、予定ということで6万円計上しておるところでございます。

次に、矢部開パ地区土地改良区が所有しています国営造成施設管理補助金に520万円。これに  
つきましては、土地改良区の受益地にあります幹線道路及び支線道路の維持補修、また、パイプ  
ラインの改修・保全に対する費用に、国が2分の1補助するものでございます。

農林振興事業補助金47万5,000円につきましては、苗木の購入に対する補助でございます。

次に、農業用廃プラスチック処理補助金71万円は、JAが農家から回収した処分費の補助とし  
まして、キロ当たり10円を補助するものでございます。29年度実績は69トン回収して補助をし  
ております。

次に、集落営農推進事業補助金60万円でございますけれども、二つの地区を見込んでおります  
が、まだ正式に決まっておるわけではございません。

次に、野菜花卉振興会補助金188万円、果樹剪定助成金80万円、これつきましては、反当たり  
4,000円の20ヘクタール分を予定しているところでございます。

全国茶品評会出店助成金60万円、これにつきましては、出店1店につき3万円の20店を予定し  
ております。

次に、農業共済加入促進事業補助金224万8,000円でございますけれども、これにつきましては、  
山都町園芸施設共済加入促進事業補助金交付要綱に基づき、園芸施設共済加入者の掛金の一部を  
県と町が4分の1ずつ補助するものでございます。

次に、128ページをお願いいたします。

中山間農業モデル地区支援事業補助金655万円を予定しております。内訳としましては、入佐  
地区の堆肥舎200万円、高月地区のほうでハウス、米の貯蔵庫、管理機等の購入ということで455  
万円を予定しております。

なお、このモデル地区につきましては、指定から3年間の事業で、限度額2,100万円まででき  
る、全額県の補助でございます。

次に、農業後継者就農交付金でございますけれども、400万円。親元就農後継者1人当たり50

万円、また、夫婦など二人の場合は70万円を交付されるものです。平成30年度は21組25名の方に1,130万円を交付しております。本年度につきましては、現在、お話がっております8名分、400万円を計上しております。

次に、山都町地域担い手育成総合支援協議会補助金75万3,000円でございますけれども、平成30年度から新規就農者の研修機関として県の認定を受けております新規就農者の研修に係る運営費として計上しています。ことしは3名の方が研修されておまして、31年度は今のところ1名の方が予定しております。

次に、椋山地区かんがい事業協力金80万円。旭化成からの地元土地改良区に対して支払われる協力金でございます。

次に、4目畜産振興費803万1,000円を計上しております。特定財源その他でございますけど、1万円。これは、杉木の町有牧野への使用料でございます。

8節報償費4万5,000円、獣医師3名の方への謝金でございます。

19節負担金及び補助759万円、矢部・清和肉用牛振興協議会30万円、畜産共進会負担金15万円、南阿蘇畜産振興協議会へ共進会負担金30万円を含んで75万2,000円、家畜導入事業補助金401万9,000円。これにつきましては、町の交付要綱に基づき、導入しました雌牛の税抜き価格の10%以内、または自家保有の場合は平均市場価格の8%以内で計算をしているところでございます。

町の指定牛補助金60万円、優良牛の自家保有の支援としまして、10カ月齢から24カ月齢の雌牛を3年間飼育するとの要件で1頭3万円、20頭を予定しております。

次に、予防接種補助金157万5,000円でございますけれども、ワクチン代1,800円の半額を補助するものでございます。1,750頭を予定しております。

次に、6目、日本型直接支払事業費5億6,968万円を計上しております。

7節貸金50万9,000円。臨時職員1名の4カ月分でございます。

130ページをお願いいたします。

13節委託料711万9,000円。農用地傾斜等計測業務委託料321万9,000円。これは、中山間地域直接支払いの対象となります農用地の編入、また、除外に伴う測量調査に係る費用でございます。

また、多面的機能支払事業保全管理状況調査委託料390万円。多面的機能交付金の対象となっております農用地の管理状況等について現地調査をするときの委託料でございます。

19節負担金及び交付金5億6,156万5,000円、中山間地域直接支払金3億3,528万5,000円、国50%、県と町が25%ずつ補助するものです。現在、160組織で、農用地及び農道、水路の維持管理に取り組まれております。

次に、多面的機能支払事業交付金2億1,332万6,000円。補助率は中山間事業と同じでございます。平成30年度で終了するわけでございますけれども、引き続き平成31年度から各組織において策定されます計画に基づき5年間継続して行われる事業でございます。現在、25組織で、農道、水路の維持管理活動に必要な日当に充てる共同活動、また、農道舗装、水路の改修に充てます長寿命化事業の二つがございます。

次に、環境保全型農業直接支払交付金1,295万4,000円です。補助率は中山間事業と同じござ

います。農作物の作物災害におきまして、化学肥料、化学合成農薬を通常栽培の原則5割以上低減することが要件となっています。平成30年度は22組織で157名の方が取り組まれております。

次に、7目水田農業対策費841万8,000円を計上しています。

1節報酬75万8,000円。嘱託職員1名、6カ月分を計上しています。

131ページに行きまして、負担金補助及び交付金750万円、経営所得安定対策等推進事業補助金650万円、水田産地化総合推進事業補助金100万円、全額とも100%県補助でございます。どちらも、町及び議会、JA、地区協、農業委員会、それらの団体で構成しております山都地域農業再生協議会への補助となっています。

次に、9目農業土木管理費1,106万1,000円を計上しております。特定財源のその他6万4,000円は、鶴ヶ田台かんがい用水施設の使用料でございます。

13節委託料100万円。これは、重点ため池のハザードマップを作成する委託料でございます。重点ため池としまして、矢部地区で藤木、日名田、山田、清和地区におきましては井無田、郷野原、栃原、蘇陽地区が馬見原にあります坂の上。以上7カ所でございます。本年度は、そのうち、日名田、山田、井無田、郷野原のため池4カ所を作成する予定でございます。1カ所250万円を予定しているところでございます。

次に、132ページをお願いいたします。

19節負担金46万4,000円、熊本県水土里情報利活用協議会負担金34万3,000円、これにつきましては、熊本県土地改良連合会システムの利用負担金でございます。

次に、12目大矢野原演習場対策費3,185万3,000円を計上しております。

13節委託料3,050万円。中島地区の用水路につきましては、これまで、障害防止対策事業として昭和53年から平成23年まで事業費で約12億円、延長53キロの用水路を改修しております。改修から40年近くが経過し、老朽化している水路や未改修水路も含めまして、延長8キロについて全体計画調査を行うものでございます。

次に、13目中山間地域総合整備事業4,599万8,000円を計上しております。特定財源のその他でございますけれども、770万円につきましては、受益者の3.5%に見合う負担金でございます。

1節報酬63万8,000円、矢部中部地区の換地員26名の報酬でございます。

13節委託料150万円、御岳地区で計画しております県営中山間整備事業の地形図作成の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料10万円。換地員研修のバス借上料でございます。

19負担金及び交付金4,362万3,000円。矢部中部地区の県営中山間事業に係る負担金11万3,000円と、法人に対して町が負担します17.5%分の負担金4,350万円です。

134ページをお願いいたします。

次に、24目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業3,600万円を計上しております。

15節工事請負費3,370万円、金内頭首工の工事費です。受益面積が約70ヘクタール、頭首工の幅でございますけど、計画幅が23.8メートル、そのうち9メートルにつきましては自動で点灯するもの予定しております。

次に、25目人・農地プラン事業でございます。4,652万2,000円を計上しています。

19節負担金補助及び交付金4,650万円、農業次世代人材投資資金については、農業の担い手確保のため、新規就農者の経営支援として1人150万円、夫婦の場合225万円が5年間交付されるものです。これまで個人19名と夫婦7組、33名分を計上しています。国の100%補助でございます。

次に、5款2項1目林業総務費です。2,713万4,000円を計上しています。

2節給料、林務係の職員3名分です。

137ページをお願いいたします。

2目林業総務費1億2,869万円を予定しております。

1節報酬177万円は、鳥獣被害対策防止実施隊及び銃猟免許者への報酬で、1日当たり2,950円を予定しております。

13節委託料17万2,000円。蘇陽の服掛松キャンプ場にありますが松のマツクイムシの防除事業としまして、県の2分の1の補助でございます。

工事請負費260万円、癒しの森整備工事としまして清和文楽館の対岸にありますふれあいの森の展望台につながる階段、防護柵、支障木の伐採等でございます。

19節負担金及び交付金1億2,382万3,000円、一番下にありますが森林山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金116万5,000円、これは、熊本県の協議会が補助主体となっております、森林や竹林の整備、保全を実施する組織活動に補助される事業の負担でございます。山都町では7団体が活動されております。事業費930万円に対する12.5%を負担するものでございます。

138ページをお願いいたします。

有害鳥獣被害防止対策補助500万円。電柵、ワイヤーメッシュ等の設置に対する町2分の1の単独補助でございます。平成30年実績1,100万円でございます。

特用林産物施設化推進補助金407万2,000円。JAシイタケ部会、または生産組織から予定していますシイタケ乾燥機8台、運搬車1台の事業要望がありましたので、補助率が40%の単独事業を申請する予定としております。

有害鳥獣捕獲隊助成金5,626万1,000円。有害鳥獣捕獲隊56班に対する補助並びにイノシシ、鹿などの捕獲に対する補助で、1頭当たり7,000円が国の補助となっております。5,300頭を予定しております。平成30年度12月末現在の実績としましては3,800頭でございます。

次に、くまもとの森利活用最大化学業4,098万円。これにつきましては、森林組合や林業事業者が実施する間伐に対する補助金でございます。県2分の1の補助です。

森林整備地域活動補助金405万円。森林組合が実施します森林経営計画の集約化、林地境界の明確化等に対する補助です。国4分の3の補助でございます。

山都町森林整備事業補助1,000万円、森林組合等が実施します間伐、下刈り、造林に対する町単独の補助でございます。

緑の少年団活動助成金9万円、中島、清和、蘇陽、各小学校の少年活動に対する助成、1校当たり3万円でございます。

山都町鳥獣被害防止対策協議会助成金60万円。町、森林組合、JA、猟友会支部長等で構成さ

れます国のワイヤーメッシュ事業などを実施した場合の事業主体となる協議会でございます。

狩猟免許取得支援補助金32万円。新規で狩猟免許を取得された方の支援としまして、1人当たり1万円を補助するものでございます。なお、この試験につきましては、年6回行われておりまして、費用としまして約1万8,000円ぐらいかかっております。そのうち1万円を補助するものでございます。

次に、3目林業土木管理費です。2,028万9,000円を予定しております。

13節委託料443万9,000円。町有林道の除草委託料として、16路線につきまして地元の団体に作業を委託するものです。単価につきましては、メーター当たり63円をお願いしております。

139ページに行きまして、14節使用料及び賃借料30万円、林道を管理するための重機借上料でございます。

15節工事請負費1,550万円、菊池人吉線、清和矢部線、沢津線、3路線に係る工事費、県2分の1の補助でございます。

次に、7目治山費です。1,277万8,000円を計上しております。特定財源のその他137万8,000円につきましては、受益者負担金でございます。

15節工事請負費1,253万4,000円。北中島地区、島木地区、川野地区、3カ所の工事を予定しておるところでございます。

次に、鳥獣処理加工施設費です。400万円を予定しております。

13節委託料400万円。ジビエ工房やまとの加工場の運営に関するものです。加工施設の開所から1年間の実績をもとに、人件費、加工料、光熱水費、材料購入等の基礎的経費と、精肉加工品の販売実績を試算した結果、前年程度の委託料ということで計上しております。30年度の委託料につきましては、388万円8,000円でございます。

次に、140ページですけれども、14目につきましては廃目となっております。

次に、5款3項1目水産振興費です。17万円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金17万円。緑川漁協12万円、蘇陽地域漁協5万円をそれぞれ計上しております。なお、昨年度の放流実績としまして、緑川漁協がヤマメ310キロ、ハエ90キロ。蘇陽漁協がヤマメ50キロ、ニジマス100キロ、イワナ50キロの実績となっております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 5款農林水産費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後3時18分

再開 午後3時26分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、質疑を行います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 127ページ、農業共済加入促進事業の補助金というのがありますが、私、農家でございまして、これには大変助かりました。今までハウス園芸の共済掛金等に補助をしていただきまして大変助かっておりましたが、今年度から国県農業共済で、収入安定基金ですか、収入安定のそういうのにならなくなって、そっちを進めてくれということになっております。この補助はそれに逆行しやせんかと思いますが、いかがなものでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** お答えします。

今いろんな事業する場合に共済加入というのが必須要件となっています。その事業要件の違いもありますし、事業制度も違いますけれども、町としましては、こういったところで農業者の負担軽減に努めていきたというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 今まで、収入保険制度がなかったら、それでよかったんですよ。ところが、収入保険制度の中に、農業共済に掛けちゃいけなくなってしまったんです。

例えば、ハウス共済かけとかに共済金を掛けてはいけなくなったんです。これは収入安定で保険しますんでっていうふうになったんです。どっちかしか選べないんですよ。わかりますか。どっちかしか選べないんですよ。というふうになって、今、国も県も農業共済も、収入安定保険のほうを勧めているんですよ。なのに、町がこっちのほうをするというのは、それに逆行しやせんかという部分がありますが、どうでしょうかということですよ。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** お答えします。

収入保険につきましては、青色申告の方に限るとか、いろんな要件がございます。ですから、一概に、今回入ることができないとか、いろいろありますけれども、そこはそれぞれの事業をみながら、自分でこっちのほうの方が有利かと思えば、そういう取り組みで考えていきたいというふうに思っています。ですから、町のほうとしましては、あくまでも農家の負担軽減ということで、こちらのほうを推進しているということでございますけれども、それはあくまでも制度の違いということで御理解いただきたいというふうに思っています。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** これは、国のほうも青色申告を勧めるわけですよ。白じゃなくて青色申告を勧める。というところで、収入安定保険のほうは青色申告の人しかできないとなっている。全てがそういうふうに勧めている最中なんですよ。小さい農家、お年寄りばかりしかかたってらっしゃらない農家とか、従事されてるのがお年寄りばかりとか、そういう部分については、こういうのをしてやらんといかんかなと思いますが、何となく不平等じゃないかと思うところがあるんですよ。勧め方としては、国、県、農業共済、全部そっちのほうに進めていっているところですから、ちょっと考えなんとじゃないかなと思うところです。まあ、考えてください。検討してください。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 私は弱い者の味方でございますので、農業共済加入促進事業は、非常に、まだそんなに大型農家ではなく、小さい農家の方々を守るための事業ということで理解をしておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

---

延会 午後3時31分

3 月 12 日（火曜日）

平成31年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成31年3月4日午前10時0分招集
2. 平成31年3月12日午前10時0分開議
3. 平成31年3月12日午後3時32分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）

日程第1 議案第16号 平成31年度山都町一般会計予算について

日程第2 議案第17号 平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について

日程第3 議案第18号 平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福 祉 課 長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監 査 委 員	志賀 美枝子

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案第16号 平成31年度山都町一般会計予算について**

○議長（工藤文範君） 日程第1、議案第16号「平成31年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

きのうまでに第5款まで質疑を終わっております。

6款商工費について説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。

それでは、6款の説明をさせていただきます。

説明の前に、平成31年度の山の都創造課におきましては、移住定住の促進、交流人口、関係人口の拡大を進めていくこと、さらには数年後の矢部インターチェンジに向けて、受け入れ態勢づくりを進めていくことを念頭に置き、事業展開を図っていきます。

それでは、140ページをお開きください。

6款商工費1項1目商工総務費の本年度予算額は8,150万5,000円です。財源は全て一般財源です。

1節給料から4節共済費につきましては、職員10名分の人件費です。

18節備品購入費につきましては、山の都創造課の業務用公用車の購入を予定しております。現在の公用車は15年目を迎え、走行距離20万キロを超過しておりまして、買い換えを行うものです。

続きまして、2目商工振興費は4,004万2,000円です。財源は全て一般財源です。

12節役務費土地登記手数料60万円と、142ページに移りまして、13節委託料大造り物小屋設計委託料88万円、それと土地鑑定委託料47万9,000円、17節の公有財産購入費大造り物小屋土地購入費につきましては、仲町下組、下馬尾区より、造り物の小屋建設にかかる場所の選定並びに土地所有者の内諾を得たので、土地の取得と造り物の小屋の建設について申請書の提出があったものでございます。本年度は土地の取得と造り物小屋の設計を行い、小屋の建設につきましては平成32年度に行う予定です。

19節負担金補助及び交付金2,605万円です。主なものは商工会活動補助金1,100万円、火伏地藏祭補助金200万円、八朔祭補助金1,200万円、商工会事業補助金90万円となっております。各団体とも増額の要望が上がる中で、町の財政事情や他団体との均衡を図る必要があり、現状維持の計上となりました。商工会事業補助金については、震災による疲弊した商店街の震災復興事業として商工会が主体となって取り組んでいただいているところです。

3目観光費でございます。本年度予算額は3,598万3,000円です。国県支出金の90万円につきましては、九州自然歩道及び県有公園施設清掃管理委託金を充当しております。143ページに移り

まして、主な支出につきましては、公園や観光用トイレなど、観光施設の維持管理費について計上しております。

11節の印刷製本費184万1,000円については、観光パンフレットの増刷、キャンプ場リーフレット、観光ポスターの作成を予定しております。

12節役務費広告料340万円は、FM熊本の「ぶらりくまもとMORNING LIVE」の72回の放送料金ですとか、熊本スパイスやタンクマなどの広告媒体へのイベント告知掲載料になります。

13節委託料は860万円です。温泉湧出能力追跡調査業務委託料90万2,000円については、2年に1回、温泉の湧出力の調査と温泉水中ポンプの用途能力確認を行うものです。その他、国民休養地監理委託料を初め、各公園や遊歩道の管理委託料を計上しております。

144ページをお願いいたします。

14節使用料及び賃借料土地借上料118万2,000円は、駐車場、遊歩道、観光看板敷地等の借り上げ料です。

15節工事請負費です。長崎鼻展望台改修工事400万円につきましては、展望台の手すりや鉄骨が老朽化して危険なために、手すりの取りかえ、塗装工事を行うものでございます。

145ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金1,291万4,000円を計上しております。主なものを申し上げますと、九州ハイランド活性化協議会負担金20万円は、宮崎県五ヶ瀬町、椎葉村と熊本県美里町、山都町で構成する協議会で、環境との共生を考えた新しい地域観光を推進し、ハイランド地域の一体的な活性化を図っていきます。ガイドインストラクター協会と連携をして、登山道の整備や登山情報の発信に努めています。

阿蘇広域連携プロジェクト負担金90万3,000円は、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、山都町で構成する協議会です。九州中央自動車道の開通を見据え、広域周遊ルート、九州おへそロードを創設しまして、各地の魅力を発信する地域連携事業を通して、東北部九州からの誘客を図っています。

モンベルフレンドエリア登録負担金66万円につきましては、全国80万人のモンベル会員の情報誌の発行や九州脊梁山地のトレッキングコースをモンベルフレンドエリアの登山コースとして登録しております。また、本町の宿泊施設やキャンプ場をフレンドショップとして登録して、会員割引などの特典をつけて情報発信をしているところです。県内では、本町初め、菊池市、南阿蘇村の3カ所でフレンドエリアの登録を行っております。全国に91カ所のフレンドエリアがございます。

九州中央地域連携事業負担金200万円につきましては、宮崎県境連携事業として、日向往還の歴史の道と九州中央自動車道の開通に伴う誘客に向けた取り組みを、熊本県のスクラムチャレンジ事業により推進をしております。本町の誘致企業であるMARUKUが開発しました専用アプリ「mawaru」を活用した誘客事業や沿線地域の広域マップ、高速道路のサービスエリアのパンフレットラックを活用した誘客キャンペーンを展開します。事業費の4分の3は県費を充当してい

るところです。

146ページをお願いします。

ジャパンエコトラックは、トレッキングや自転車といった人力による移動手段で各地の多様な自然を体感し、地域の歴史や文化、人々との交流を楽しむことで、新しい旅のスタイルとなっています。山都町を含む阿蘇地域がエリアとして登録をされております。昨年の3月、12月に70キロ、92キロ、145キロの3コースで実施されましたけれども、本年度も実施を予定しております。

観光協会助成金150万円については、九州中央自動車道の開通による観光客誘致に向けた取り組みや、イベントを実施する費用として計上したところです。

4目観光施設費は2億6,893万9,000円です。5,557万5,000円の増額になっております。これは、15節工事請負費の増額によるものです。財源内訳の国県支出金4,800万円は熊本地震復興観光拠点整備等推進交付金を充当しております。その他2,000万円につきましては、ふるさと応援基金からの繰入金です。

11節需用費は観光施設の修繕料として500万円を計上しております。

13節委託料です。9,087万1,000円は指定管理施設11施設のうち9施設の指定管理料と、147ページの上から2段目なりますが、そよ風パーク宿泊室等改修工事設計監理業務委託料900万円を計上しております。

15節工事請負費9,250万円を計上しております。そよ風パークの宿泊室の改修工事と特定小規模施設自動火災報知設備設置工事でございます。特定小規模施設とは、延べ床面積300平米未満の宿泊施設等が対象で、服掛松キャンプ場、猿ヶ城キャンプ村、青葉の瀬、緑仙峡キャンプ場、そよ風パーク、清和高原天文台キャビンが対象となっております。

148ページをお願いいたします。

18節備品購入費570万円を計上しております。これは、10月の消費税増税に伴うレジシステムの入替えを行うものです。

28節繰入金7,350万円は国民宿舎特別会計への繰り出し金です。これは特別会計で説明させていただきます。

次に、5目山の都づくり事業費は2,384万5,000円です。昨年は15節で宅地造成工事がありましたので、前年比6,202万7,000円の減となっております。財源内訳ですが、その他の896万8,000円は、白糸第一小学校の貸し付け収入393万7,000円と地域雇用創出基金500万円、使用料等を充てております。

1節報酬は結婚相談員6名の年報酬です。

8節報償費集落支援員報償金は、結婚対策事業を行っている支援員の報償金です。

9節、11節、149ページに移りまして、12節役務費は経常経費を計上しております。

13節委託料、昨年に引き続き山都町東京事務所の委託料として、山都ブランド推進プロジェクト事業委託料500万円を計上しております。人事交流、企業誘致、販路拡大を目標に、昨年は東京で企業とのイベントや山都町への訪問ツアーなどに取り組みました。

18節備品購入費は、結婚対策事業用の携帯電話の購入費です。スマートフォンへの切りかえを

行うものです。

19節負担金補助及び交付金です。150ページに移りまして、定住促進住宅取得補助金1,210万円を計上しております。これは山都テラスへの住宅建設を行い、居住された方への定住促進補助金を計上しております。基本額200万円、子育て加算10万円、町内事業者加算50万円を含んでおります。

6目文化交流拠点施設費は686万8,000円を計上しております。

1節は非常勤職員1名分の報酬です。

13節委託料は、展示物入れかえ委託料として100万円、観光文化交流施設企画事業委託料として、館内の展示事業のみならず、屋外でのイベントの企画実施費用として170万円を計上しております。

7目ふるさと基金事業費5,900万円を計上しております。前年比8,300万円の減です。既に報道等で御存じだと思いますけれども、総務省は、一部の自治体が高額な返礼品を呼び水に多額の寄附を集めているのは問題ということで、返礼品は、寄附額の3割以下で地場産品に限定をして、違反をした自治体は税の優遇措置を受けられなくなる仕組みを法制化すると発表しております。本町も3割を超える返礼品を寄附者にお返ししておりましたので、見直しを図り、昨年11月より3割以下の返礼品としたところでございます。

本年度の寄附額は2月末現在1億300万円ほどで、前年比5,000万円ほど減少する見込みです。平成31年度は1億円の寄附を見込み、予算計上しているところですが、魅力ある返礼品をふやし、寄附額増に向けた対策を進めていきます。

1節報酬、4節共済費は非常勤職員1名に係る分です。

152ページに移りまして、8節報償費は謝礼品に係る費用です。

11節需用費は、寄附金の受領書やワンストップ特例申請用の送付用封筒、返礼品発送用紙代の印刷代等です。

12節役務費は、寄附金使途報告、お礼状の送料、謝礼品の送料、広告料、寄附金システム利用料です。

13節につきましては、寄附金の管理業務委託料でございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 6款商工費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 147ページのそよ風パーク宿泊室棟の改修工事についてお尋ねします。

去年の予算に屋根の改修、トイレ改修で4,820万円が計上されていたと思います。ベビーベッドを入れたり、オストメイト対応のトイレにすると聞いていましたが、それに加えて宿泊室の改修工事の中身というのは、宿泊室にトイレをつくと聞いていますが、その辺の詳しいところを教えていただけるとありがたいです。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 御質問のそよ風パークの宿泊室の改修工事につきましては、昨年は屋根の改修工事を行いまして、31年度が宿泊室の改修ということで、ホテルのほうは11部屋ございます。そこにはトイレ、お風呂等がございませんので、そこに部屋の一角をユニットバスといたしますか、バスとトイレを設置する工事になります。お湯の供給につきましては、エコキュートをつけて実施したいと思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 私がメモしているのに、去年もみんなですべてのトイレの改修もすると。それにベビーベッドを入れたり、オストメイト機能をつけたトイレをつくるというふうに私が記録をしていたので、それに間違いはないのかなど。私の記録違いでそんなふうに書いているのかというのを確かめたかったですけれども、その辺はいかがですか。

できれば、せっかく改修されるので、そのトイレについても車椅子の方も使えるようなトイレとか、いろんな立場の人が使えるようにしてもらおうと、宿泊される方ももっと多様な方が御利用できるんじゃないかなと思ってお尋ねします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 今年度の屋根の改修工事につきましては、屋根のみの改修ということで、トイレの改修は行っておりません。31年度に客室のトイレ、風呂等の改修を行いますので、その中で……。ホテルは共通したトイレがございますので、そちらのほうの改修もあわせて検討したいと思います。予算の都合のこともございますので、施工できるようであればその辺も考えていきたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 定住促進住宅取得補助金ですが、これはテラスだけのようでございます。この面も必要ですが、山都町は特に山間農村部において、よそからの移住、そして定住しようという方がおられますが、その人たちにまで拡大して運用という考えはございませんでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 定住促進補助金についてのお尋ねでございました。今回、予算に計上させていただいておりますのは、山都テラスに家を建てて定住をされた方のみの要綱になります。確かに移住をされて、独自に土地を見つけられて家を建てる移住者の方もいらっしゃいますし、町長のほうからも、そういった移住者に対する支援もということでいただいておりますので、要綱を別にするか、あわせて要綱にするかというところも含めて、早急に検討したいと思います。

それと参考までにですが、来年度から国の地方創生推進交付金を活用して、移住・起業・就業タイプという事業が実施されます。これは、東京圏に一極集中する人口を地方に振り分けるとい

う意味での事業が始まります。これについては、東京圏から地方に移住された方には、移住支援金として100万円。移住をして起業した場合には300万円というような事業メニューが今検討されております。そういった事業も含めて、要綱等の整備を考えていきたいと思えます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 何度も申しますが、若い人の1年は我々の1年と違います。事後承認等がなされればいいですけども、チャンスを逃したとかいうようなことがあったら、非常に悲しいことですので、その点も含めて考慮を願います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 151ページのふるさと寄附金事業費についてでございますけれども、これ1億円のふるさと寄附金に対して、寄附金の謝礼が3,000万円と寄附金の送料が1,000万円なんですよね。送料がえらい高いなと思う部分と、これ業務委託が720万円に事務補助で152万円、というところで、多分、事務関係は役場のほうでしょうけれども、委託はどこかに頼まれているかと思うんですが、一括して商工会とかそういったところに頼めないものか。また、もうちょっと、何か、送料はこぎゃんかかるもんかなど。いろんな経費を削減して、実入りをよくするといったふうにできないものかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** ふるさと寄附金に対する御質問でございましたけれども、謝礼品の送料につきましては、現在、ヤマト宅急便ですとか、そういった業者をお願いをするわけですけども、最低でも900円台から1,000円を超える場合がございます。仮に1万円の寄附をされたときに1割は送料として出ていくわけですので、1億円寄附をいただいたときには約1割の送料が必要になるというところで算定をしております。

それと、現在のふるさと寄附の業務につきましては、ふるさと納税をするポータルサイトを通じて寄附をされる方がほとんどでございます。そういった事情もありまして、そのサイトを利用した場合に、その業者と入金管理とか、品物の発送管理といった部分の業務委託が必要になってまいります。そういうところで、確かに3割の返礼品で実入りが大変少なく、現在でも6割程度は経費として出ていってしまっている部分がございますけれども、寄附額を3割に抑えたとしても、抑えれば少しはこれまでよりも実入りは大きくはなると思いますが、そういった事情もございまして、委託料をお支払いすると。それと、現在お願いしているふるさとチョイスというところは、寄附額の10%を委託料として払わないといけないという事情もございまして、13節で720万円を計上しておりますけれども、そういった事情もございまして、計上しているところなんです。

それと、現在ふるさとチョイスと楽天と2つの窓口を持っておりまして、楽天のほうにも手数料を支払うということにもなっております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 今の委託料の件ですけれども、私の町には、MARUKUという企業に来ていただいて、育てたいという思いがあるかと思えますけれども、あそこの企業なんかはしきらんとかなと思えますけれども、そこら辺のところですよ。もう少し実入りを町によくするために、私は回る経済言いましたけれども、東京に返さないで済むようなことはできないかなと思えますけど、どうですかね。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。昨年も御意見があったと思うんですけども、そういう業務を町内の事業者にはできないかと。その委託をする部分については、今町外のほうに出ていっている状況ですので、昨年は観光協会ともそういう話をさせていただいたところですよ。

今、寄附の件数が5,000件から6,000件ございますので、その件数がちょっと多過ぎて対応できないという話も実際協議の中で、観光協会と話しをする中で出ておまして、できるだけ内製化をするという形で、地元の事業者はその部分の業務を請け負っていただくような形で今後進めていきたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 今、課長の言葉の中に、観光協会と相談されたというお話しですけれども、私も以前、観光協会の委員だったころ、ふるさと納税のことでいろいろと観光協会に注文しましたけれども、会長のほうが及び腰でございました。MARUKUに相談されたかどうかはわかりませんが、やはり、積極的にそういうことに取り組んでほしいと思えます。ただただ丸投げで、どちらかというとなさるほうを選ばれなくて、やはり大事なお金ですので、できるだけ地元の企業が、もしも対応できないと断られれば別ですけども、よろしくお願ひしときます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 1番、眞原です。私も観光協会におりまして、そのときおりました。飯開議員の御指摘があったなあと思い出しながら聞いておりました。

済みません、質問に入ります。

144ページですけれども、公園の管理委託料というのがたくさん計上されております。拝見してまして、ちょっと質問だったのが、どの程度の管理を想定なさっているのか、額がそれぞれ21万円だったり、27万円だったり、18万円、82万円という額なんですけれども、公園というとなさる面積もありますし、相当な草刈りするだけでも費用がかかるのかなと思っております。どのくらいの管理をなさるのか、少し具体的に説明してもらえればと思えます。

それと、見晴山公園ですが、私も近くに住んでおりますのでよく通りますけれども、夏場になって木に葉っぱが出てきますと、見晴らせない山になっているんですよ。ですので、そのあたりもどういうふうにご利用していただいたらいいのかな、伐採なさるなり、何なりの計画があつて、

せっかくの公園ですので、有効活用できるようにしてもらえればと思っておりますが、そのあたりの御計画も聞かせていただきたい、これが1点目です。

もう一つは、先ほどお話にも上がっておりました観光協会の助成金についてですけれども、たしか昨年300万円計上があったかなと思っております。額が150万円ということで、ことし計上いただいているんですが、内容が観光客の誘致であったり、イベント開催に使っていただくものであるという御説明でしたけれども、観光協会が事業を進められて、町にとって、もう少し具体的にどういう活動をなさって、どういった成果を御期待いただいているのか、そのあたりの御説明いただければなと思います。

あと、最後、3点だけ説明していただきたかったんですが、151ページの6目の13節委託料のところで、1番下に観光文化交流施設企画事業委託料170万円の計上ですけれども、これ実際に、どういった事業をどこに委託なさる計画かなと思っております。そのあたりの御説明をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** まず最初に、144ページの公園の委託料についてでございます。143ページのほうから申し上げますと、下から二つ目の国民休養地管理委託料180万円につきましては、通潤橋周辺、それと遊歩道を含めたところの管理を地元の造園業者に委託しております。これは毎月、管理をしていただいているところです。それと通潤橋御小屋管理委託料につきましては、個人の方に月20日間の管理をしていただいているところです。

次の144ページ、見晴山公園管理委託料につきましては、これも地元の公民館に管理をお願いしているところです。草刈り等をお願いしております、先ほど御指摘があった木の伐採ですとか枝打ちとかまではお願いをしていなかった部分もございますので、その辺については、今後こちらのほうで検討したいと思います。

それと、鶉の子滝周辺管理委託料につきましても、地元の個人の方に管理をしていただいておりますし、あそこの休憩する家がございますけれども、そこを管理されている方に日常の管理をお願いしているところです。

あと、山神山公園管理委託料につきましても、浦川地区の公民館関係に管理をお願いしているところです。

九州自然歩道管理委託料につきましては、これ結構距離がありまして、白糸の米内蔵の付近から御所の駒返峠付近までの遊歩道を管理していただいております。これはシルバー人材センターに管理をお願いしているところです。

それと、大正町公園管理委託料、長崎鼻展望台環境整備委託料、大正町についても個人の方に委託しております。長崎鼻展望台については、ちょっと危険な場所もございますので業者のほうに委託しているところです。

それと、下から三つの管内公園下刈委託料につきましては、清和地区の天文台、桜公園と黒峰、それと米生、城野公園、それと虎御前の管理委託をお願いしております。

それと、下から二つ目の観光施設等維持管理委託料19万3,000円につきましては、どこという

場所の限定はなくて、突発的に管理を必要とした場合の費用として計上しております。

蘇陽峡遊歩道整備委託料につきましても、地元業者に委託をしているところでございます。

それと、お尋ねの観光協会への助成金150万円につきましては、先ほど簡単に申し上げましたけれども、観光PR事業ということで、九州中央自動車道の開通に伴う受け入れ誘客を含めてPR事業を行っていただくということと、イベントへの協力、企画運営ということで、道の駅の前でイベントが行われることがこれまで数多くありますので、そういった部分への協力、それと独自のイベントの企画運営をしていただくということです。

それと広域連携事業ということで、現在、緑川流域連携事業ですとか、阿蘇広域連携事業、それと県境を超えて宮崎県との県境連携事業にも積極的に入っていただいております。そういった部分での観光PRだったり、誘客に努めていただくということで考えております。

それと、あと独自の商品開発、これはまだ具体的に商品としては出ておりませけれども、三つの物産館の連絡協議会も立ち上げておりますので、そういった中で独自の商品開発とそれぞれ清和物産館、そよ風物産館、虹の通潤館でそれぞれ商品をお持ちですので、その譲り合いといえますか、その物産館でしか買えないというものも必要ですけれども、そういうものもお互いに物を回しながら、販売力をつけていくということも事業として考えております。

それと、最後の文化の森の170万円の事業費につきましては、文化の森の中での展示は町も予算を組んだり、それぞれの団体で展示をされたりしております。それと、あそこの外の部分、テラスを含めた屋外でのイベント等について企画をしていただいて、定期的な朝市とかフリーマーケットも計画をしていただければと考えております。そういった経費に予算を計上させていただいております。

それと、その業務を、管理をお願いすることにつきましては、現在のまちづくりやべと協議をしております、中心市街地活性化協議会もまちづくりやべの中にございますし、中心商店街の活性化に向けた取り組みをする部署でもございますので、観光協会も当然知らないふりということではできないと思います。町と観光協会、それと中心市街地活性化協議会と力を合わせて、文化の森の活用について進めていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 財政状況が大変厳しい中、きちんと予算をつけていただいているということには、観光や商業のほうにいた私としてもうれしく思っております。それぞれの事業が有機的に絡んで、最大限の効果を発揮できるようになるといいなと思っております。

それと、公園の管理は実にさまざまな方々が、山都町の観光資源の一つであるそれらの公園を維持管理なさっているということで、非常に敬意を表したいと思うんですが、予算が、やっぱりなかなか広大な土地を管理するための予算としては厳しいなと拝見しておりました。財政状況厳しいとは思いますが、そのあたりも今後、管理をきちっとやっていけるような予算立てをしていただければうれしいなと思っております。

あと、管理なさるその公園の状態についても、できればこういう状態を目標にしたいというこ

とを明確にさせていただきながら、それぞれの公園にいつ町民の皆さんや町外の方々が行かれても、気持ちのいい場所であるように維持していただけたらいいなと思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 149ページの13節委託料ですけれども、東京事務所に500万円の委託料が入っていますが、これにつきましては、一般質問でも成果が上がっているかという話が出ました。成果を上げようにも売る品物がない、宣伝する品物がないという話がありましたが、せっかく、クレアンがいろんな企業とつながりを持って売ろうとされとるんですけれども、委託料に見合うような成果があらわれていないということは、品物がないということで、私が常々申しておりますけれども、そういう東京あたりで宣伝できるようなブランド品、これは農産物のブランド化事業にも関連してくるかと思いますが、そういった横のつながりをとって、山都町独自の何かブランドをつくっていただけるようにして、この委託料が機能するように、そういう横のつながりを持ってやっていかんと、委託料500万円払いました、はい、終わり、じゃ意味がないと思います。だから、そういったところをしっかりと山の都創造課としては、農林振興課とも連絡をとっていただいて、企画政策課も一緒に入って、そういう事業を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。東京事務所についてのお尋ねでございますけれども、昨年、東京事務所を開設しまして、人事交流、企業誘致、販路拡大という三つの大きな目標に向かって取り組みをしているところであります。農産物とかいったものの流通に関しましては、これまでも東京でイベントをやったり、山都町への訪問ツアーを開催したりしたところであります。実際には、肥後やまとの有機野菜ですとか、ジビエ工房の肉、食材の購入を現在も継続的にやっていただいているところであります。

それと、もちろん農林振興課とも連携をしながら進めさせていただいているところでありますし、来年度は、もう少し地球環境を考えた地域にしていく、持続可能な地域にしていくということで、東京で開催されるアースデイに山都町のジビエ肉1トンを注文したいというお話も来ているところであります。

あと来年度の事業としては、マスコミですとかNPO、大きな会社の方を通じた山都町についての取り組みを記事化して、全国的にPRしていこうという話ですとか、矢部高校応援事業とも絡みますけれども、一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームがやっている「地域みらい留学」という事業がございますけれども、それが東京、大阪、福岡での説明会、それと都市圏からの入学者をふやすための説明会が開催されておりますけれども、そういったものへの事業の参加を現在検討しているところであります。

企業誘致に関しては、全国的な企業立地フェアとかがありますので、そういったものを利用して、山都町のPRだったり、企業誘致に向けた取り組みを進めていくというようなことで考えて

おります。

3年間の中で計画を進めていきたいと思いますが、できるだけ効果があらわれるような形で今後も進めていきたいと思っています。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 教育関係とか矢部高校の連携とかいった部分は非常に大事だと思いますけれども、私も経済建設委員としてクレアンに行きましたときに、有機農業の米はおいしいものとおしくないのがありますもんねとか、全国に有機農業の野菜なんかありますけれども、種類が少ないですもんねとかいう話がありまして、確かに、全国的に有機農業の米とか野菜とかいっぱいあるわけです。それを東京でしようとしてもなかなか難しいんです。ブランド化事業で博多で売ってしまして、私も販売に行ったりしましたけれども、果たしてそれがどれだけここに響いてくるかという話ですよ。

それは生産者も努力せなん。今、プロフ農法とかで機能性を高める農法とかされていますけども、そういったものをもっと進めたり、何かを変えていかんと、全国にあるんですから。大したメリットというか、こっちに返ってくる分は少ない。だから、いつも私言いますが、ここにあるもの、ユズなんかは全国にありますけど、全国の何カ所しかないんです。その中でもここは多いんですよ。トマトもそうですよ。ブルーベリーもそうです。栗だってそうです。そういったものを使ってもっとブランド化して行って、せっかくこの東京事務所にお金を払っているんですから、そこを使えるように、そういったところを農林振興課、企画課あたりと連携をとって、売り込めるようなものをもっと深く掘り下げて、山都町だからというやつをしてほしいという話なんです。そういった部分を3課でやっていただいて、ここを使ってほしい。せっかく使えるものがあるんですから。でないともったいないという話ですよ。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 文化交流拠点施設についてお伺いいたします。

150ページ、報酬です。非常勤の報酬が出ているんですが、これ設立当時からいろいろ話があったところなんです、今のところの運営は、町からの非常勤の方がその事務所に常駐してらっしゃるということなんですか。それとも観光協会とか、当初は商工会とかいろんな連携を図っていたところですし、またきのうちちょっとお伺いしたルポンの件でも、あそこが閉じるといふことになれば、この活用もさらに進めていかなくてはいけないんじゃないかと思っておりますが、この非常勤の人のあり方と今後の見通しがおわかりであれば聞かせてください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 文化交流拠点施設についてのお尋ねでございますが、1節の報酬につきましては、非常勤職員として雇う1名の人件費でございます。文化の森に常駐して勤務していただいている方です。それと現在の状況としては、地域おこし協力隊の方にも入っていただいております。ただ、協力隊の方については、そこにずっといらっしゃるわけではなくて、

いろんな取材でしたり、協力隊としての業務の中で外に出ることも多いということで、そういう形での勤務をしていただいているということです。それと、観光協会のほうからも丸1日ということではございませんけれども、夕方、一、二時間の勤務をしていただいているという状況です。

それと、ルポンにつきましては、昨日申し上げましたとおり、31年度までの使用しかできないというところで、次どこに行こうかという話も聞いております。ただ文化の森で一緒にとといいますか、展示をやられてもいいんじゃないでしょうかという話はさせていただいているところです。以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 非常勤の方が常駐というあそこも観光拠点ということで、人がいないわけにはいかないという……。昨年ちょうど惟豊展の初日に行ったときに、おられるかおられんか全然わからんような状況でした。そこら辺の教育というか指導というか、本当にお客さん相手に、やっぱり人と人とのつながりがまたあそこに行ってみようかということにもなると思いますので、その点も含めてよろしく願いしときます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 文化の森のことでもう少しお尋ねしたいと思います。

常駐が1名、協力隊の方が1名、観光協会の方が夕方1時間から2時間ということでしたが、特に土日に来ていただかないと観光案内とかもできないと思うんですよね。私が行ったときには二人いらっしゃいました。でも、常駐の方は女性だったと思うんです。協力隊の方が男性で。土日に入っていただくためには、勤務の関係がありますので、どういうふうになっているのかなというのと、それと朝市とかフリマを外でもできるようにしておっしゃいましたが、先日フリマをしたいとおっしゃった方ができなかったという話も聞いております。

造り物を巡るマップとか、行ったらつくってあったんですよ。でも、それがどんなふうを活用されているのかっていうのもちょっと見えませんし、やっぱり観光案内所としての大きな施設になると思うので、あそこが観光案内所だと思って入る人……。行ってみたら観光案内所って書いてあるんですけど、観光案内所だと思って行くためにはもっと大きな看板が表に必要じゃないかなと思います。そういう予算的なものはここにはちょっと見えないので、そういう予定があるのかなというのもお聞きしたいですし、入ってみて、ペッパー君がいたんですよ。ペッパー君がいたので、私も聞いてみたんですよ。山都町のお勧めの観光スポットどこですかって言ったら、説明してくださる方が、そういうのには対応してないんですよって言われたんです。えっ、何でって言ったら、それをするにはちょっとお金がかかるっておっしゃって。いや、せっかくならそういうふうに対応できるようなペッパー君にしてほしいと思いますが、その辺、今はどうなっているのかなということもあわせてお尋ねしたいです。せっかくあるので、最大限有効活用した中身にしていただきたいと思います。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 現在の勤務体制につきましては、先ほど申し上げました非

常勤の職員一人と協力隊、平日でございますけれども、それと観光協会という形ですと、土曜、日曜、祝日につきましては、観光協会と山の都創造課の職員が交代で1名体制で出勤をしているという状況です。確かに御指摘のとおり、土日、祝日に2人体制なりしないといけないというところがあると思うんですが、勤務体制が職員でやっているという部分もございまして、1名体制で今やっているというところなんです。

造り物のマップの活用ということで、文化の森の前に造り物が2ないし3基設置をしてありますけれども、八朔祭の後には大変多くの方にも商店街を回っていただくような形で、観光客の方が多くいらっしゃると思います。文化の森の勤務になった職員については、できるだけ中に入ってくださいと御案内をしているところでもあります。前のほうには造り物を見に来られるお客さんは結構いらっしゃるんで、その方たちにお声かけをして入っていただくような形にしておりますし、マップ等についても説明をさせていただいて、商店街をこういうふうに戻るとこういう造り物が見えますよというような御案内はさせていただいているところでもあります。

それと、また、案内看板については、済みません、今のところちょっと予定をしておりませんでしたけれども、簡単にできる看板もございまして、対応していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 142ページの負担金補助及び交付金ですが、創業支援補助金10万円がありますが、これは直接町から補助をされるのか、商工会を通してされるのか、どういった場合にこの補助をされるのかということと、その下の商工会事業補助金は、各、矢部、清和、蘇陽じゃなくて、一括して商工会に出されて、商工会のほうから震災復興ということで、どこかに事業の補助ということでされるようですが、昨年もたしかあったようですが、昨年のはどこにされたのかと、どういった制約とか条件があるのかをお尋ねをいたします。

それから、今の151ページの文化交流のことなんですが、私どもは最初から、例えば文化協会に委託されるとか聞きましたので、完全に土日も文化協会並びにこの雇っておられる方々で運営されるのかなと思っておりまして、今課長が申されましたように、休日は役場の職員が対応するというので、休日というと月に相当ありますが、課の職員が回しでされますので、回ってくる順番が早いと思います。恐らくこれは超過勤務手当を払わないで、代休の振りかえ措置をとられていると思いますけれども、特に山の都の仕事は土日、祭事、お祭りとかたくさんありますので、恐らくお休みがとれていないと思います。そこら辺の対応がどうなっているかということです。

それから、最後にふるさと寄附金のことなんですが、全体で5,900万円ですか、そのうち入を見ますと、大体この5,900万円というところ、四捨五入して6,000万円としまして、半分の50%、5割の3,000万円が返礼品になっています。ところがことしの総務省の通達では、全体的に自治体で高過ぎるということがあって通知があったと思います。恐らく3割、4割ぐらいにとめなさいという通知があったと思いますが、その通知のパーセントを遵守されているのか、もしされてなけ

れば、その自治体は総務省が公表するとしておりますので、そこら辺の絡みを教えていただきたいと思います。

それで、ふるさと寄附金を5,900万円もらいましたと。寄附金が入で5,900万円、それで支出でやっぱり同額の5,900万円、だから3,000万円の謝礼は使った残りは、全部ほかの例えば送料だったり、委託料で消えてしまいます。それで、今度はふるさと応援基金繰入金というのが、5,000万円ありますが、この中からはプラマイゼロですので、このふるさと応援基金繰入金というのは、一般財源からの積み立てになろうと思いますが、その関連もお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えしたいと思います。創業支援事業10万円の件でございますけれども、これ熊本県信用保証協会という信用保証協会法に基づいて設立された公益法人でございますけれども、企業が金融機関から融資を受けたときにその債務を保証するのがこの信用保証協会というものでございます。事業者が借入金の返済に行き詰まったときには、この協会がかわって返済をするという形になります。その保証料として10万円を計上させていただいておりますけれども、何か案件があるというわけではなくて、とりあえず10万円の予算を計上させていただいているというところであります。信用保証の一部を予算化しているというところでございます。

それと次の文化の森の体制についてでございますけれども、土曜、日曜、祝日については山の都創造課の職員と観光協会で回しているということは先ほど申し上げたとおりなんですけれども、大体2カ月に1回ほど当番が回ってくるという状況です。時間外ではなくて、代休という形で職員のほうにはとらせていただいております。確かにほかの業務の土曜、日曜はイベント等ございますので、その代休分を完全に消化するということは、現在のところちょっと難しい状況でございます。ほかの業務も持っておりますので、なかなか休めないというのが現状でございます。

それと、ふるさと納税の返礼品のことでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、総務省のほうで寄附額の3割以下に抑えるということと地場産品に限定するという方針が出されたところです。これを守らない場合は税額控除の対象から外すという仕組みをつくるということで国はその方針を持っております。

昨年4月に国からの通知がございまして、守れない自治体については公表するというので、山都町も県内七つの市町村だったと思いますけれども、3割超えた返礼品をしておりましたので、一度名前が上がったことはございます。11月に見直しを行いまして、今は3割以下の返礼品でお

返しをしているというところです。

地場産品については、なかなか線引きが難しいところがございまして、例えば、肉を仕入れてそこでカットをして出せばいいじゃないかという解釈を私たちは持っているんですけども、国のほうはよそから仕入れた肉については、加工すればいいけれども切っただけじゃだめだというような考え方もあるみたいで、そのあたりはまだなかなかはっきりとした基準が定まっていないというところもございまして。今のところ国の示す基準には沿う形で進めさせていただいているところです。

それと参考までに寄附の状況ですけれども、去年の11月に見直しを行ったんですけども、12月が一番寄附額が多い月であります。去年の寄附額に比べますと3分の1に減っております。返礼品が3割以下に抑えられたというところもあると思うんですけども、30年度の寄附額については、先ほど申しあげました1億300万円ほどの寄附額になる見込みでございまして。予算上の寄附金の取り扱いにつきましては、後ほど総務課長のほうから説明をしていただくことといたします。

以上でございまして。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

そこ歳入科目行っとらんけん。関連まで歳入まで説明終わっとらん。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 失礼しました。商工会活動補助金につきましては、昨年も90万円の支出をさせていただいたところです。事業内容につきましては、それぞれ商工会が矢部地区に本所、それと清和地区、蘇陽地区に支所がございましてけれども、それぞれ3地区に行き渡る形で、九州中央自動車道の高速道路の開通にあわせて町への誘客を推進するということと、商店街での消費を拡大するというに使っていただくということを念頭に置いて事業を展開していただいております。矢部地区ですと八朔祭とかそういった夜市のイベントの事業ですとか、清和地区の夏祭りですとか、蘇陽地区では火伏地蔵、モライアスロンとか、そういった部分で、別個に消費拡大につながるような形での取り組みをしていただくようお願いをしているところでございまして。

以上でございまして。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 先ほどの文化交流拠点施設の職員の件なんですけども、職員からお話を聞きましたところ、文化の森の休日出勤される方、山の都の職員全員だろうと思いますが、役場の当直は免除されているとお聞きしました。そうならば、一般の普通の職員は、日直をされてそれ相当の手当をいただいています。しかしながら、それが免除されたといいつつも片方では出勤したのには手当が払われない。代休でとってくれということでしたら、それは勤務せんで当直を割り当ててもらって金をもらったほうがいいと思いますが、やはり、日直せんでよかけんが、そこに行って代休とってくれじゃ、これは職員間の不公平があると思いますが、そこら辺はどのよう

にお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 今、議員から御指摘がありました宿日直、それから業務上としての勤務ということをごさいますて、いろいろ私のほうにも声が上がっておりますし、事務事業の改革の中にもそういう意見がございましたので、今後、改善というかそういう方向性は出すということをごさいますので、よろしくお願ひします。まだ、今具体的にどうかというのはこの場じゃお答えできませんが、職員からも事務事業の見直しということでも意見が出ておりますので、十分検討していきたいということをごさいます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** これまでも総務課長のほうにもそういう申し出があったように今お聞きをしましたが、そういうのは即対応していただかないと、噂で職員がやめたいということでおっしゃっているというお話もお聞きしました。勤務意欲もなくなりますので、ぜひともそれはよろしくお願ひいたします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

7款土木費について説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** それでは、予算説明の前に建設課の所管事業における現状と課題、それから平成31年度での事業方針の概要について、少し述べさせていただきます。

まず町長の提案理由にもありました災害復旧事業、またこれに関連する復興事業の進捗状況ですけれども、熊本地震からの関連事業で、地域がけ崩れ対策事業、宅地耐震化推進事業等については本年度中に完了します。

最大の課題であります豪雨災による公共土木施設災害復旧事業ですけれども、件数で533件、事業費で約27億円の決定を受けておりますが、直近の数字で、事業費ベースで契約率95%、完了率ではまだ54%にとどまっております、残事業費が約13億7,000万円、依然完了の見込みが見通せない状況です。災害復旧事業は、制度上、原則3カ年で完了することとなっておりますが、平成30年度がその3年目で、国に対してこの期限の延長についての協議を進めているところです。また、これに29年の発生災、それから30年の発生災も控えておまして、まずはこの公共土木施設災害復旧事業の完了を目指すことを最大の最優先の課題としております。

次に、町道改良事業ですけれども、国交省、総務省それから防衛省の所管する補助事業を活用して、15の路線で改良事業を進めているところですが、ただ、これも災害復旧事業の影響で、全工事、前年度、前々年度からの予算を繰り越して執行している状況をごさいます。引き続き事業の推進を図ることとしてはおります。事業の予定箇所について、けさ配付しました地図になります。路線ごとの事業量については、路線の進捗度に応じて調整していきますので、記載していません。

それから、補助事業の近年の傾向として、防衛省所管事業は別として社会資本整備事業交付金、道整備交付金事業のほうでは、町からの要望額に対して6割程度の交付率で推移しておりまして、計画どおりに進めていないという現状があります。この大きな要因の一つに、道路の維持管理に要する費用が大きくなっているということです。これは全国的な道路インフラの課題でもあり、国の方針も新設改良型から維持管理型へ大きくシフトしてきているところです。

平成25年度に道路法の改正がなされ、橋梁、トンネルの5年ごとの点検・補修が義務づけられたことはこれまで説明させていただいたところですが、本町ではこの点検の結果により長寿命化計画を策定し、これに沿って管理しているところです。この点検が平成31年度から2巡目に入ります。これまでの5カ年で、点検、詳細設計、補修に要した費用は総額で約3億7,000万円を要しております。これからの5カ年でも同程度の予算を要することを想定しておく必要があります。

それから、アスファルト舗装の老朽化も年々進んでいます。舗装の更新スパンは、通行量にもよりますが、標準的な耐用年数は10年から15年程度で、本来であれば路線ごとの更新計画を策定し、これに沿って進めていきたいところですが、現状では一部の路線を除いて部分的な補修で対応しているという状況です。

このように、道路維持・管理に要する費用は年々増加していくことを想定しておく必要がある中で、必然的に改良型事業のペースは落とさざるを得ない現状と言わざるを得ません。改良事業を進めている地域の皆さんの期待の大きさは、町としても十分認識しておりますけれども、こういった現状があることを理解していただく必要もあると思っております。

それでは、7款土木費から説明させていただきます。153ページをお願いいたします。

7款土木費1目土木管理総務費です。本年度予算額1億1,509万9,000円。財源として国庫支出金で6,678万3,000円。その他の財源として174万5,000円。これは道路占用料になります。

154ページをお願いいたします。

18節の備品購入費です。公用車購入費ですが、5年のリースで契約していた車両が6月に満期を迎えることとなりますので、その残価で買い取るものでございます。66万円です。

19節の負担金補助及び交付金です。各種賛同協会、それから各種期成会への負担金となります。

下から4番目の県工事負担金です。熊本県が施行する山都町内での河川、国県道の改良維持工事、急傾斜崩壊対策事業等の負担金になります。事業費の15%が町の負担です。道路改良型で7路線8校区、維持工事で1カ所、急傾斜地で1地区、総事業費で1億9,000万円を予定しております。

次の山都町戸建て木造住宅耐震改修事業等補助金です。木造住宅の地震に対する安全性の確保を図るため、戸建て住宅の耐震改修設計、耐震改修工事、建てかえ工事、耐震シェルター工事を施工される個人住宅に補助金を交付するものです。設計補助で2件、改修工事で2件、建てかえ工事で2件、耐震シェルター工事で2件、事業費として620万円を計上しております。財源は社会資本整備事業補助金を活用し、補助率は2分の1です。

それから、次の民間危険ブロック塀安全確保支援事業補助金です。これは31年度から新たに実施する事業です。昨年6月に発生しました大阪北部地震で、民間施設のブロック塀が倒壊し、通

学途中の小学生が亡くなるという痛ましい事故があったわけですが、この事故を契機に国で新たに制度化された事業です。100万円を計上しております。これも社会資本整備事業交付金の対象事業で補助率は3分の1となります。これに県費が上乗せされます。対象者への補助は上限が20万円で、全額補助で20万円の5件分を計上しております。

155ページ、道路橋梁総務費です。本年度予算額325万2,000円、全額一般財源となります。

13節の委託料です。道路台帳の作成委託料として230万円。改良工事が完了し、供用開始した区間を随時台帳を作成していくものです。

次のページをお願いします。2目の道路維持費です。本年度予算額8,874万2,000円。全額一般財源となります。

13節の委託料です。町道の除草委託、それから蘇陽、清和地区の道路管理委託分、これはシルバー人材のほうに委託しておりますが、合計で3,800万円を計上しております。

15節の工事請負費です。維持工事については、町内の各地域から要望が上がっているところですが、いつも申し上げております、限られた予算の中でどうしても優先順位をつけて執行していかざるを得ません。安全性、緊急性の高い場所から着手していくこととしております。本年度は3,500万円を計上しております。要望箇所ですけれども、現在250件を超える要望箇所があるところではあります。

それから、3目の道路新設改良事業費です。本年度予算額2,759万4,000円、特定財源として国庫補助金600万円、済みません、これ県費です。電源立地地域振興交付金になります。一般財源が2,159万4,000円です。

15節の工事請負費です。町道の改良工事として蘇陽地区で今馬見原線、矢部地区で瀬戸福良線の2路線を予定しております。

17節、22節の固有財産購入費、保障・補填及び賠償金については、両路線で土地購入費、それから電柱移転の補償費、あとこれに立木の補償費も加わります。

158ページをお願いします。地方創生道整備推進交付金事業です。本年度、31年度では6路線で改良事業を予定しております。測量設計で清和地区の須原開田線、工事で矢部地区の小星線、清和地区で大川大矢線、原尾野貸上線、蘇陽地区で長谷埋立線、橘宗旨ヶ鶴線の5路線を予定しております。

15節工事請負費で総額で1億5,900万円。それから、公有財産購入費と補償補填金については5路線での土地購入費と立木補償、電柱移転補償費になります。

次の5目大矢野原演習場周辺民生安定事業です。本年度予算額1億3,032万5,000円。財源内訳です。国庫補助金8,866万2,000円、地方債3,790万円、一般財源が376万3,000円となります。これまでの継続事業で水の田尾下鶴線、それから上鶴線の2路線の工事の推進を図ります。それぞれ工事請負費、用地購入費、各種補償費を計上しております。

161ページをお願いいたします。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業です。これもこれまでの継続事業で、矢部地区鍛冶床線の工事の推進を図ります。今年度予算額2,125万円。財源として国庫補助金2,000万円、一般

財源が125万円となります。主に工事請負費になります。

次の7目社会資本整備総合交付金事業費です。本年度予算額4億5,919万6,000円、財源内訳で、国庫補助金として2億6,822万4,000円、地方債で1億2,330万円、一般財源として6,767万2,000円となります。

次のページをお願いいたします。

委託料2億3,500万円です。測量設計委託料として、橋梁の点検に伴う補修計画、それから長谷花立線の測量設計委託になります。8,350万円を計上しています。

それから、合併工事委託料は九州中央自動車道の水の田尾のーフインターの設置工事に伴う工事委託料で、国に支払うものでございます。これは町の要望で整備してもらっているインターで、国に代行工事としてやってもらっている分になります。名称は恐らく中島東インターチェンジになるだろうと思っております。

それから、19節の負担金補助及び交付金1,858万2,000円です。これは美里町で施工していただいている北野柚木線の事業負担金になります。これは本町のほうでも事業を進めております柚木砥用線の延長上になる美里地内の工事区間約800メートルの負担金になります。これは、平成23年に本路線の改良計画を立ち上げる際に、両町で交通量調査を実施し、その通行量に応じて分担割合を算定するという取り組みを行い、管理協定が締結してあります。負担割合は美里町が1000分の127、山都町が1000分の873となっております。その分担金として、本年度は1,858万2,000円を計上しております。

それから、次の8目自然災害防止事業費です。今年度予算額1,000万円。財源は全て一般財源となります。これは清和地区でこれまでも継続して進めております須の子赤木線の防災工事になります。

続きまして、3項1目河川管理費です。予算額376万5,000円。財源内訳です。全額県費となります。負担金補助及び交付金として376万5,000円を計上しております。前年度と同額になります。町内の15河川30地区で実施していただいております河川護岸の雑草の処理で、全額県からの分をトンネルといいますか、うちのほうで受け入れて、その分を配分して交付しているものでございます。

163ページ、土木費住宅費になります。

現在本町で39団地385戸の町営住宅を管理しておりますが、耐用年数が経過している住宅や居住性、利便性の低い住宅も多くあります。平成25年度に公営住宅等長寿命化計画を作成しております。これに沿って管理しているところです。改善等で長寿命化が望めるものについては、予防保全的な修繕補修を行い、耐用年数を経過した古い住宅は、建築年次の古い住宅から用途廃止、解体をしていく内容としております。

1目の公営住宅管理費です。本年度予算額7,412万1,000円。財源として国庫補助金で880万円、その他の財源として2,411万3,000円。これ住宅使用料になります。一般財源として4,120万8,000円です。

164ページをお願いいたします。

13節委託料です。総額で780万円を計上しております。この中で今団地の改修工事を予定しております。工事請負費のほうで2,600万円計上しておりますが、これに係る工事管理業務委託料として130万円、それから、設計業務委託料として135万円を計上しております。工事請負費については、今申しあげました今団地の改修工事と2団地4戸で解体を計画しております。これは南田団地と、それから小峰の団地になります。

次の2目の小集落住宅管理費です。小集落住宅は15棟30戸を管理しております。本年度予算額360万円。その他で財源として家賃収入50万円を充当しております。一般財源が310万円になります。町営住宅の敷地内ののり面が崩壊しておりまして、その原形復旧の工事の費用として280万円を計上しているところです。

それから、7目の応急仮設住宅費です。これは原村の件で整備してあります仮設住宅分の管理に要する費用です。本年度予算額1,242万3,000円。財源内訳です。国庫支出金で397万6,000円。これは社会資本整備交付金の補助を受けるものでございます。その他の財源として180万円、これは復興基金からの充当になります。一般財源が664万7,000円です。

166ページをお願いいたします。

工事請負費809万6,000円です。仮設住宅の浄化槽の設置工事費になります。仮設住宅の浄化槽は整備時には地上型で設置してありましたが、本年度で県から譲渡を受けるに当たり、埋設型として整備するものです。地上型で2年間も経過しており、経年による劣化も見受けられるということで、今後の維持管理のことを考慮すると新設のほうが有利だと判断し、埋設型として整備し直すものでございます。これは社会資本整備補助金の対象事業であり、補助率は100分の45でございます。

それから、公有財産の購入費です。これは第6号補正予算のほうでも説明させていただいたところですが、仮設住宅の敷地の取得に要する費用でございます。360万円です。

次の6項高速道路対策費です。

1目高速道路対策事業費です。給料、職員手当、共済費は職員の人件費2名分になります。

17節です。公有財産購入費です。九州中央自動車道の整備工事で発生する掘削残土の処分地を町で取得するものでございます。国から工事で発生する残土の処分地について、町内での適所についてあっせんの協力依頼がこれまでであったもので、既に町営グラウンド周辺で町有地に受け入れで今搬入が行われていますけれども、ここに隣接するところに適地がありまして、ここを町で取得し、残土処分地として提供するものです。今回、土地所有者の内諾を得たので、予算を計上させてもらっております。土地購入費1,615万7,000円、補償費598万3,000円です。家屋等移転補償費と書いてありますけれども、これに立木の補償費も含まれます。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 7款土木費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 建設課も農林振興課も災害復旧抱えて、本当大変だと思います。

一つだけ、町の体育館についてでございますけれども、町長の当初の説明でもグラウンド近辺に設置をするということでございます。その中で教育委員会も土地調査、測量も入れておりますけれども、道路関係をどうして概略設計も何もしていない、長期計画にも何も入れてない。道路がなければ、あそここの場所というのは行き詰まってしまうですよ。そうすると、補助金をもらうためには、少なくとも概略設計等は入れて、どういう道をつくりたいということを出していかなければ、ここの申請も何もできなくなってしまいますよ。

どうして当初に概略設計等、これは用地の何も関係ないわけですね。図上で引っ張ってきますから。概略設計を入れなければ、全然先には進まないんですよ、道路は。1番最初。そこを入れていないということはどうしてなのかを私としてはお聞きしたい。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 今御指摘がございました点でございますが、高速道路を見据えた部分、それから体育館の建設ということで、プロジェクトもスタートしますので、最終的に、まず優先順位の道路等を定める必要があるかなというふうに思いますので、その後、調査費を組む順番になるかと思えます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** スピード感がちょっと私としては足りないと思っておるんですよ。今のところグラウンドの先のほうですということでは体育館はされております。少なくとも上からも長原から下りていく道、グラウンドには大型バスは入ってきませんよね。グラウンドにも大型バスが入るためには、今回計画する体育館のところからグラウンドのほうにもう一本道を入れなければ通って行きません。そうして、下のほうの農免道ありますけれども、千滝クリーンハウスから千寿苑まで。千寿苑の間を通って体育館がございまして。向こうの染野までの道もトータルとして、絶対必要なんですよ。向こうの中学校の体育館も一緒になってするというような形で、あそここの場所も選定をされております。

そうしたときにその既設との連携というのは、急いでしなければ時間がかかるんですよ、道路は。いろいろ地権者との問題もある、建物のほうができてまだ道路ができとらんということになったのならば、これは笑い者ですよ。はっきり言って。大型車も入って来れないような形の建物つくっても致し方ない。だから道というのは、少なくとも単費ですから、起債も何もなかです。もう図上ですればいいんですよ。金額的にもそう大した金額はない。今回入れてないというのは、一番最初の町長の説明の中で、そこで済ますと言ってあるんだから、それを動いていかなければ、町としては全体先に進んでいかない。3年後、4年後、長期計画見ても体育館はもう3年か4年ぐらいでつくるようになっておりますけれども、道路に対しては、長期計画も何もない。そういう形ではもう遅れてしまうんですよ。

町として必要なものは入れてもらわなければ、いかにお金が足りないとかそういうことではなく、それをしていかなければ先に進んでいきませんので。今回入れてないのは、少なくとも6月の補正ぐらいには入れてもらおうと。そこだけは確約はもらっておかなければ、体育館はみんなが待ち望んでいることは間違いない。それに対して具体的にこういう道をつくってこうやってすれ

ば、体育館もちゃんと使えるようになるってことを町民に示していかなければ、やっぱり場所としていろいろクレームが出てきても、それに対して対応ができなくなってしまいますので、どうかスピード感持って、予算づけもしてもらいたいと思っております。

町長からの返答よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、甲斐議員からありました部分については、そのような形で早急に計画を、また図面を書きながらやっていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 町営住宅についてお尋ねいたします。395戸あるというようなことでございますし、古い順から解体するというようなことをおっしゃられました。私の近くにも非常に古い住宅がございますが、12戸あったのが今もう6棟、6棟は解体されておりますし、小峰のほうも非常に古いのがございますし、井無田のほうも我々清和地域に住んでいる近くにあります。それで、非常に古いですけれども、これどうですかね、相手方が出らんことには解体がでけんというのはわかりますけど、その辺の話とか何かされとるんですかね。半分が更地になっとならば、半分は建とつというようなこともありますし、今後の予定として、出られんならずっと半永久的にそのまま残つとじゃなかろうかちゅうありますけど、ただ、いろいろ危険なところもございまして、火災とか何かにも対応するにも簡単にいかんだろうと思っております。その辺をどういうふうにご考慮されるかお尋ねしたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。おっしゃるように同じ団地内で一方では解体が進んでいる、一方ではまだ残っている団地、何か所かあります。うちのほうの今の考え方としては、古い住宅で退去された後は、もう入居募集はやっておりません。政策的空き家として次の……。

例えば2戸1だったとしたら、1戸が空いた場合には、その募集はかけないで、もう1戸の住宅の方が退去されるのを待つしかありません。退去をお願いしますなんてことは言えませんので。そういう管理の仕方、政策的空き家として保留しながら、隣の部屋が空いたら解体していくという方針で用途廃止は進めていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 気持ちはわかりますけれども、やっぱり相手がおられることだし、なかなか難しいと思っておりますけれども、ある程度の相談は、5年後とか10年後とか、そういうようなことを町自体が計画して、入居者に伝えて、そこら辺の相談をするということも必要じゃないかと思っておりますし、このままだったら、ずっとそのまま残っていくような気がいたしますし、非常に古いものですから、景観も考えるといかがなものかと思っておりますので、ぜひ相談もしていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** はい、相談させていただきます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時52分

再開 午後0時57分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8款消防費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、168ページをお開きください。

8款消防費を説明いたします。

この款につきましては、消防組合や消防団に関するもの、それから防災・減災等に必要な施設整備や活動対策に関する予算を計上しております。

まず、1目常備消防費です。ここには上益城消防組合の負担金として2億9,000万ほどを計上しておりますが、87名の職員、19台の車両、三つの施設の維持管理経費等を構成団体であります御船、嘉島、甲佐、山都町で負担しているものでございます。昨年との比較によりますと、組合で実施されます施設整備や車両費の減額によるということでございます。

続きまして、2目非常備消防費です。これは、非常勤の消防団員の報酬や活動に対する経費を計上しております。約5,900万でございます。

1節報酬は1,400万ほど組んでおりますが、団員の見込み数を600名として計算をしております。現在員が630名であり、30名の減員と見込んでおりますが、今回、役員交代の時期というところも考慮したところでございます。それから、職員1名分の人件費というところでございます。

18節の備品購入費は、消防ホース50本購入予定をしております。この財源としましては、23万5,000円ということで、県からの委託金というところでございます。

19節の中で消防団の運営助成金の増額がございしますが、2年に1度の分団長研修の助成95万円を含んだ中での計上ということで御理解いただきたいと思います。

続きまして、3目消防施設費です。ここは、消防団の車両、消防施設の設置や維持費に関する経費を計上しております。1,600万円ほどを計上しておりますが、減額の主な要因としましては、昨年、耐震性の防火水槽を2基分の設置工事費の減というところでございます。この防火水槽につきましては、2年に1度の国の補助等をもらいながら、2基ずつ計画的に整備をしているような状況でございます。現在の装備としましては、車両がタンク車1台、ポンプ車2台、積載車49台、小型ポンプ41台を所有しているところでございます。

11節の需用費は、防火水槽3基、消防車両24台の車検、ポンプ30台の見込み、それからポンプ倉庫3カ所の補修や修繕料を予定しているところでございます。

18節の備品購入費は、小型ポンプ3台と積載車2台分を計上しているというところでございます。

4目の災害対策費でございます。ここでは、防災・減災対策、予防等に関する経費を計上しております。280万円ほどございますが、減額の要因としましては、本年度でハザードマップ250万円、それからJアラート備品等で300万円がございますので、その減額ということで御理解いただきたいと思っております。

11節として、備蓄品費を25万ほど計上しておりますが、避難所用の段ボールベッドなどの購入を予定しております。大体1基1万円程度ということで資料を寄せておりますが、まずはこの導入をいたしまして、今後、備蓄につきましては各避難所等の状況も把握しながら整備をしていく必要があるかなというふうに考えております。

13節の委託料としましては、新規に災害対応工程管理システムに関する経費を6万6,000円計上しておりますが、これは熊本県からも県内市町村に対して導入の働きかけがあったもので、熊本県と東京大学との連携で構築された災害発生時の業務管理のシステムということで、その委託料というところがございます。

それから、19節でございますが、青い羽根負担金でございますが、これは水難救助に関するボランティア団体の活動に要する経費ということで負担をしているところがございます。

それから、山都町地域防災リーダー養成補助金として上げておりますが、これ、一応、3名分予定しております。3万3,000円でございますが、平成30年度は2名の方に受講いただきまして、防災士の取得をいただいているところでございます。

以上で8款の説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 消防の団員の減で、自主消防というのがやっぱり一番、今から先していかなければ補填的なことはできないと思うんですけども、自主消防をしたときに、どうしても3点セットといいますかね、長靴、はっぴ、ヘルメットというのは、火事の現場においてはどうしてもそれをしていかなければ事故が起きるものですけども、私も8分団でございますが、20名ぐらいしか人間がおらんから、どうしてもつくっていかなければならないんですが、そこあたりの、要するに手当といいますか、そこあたりをどうにかしていかなければ、地元の自主消防というのなかなか人が集まってこないようなところもありますもので、どういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。確かに、自主防災組織といいますのは、非常時の災害におけます自助、共助のかなめの団体というふうに認識をしております。資機材につきましては十分な装備はございませんが、今回、退団も出ますこともありますし、昨年と同じような質問があったかなというふうに思いますが、この自主防災組織のいろんな補助金等も今後活用

しながら装備を整えていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 災害対策費のところでお尋ねをします。

昨年11月に消防団の方と自治振興区や民生委員の方で集まって、会議が初めて開かれましたが、あれはこれからの自主防災組織をつくるに当たって、とても有意義だったというふうに思っています。この自主防災組織補助金の中に、そういう実際に地区地区で防災訓練をするとか、全町ですとか、そういうところにも使われるお金なのかということと、ハザードマップをつくるとおっしゃっていたのが、いつ配られるかなど。新しいのをもとにそういう自主防災組織の新たな、避難訓練をするにしても、それを利用してしたほうがいいと思いますので、いつごろお配りの予定かということと、災害備蓄品についても昨日お尋ねしましたが、段ボールベッドが1台1万円するということで、試しに購入というお話でした。

少しずつそうやって実現していくことはありがたいと思いますが、本当にいつ何が起きるかわからないときですので、そういう災害備蓄品については、今回はこれで試しでされて、計画的なものを出されてはいたけど、それも何十万単位だったと思います。それじゃあ足りないのじゃないかなと思いますので、補正で組んでいただいたりとか、備蓄品についてもできるだけ早く充実していきますように、予算立てをお願いしたいというふうに思いますが、その辺の見通しもお尋ねしたいと思います。

以上、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。自主防災組織への助成金としまして、今、30万円を組んでおりますので、いろんな活動経費等に当てていただいております。昨年炊き出し訓練とかいろんな訓練をされておりますので、この予算を使っていただきたいというふうに思います。

それからハザードマップ、最終校正が先月終わりましたので、もうそろそろできてくるかなというふうに思いますが、でき次第、至急配りたいなというふうに思いますし、消防関係の防災対策等の備品等につきましても、状況に応じまして補正等を組みながら、あるいは当初で計画的に組んでいくというところは考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 私も今の備蓄品というか、備品なんですけれども、先月、熊大が開発された、いわゆる避難所のスターターキットがございまして、本当にそんなに高額なものではなかったんですが、本当に避難所を最初からうまく仕切っていくための非常に有効な、これは熊本市では全避難所に配備していくというふうなお話を聞いたところです。こんなことも調べていただきながら、そういったいざというときの強化をしていただきたいと思います。要望です。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） それでは、学校教育課から、まず学校教育課の担当のほうの予算を説明させていただきます。

学校教育課では、本年度も小中学校としっかりと連携しながら、また、地域の皆さんの御協力をいただきながら、児童生徒の健全な育成を図ってまいります。

平成31年度山都町内小中学校の状況は、御岳小学校の閉校により、小学校が6校で571人、中学校が3校で279人、合計850人でスタートの予定です。

中島小学校、潤徳小学校に複式学級が編成されます。その中で一人一人の子供を大切にし、学力の充実に向け、各種支援員等を配置しております。また、学校におけるICT環境の整備につきまして、昨年度には不足していた教諭の校務パソコン158台全て配置いたしました。今年度はタブレット及び高速無線通信の環境設備がなかった中島小、矢部小、潤徳小、蘇陽中に配備を予定しております。これで全校配備となります。

平均で建築35年以上となる校舎です。昨年9月に雨漏りの状況を確認し、今年度、中島小、蘇陽南小、矢部中、蘇陽中学校に一部の改修を行う予定としております。

それでは、項目ごとに順を追って御説明させていただきます。

172ページをごらんください。

1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会開催に係る予算です。月に1回以上の委員会のほか、学校訪問や研修会等の参加など、教育委員4人の年報酬、費用弁償などを計上しております。

次に、2目事務局費です。総額5,372万2,000円を計上しました。

2節から4節は、特別職と学校教育課職員5人の人件費が主なものです。共済費の雇用保険料、労働保険料、委託料の健康診断料は、教育委員会で雇用する非常勤職員の事業主負担金です。財源内訳に計上しております610万3,000円につきましては、奨学金の返還金ということになります。

174ページをごらんください。

奨学金の貸付金につきましては、本年度、新規貸付を高校2人、大学5人で見込み、継続貸し付けの大学5人と合わせて総額336万円を計上しました。財源内訳の610万3,000円につきましては、限年度償還金と過年度償還金を計上したものです。

次に、3目教育振興費は、学校運営に係る共通費用を計上しています。報酬等費用弁償には、教育委員会事務補助、学校教育指導員、学校図書司書、教育支援センター山都教室指導員など、非常勤職員の人件費、あわせて食物アレルギー対応委員会、いじめ防止連絡協議会、小中学校統合検討委員会など、委員費用弁償を組んでいます。補助金に、22回目となる公益基金「時の橋」に対するスクールコンサート助成金などを計上しました。

なお、同じ節の町校長会負担金について、本年度学力向上指導分として、13万5,000円を増額

して計上しております。また、上益城郡「学力向上」研究指定事業助成金も、郡の助成を受けまして計上しています。財源内訳の国県補助の36万2,000円につきましては、車借上料の中の、水俣に学ぶ肥後っ子教室として、バス代72万4,000円を計上し、その2分の1補助を県補助からいただくものです。その他の10万円につきましては、先ほど御説明しました郡の学力向上指定分についての雑入で入金をしております。郡の協議会のほうから補助をいただくものです。

次に176ページをごらんください。

4目教育施設管理費です。学校教育課で現在管理している廃校、中島東部小、中島南部小、大野小、菅尾小に、今回、御岳小を加えて、あわせて教職員住宅の維持管理費を計上しています。歳入のその他は、教職員住宅使用料となります。工事費に組んでいます町道浜町下名連石線防犯灯移設工事は、矢部中学校近隣で行われる九州横断道路事業で、町道が高速道路上の橋となる工事の影響で周辺防犯灯の移設が必要となるものです。

次に、177ページ、5目スクールバス運行費については、臨時運行に係るバス代を30年度の実績と御岳小統合分による増を見込んで計上しております。なお、通常のバス運行費につきましては、企画政策課コミュニティバス運行委託料に含まれております。

次の6目学校同和教育費は、学校同和教育推進のための予算であり、学校就学前同和教育研究大会や事業研究会の講師及び協力者等の謝金、それらに伴う報告書印刷製本費、矢部同和教育研究サークル助成金、地域改善対策進学助成金などを計上しています。財源内訳の29,000円につきましては、以前行われていました対策措置法の奨学金の返還に伴う委託事務に係る県補助金となります。

178ページ、7目外国青年招致事業費は、外国語教諭補助雇用の経費です。2人の外国語教諭補助を雇用しています。こちらの減額分につきましては、昨年8月に新規任用の入れかえをしましたので、4月から7月の全任用者の報酬の差と新規導入者費用の経費が減額になった分の差額となっております。

179ページをごらんください。2項小学校費です。

1目学校管理費は、小学校6校への配分予算と共通会費議を計上しております。各校、昨年と同程度の配分予算となっております。951万6,000円の増額は、おおむね工事請負費及びタブレット導入費増額分と、昨年実施しました校務パソコン備品購入分が減額になるものの差によるものです。財源の国県補助金は、備品購入費に計上しています理科備品購入費に係る2分の1を国庫補助でいただくものです。その他の財源につきましては、学校教育費負担金としまして、五ヶ瀬町から委託児童分6人で15万円、学校教育施設整備基金繰入から500万円、ふるさと応援金から400万円、日本スポーツセンター負担金として保護者徴収分21万2,000円となります。

次に、181ページをごらんください。

小学校学校振興費です。小学校運営に係る事務補助1人、特別支援教諭補助9人、複式学級支援教諭補助3人の任用に係る費用を組んでいます。その他、特別支援学級の消耗品、備品購入費等の経費、あわせて就学援助費をここで計上しています。

次に183ページ、小学校給食管理費です。調理職員9人及び調理師補助職員8人の人件費を計

上しています。その他計上経費で、今回備品購入費に、清和小学校へスチームコンベクションオーブンを配置予定としています。

3項中学校費を御説明いたします。

1目学校管理費は、中学校3校への配分予算と共通管理費です。各校、小学校と同様、同程度の配分予算となっています。951万6,000円の増額は、小学校管理と同様に、おおむね工事請負費及びタブレット導入費増額分と、校務パソコン備品購入、昨年の分の減額の差がこのような金額になっているものです。財源の国県補助分は、備品購入費に計上しています理科備品購入費に係る2分の1補助、国庫補助です。その他につきましては、学校教育費負担金として、五ヶ瀬町からの委託児童分7人で21万円、学校教育施設整備基金繰入から1,000万円、ふるさと応援金から300万円、日本スポーツセンター負担金として保護者徴収分11万円、学校設置公衆電話料3万円を見込んでおります。

続いて187ページ、中学校学校振興費です。中学校運営に係る事務補助1人、特別支援教諭5人、心の教室相談員3人の任用に係る費用を組んでいます。その他、特別支援学級の消耗品及び備品購入費、就学援助費を計上しています。

最後に、中学校給食管理費です。調理職員4人及び調理師補助職員6人の人件費を計上しました。その他、給食に係る計上経費です。給食備品購入につきましては、清和中学校へ下洗い用シンクの配置を予定しております。

以上、学校教育課所管の概略を説明いたしました。

**○議長（工藤文範君）** 次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 社会教育体育関連の予算について説明をいたします。

生涯学習課では、町民が生涯を通じてみずから学び、楽しく生き生きとした人生を送るための事業を実施しているところです。平成31年度の予算は、おおむねこれまでの継続事業とあわせ、総合体育館建設事業ですとか老朽化した建設の見直し関連の事業につきまして、社会教育費1億7,672万6,000円、保健体育費1億6,030万4,000円、合計の3億3,703万円を計上したところです。それでは、項目ごとに説明をいたします。

190ページをごらんください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費6,670万4,000円を計上したところです。

1節報酬のうち社会教育委員報酬につきましては、8名の社会教育委員への報酬です。その下の学校審議会委員につきましては、5名の委員さんでございますが、町が平成20年度からしております教育特区として設置しております一ツ葉高校の運営を審議いただく委員さんへの報酬です。それから2節給料、それから3節、4節につきましては、生涯学習課職員の8名分の給料等でございます。

192ページをお開き願います。

2目公民館費2,152万円を計上したところです。

1節報酬のうち3番目にあります社会教育指導員につきましては、4名分の社会教育指導員を

今回は666万6,000円を計上しております。これは昨年まで2人分ということで計上しておったところですが、これまでの矢部地区にあります高齢者学級の職員、それから女性学級の職員とあわせまして、今回新たに社会教育、体育全般にわたる指導員ということで、公民館事業等をされておられます、また公民館の管理もあわせて、体育を中心とした業務をされておられます方を、今回新たに社会教育指導員として位置づけている方が1名追加をするものです。もう1名の方につきましては、うちのほうで清和分室がございますけれども、そちらの職員を本庁に引き上げたいというふうに思っております。そうした中で、そのかわり得る職員を清和蘇陽地区の高齢者学級等を中心とした事業を担っていただくための新たに社会教育指導員を雇用するものでございます。

193ページのほうにお願いします。

13節委託料110万円、これはIT講習会の業務委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、次の194ページのほうをお開きください。一番下に、公民館新改築補助金719万3,000円でございますが、これにつきましては田所公民館に係る改修費用519万3,000円と一般の31年度見込みとして200万円を合わせた金額を計上しているところでございます。

3目中央公民館管理費990万1,000円を計上しております。国県支出金のところでは159万6,000円の国の補助金、これは耐震診断委託費の3分の1の補助でございます。

195ページのほうに入りますけれども、13節委託料として4番目にあります、施設管理委託料100万円につきましては、これまで2名分計上しておりましたけれども、今回は中央公民館の管理人1人分の計上にとどまっているところです。

それから一番下にございます、耐震診断委託料ということで、今回、中央公民館の耐震診断を490万円計上しているところでございます。耐震改修促進法の改正に基づきまして、防災拠点建築物の耐震診断、それと報告が必要として義務づけられたところでございます。地域防災計画において、大規模地震等の機能継続が特に必要な建築物ということで、鉄筋コンクリート、あるいは鉄骨づくりにつきましては、昭和56年5月以前に着工されたものということで、本町におきましては、この中央公民館、これは昭和56年7月に竣工しておりますので、この対象になるということでの耐震診断を行うところです。

4目同和教育費を339万1,000円計上しているところでございます。

それから、197ページに移りまして、5目文化財保護費525万1,000円を計上しております。国県支出費の29万4,000円につきましては、元小峰菩提樹樹勢回復業務委託補助金ということで、国から2分の1の補助でございます。また、その他の財源でございますが、30万につきましては、平成31年度の地域伝統等保存事業に係る一般財団の地域創造からの補助金でございます。

1節報酬につきましては21万3,000円ですけれども、文化財保護委員さん9名の方の報酬でございます。

8節報償費、下の段の講座等指導者謝金でございますが、文楽講座、これまでの清和小学校の6年生と中学校1年生に対する文楽講座とあわせまして、今回、後継者育成のための一般向けの講座を文楽の里協会と共同で開催するための予算を計上しているところでございます。

次の198ページをお願いします。

13節委託料です。新八代屋図面作成等委託料40万9,000円を計上しております。今後、外壁などの改修をしていくための図面作成、概算工事費の作成業務を計上しております。そしてその下には、元小峰菩提樹でございますが、これの樹勢回復業務の委託59万円を計上しているところで、元小峰菩提樹につきましては、昭和39年に指定した文化財でございますけれども、樹齢が230年経っていながら、これは10年ほど前から腐食が進行しておりまして、また、台風の影響等で幹の一部が折れて倒木状態になっているところですので。今回折れている部分の切断と、ひこばえと言われます根元から出る枝ですけれども、こうしたことが原因によって腐食している部分の剪定をする作業を行うところですので。

それから、19節負担金及び交付金のうちの2列目、伝統文化保存会助成金29万円につきましては、清和文楽人形芝居保存会を含め、目丸盆踊り保存会など、計10団体の保存会に対しまして助成金を交付するものです。

それから、文化財保存整備事業補助金139万8,000円につきましては、県の文化財保存事業によりまして、清和文楽人形芝居のうち、今回は神霊矢口渡等で使います頓兵衛の頭ですとか絵本太閤記に使います光秀の衣装等、それからそのほかの道具等一式の新調に係るもの、これが大体125万3,000円ほどかかりますけれども、これを県の補助を使いながら事業を実施するところがございますし、また、このほかにも地域伝統芸能等保存事業、先ほど財源内訳のほうで申し上げましたが、地域創造という一般社団法人からの補助を使いながら、三番叟の2体、あるいは傾城阿波鳴門に使いますお鶴、こうしたものの衣装一式を新調するものでございます。これは、総事業費が62万7,000円のうち財団からの30万円の補助を受けながら事業を進めます。

あわせて、唐傘松保存事業の松くい虫防除事業ですとか、あるいは新八代屋保存事業で外壁のしっくい仕上げ等に、これは49万8,000円補助に対する2分の1の補助をするところがございます。

それから199ページのほうに移りまして、6目文化財保存活用事業費2,104万2,000円を計上しております。国県支出金1,047万円に対しましては、文化的景観保護推進事業の通潤橋・五老ヶ滝周辺整備活用基本計画の作成のためですとか、あるいは通潤用水上井手整備事業に関する文化的景観保護推進事業の国の2分の1補助、それから国の天然記念物ゴイシツバメシジミに関する天然記念物研究調査事業の国からの2分の1補助でございます。また、その他の500万円につきましては、ふるさと納税を充当しているところですので。

13節委託料、通潤橋・五老ヶ滝周辺整備活用計画基本設計等業務委託料1,434万4,000円につきましては、これは文化的景観保護推進事業で文化庁の2分の1補助を使いながら、通潤橋復旧後の周遊路とサイン標識の見直しを行うこととしております。通潤橋や文化的景観だけに偏らずに、道の駅周辺を含めた一体の整備計画、山の都のほうでも進めておられますブランドデザイン等と協議しながらですね、この事業を進めていきたいと考えているところですので。

また、その下の天然記念物分布調査委託料236万5,000円につきましては、国の天然記念物ゴイシツバメシジミの生息、そしてゴイシツバメシジミが幼虫のときに食べますシシンランという花

でございますが、この生育、これらを調査して報告書を作成する業務でございます。

19節負担金及び交付金243万9,000円につきましては、通潤用水上井手整備事業補助金でございます。白石地区でございます場所に朝寝開きという場所があるんですけども、そちらのほうでの用水路を整備するもので、通潤地区土地改良区に交付をするものでございます。

8目清和地区館費656万3,000円につきましては、移設報酬で図書館非常勤職員の1名分の報酬でございます。

ページめくっていただきまして、201ページの15節工事請負費57万3,000円につきましては、今回、消防施設点検時の指導がございまして、高压気中の開閉器を取りかえる必要があるということで、清和集落センターの開閉器を取りかえるものでございます。

それから、9目蘇陽地区館費807万6,000円を計上しております。1節報酬につきましては358万1,000円、これは非常勤職員2名分の報酬でございます。

続きまして、203ページのほうをごらんください。

10目図書館費でございます、2,393万8,000円を計上いたしました。1節報酬、図書館協議会11名分の報酬、委員さんの報酬でございます。その下につきましては、本館の非常勤職員3名分の報酬でございます。

ずっとめくっていただきまして、205ページをごらんください。

中ほどに、15節工事請負費です。図書館駐車場整備工事費470万円、それからその下に看板設置工事34万3,000円ということで、平成30年度の予算で本館進入路の左側用地を購入したところでございますが、その用地を駐車場用地として整備する工事でございます。

それから、11目矢部高校応援事業費700万円を計上したところです。これにつきましては、400万円の財源としては、その他のふるさと納税を充当しております。19節負担金補助及び交付金、一番上の矢部高校に進学した助成金620万円を計上して、本年度も入学支度金、あるいは2、3年生への進学者への教科書購入助成、下宿助成金、バス通学助成等を計上しているところでございます。

それからめくっていただきまして、206ページです。

12目地域学校協働活動推進費214万9,000円を計上しております。国県支出金の60万7,000円につきましては、国県合わせて、この事業に対する3分の1の補助でございます。事業自体は二つの事業がございます。地域学校協働活動推進員配置事業と言われるものと、地域未来塾、これは30年度に引き続いての事業に要する経費でございます。

13目通潤橋保存活用事業費118万5,000円を計上いたしました。13節の委託料48万1,000円につきましては、通潤橋電磁探査委託料ということで、昨年5月に崩落いたしました通潤橋の右岸側の石垣の法面に、今回、中のほうの内部の積み方を確認するために、レーダーを照射して、その解析をする業務でございます。

次に、5項保健体育費でございます。

1目保健体育総務費801万5,000円を計上いたしました。1節報酬92万円につきましては、スポーツ推進委員23名の報酬でございます。

次の208ページ、2目体育施設費1億2,886万5,000円を計上しております。国県支出金の196万9,000円につきましては、二つの施設でございますが、耐震診断を行うための国の3分の1の補助でございます。また、地方債の6,920万円につきましては、中央プール、それから高齢者生涯活動センターの解体工事に伴う過疎債の分でございます。その他の126万7,000円につきましては、体育施設等の使用料でございます。

209ページのほうにいただきまして、13節委託料です。4段目にありますが、中島・清和体育館耐震診断委託料1,070万円でございます。中島体育館につきましては昭和46年築、それから清和体育館につきましては昭和41年築ということで、先ほど申し上げました耐震診断の必要があるということで、この1節を計上するものです。またその下に、総合体育館建設地質調査委託料1,000万円、それから総合体育館の建設用地測量委託料2,000万円につきましては、中央グラウンド横に伴います10カ所当たりの貫入地質調査試験料、それから測量のほうにつきましては、同じく中央グラウンド周辺に係る用地のところの測量委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、3段目にあります、中央グラウンド隣接埋立地敷均重機借上料520万円につきましては、中央グラウンドの南側、県道南田内大臣線から町道の長原後谷線、下に下って行くときの右側に山積みしてあります土砂でございますが、これは平成28年の震災ですとか6月の豪雨のときの災害現場からの発生土、これを積み上げて、そこに仮置きしている状況でございます。今回、それを重機によって敷ならしすることで造成をしていくと、一つの造成につなげていくものでございます。

それから、15節工事請負費、御岳グラウンドナイター改修工事217万3,000円につきましては、御岳グラウンドのナイターボックスの前の扉が今ない状態ですので、こうしたことから開閉機能をするものの引き込み板の改修、それからナイターの水銀灯の玉替え、それから安定器等の取りかえ補修を行うものでございます。

次のページでございます。210ページに移りまして、中央グラウンド隣接埋立地暗渠工事でございます。20万2,000円です。先ほど申し上げました重機敷ならしをしたときの排水のための暗渠管を敷設するものでございます。その下、中央プール等解体工事6,929万3,000円につきましては、中央プールと高齢者生涯活動センターの解体工事費でございます。浜町体育館トイレ改修工事62万1,000円につきましては、男子、女子、それぞれ1基ずつの和式のトイレを洋式へかえる工事でございます。

3目清和地区体育施設費1,846万6,000円です。

211ページのほうに移りまして、15節の工事請負費です。1,480万円につきましては、朝日体育館の改修工事を行います。屋根の防水工事を全面行いますし、また、据え置きタイプのトイレを設置しながら、また、正面玄関のスロープの取り付けを行う工事でございます。

4目蘇陽地区体育施設費495万8,000円につきましては、後ろの212ページのほうに移りましてけれども、15節工事請負費として81万6,000円を計上しております。これは林業者等健康増進施設トイレ改修工事、同じく男子、女子、それぞれ女子は4台、男子は2台あるんですけど、それぞれ1基ずつを和式から洋式へ改修するものでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9款教育費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** かなりボリュームがあるので、何て言うか、はしょられた部分もあるかというふうに思っているんですが、まず、いろんなどころ、もちろん学校とか公民館とかにピアノがあって、ピアノ調律っていうのがちょこちょこ出てくるんですけども、特に公民館あたりに置いてあるピアノについては、調律も必要なんだろうけれども、本当にほったらかしになっている部分もあり、もちろん学校が閉校になったものが動かしてあるものもあれば、地域の方からの寄附のものもあるようです。そういったものの、もう一回調査と言いますか、使えるもの、そして使える環境にあるかどうかということを精査していただきたいなというふうに思っています。

182ページの清和文楽鑑賞料は、確認ですけども、先日申しあげましたような卒業文楽公演とかその他にも鑑賞料というのがどのあたりでこう発生しているのかお尋ねします。

それから191ページのふれあいコンサート委託料は、これは時の橋という御確認ですけども、よろしいでしょうかということです。

それから193ページ、下の委託料13番のところなんですけれども、公民館費のところですね。IT講習会業務委託料が110万出ております。これは例年行われているようなパソコン教室という意味でしょうか。

それから、ここに同様にありました、昨年まで英会話の業務委託料、市内の業者さんにお願ひされてましたね。その利用人数がやっぱり少ないということもあったのでしょうか、この項目が消えましたけれども。先ほど御説明のあったやっぱりALTも学校教育の部分だけではなく、何かそういった工夫ができないか、やっぱり30万円も出して雇っておりますので、何かこう工夫がいただけなものかというふうなところをお伺いいたします。そんなところです。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 先日、吉川議員がおっしゃいましたように、2月の末に行いました清和文楽鑑賞事業のほうの費用について、小学校費の学校振興費の中で1人当たり380円の鑑賞料を185名分で組んでおります。こちらの185名の対象者は、清和小学校以外の6年生の小学校児童及び清和小学校全員ということで組んでおります。

私のお尋ねはこれだけだったんですが、ALTについて御説明いたしますと、御相談がございましたので県の国際課のほうに確認しましたんですが、うちのほうに派遣していただけてますJETの先生方を学校教育以外のところで先生方が講師としてされた場合には無報酬でしていただかなければいけない状況がございます。私どものほうでお支払いしているお給料の中での学校の授業の外国語指導につきましては、その中の範囲でしていただくということになりまして、たとえ教育委員会の生涯学習課という別の事業になりましても、そちらのほうの事業に携われて報酬を得られることはできないという回答を得ております。

じゃあ学校教育の中での配分でどうだろうかということになるんですけども、実際、新学習指導要領の中で3年生以上が外国語活動ということを携わってくるような時間数がふえている状況の中では、付帯でも今、清和蘇陽地区が今度休校になりますけれども、小学校中学校を回る時間数がちょっと足りない状況もございますので、その報酬の範囲の中での教室への御協力ということはちょっとできないかと考えます。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 初めにお問い合わせがありました、ピアノ調律の件でございますが、馬見原公民館、それから中央公民館にはまだ2台あるんですけども、そのピアノの調律につきましては引き続き継続して行っていくところでございますが、事業としましてはピアノ教室ですとか、あとは文化祭のときの練習とか、そうしたことで使われておりますので、引き続きこれは実施したいというふうに考えているところでございます。

それから、ふれあいコンサートの件でございますが、これは学校教育課のほうでも70万円ほどスクールコンサートとあわせて、ふれあいコンサートは一般向けのほうで夜やっている事業でございますけれども、引き続き、公益法人時の橋のほうに委託しながら、質の高い音楽を町民の皆さんに提供を今後もしていきたいというふうに考えているところでございます。

もう一つありました、委託料のIT講習会につきましては、議員おっしゃられたとおりに、パソコン教室の意味でございます。平成30年度は20名ほど参加がございまして、2コースほどこれをやったところでございまして、引き続き継続してやっていきたいと思っております。この事業自体は、旧の矢部町時代から継続してある事業でございますが、いろんなワード、エクセル、パワーポイントソフトのコースを使いながら講習をやっていきたいと思っておりますし、最後ございました英会話教室につきましては本年度事業を廃止しているところでございます。英会話教室自体は、私どもが考えるところでは、生涯学習を全面に推し進める中で大変重要という事業というふうに認識はしているところでございますけれども、町財政的なものを考慮しながら平成30年度から町が取り組んでおります事務事業の見直し等を考えたときに、どうしても何らかの事業をちょっと見直す必要があるということから、この3年間の教室の参加者が12名、14名、13名とか少し少なくなってしまった部分がありますので、一旦、31年度はこの事業を休止してみるという方向を決定したところでございます。その年度、31年度以降はどうするの、なくなるのかということは、31年度につきましては、例えば英会話教室とかIT講習会を交互にやるんですとか、また、そのIT講習の中に英会話教室を入れ込んで授業をやっていくとか、または、例えばでございますが、新たな講習としまして日本語力を高めるための漢字能力検定試験の受験者への助成を行うなど、もちろん多様な考えの中から講座等を絞り込んでいきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 御説明ありがとうございました。

ALTの活用については、もうちょっと工夫をしていただきたいなと、ぶち切り型ではなくとか、もう使いませんということではなく、地域に住んでいらっしゃるの、もうちょっと柔軟にお話ができればいいんじゃないかなというふうに思ったりしています。

それから英会話については、やっぱり課長、係長ともに現場にいらっしゃる、私ちょっと英会話を受講したんですけども、本当に和気あいあいで、こういう機会はない、終わるのがとっても残念ということなんです。何とかいう形で吉川さん続けられないんでしょうかねっていうふうに、人数は少ないとはいえ、やはりこの町の文化力としてはとってもいい環境というか、やっぱりこの町でもお互いに知らない人たちがそこで集って、同じ目標に向かって意識を高め合うっていう生きていく生涯学習という中の人生のモチベーションという意味では、もっとやっぱりサポートしていただきたい、人数が少ないからじゃなくて。

そしてIT講習会のほうも、矢部町時代からとも言われたし、清和でも昔からやっているけれども、私が見たところ、やっぱり利用者は限られているんじゃないかなというふうに。何回も繰り返しやっという方がいるので、そこらへんの見直しも何か必要ではないかなというふうに考えております。

ピアノの調律については、調律をしなくていいというふうな何か御理解だったように、今、答弁を聞いてて思ったんですが、そういうこと言っているのではなく、されてなくて放置されているがあるので、そういったところもきちんと調べていただきたいというふうなお話を申し上げました。

もう一つちょっと質問ですけども、通潤橋案内ボランティア、保険料が出ております。今、何人ぐらいいらして、これも高齢化によってすごく今人材が不足しているというふうに聞いておりますので、この対策はどう考えていらっしゃるのかお伺いします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 通潤橋案内ボランティアの方々におきましては、現在約20名の方で、秋口にあります小学5年生を対象とした社会科見学同行の中でボランティア活動をされております。この方たちも非常にだんだん高齢化が進んでおられますので、このボランティアの募集を今年度、昨年秋ごろにやったところがございますが、なかなかその募集の担い手の方がいらっしゃらないのも現状でございますけれども、そうしたボランティア活動をすることの意義、こうしたものをまた町民の方にも周知していきながら、ボランティアの方々の育成にも努めたいと考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質問ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 学校同和教育費についてですが、私、昨年、この辺について質問をいたしました。私が質問したからなくなったのかわかりませんが、解放奨学金というのがなくなっております。これが、まさか助成金の名前がかわったということはないと思いますが、私が言いたかったのは、奨学金の種類が返さない奨学金と返さないでいい奨学金があるというのがおかしいって、そういう差別をしていいもんかどうかというのを去年言いたかったわけで、ことしもう言いたいんですが、奨学金制度というのは、所得に応じてとか、今はわかりませんが2、3年前まではおばあちゃんが高校生を2人学校にやっという家庭があったりしたんですよ。そういったところを返さないでいい奨学金であったりすることもあるかとは思いますが、所得に応じて

奨学金というのはあっていいものだと思います。そこの地区に応じて奨学金を返さなくていいというのはおかしいんじゃないかというのが去年の話で、ことしもそういうふうに思います。なくなってるんで、それを考えられて奨学金制度、返さなくていい奨学金、解放奨学金というのが去年ここに載ってたんですけども、それがなくなったのは同感なんですけれども。

それから関連して、同和関係ですけども、91ページに部落解放同盟補助金というのがありますね。これ、昨年、たしか藤原議員が聞かれてましたよね。答えが山都町独自でこれをやってますって。それをこの場で審議したはずで、またことしも同じように載っているというのはいかかなもんか。それから私が思うのは、いろんなどころに同和というのが出てきますけれども、大体総額で幾ら使っているのか。もしそういうことを教えていただければ、後学のために教えていただきたいと思いますが。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 昨年、矢仁田さんから御質問いただいて、私のほうがうまく説明をできなかったところですよ。実は地域改善対策進学助成金とこの度項目を載せておりますのは、従前から地域改善対策進学助成金ということでの対応をしておりました。ただ、予算書のほうが解放奨学金というまま載せておりました。この地域改善対策進学助成金というのは、合併当初から交付要綱をつくりまして、旧同和対策事業特別措置法を基本に、法律が期限を達したんですけども、差別に対する、それに対抗する教育の充実を図るという目的で、町の責務としてこの要綱を定めながらこの助成金を用意してきたところですので、昨年、私のほうがうまくこの奨学金についてはこういう要綱の助成金ということが御説明できなかったのも、そちらのほうは本当に申しわけなかったと思います。予算的には合併当初からこの助成金の制度ということで行っているところですよ。昨年、御質問が上がりましたので、要綱の名称にあわせて変更させていただいているところで、内容の変更があったものではございません。

済みません。矢仁田議員と訂正させていただいてよろしいでしょうか。失礼しました。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 同和教育費に対するの予算は91ページにも補助金とかありますけれども、総額で幾らかというのは、ここではちょっと合計していませんのではっきりわかりませんが、部落解放同盟ではなく、町の同和教育推進協議会の事務局をうちの生涯学習課のほうで担っている関係から御説明をしたいと思います。

町のほうで同和教育推進協議会を進める上におきまして部会がございます。その中で構成としましては、就学前部会ですとか学校同和教育部会、それから社会同和教育部会、行政同和教育部会、事業所同和教育部会と、この五つの部会を構成して町全体で同和教育を推進していく中で取り組んでいくところでございます。その中で160万円の補助を使いながらやっているところですけども、具体的には先ほど91ページにほうにありました人権センターの補助の中にもあります補助金ですとか、それぞれの部署ごとの課の中で補助金が計上されているものでございますけれども、総額につきましては、ちょっとここでは計算しておりませんので、後ほど御報告したいと思います。

○議長（工藤文範君） 4番、矢仁田秀典君。

○4番（矢仁田秀典君） 総額については後ほどしっかり教えてください。

さっきの話で、学校教育課長の話でいきますと、解放奨学金の名前が地域改善対策進学助成金だったということですね。ということは、内容的には同じのまんまということですね。戻さなくていい奨学金という話ですよ。私はそれが差別的でおかしいって。それ以外の地区の人は返さないかんわけですよ。さっきありましたよね。ほかのところで奨学金がありますけれども、それは返さないかん奨学金ということですよ。家庭的に所得が少ないとか何とかで、奨学金制度が、もし返さないでいい奨学金制度があるのであれば、そういう家庭は全部せないかんんじゃないかと思うんですよ。さっきちょっと言いましたけれども、お年寄りが子供を育てるところもあるんですよ。親の都合でおじいちゃん、おばあちゃんが子供を育てると、そういう家庭もあるんですよ。そういうところ、本当は返さなくていい奨学金の制度があるべきであって、私は普通は、何というか、所得の少ないところ、家庭的に大変なところに奨学金制度を充てるべきであって、返さないでいい奨学金というのがもともとあるとしたら、その地区とかそういう部分ではおかしい、そういう差別をするのはいかなもんかって思うんですよ。だから、去年もそういう話をしました。ことしもまたそういう話をしてるんですけども、全然改善されてない。だからもう一つ、藤原議員が去年おっしゃたのも、全然改善されてないじゃないですか。ということは、この議会は何のためにしよってですかという話にしかならないんですよ。おかしい部分は改善すべきでしょうと質問して話をしているのに、改善されてないんだったら議会の意味がないじゃないですかと思うんですよ。いかがでしょうか。教育長にお答えをしていただきたいと思いますけど。

○議長（工藤文範君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 結論から申しますと、今の制度と申しますか、要綱に則った精神で今年度も予算を計上させていただいているというのが現状でございます。昨年度の議論ということでございまして、申しわけございません。不案内ではございますが、この設置の趣旨はやはり長年にわたる部落差別に伴う被差別状況にあったこと、その解消を目指すための特別措置法時代からの措置によって対応がされて、結果的には就労でありましたり、就学がより積極的に保証されるような制度として成り立っていると認識しております。また、その精神のもとで行政がその責務を負うべきということで、現在もその要綱を残して支援に当たっているということだと思います。今後についてでございますが、申しわけございません、去年も議論だったということでもありますので、申しわけございませんけれども、今後につきましては関係者とまた協議をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（工藤文範君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時03分

再開 午後2時11分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 名前が出ましたのでちょっと質疑いたしますが、今の件ですが、同和対策の法律は三、四年前に施行したかと思えます。その後、文部科学省か何かから通達のようなのが来て、まだ依然としてそういった部落差別は解消されていないというようなことで、引き続きそういったことをしていってくださいというようなことが行政にも来たかと思えます、通達が。通達ですので、先ほどおっしゃられた法的な拘束力はあるかないかというような問題と、私もまだ、部落差別は私はほとんどなくなっているんじゃないかなというような気がします。でも、やっぱりそれは当事者たちの考えもありますので、いろいろ難しいかと思えます。人権教育はもちろん進めていかなければならないというふうに思っておりますが、その法的なことと、それからあと1点、同和教育の中で委託料の集会所管理委託料と出ていますね。この集会所がどこなのかということですね。その集会所がどこか、地区の公民館なのか、公民館があるところがよくわかりませんが、その2点をお尋ねしたいというふうに思えます。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 先ほどの矢仁田議員からの御質問と藤原議員の御質問にあわせてお答えしていきたいと思えますけれども、先ほど御説明した要綱で山都町地域改善対策進学助成金交付要綱といいますのは、合併当初から山都町でできておりますけれども、この助成金交付に至りましては、旧同和対策事業特別措置法、こちらが時限立法で昭和の時代に時限が切れたものだったと思えます。

この法律が切れるときに町の責任として、先ほども申し上げましたように、差別に負けない子供たちをつくるということで、同和対策事業特別措置法を引き継ぎながら助成金を導入したところで、これの名前が解放奨学金ということですとずっと続けてきましたので、その名前が返さないでいい奨学金というような形でちょっと誤解を招いたところがございます。

今回、名称を変えさせていただいたところなんですけれども、実際、奨学金については、町の奨学金のほうでは確かに返還を求めています。ただ、小中学校におきましては、生活に困難な世帯がある場合には、こちらの小学校費と中学校費の学校振興費の中で設けておりますけれども、就学援助ということで認定をしながら、先ほどから矢仁田議員のほうから御説明があつております、そういう厳しい世帯の方々には同じような助成のほうの対応をしております、そちらのほうに例えば給食費でしたり学用品費でありましたり、修学旅行費などの補助もやっているところです。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 御質問にありました13節委託料の集会所管理委託料につきましては、中尾集会所——中尾公民館の集会所でございます。中尾公民館長と例年契約をしているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今いろいろ御説明いただいたり御質問があったりしている中身については、やはり説明が不足しているのではないかなというふうに思います。きのうも部落差別をなくすためのアンケート調査についても御質問がありまして、本当に厳しい状況だったころに比べれば、確かに差別は見えなくなっている現状があるけれども、果たして10年前から調査統計上としてどうかと、特に心理的なものはどうかということの変化をきちんと見るために、私はされるものだというふうに思っています。結婚するとき、就職をするとき、そのようなときに顕著にあらわれるという数字が前のアンケート結果でもたしか出ていたと思いますし、最近、土地に対してのいろんな偏見、あそこは差別部落ではないのかということのを先に調べて、何て言うんですか、資産価値が下がるとか、そういう意味合いのことでもありますし、地名総鑑という大変差別的なものも今でもあるという現実を踏まえた上での、やはり差別はなくなっていないんだってという認識の上で立って、いろんな施策をされているというふうに私は思っております。

ただ、そういうことに対して、住民の皆さんも、私たち議員も、それから役場の職員の皆さんも、歴史的なこととか本当に今までなぜこういう対策事業がされてきたかとかいうことについて、再度何か見えなくなっている現実がある中で勉強し直すということが大事なんじゃないかなということのを提起されたように私は思って聞きました。その辺も同和教育に関する研修の中できちんと、前も何か御意見ありましたけれども、行事消的でない研修、本当に理解が深まる、差別がなくなる方向に行くための研修として、このお金をしっかり使っていただきたいというふうに思います。

別のことですけれども、質問します。フッ化物洗口の薬剤費のことが書いてあったのは、何ページだったですかね。濟いませぬ。ごめんなさい。174ページに、濟いませぬ、フッ化物洗口の事業、薬剤費として需用費に書かれています。これ薬剤費だけですので、お薬代だと思いますが、これが導入される時に、まずとにかく親さんに同意書を取ると。毎年きちんと説明をして同意書を取るとのこと、それと教職員の負担は一切かけませぬということ導入されたと思いますので、これの何て言うのかな、希釈したり、子供たちにさせるに当たっての、そういう人員配置的なものの予算はあるのですかということが一つです。それと、何でこんなことを聞くかということ、先生方の超過勤務負担軽減ということ、働き方改革がされるということ、働き方改革についても具体的に進めるという先日の教育長の御答弁がありましたので、ちょっとでも先生方の負担軽減にきちんと寄与していただきたいという意味でお尋ねします。

その働き方改革のもう一つとして、県では留守番電話対応をするようにということが出されていると思いますが、その予算はないように見えますが、どのように進められるのかということ。

それと、図書館関係で、図書館ホールの管轄も生涯学習課でしょうか。図書館ホールの利用については、とてもいい上映施設で、コンサートとかをするにもとてもいい音響施設があるというふうに聞いていますが、その利用促進というか、利用の状況、いろんな方にたくさん有効に使っていただきたいと思いますので、その辺をお聞きしたいと思います。だから、図書館ホール運営についてはどのようなお金が使われているのかということです。

先ほど、そよ風パークのトイレの改修のときにも言いましたけれども、今回もいろんな体育施

設のトイレ改修が予定されています。せっかくされるのであれば、先ほども言いましたけれども、赤ちゃん連れでも入りやすい、ベビーベッドもちゃんと置いてある、今回の予算ではもうできないというのはわかっておりますが、これから先のそういう改修をされていくに当たって頭に入れていっていただきたいので申し上げますけれども、車椅子でもオストメイトも子供連れでも対応する、そういうトイレにするということを頭に置いてもらって、予算とか改修の計画を立てていただきたいと思いますので、今回はお金の額を見れば、そこまではできないかもしれませんが、工夫をしていただいて、例えば赤ちゃんを座らせておく椅子がありますよね。あれをちょっとでもつけてもらえないとか、そういうふうにはできないかというお尋ねです。

済みません、たくさんですけど、よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** フッ化物洗口につきましては、27年度から実施を行っております。施行のほうから、30年度に全小中学校で親の希望によるフッ化物洗口の実施を図りました。西田議員がおっしゃいますように、フッ化物洗口事業薬剤費というふうなこの消耗品は薬剤費と、あとはうちは紙コップで実施することにしておりますので、そういった消耗品類の経費について計上しているところです。

こちらのフッ化物洗口事業につきましては、保健サイドと一緒に、保育園もあわせて導入をしているところなんですけれども、実際、希釈であるとか薬剤の準備につきましては教育委員会の職員が学校現場に行きまして行っているところがございます。先生方へは、子供さんへの対応の御協力を今いただきながら洗口をやっているところです。

こちらについては、議員がおっしゃいましたように、年度ごとの保護者の希望はどうしているかというところを今年度ちょっと整理しましてフローチャートをつくりました。在校生に係る希望調査につきましては、現在の小学校、中学校の在校生に希望調査票を全て配付しまして、それを整理しながら、新年度にきちんと毎年毎年、どの子が実施し、どの子が実施しないという名簿をつくることにしております。あと、新入学児童につきましては、小学校新1年の就学時健診のときに、保護者に説明と希望調査の配付を行いまして、あわせてそちらのほうを教育委員会と学校と二重チェックしながら漏れがないように名簿をつくるということで、今回申し合わせができているところです。

次に、留守番電話の対応につきましてはですが、現在のところ予算化はしておりませんが、各学校のほうに留守番対応が必要な状況であるかということの校長先生方への聞き取りを行いながら、現在、留守番電話の設置自体が山都町の学校でまだちょっと効果的なのかどうかという検証ができておりませんので、その後、校長先生たちと学校現場の状況を考えながら、設置のほうを検討していきたいと考えます。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お尋ねがありました図書館ホールの件で少し御説明いたします。

図書館ホールにつきましては、図書館の1階の部分にあるところでございますけれども、大変よ

い施設というお褒めの言葉をいただいたところでございますが、上映会室は大体例年30回ほど、よい映画を観る会のほうで上映会をされているところでございます。また、その他にもさまざまな講演会、例えば本課で行っている授業なんかでも、例えばボランティアの方でございますが、読み聞かせの会など、それからクリスマスですとか、さまざまな生涯学習に伴う事業も展開しておりますし、また、矢部高校あたりでも、いろんなグループ討議なんかの会場としても利用されているところでありますし、山の都創造課が所管いたします食農観光塾あたりでも、そうした講座、イベント、教室をされて、多くにこのホールを利用されているところでございます。

図書館ホールにつきましては、そうした施設の状況から見て、あさぎり町のほうからも、先般、視察に町長も含めて御来庁されました。そして、どうしてもこうした施設が欲しいからと、今後、整備していきたいということで視察をされているところでございます。

図書館ホールにつきましては、今後さまざまな文化イベント行事等も含めながら、大いにこのホールを使用して、また、されていってもらえばというふうに考えているところでございます。以上です。

それからもう1点、トイレの改修関係でありましたように、議員おっしゃいますように、ベビーの対応ですとか車椅子、子供連れ等の対策を兼ねた、そうしたトイレ等も頭に入れてということでもございました。今回、うちのほうで二つの施設等につきまして、トイレの改修、和式から洋式へということでもございますが、町が抱えております27の町民体育館、町立体育館について少しずつでもこうした利用者の方の利便性を図るために、少しずつでも施設改修をやっていくところでございますので、先ほど議員がおっしゃいましたことなんかも考慮しながら、施設の改修に当たっていければと考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 13番、藤澤です。

207ページの、私スポーツ推進委員さんについてお尋ねをいたします。先ほど23名というような話が出ました。これ、23名は地域割りなのか、自治振興区単位ではちょっと少なすぎるし、どのような区割りか何かでしてあるのかわかりませんが、その辺はどのような形で23名という形になっているのでしょうか。その辺を教えてくださいというふうに思います。

実は、10月に町民スポーツ大会というのがございますけれども、その中で非常に準備から片づけ、いろいろ大変だということは十二分に承知をしておりますけれども、自治振興区でこのスポーツ大会に参加できないところがございます。これは私のそばでございますけれども、緑川・木原谷自治振興区は、このスポーツ大会に参加はしてございません。

ただ、これを見ますと、スポーツ推進委員というふうになっており、昔の体育委員かわかりませんが、スポーツを推進して健康増進とか融和とか、そこら辺を図るのが目的だろうと思えますけれども、そのあたりがどういうあれになっとなるのか。特に自治振興区あたりでスポーツに参加できないところなら、かえってそこらあたりに推進委員さんたちを置いて、そこらあたりを普及するのが本当の姿じゃないかというふうな考えを持っておりますけれども、そのあたりはいか

がでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 207ページにありますスポーツ推進委員さんの23名の割り当てはどのようになっているかということですが、基本的に29の支部体協がございます。理想としましては、少なくとも支部体協ごとにスポーツを普及・推進するためにも各支部体協から1名ずつが望ましいところではございますが、そうした現状はございません。23名の中には支部体協から出ておられる方もいらっしゃいますし、女性の方もいらっしゃいますので、ある程度、希望されて、地区割とかではなくて、全町的に今は推進委員さんが配置、専任されているところの現状はあります。というところでございます。

それからもう一つの、町民スポーツ大会等に参加できないところもあるということですが、こちらのほうも、例えば町民スポーツ大会ですとか、支部体協対抗の町の駅伝大会、こうしたものも基本的に支部体協ごとのチームづくりから始まっているものがございます。それで参加できないところがあるということで、緑川体協からもそうでございますが、このほかにも矢部地区にもございますし、蘇陽地区にもございます。どうしても昔からの支部体協というのが旧町村時代からの体協をもとに形成されて、今も29のそれぞれの支部体協の組織の中でやるものですから、人口的に、例えばこの体協は2,000人から3,000人おらすような体協もあれば、本当に100戸程度とか何十戸程度で100人程度とかいうような支部体協もあります。そこ辺の編成につきましては、ずっとこれまで14年間こうした山都町はこのような組織なんですけれども、その組織編制というのも考えてみようかなと思いついたときもあったんですが、やはり体協というのは地元から昔から形成されたその支部体協という意識づけがありますので、これもなかなか難しい部分もあるかなというところでございます。できる限り、町民スポーツ大会等につきましても、一人でも多くの参加ができるような形のことを今後も進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 前向きなお答えで大変いいんですけれども、今、少子高齢化がずっと続いていまして、非常にお年寄りが多くなった段階で、何かにつけてみんなが寄るといのがなかなか少のうございます。このスポーツ大会を含めて、いろいろな行事とか何かにも参加するところが非常に活気があるような気がいたします。木原谷、緑川地域も非常に少子高齢化が物すごく進んでおります。地域に当たっても、ここは違う話なんですけれども、最近になってからも、地域は緑川ということになっておりますけれども、年老いて境もわからんと、境も切りきらんというようなことがほとんどのところでございます。そういうことも含めて、やっぱりスポーツ大会あたりも、そこら辺が参加できるような形式の、今ほとんどゲーム方式になっておりますけど、それもまた一考していただいて、お年寄りも参加する、そういうことも必要だろうというふうに思いますので、今後ぜひそのあたりを考えていただければというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 199ページになります、文化財保存活用事業費の中の13節委託料で、通潤橋五老ヶ滝周辺整備活用計画基本設計等業務委託料の予算がついております。御説明の中では、五老ヶ滝周辺の遊歩道の整備というふうに伺ったかなと思うんですが、あのあたりの遊歩道の整備となりますと、山の都創造課、観光方面にも影響してくるのかなというふうに思っております、具体的にこのあたりどういうふうに整備を進められるのかというのがわかればお教えいただきたいのと、山の都創造課とどのように連携をとられながら進めていかれるのかなというところをお教えください。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 御質問ありました、この委託料でございますけれども、通潤橋を今年度までかけて補修工事をやるわけなんです、これとあわせて、これまで周遊といいましか、遊歩道あたりのところもまだ五老ヶ滝のほうに行く遊歩道あたりも欠壊してから通れなくなっている部分もあったりする中で、今後、将来に向けた通潤橋、そして通潤橋周辺のあり方、こういったものを探っていくために、通潤橋エリア、それから五老ヶ滝エリア、そして岩尾城エリア、そしてこれも道の駅周辺まで含めたところの周遊コース、周遊路、こうしたものを構築していくべきということから、うちのほうの文化財保存活用事業費の中で文化庁の補助を使いながら、2分の1補助なんですけれども、こうしたものを使いながら基本設計をやっていくということにしています。具体的にはうちの学芸員と、それから先ほどおっしゃいました山の都創造課のほうで協議をしながら、事業の進め方としては山の都が中心になるかと思いますが、学芸員の説明も受けながら、そしてこれを観光づくりにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** お疲れのところ済みませんけれども、素朴な疑問をお尋ねします。

御岳小学校が統合しますので、4月1日からの予算をずっと学校のを見させていただきました。学校の本体のほうは教材の充実ということで、別に問題ありませんけど、一つだけ聞きたいのは、給食の管理費のところ、7,800万から9,200万にふえております。学校は1校減ります。中身を見ると、食パンの運搬委託料も減っております。それなのに、それだけの数字がふえているということ自体を教えてくださいたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 飯開議員のお尋ねなんですけれども、こちら、確かに見たい目は給食管理費のほう、1,438万4,000円増額になっておりますが、実は昨年度、人件費のほう、職員給料7名で組んでございまして、本年度は9名で組んでございます。小学校の職員配置につきましては現在も9人でありまして、こちらのほうの人件費の増額分がこのような状況になっているところで、30年度と31年度の人員の配置は変わっておりません。

**○議長（工藤文範君）** 8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** これを見ると、給料が900万円、職員手当が580万円、共済が258万円、

すかね。そのように昨年よりもふえております。学校は1校減ったのに、これだけふえるというのが非常に私としては疑問です。やはり私は公立のことも言いましたけれども、こういうところが不思議なんですよ、私から見ればですね。予算ですから私は何も言いませんけれども、本当にわかるように、なぜこういうふうになるのかというのをですね。まあいいです、きょうは。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** なかなかちょっと説明が、済みません、下手で申しわけないんですけど、昨年度の人件費の中で、昨年度退職する職員がおりましたので、30年度に向けてその職員分の計上がカットになっていた分がございます。今年度につきましては、現在の人員数で組んでおりまして、その職員の小学校としての職員の人員は変更がありません。学校による配置の数は変わるかもしれませんが、小学校全体としての職員の配置の数が変わりませんので、このような結果、給与の予算の配置の差ということになっていくところなんです。

**○議長（工藤文範君）** 12番、藤川憲治君。

**○12番（藤川憲治君）** 8番議員に関連することですけれども、ただ今、学校給食のことでパンをやめるといふようなことで、パンの配送の人にやめていただくというふうな情報を私も聞いておりますけれども、それにかかわるところは米飯給食の増大ですか。その辺のところの答弁をお願いしたいと思いますけど。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 30年度までは学校給食のパンを熊本県パン協同組合から購入しておりまして、熊本県パン協同組合さんのほうが私どもの住民の方と委託契約をしながら配送を行われておりました。

今回、実際のところ、協議を重ねてきたところなんですけれども、うちの町の有機農産物の推進をするに当たり、米飯給食のほうがかかなり割合がふえてまいりました。学校給食のほうの献立を担当していただいている栄養職員のほうの御意見も伺いながら、だんだんパン購入の回数が減ってまいったのが昨今です。現在を言いますと、平成22年度から27年度まで月に平均で過去7回位あっておりました輸送回数が、29年度になると、それが大体3分の2程度になりまして、その中で1回当たりの配送料もかなり減ってきますので、委託費のほうも減額になってきているところです。あわせて、パンの購入というのが、やはり給食費にかなりウエートを占めてくるというところがありまして、栄養職員のほうから、メニューをなるべく米飯のほうのメニューに変えているところです。

ただ、子供さんたちですので、やはり月に全部が米飯ということでは、好み等もございまして、やっぱり楽しみ等もあるということで、じゃあパンをやめたら子供たちにとっての楽しみがなくなるのかもしれないというところでの協議を行いましたところ、給食のほうで手作りのパンができると。そうすると、手作りのパンはその場でつくりますので、温かいものが提供できるということで、今回、学校給食用のパンにつきましては、熊本県パン協同組合からの購入を取りやめたところです。

**○議長（工藤文範君）** 12番、藤川憲治君。

**○12番（藤川憲治君）** そうですね、課長がおっしゃるとおりでございますので、十分理解できましたので、別に僕はどうのこうのということではありません。ただ、8番議員がおっしゃったように、関連した質問をたまにはしなければいけないなと思いながら質問をしたわけでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 余り長くなつてはいけませんので、2点くらいちょっとします。簡単なことでございますけれども。この議会の当日、一番最初の初日の4日の日に、清和のグラウンドのゲートボール場の廃止ということの条例を出されました。その後、そこをどうするのかと言ったら、駐車場ということで話があったんですけども、今回、予算には全然そういったことは入ってなくて、そのままであればあそこも荒れ放題の草ぼうぼうになってしまうわけですね。グラウンドの草刈りは入っておりますけれども、ゲートボール場はそのままということで、どうなるかというのは幽霊が出るようなお化け屋敷になるような形かと思えます。その件が1点と、もう1点がこれもまた体育館のことでございますが、地域調査委託、また用地測量が2,000万と、1,000万、1,000万とこれは大まかな金額でなっておりますので、概略も何も計算上算定しておられるわけじゃないかと思えますけれども、用地関係につきましては、地籍調査があつた付近はまだ入っていないんですよ。そこあたりと一緒に地籍あたりとも話をしてもらわないといけないんですけども、特に地質調査あたりはどういうふうに考えておられるのか。また、建設課とも連携というのをどういうふうに考えておられるのかということをお聞きしたい。その2点をよろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 初めのお尋ねでございますが、清和グラウンドの跡地といいますかね、その用地の件でございます。これは、先般申し上げましたとおりに、駐車場用地として活用したいということで今後進めたいと思えます。ただ、予算的には今回計上しておらない部分でございますけれども、今あそここのところに、このままでいくと確かに草が生えたりするところがございますので、そうした除草等の管理についてはうちのほうで当分の間やっていくところでございますが、その間仕切りのところに1.5メートル当たりのフェンスがございますので、そこを計画的にはどちらか、真ん中か右か左かのあたりのところを、フェンスを何メートルか切って、そして下のほうにおりる口をつくって、そして駐車場用地とするところですけども、そこら辺にかかる予算的なものがあれば、早急な予算措置を取っていきたいと思っております。

それから、体育館につきましての用地、今回1,000万、2,000万ということで計上しているところでございますが、私どもの見積もった積算、積み上げた予算というのものは大体これくらいでありましたし、また参考として同市の業者あたりとの参考とした見積等を徴収した結果、同等の金額でございましたので、おおむねこのような金額で計上をしていくところでございます。

建設課とも、この件については協議をしているところでございますし、またありました地質調査につきましても、体育館を建設する用地の部分とあわせて少しその周辺も膨らませたところのポイントを今のところでございますが、10カ所程度の貫入試験を予定しているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 地形を見てわかるかと思えますけれども、山を切ってから切土のところに建てるという話もされておりますが、裏のほうはかなり盛土が実際出てきます。あそこは大体山で急傾斜的な形になっておりますので、一般的に盛土をしたときに、そこからの崩壊というのは必ず出てくる場所でございますので、ボーリング調査あたり結構しておかなければ、将来その敷地が壊れるということは重々考えられます。山の地形を見ても壊れる場所でございますので、そこあたり、かなりの計画の中でボーリング調査あたりを入れておかなければなりませんので、そこあたりは特に専門である建設課あたりの職員とうまく協議をしながら計画をしてもらいたいというふうに思っております。

それから、予算がないからということでゲートボール場のところが入れないと言いますけれども、どやんかせんと、本当、せっかくですから舗装をせんでも構わんですけども、入れるようには今のうちにしてもらいたいと思えますので、どうかお金を捻出してでも、そこらあたりの部分的な撤去というのはお金もほとんどかからないかと思えますので、そこらあたりは進めてもらいたいと思えます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 194ページの公民館新改築補助金、田所が519万3,000円とおっしゃいました。上限が新改築補助金は以前から200万円だったと思えますが、これの御説明をお願いします。

それから、205ページの図書館の駐車場の整備工事なんですけど、あそこは上り口の左側を購入されましたけれども、かなりの傾斜でございますが、どのような形態の駐車場をお考えなんでしょうか。それをお尋ねします。

それから、210ページ、町営プール他解体工事ということで、町営プールのほかに高齢者生産センターですかね、あそこを解体する工事費ということですが、高齢者センターのほうは福祉の分野ではなかろうかと思えますが、なぜに教育費で上げられたのかということと、この解体工事に関する何か補助等がありましたら、手当てがありましたらお知らせください。

それから、211ページの朝日体育館改修工事、どのような工事をされるのか、もう一度詳しく御説明をお願いします。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 順番がちょっとわからなくなりましたが、最初、思い付きから言いたいと思えますけど、田所公民館のところですね。公民館新改築補助金の

ところは、田所公民館が519万3,000円と、ほかの申請が上がってくるが見込まれる一般の200万円の補助金で719万3,000円を計上しているところでございますが、田所公民館につきましては、実は当初これは本当は文化支援団体という、いわゆる公民館自体がその公民館が登録、登記までされたような公民館であるんですけども、当初から、28年震災によって公民館の改修を、これを復興基金でやる予定にはしておったところでございます。ただ、公民館自体がその場所に建てるのではなく、そこはちょっと危険が伴うところがありましたので、違うところに建てたい。けども、違うところに建てるためには、復興基金としては本来はなじまないようなものでございます。ですので、協議をしていく中で、今回31年4月から始まります復興基金の創意工夫分というのがあるんですけども、その中で町の要望に応じて、それが認められたことによりまして、今回、田所公民館に係る事業費の約40%、これを施設改修費、通常の町がこれまで行っている地区集会所改修費の4割、これが519万3,000円でございますが、残りの半分を復興基金のほうでみると、創意工夫分でみると。残りの3割分が地元負担というふうなことでの取り組みが田所公民館でございます。200万については一般の分でございます。

それから、図書館駐車場の整備工事につきましては、先ほど申し上げたところでございますが、用地のところは今、敷砂利が敷いてあるような状況でございますので、ここに合材を打った舗装工事をやりたいと思います。台数としては5台程度が、切り返しの関係上は5台ぐらいがいいのかなと思っているところでございますし、出入りができるだけしやすいような駐車場にしたいと思っておりますし、また、その駐車場から上の図書館のほうまで上がり口を、階段を取りつけていきたいと考えております。また、これまで図書館の入口が見えづらい部分がありましたので、今回、山都町立図書館という看板を設置したいということであわせての工事をしたいと考えております。

それから、町営プールと高齢者生涯活動センターの解体については、活動センターについては福祉課の所管でございますけれども、同じところでございますので、これを合冊した工事をすることによって経費が落ちるということが見込まれますので、町営プールを所管するうちのほうで一括して解体工事を行うことで、先ほどありましたような通潤橋周辺の文化的景観を配慮したところでのことにつなげていければということで、うちのほうでは工事をするところでございます。

また、先ほどありました、朝日体育館の改修工事につきましては、説明のときにも申し上げましたけれども、屋根の防水、少し雨漏りがする部分がございますので、全面的な防水の屋根工事、これをやるということと、据え置きタイプのトイレの設置をするところでございます。現在、体育館の奥のほうが少し暗い関係で、段差が体育館にあります。そこを改修するために、また前面のほうにあったほうが良いということでトイレを設置するものです。あわせまして、正面玄関のスロープ取り付けを行うものでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** ありがとうございます。公民館の新改築補助金は多分そうだろうなと思いましたが、財源のほうでなかったもんですから、復興基金は充てられないんだなと思ってお尋ねしたところでした。財源は、ここに、特定財源の中に入れなくてもよろしいでしょうか。お尋ねします。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） これは、あれです。補助金としてやるものでございますので、出す分が519万3,000円の補助金ということでございます。補助金として出す分が519万3,000円ということでございます。

○6番（藤川多美君） 補助金の財源に特定財源があるのではないですか。

○生涯学習課長（工藤宏二君） いや、町の補助金分がこれだけでございます。ですので、ほかに復興基金の創意工夫の分は別にあるということです。

○議長（工藤文範君） 質疑の途中ですけれども、ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時58分

再開 午後3時06分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 先ほどは説明が足りずに申しわけありませんでした。お尋ねの194ページにあります、田所公民館につきましては590万3,000円でございますが、公民館の総事業費が1,298万3,000円かかります。建てかえでございます。これに対して町が従来からしております地区集会所補助金、これは今ありました590万3,000円、これ約40%でございます。これは単費として町から出します。残りの6割に対しまして、今回承認をいただきました復興基金の創意工夫分からその2分の1を、68ページに、款が違いますけれども、総務費の中で熊本地震復興基金交付金事業費の中の地区公民館再建支援事業補助金の中の、割ると389万5,000円が計上してありますが、ここから出されるものでございます。そして、67ページにあります、国県支出金の4,290万円ありますけれども、この中に389万5,000円分の復興基金の補助が入っているということでございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） それでは、災害復旧費を御説明いたします。

212ページをごらんください。

10款災害復旧費、1項1目現年度農業施設災害復旧費、9節の旅費のみを計上しております。

次に、2目過年度農業施設災害復旧費、予算額25億7,819万2,000円、内訳としまして、28年度災害分24億5,400万円、30年度災害1億2,400万円を含んでおります。特定財源その他でございますけれども、380万円につきましては、平成30年災害の受益者負担分でございます。

213ページに行きまして、賃金60万円、災害復旧に係る事務補助1名5カ月分でございます。

14節使用料及び賃借料142万2,000円、コピー及び車のリースでございます。15節工事請負費25億7,000万円、これにつきましては平成28年債未契約分899件分及び30年債の33件分を含んでおります。28年災害の予算につきましては、これまで28年度予算の事故繰越及び29年分予算の明許繰越約24億円ほどで対応しておりました。

なお、国の予算につきましては、自己繰越の再度繰越はできないということでございますので、県及び国のほうと協議しまして、新たに予算の貼り付けをお願いしたところでございます。その結果を受けまして、改めて平成31年度の当初予算で組み直すということで今回計上しております。

なお、28年債の発注状況でございますけれども、1,786件のうち契約済が887件、2月末までに完了しましたのが、うち384件、約20億分が契約済でございます。これまで4回の入札を行っておりますけれども、5回目の入札を本日12日から今週金曜、15日まで5回目の入札を行います。今回の入札につきましては、一般競争入札ということで、県内の業者さんのほうに参加が自由にできる方法でやっておりますので、今のところはその結果を受けてどうなるかということのみたいというふうに思っております。

次に、16節原材料費につきましては、工事に伴います農道についての生コンの補修であったり、砂利土のほうを計上しております。

次に、3目現年度林業施設災害復旧費30万円を計上しております。14節使用料及び賃借料30万につきましては、崩土除去に係る重機を予定しております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 次の項目について説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** 引き続きまして、公共土木施設災害復旧費について説明をさせていただきます。

214ページです。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目現年度公共土木施設災害復旧費です。本年度予算額366万円、全額一般財源となります。主なもので、使用料及び賃借料です。重機借上料として300万、これは災害発生時における応急的な土砂の撤去等に要する重機の借上料として計上しております。

次に、2目過年度公共土木施設災害復旧費です。4億6,722万円、これも農地災害等同様でございますが、28年債、29年債、30年債の未契約分を過年度債として計上するものでございます。特定財源で国庫支出金が4億192万円、これは国庫負担金となります。これが災害復旧事業債として5,210万円、一般財源として1,320万円となります。15節の工事請負費です。これは内訳ですけれども、28年債の未契約分が河川27件で3億円です。それから29災で道路4件、河川3件、工事費で4,000万、それから30災で道路8件、河川22件で1億2,000万円、合計で4億6,000万円を計上しております。

以上で、公共土木施設復旧についての説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については、一括して説明を求めます。  
総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、215ページをお願い申し上げます。

11款の公債費について説明いたします。地方債の償還に係る経費でございますが、元金分が9億61万3,000円、この件数につきましては148件分というところでございます。

次のページに行きまして、利子分ということで4,947万1,000円というところで計上しております。特定財源の4,800万円と、元金のところに4,800万ありますが、これにつきましては、町営住宅の使用料が3,260万円ほど、それから清和水利発電所の売電料として1,440万円というのが主なものでございます。

次に、12款の諸支出金でございます。基金の積立金として利子分1,000円を存目として計上しているところでございますが、9目の学校教育施設整備基金につきましては、旧白糸第一小学校分と旧白糸第三小学校分にプラス利子分というところでございます。廃校施設の有償貸付につきましては、残存価格により積算しました補助金相当額を積み立てていく必要があるというところでございます。白糸第三小、白糸第一小とも、あと30数年今後積み立てていく形になるというところでございます。

それから、218ページ予備費でございます。3,000万円ということで前年同額で計上いたしました。

続く219ページでございます。地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。表中の横の欄の3番目でございますが、前年度末現在高見込額というのは、30年度になります。現時点では87億7,070万ということで、一番下のところに書いてあるというふうに思います。それから、その右にあります当該年度中の増減見込みとございますが、これは31年度における増減見込みでございます。よって、右端の欄が31年度末の現在高の見込み額ということで約85億円という予測をしているところでございます。

次に、調書関係でございますが、220ページから221ページに関しては、債務負担行為に関する調書でございます。複数年にわたります契約等に基づく将来にわたる地方公共団体の債務を負担するものということで、18事業ございます。31年度の当初予算の時点では、合計の欄の中ほどにあります7億4,315万3,000円が将来にわたる負担の総額というところでございます。

続きまして、222ページから227ページですが、特別職、一般職の給与費の明細ということで掲載いたしております。議会への予算を提出する場合に、給与水準の適正化を図るために、予算書とあわせて提出する説明書の一つということで御理解をいただきたいと思っております。222ページから225ページまでは給与費の明細書、それから226ページから227ページまでは款項別の給与明細書ということになってございます。

最後の228ページをお願いします。

ここには、地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費ということで表示をされております。これは平成26年4月から消費税が5%から8%に引き上げられた際に、消費税を構成します地方消費税率についても、それまでの消費税率の換算で1%から1.7%に引き上げられました。この引き上げの趣旨というのが、増加が見込まれます社会保障経費への財源確保ということで、地方公共団体では、この趣旨を踏まえまして、この引き上げ分の地方消費税分を社会保障経費に要する経費に充てるということにされているところでございます。これを示したものでございます。平成31年度にかかります地方消費税交付金、いわゆる社会保障財源化分の金額は1億2,491万6,000円という表示がございまして、それに対しまして、本町の社会保障施策に要する経費は合計欄の36億8,391万7,000円となります。これから特定財源を引きました約25億6,000万円程度の一般財源に地方消費税の交付金が充てられるという構成になっているというところでございます。

続きまして、歳入のほうに移りますので、8ページを開いていただきたいと思います。

昨日からの歳入のほうで、特定財源等につきましては、それぞれの款で説明をいただきましたので、省略をしたいというふうに思います。また、説明以外の部分につきましても、主なものに説明をさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

11ページから12ページの12款までは地方譲与税、それから各種交付金ですので、この分につきましては省略させていただきますが、14ページの11款地方交付税につきましては若干の説明をしたいというふうに思います。今年度は53億円を計上いたしました。昨年度と比較で1億円の減額でございますが、31年度は段階的縮減措置の最終年度を迎えるということで、普通交付税の見込み額を50億とし、特別交付税を含んで53億円を計上したところでございます。その後につきましては、国費や県費にかかわるものでございますが、少し飛びまして、31ページお願いをしたいと思います。

17款の財産収入関係でございます。不動産の売り払い収入というところでございますが、済いません、まずは30ページの財産貸付収入の分でいきます。済いません。白糸第一小学校、第三小学校分、それから蘇陽支所の一部をJ A阿蘇、阿蘇森林組合に使用させる分が家屋貸し付けの主なものでございます。土地の貸し付けにつきましては、清和米生にあります阿蘇森林組合の木材の加工所、それから井無田の太陽光発電所分、そしてその下の行政財産分につきましてはN T Tの電柱敷地料等、それから普通財産の貸付収入は分譲地のN T T電柱敷地料、それから町有原野の関係につきましても清和地区の19件分を計上しております。財産の売り払いというところでございますが、31ページにございますが、分譲地分と町有林の間伐売り払いを上げております。一本木、鬼ヶ城、田小野音次郎の3団地の町有林を予定しております。

続きまして、18款をお願いします。32ページでございます。

ふるさと寄附金として5,900万を見込んでおります。若干説明をいたしたいと思います。平成31年度は寄附金額を1億円という見込みをしておりますが、寄附を受領してから返礼品ですとか、あるいは送料、人件費等の必要経費が5,900万円見込まれますので、今回は経費のみ歳出予算案として計上しております。その財源は寄附金を充てることとしております。今後、寄附額の実情

に応じまして、基金への積み立てを中心に考えているところでございます。

ふるさと寄附金につきましては、平成28年度のみ財源として充てているというところでございますが、それ以外は積み立てというところで、通常の寄附金でございますと、年間の実績に応じて積立金や財源としての活用を図りますが、ふるさと寄附金につきましては制度として経費が発生するというところでございますので、このような取り扱いを実施しているところでございます。平成30年度の2月末現在でのふるさと寄附金の残高は約1億円ということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、19款の繰入金です。財政調整基金からの繰入金を1億8,000万円計上しています。以下、それぞれの特定期基金をごらんの金額で繰り入れ、つまり、取り崩しを行っているというところでございます。

それから、33ページの20款の繰越金です。ここは平成30年度の繰越金を1億と見込んで31年度に予算化したところでございます。

次に、飛びまして、37ページをお願いします。

22款の町債になります。目としてはそれぞれ総務、土木費ということでございますが、総務債の部分の説明欄に臨時財政対策債という名称の記載がございますので、これだけ事業名が入っておりませんので、少し説明をさせていただきます。

地方公共団体の財源不足を補うための特例として発行される地方債というところでございます。必要に応じて地方自治体が発行をしまして、償還費用は全額国が交付税算入の際に積算をするという形で負担をするというところでございます。実質的には地方交付税の代替措置ということで御理解をいただきたいというふうに思います。通常ですと、地方公共団体の財源が不足する場合には、国が交付税の特別会計借入金より措置をしておりましたが、この制度は平成13年度から国と地方が折半して補填するというところでございます。国は一般会計からの加算により負担し、地方公共団体は臨時財政対策債という形で起債を発行していくというところでございます。あくまで発行額ということでございますので、際限ない借り入れはできるものではございません。これも財源不足を基礎に算出される性質のものでございます。

少し戻っていただきまして、6ページをお願いします。第2表地方債のページでございます。歳出で事業ごとに充当しました起債を、今度は起債の目的ごとに区分、計上したものでございます。総額で6億3,240万円を今回は計上したところでございます。

それでは、表紙の裏をお願い申し上げます。

平成31年度山都町一般会計予算。

平成31年度山都町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138億1,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限

度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は20億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

ということでございます。

平成31年3月4日提出、山都町長でございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 以上で、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費、並びに歳入について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 先ほど支出のところで言いましたが、本来入るべき金は入るべき金として、先ほどのふるさと基金ではなくて、寄附金ですね。1億円を見込んであるのであれば1億円を寄附金に上げて、その3割が補償でしてありますので、1億円にしないと、この金額が合わないんですよ。そこはどうですか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 今回は、説明申しましたとおり、経費の歳出5,900万円というのが見込まれますので、歳出予算を組みまして、それに応じた歳入予算を組んだというところがございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** それは、先ほど説明を受けましたのでわかりましたけれども、ほかの項目もみんな全てそうなんです。じゃあ、支出があるから支出だけを入でしたかというのと、そうじゃないんですよ。例えば家賃なんかもちっと何軒の幾らでというのを積み上げたのがそうなんです。ふるさと寄附金も去年よりも少なからうけども、1億円は見込んでますならば、1億円の収入を見込んで基金の積立金に5,000万とか、基金の積立金にはもう最後の補正ですのであれば予備費に置いとくとか、最終的に29年度の決算書を見てみましたらば、やっぱり最終的には補正を組んで、入は入で1億何千万、そして支出がその半分ぐらいですね、そのあとは寄附金というふうにしてあります。最初からわかってあるのは、そういうふうにしたほうがいいと思うんですよ。最終的に入った金額をやっぱり寄附金のところに上がっております。見込み額をやっぱり最初に上げるのが会計の原理だと思いますので、どうされるのかということと本来の会計

の原理をきちっと財政ではしっかり勉強してほしいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 御意見として伺っておきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「平成31年度山都町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

---

延会 午後3時32分

3 月 13 日（水曜日）

平成31年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成31年3月4日午前10時0分招集
2. 平成31年3月13日午前10時0分開議
3. 平成31年3月13日午後2時59分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第10日）（第6号）
  - 日程第1 議案第17号 平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について
  - 日程第2 議案第18号 平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 日程第3 議案第19号 平成31年度山都町介護保険特別会計予算について
  - 日程第4 議案第20号 平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算について
  - 日程第5 議案第21号 平成31年度山都町簡易水道特別会計予算について
  - 日程第6 議案第22号 平成31年度山都町水道事業会計予算について
  - 日程第7 議案第23号 平成31年度山都町病院事業会計予算について
  - 日程第8 議案第24号 工事請負契約の締結について
  - 日程第9 議案第25号 工事請負変更契約の締結について（山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事）
  - 日程第10 議案第26号 工事請負変更契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）
  - 追加日程第1 「山都町副町長選任について同意を求める件」の撤回について
  - 日程第11 議案第27号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）
  - 日程第12 議案第28号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）
  - 日程第13 議案第29号 猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について
  - 日程第14 同意第1号 山都町副町長選任について同意を求める件
  - 日程第15 同意第2号 山都町教育委員任命について同意を求める件
  - 日程第16 委員会報告 請願付託報告について
  - 日程第17 議員派遣の件
  - 日程第18 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 梶 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設課長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二
学校教育課長	渡邊 尚子	生涯学習課長	工藤 宏二
そよう病院事務長	小屋迫 厚文	監査委員	志賀 美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長(工藤文範君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 議案第17号 平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について

○議長(工藤文範君) 日程第1、議案第17号「平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

○健康ほけん課長(山本祐一君) おはようございます。

それでは、議案第17号について説明を申し上げます。

平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

国民健康保険事業におきましては、御存じのとおり、昨年度より熊本県が財政運営の責任主体となり運営されておりますので、歳出について主なものは、県が決定いたしました納付金を保険税や交付金と合わせた国民健康保険事業納付金と保険給付費とで歳出の95%を占めます。平成31年の2月末現在、国民健康保険の世帯ですけれども2,845世帯、これは割合でいきますと43.5%、それから、被保険者は4,911名、割合は32.8%。

以上になります。

医療費の適正化、生活習慣病や糖尿病予防への取り組み、特定健診受診率の向上やその後の保健指導など、関係部署と連携して取り組んでまいります。

それでは、歳出のほうから説明申し上げます。13ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、本年度予算額717万9,000円、前年度より18万5,000円の増です。特定財源の688万6,000円は、一般会計より職員給与費等の繰入金となります。

12節役務費203万9,000円です。保険証の切りかえが、県に移行しまして7月と変わりましたので、保険証の切りかえ等の郵便料が主なものです。

13節委託料、国保連合会への共同電算処理事務委託料213万7,000円、同じく連合会への診療報酬明細書等点検事務委託料となっております。

次ページをお願いします。一番上です。説明欄に記載のとおり、31年度より旧被保険者減免期間の見直しがなされ、対応システムの改修委託料をRKKコンピューターへお願いするものです。

2 項連合会負担金117万1,000円は、保険者平等割、被保険者割で、連合会より通知された負担金となります。

続きまして15ページ、2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費14億9,697万6,000円を計上しています。全額県からの保険給付費と交付金が財源となります。診療費の負担金ですが、社会保険の適用拡大や被保険者の減少、前年度実績などから減額となるものです。

退職者医療制度につきましては、制度そのものが平成20年度に廃止となっておりますが、対象者の前期高齢者への移行期間への経過措置となりますので、31年度をもって該当者がいなくなりますので、予算措置については31年度をもって終了の予定となっております。以下の項目についても、軒並み同様となります。

16ページ、5 目一般被保険者審査支払手数料、6 目退職被保険者審査支払手数料については、例年同様で、一般財源の予算です。

続いて17ページ、2 款保険給付費 2 項高額療養費については、1 目から4 目まで合わせまして2 億3,271万4,000円を計上しており、これらも全額県交付金が財源となります。

18ページをお願いいたします。4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金882万円、1 人当たり42万円の21名分を計上しています。

次ページの5 項葬祭諸費、これは70万円です。これは2 万円の35人分です。

続きまして、3 款国民健康保険事業費納付金、県への移行化に伴い、昨年度新設の款です。1 項医療給付費分 1 目一般被保険者医療給付費分 4 億9,017万6,000円、2 目退職被保険者等医療給付費分25万4,000円は、昨年度、前年度の医療費等を参考に県が試算される費用が通知されます。それが積算根拠となります。

続いて、2 項後期高齢者支援金等分 1 目一般被保険者医療給付費分 1 億3,214万4,000円。

次ページの2 目退職被保険者医療給付費分 5 万8,000円についても、前項と同様、前年度実績に基づき、県の試算により予算計上しております。

続いて、3 項介護納付金分 1 目介護納付金4,462万8,000円です。国保の被保険者40歳から65歳

までの負担金ですが、これも実績をもとに計上しております。

21ページ、6款保健事業費1項保健事業1目保健衛生普及費395万3,000円、財源内訳は特別交付金として県支出金210万2,000円です。1節報酬は、医療費分析等の事務補助の非常勤職員報酬1名分です。175万7,000円です。

次ページ、2項特定健康診査等事業費1目特定健康診査等事業費2,357万5,000円を計上しております。

13節委託料におきまして、40歳から74歳国保加入者の方々の集団健診、頸部健診、首ですね、及び特定保健指導等の委託料です。

以下、7款基金積立金、9款諸支出金については、ごらんのとおりです。

24ページ、諸支出金、7、8、9目につきましては、県への移行化により廃目となります。

3項繰入金1目直営診療施設勘定繰入金89万2,000円ですが、そよう病院の保健事業の予算となります。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税1目一般被保険者分と2目退職被保険者分とを合わせ、5億3,105万8,000円。これは例年1月に県より示されました仮算定時の標準保険料率で算定しております。本算定による賦課は、所得税の申告が現在あっておりますけれども、その結果をもとに6月時点で本算定となっておりますので、6月議会での報告となります。現年度分におきましては、昨年4月1日時点での調定額に対し、収納率96%で算出をしております。1節、2節、3節が現年課税分、それから、4、5、6節は過年度分となります。

次ページをお願いいたします。4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金、歳入の約71%の18億1,375万3,000円を計上しております。

1節普通交付金につきましては、国保連合会の審査手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く、一般被保険者療養給付費等の保険給付費です。

2節特別交付金は、保険者努力支援分や直営診療施設そよう病院への交付金、県繰入金1,805万6,000円、特定健康診査等の負担金800万円が含まれております。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金1億8,907万8,000円を計上しています。昨年度より1,388万5,000円の増となりますが、保険料軽減該当世帯分の増となっております。

1節保険基盤安定繰入金で、保険税軽減分8,549万7,000円、2節保険者支援分は4,845万5,000円です。

次ページの5節国保財政安定化支援事業繰入金においては、昨年度比295万5,000円の減の4,204万5,000円となっております。

次ページをお願いいたします。8款の繰越金、その他繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円となっております。

11ページ、9款諸収入4項雑入については、ごらんのとおりでございます。

それでは、表紙の裏をお願いいたします。

平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,531万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円と定める。

平成31年3月4日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 県に変わりました、ちょっとやり方がいろいろ変わっているかと思えますけれども、要するに、保険税を集めて、その分を1回県のほうに幾らかなりと指定された金額を納めて、それからまた交付されるというような形なんですね。それはわかります。ということは、予算的にはその分がタブつとるといえるか、昔に比べると大きくなるといえる形になってきますね。直接県に回して、その分がまた交付されとるから、そういう形になってくるかと思えます。まあそれはいいですけど、聞きたいのは、基金がどういうふうにならなっているかという状況をちょっと教えていただきたいということです。

**○議長（工藤文範君）** 健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** 県への移行化に伴いまして、各町村のそれぞれ保有する基金額はそれぞれ違いますけれども、国保の現在の財政安定基金、会計課のほうで承知しておりますけれども、それは今、会計課のほうで残高が1億2,000万ですね、それだけあっております。それは随時、保険料の算定はそれぞれの町村で違いますけれども、何年間かけて、それぞれ見直しをしながら、何年後には、五、六年後には県内統一にされる予定となっております。基金の使い方はそれぞれの自治体に任せてあるところです。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

会計課長、藤島精吾君。

**○会計課長（藤島精吾君）** 失礼いたします。国保財政基金の現在の積立額は、予定額でございますが、2億1,652万2,000円ということになるかと思えます。2億1,652万2,000円です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第18号 平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第2、議案第18号「平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

○健康ほけん課長（山本祐一君） 続きまして、議案第18号を説明申し上げます。

平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

平成31年1月末の被保険者数は4,089名となりまして、昨年3月末より66名減少しております。全人口に占める割合は27.4%でございます。

まず、歳出より説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。本年度予算額263万7,000円。特定財源として、事務費繰入金として263万6,000円です。

12節役務費214万3,000円は、保険証や納付書発送等の郵便料です。

次ページ、款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金です。本年度予算額2億3,079万1,000円です。後期高齢者医療保険料特別徴収と普通徴収を合わせまして、一般財源、特定財源の一般財源として1億3,580万1,000円、その他の財源は、一般会計より保険基盤安定繰入金として9,499万円となります。

19節の負担金補助及び交付金で、被保険者保険料負担金、基盤安定負担金として、広域連合に支払います。

4款諸支出金51万円は、年度途中の死亡など、異動等に伴う償還金となります。

それでは、歳入のほう、5ページをお願いいたします。

1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料ですが、合わせて1億3,580万1,000円です。熊本県広域連合の算定となります。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金265万4,000円は、一般管理費と徴収費の財源となります。

2目保険基盤安定繰入金9,499万円です。県が4分の3、町が4分の1です。

次ページをお願いいたします。6款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金50万円は、過年度分の過誤等の保険料ということで、広域連合より繰り入れております。

7ページ、一番下の3款の国庫支出金につきましては、昨年度はシステム改修に伴う国庫補助金ございましたけれども、31年度はありませんので廃款となります。

表紙の次をお願いいたします。

平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,400万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万と定める。

平成31年3月4日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第19号 平成31年度山都町介護保険特別会計予算について

**○議長（工藤文範君）** 日程第3、議案第19号「平成31年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** おはようございます。

それでは、介護保険につきまして、議案第19号の平成31年度山都町介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

介護保険につきましては現在、要支援、それから要介護の合計が1,569名いらっしゃいます。これらの方々の介護度が進行しないように、そういった施策をとってまいりたいということ、それから、もちろん予防も大事ですけれども、要介護状態になられた場合も、住みなれた地域でできるだけ自立した生活が送れるように、そういった事業を展開していきたいというふうに思っております。そのために、今回の歳出予算というのは、介護事業、それから介護予防事業、そして地域支援事業と3層構造になっているものでございます。

まず、歳出から御説明をいたします。13ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費でございます。この一般管理費につきましては、介護保険制度の円

滑な運営を図るための必要経費を計上いたしておるところでございます。本年度予算額と前年度予算額を比較しまして、マイナスの200万5,000円ですけれども、これにつきましては、今年度、システムの改修経費が約248万9,000円計上いたしておりましたので、その分の減が主な要因でございます。

1節の報酬は、介護認定の調査員1名を計上いたしておるところでございます。

続きまして、14ページは、2項の徴収費でございます。第1号被保険者の介護保険料の賦課、それから、納入通知等を適正に行うように、介護保険の財源確保を行うものでございます。その他の6万は督促手数料でございます。

15ページをお願いいたします。3項の介護認定審査会費です。認定調査の実施及び主治医意見書の作成によりまして要介護認定に必要な基礎資料を取得するというものでございます。1節の報酬につきましては、看護師、准看護師4名分の予算を計上いたしておるところでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。3項の介護認定審査会費でございます。介護の必要性和その程度を公平公正に審査、判定するために、現在、上益城広域連合のほうに負担金を計上して調査を委託しているものでございます。

その下の5項の事業計画策定委員会費でございます。これにつきましては、施設の高齢者保健福祉推進委員報酬ということで、16名分の報酬を組んでいるところでございます。内訳としましては、町議のほうから2名、それから保健医療関係者4名、福祉関係者5名、介護保険被保険者の代表の方3名、それから費用負担者の代表の方2名ということで組織をいたしております。昨年3月に、第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしましたけれども、その現状の課題を分析、そして、第8期計画に反映をさせていくための会議でございます。30年から現在、32年度までの3カ年計画について内容を審査していただいております。

17ページでございます。2款の1項介護サービス等諸費でございます。介護サービスの利用に応じた保険給付を行うための経費ということでございます。

続きまして、18ページです。18ページからは2項で介護予防サービス等諸費になります。介護予防サービスの利用に応じました保険給付を行うための経費ということになります。

続く19ページです。3項のその他諸費につきましては、国民健康保険団体連合会への委託によりまして、保険給付に関します書類審査業務を行うものでございます。その審査支払手数料ということで248万1,000円を計上いたしております。

続きまして、20ページです。4項の高額介護サービス等諸費です。介護サービスを利用された際の補足的な給付によりましてサービス利用者の経済的な負担を軽減するもので、4項では高額介護サービス等諸費ということで、一定金額を超えた場合にはその金額について、生保世帯、それから課税世帯等区分に応じて補填、負担をするというものでございます。

続く5項の高額医療合算介護サービス等費につきましては、今の説明に加えまして、医療保険、これに加えたところでの自己負担額の合算額が著しく高額になった場合の負担額の一部を負担するというものでございます。

7項の特定入所者介護サービス等諸費につきましては、生保世帯などの所得の少ない方に対し

てのショートステイなどを含む介護保険施設の利用料のうち、居住費と食費の軽減措置を受けられるという、そういった制度でございます。

続きまして、21ページからは、5款の地域支援事業費のほうに入っております。

めくっていただきまして、22ページでございます。2目の介護予防ケアマネジメント事業費ということでございまして、利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるよう、介護プランを作成して、ケアマネジメントを行う事業ということになります。現在、13節の委託料のほうで、ちょうど真ん中にあります介護支援専門員人材派遣委託料ということで、まちづくりやべのほうから3名の派遣をいただいているところでございます。

続きまして、23ページです。一般介護予防事業費でございます。こちらにつきましては、65歳以上の高齢者の全ての方が対象になるということで、これにつきましては、8節の報償費で50万、幸齢者フェスタ報奨金というものを組んでおります。この幸齢者フェスタ報奨金につきましては、続く13節で20万の委託料ということで、これは、老連のほうに委託をするというものでございます。これまで福祉運動会を実施してきておりましたけれども、それにかわるものということで、全住民、高齢者の方に参加していただきやすい環境を整えると。体験ですとか体力測定、それから、いろんな劇団を呼んで、楽しく1日を過ごしていただく、健康づくりについて考えていただく1日にしたいということで、福祉運動会にかわるものとして31年度計画をしたものでございます。

13節の委託料のうち、まず、高齢者の生きがいと健康づくり事業委託料がございます。これは次の19節の負担金のほうと関連があるんですけども、実はサロン活動につきまして300円の1人当たり単価を支出、補助をしておりましたけれども、これがこれまで30年度まで、高齢者の生きがいと健康づくり事業委託料ということで、実際、地区社協と町が委託契約を結んで展開していたということでございます。本来サロン活動というのは、行政のそういった委託とかお仕着せではなくて、住民主体の活動、運営であるべきところを委託という形でしたので、これはやはり助成という形にするべきではないかということで、19節の山都町30地区の福祉会助成金ということで、こちらに1団体当たり5万円ですけれども、30地区の150万を計上いたしたところでございます。

それで、13節に戻りますけれども、高齢者の生きがいと健康づくり事業委託料100万は、これは社協に対して委託をするものでございまして、先ほど自主的な運営でやるべきであろうということをお申し上げましたけれども、ただ、これは丸投げになってはいけませんので、社協のほうと町とで連携をしながら、事業計画を出していただきましたことに対しましての相談支援ですとか、サロン活動の充実、それから強化等を図っていくための100万というふうに考えているところでございます。

それともう一点、31年度の事業としましては、19節の山都町幸齢者ぴねすポイント補助金というものを考えているところでございます。350万円の予算を計上いたしております。これにつきましては、山都町在住の65歳以上の高齢者の方を対象として、健康づくり、それから運動の習慣化、社会参加のきっかけづくりに寄与したいということで、今回ポイント補助金ということに

いたしております。これはハードルを下げまして、健診ですとか、先ほど申し上げましたサロンですとか、そういった通いの場に参加、それから生活サポートセンターへの協力員登録ですとか、そういったもろもろの活動に対しましてポイントを付与しまして、500ポイントがたまれば、今のところ商品券で交換をさせていただいて、そういった健康づくりのきっかけづくりに寄与したいということでございます。その予算が350万円ということで今回計上をいたしたところでございます。

続く24ページをお願いいたします。3項の包括的支援事業・任意事業費でございます。これは地域包括センターの運営、それから、任意事業では認知症の総合支援ですとか、生活支援体制の整備事業等に係る予算ということでございます。

2目の権利擁護事業費につきましては、高齢者の虐待の防止等の早期発見についての予算を計上いたしております。委託料の2万円は、高齢者の虐待対応専門職チームということで、これは県のほうで組織をされているものについて、事案が発生した場合に委託を行うものでございます。

続きまして、飛びまして26ページをお願いいたします。25ページからの任意事業費の続きでございますけれども、ここで13節の委託料について、若干説明をいたしたいと思っております。

食の宅配サービス委託料につきましては、現在、社協とJAさんのほうに委託を行っているところでございます。

次の緊急通報装置の設置委託料ということでございます。NTTに現在委託をしているものでございますけれども、これの678万5,000円、積算内訳としましては、2,570円の12ヶ月で220人を今回目途としているところでございます。現在の加入状況というのは161件でございます、これは生保世帯は負担金はゼロ、住民税の非課税世帯は月額250円、課税世帯で月額500円ということになっております。内容は、本体固定が1台ございまして、あとは携帯用のペンダント型リモコンが1個、それから安否センサーというのが3台ついております。それに加えて火災報知器も1台ということでございますので、本課としましては、この緊急通報装置を65歳以上のひとり暮らしの方が対象でございますので、拡大をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次の生活支援体制整備事業委託料につきましては、これも社協への委託ということで考えております。生活支援の中でもいろいろございますけれども、買い物支援について、社協と町でこれをどういった形で支援をしていくかを整理していきたいということで、今回参加をしたところでございます。

次の6の認知症施策の総合推進事業費でございます。これは対象者は40歳以上、在宅で生活しておられる方が対象になるわけですが、1節の報酬では、認知症の初期集中支援チーム員の報酬を組んでおりますが、これは2名分を組んでおります。医師の方が1名と介護福祉士の方が1名、これは外部の方ですね。残りは町の本課の職員のほうで対応して、大体5名程度のチームをつくって対応していくという形にいたしております。ここで、予算の比較のところ非常に大きな金額が、389万が比較欄で出ておりますけれども、これは本年度、認知症の支援推進員の人材派遣委託料ということで438万円を計上しておったところですが、この人材派遣委託

の対象の方がなかったということで、31年度は自前のチームでやっていくということで、今回87万円の予算を計上したところでございます。

続く27ページ、14節の使用料及び賃借料は、映画賃借料となっておりますけれども、映画のフィルム賃借料でございまして、これにつきましては、認知症の映画「ケアニン」というのがあるんですけども、それを先ほど申し上げましたような幸齢者フェスタ等、イベント等と抱き合わせで上映をして、認知症への理解を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

歳出については、以上でございます。

歳入の説明に入らせていただきます。

6ページの保険料ですけれども、これは毎年上げているところでございますけれども、特別徴収は年金のほうからと、それから、普通徴収のほうは65歳からが特別徴収の年金保険料ということで年金から徴収になりますけれども、すぐに65歳で、それまでの加入してらっしゃる医療保険から切りかえができませんで、半年から約1年程度かかりますので、その間の普通徴収ということで4,000万円程度計上いたしておるところでございます。

あと特記すべきところは、11ページの繰入金の4目の低所得者保険料軽減繰入金ということで、これは1,000万円ほど30年に比べると増額になってきております。これは消費税の引き上げに伴い低所得者に対します保険料の軽減強化が図られるということで、今回1,000万円程度増額になっているところでございます。

その下の基金繰入金につきましては、1,000万円を今回繰り入れを行いますので、この1,000万円を繰り入れた後の基金残高は3,928万9,000円になるということでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

平成31年度山都町介護保険特別会計予算。

平成31年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,975万3,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は8,000万円と定める。

平成31年3月4日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 初めに、要支援の方、要介護の方、合わせて1,569名とおっしゃんですが、要支援の方の人数、要介護の方の人数、中身を教えてください。

それと、補正がこの間、出ましたけれども、そのときに減額補正だったので、今度からの予算

に反映されて、少しでもサービスを低下させないで負担が3年後に減る形ができるのかなっていうふうにちょっと期待をしたんですけども、私もちょっと見方がまずくて、第2号の補正でしたので、その前の第1号では増額補正がされて、結果的には5ページの前年度予算額と比べてみるとちょっと増額されていますよね、本年度の予算は。なので、余り変わらないんだなというふうに思いました。変わらないというのは、少し増額されていますけど、必要な分は要りますので、これに対しては仕方がないというか、これが毎年余り上がらずにいけば、3年後の改定の際に基本額が、前は1,000円上がりましたが、上げなくて済むというふうに。せめて上げなくて済むと。下げることはできないけれども、上げなくて済むということになるんだろうなというふうに思っています。

あと、その中でも、15ページに認定業務のところがあったんですが、認定業務にかかる予算は削られています。190万、これは多いのか少ないのかと言えば、そんなに多くはないのかもしれないんですけども、これからまだ介護認定を受ける方はふえると思いますので、これが減らされて大丈夫なのかというのが一つと、18ページの介護予防のサービスのところで言えば、1,147万減額されています。これで、予防のほうに力を入れると言われたのに減らされているのはなぜかというところです。

それと、23ページに先ほど詳しく説明されたサロン事業に対する補助が、何か二つのところからお金が出るような感じになるんですかね。高齢者の生きがいと健康づくり事業の委託は地区社協で、負担金のほうでの山都町30地区福祉会助成金のほうは各地区に5万円、それがどんなふうにイメージしていったらいいのかなと思うんですが。サロン活動はいろんなところでされていると思います。各老人会でされているところ、公民館単位でされているところ、今からしようと思ってる方はどこにどんなふうに。1回につき1人300円、それを12カ月予定を立てて申請しますよね。それについてはきちんと保障されるのかとかいうのがちょっとよくわかりません。

それと、新しくできた幸齢者パピネスポイントというのは、結局これは65歳以上の方が健康づくりの催しに行きましたら何ポイント、健診に行ったら何ポイント、サロンに参加したら何ポイントという形で、個人がポイントもらうわけですよね。それが500ポイントたまったら、個人が商品券としてポイント還元されるという形だと思うんですが、もちろんそういうふうに目的を持っていろんな介護予防の事業に行っていただくということを進めるためにされるんだろうと思いますけれども、そういう事業をすることに、今お金がない状況でこちらに大丈夫かなという心配があります。

実際にサロンをしようと思っても、全部ボランティアではできないから、1人300円が出る、その事業の生きがいと健康づくり事業に申請をすると思うんですが、全町的にされて100万では足りないだろうし、各助成金が5万あってもそれをどう配分するのかというのはあります。サロンを実際立ち上げる方にとっては複雑ではないかなと思うので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

実際、私ごとでこの間も言いましたけれども、市内の話なんですけど、要支援の1が出て、ヘルパーサービスをしたいというふうにケアマネさんに相談をしても、制度としてはできるだけ

れども、そのヘルパー派遣の事業をすることが成り立たなくなっていて、人材派遣ができなくてサービスが受けられませんというふうに、うちの親は言われました。

なので、山都町では、そういう事業をする方がきちんと成り立つようになっているのか。いろんなところがありますよね。ヘルパー派遣をされたりするところが、もう事業が成り立たなくなつて閉鎖されるということはないのかというの、あわせてお尋ねしたいです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは、順番にお答えいたします。

要支援と要介護の人数でございます。要支援1が138名、要支援2が187名、介護1が291名、介護の2が392名、介護の3が239名、介護の4が190名、介護の5が132名、これは2月末現在でございます。合計のトータルの1,569名ということでございます。

それから、2点目の補正のお話をなさいました。サービスが低下しないようにということでございます。当初予算のほうは前年度の実績を十分加味してやっておりますので、もちろん過不足がないような形でやっていくと。当然不足する場合は予備費等から充足をしていくという形をとっていきたいと思っておりますので、そこらあたりは御了解いただきたいと思っております。

それから、15ページの減額の要因につきまして、済みません、これは説明が足りておりませんでした。この190万5,000円につきましては、非常勤職員が前年は5名で組んでおったんですけれども、3月にちょっと退職をされる方がありますものですから4名で、新たに見つかった場合、鋭意努力して、もちろんチームとしては必要な人員でございますので、その時点で、またこちらのほうに計上していくと。ただ、この編成時点ではもう確実に4名ということがわかっておりましたので、1名減の190万7,000円ということで計上したところでございます。

それから、18ページにつきまして、介護サービス等諸費につきましては、先ほど2点目でお話ししたとおりでございます。もちろん介護予防サービス、予防は大変重要な事業でございますので、議員もおっしゃいましたように、介護保険料にも反映しますので、ここらあたりをしっかりと予算を組み立てていくところでございます。これも実績を加味してのことでございますので、1,100万というのがかなり大きく見えますけれども、こちらの実情に応じて、また適宜充足をしていきたいというふうに考えております。

23ページのサロン活動でございます。これにつきましては、現在300円1人当たりの単価で委託をしておりますけれども、これを端的に言いますと、1福社会当たり5万円を交付すると、助成するというので、1人当たりの300円ということはありません。5万円で行っていたということになります。

それで二つ出ているような形になっているということでございますけれども、13節の事業委託料は社協に対しての100万円の予算計上でございまして、これも重複しますが、社協のほうで主体的にサロン活動を支援、それから充実強化を図っていただくということで、まだ、サロンが実際立ち上がっていない地区社協もございまして、そういったところをしっかりと社協として見ていくということ、町とともに組み立てていきたいなということでございますので、

そういったことを考えておるところでございます。

ですから、地区社協に直接助成金としてお金が1団体当たり5万円と、それから100万円は社協のほうに委託料として支払うということになります。当然年度当初の事業計画書は地区社協から出していただきまして、それについての相談や、また支援等が必要であれば社協のほうからそれを適宜行っていくという形にいたしたいと思っております。

なかなかちょっとサロンのほうは、申し上げましたけれども、団体、その地区社協によってかなり差がございまして、そこを少し平準化をしたいというの也有りまして、地区社協によっては活動されているんですけども、この委託のほうに乗っけてこれられないようなところも実際あったりしてですね。というのが、請求されてないという言い方でよろしいでしょうか。そういったこともあるもんですから、そういったところも社協さんのほうでしっかりと実態を把握していただきたいというふうに思っております。

要は、これは私が感じますところ、制度上のそごですとか、ふぐあいがちょっと生じてきているようなイメージがございましたので、いわば制度疲労みたいな形が見えてきたということで、今回そこを是正したいということで、先ほども説明の中で申しましたように、ちょっと委託ではないだろうと。そのサロン活動はですね。そういったところから入って行って、今回のような形に変えたということでございます。

それから、ハピネスポイントの補助金につきましては、これは議員がお尋ねになりましたように、個人に対してのそういうポイント付与ということで考えております。今ちょっとお話ししますと、エゴマは、老連の単老ですとか、そこが中心になって、いわば一部の方ですけども、これを単老全体に広げていきたいというのが町の考えでございます。その次に、農作業と介護予防というのは、今度はそういった全員の方が老連に入っていらっしゃるわけでございますので、それ以外の方で、菜園をやってらっしゃるような方を対象にしたいということで、少し輪を広げて、そして、今回のハピネスポイント事業につきましては、全65歳以上の高齢者の方を対象にして、取っつきやすいところ、きっかけづくりをまずはしたいなというところから考えたところでございます。これが少なくとも、健康長寿につながっていけばいいなという考えから構築をしたものでございます。

それから、最後の事業所等の連携につきましては、しっかりと対応をですね。事業所と連携はとれていると思っておりますので、そこらあたり定期的に会合等を図りながら実態把握に努めていきたい。そして、町から何らかの支援策が必要であれば、それは施策としてやっていくということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 質疑は簡潔にお願いします。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今のサロン活動についてですけども、小さな公民館単位でやろうとしたときにはどうしたらいいのかなということや、やはりどうしてもそれには予算は少ないんじゃないかなというふうに思っています。できるだけ地域で見守るということを推進していけれ

るのであれば、本年度はこれの中でまた新しく制度を変えられるということなので、1人300円が活動費として出るというのは結構周知されていると思うので、それがなくなりますよと、別な形になりますよというのは、本当にしっかり周知していただきたいと思います。

来年度に向けては、そのサロン活動が充実していきますように増額のほうも考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 今回の同じところなんですけど、高齢者の生きがいと健康づくり事業の委託料ということですが、下のほうのこれまで1人300円払っておられたっていうのが、この事業を3カ月に1回申請されて、その結果でお金をやられていたと思いますが、その名称が、もらうときに、生きがいと健康づくり事業って書いてありました。だから、今の説明では、下のほうが、従前のですよ。そういう名称だったから、いやいや、これは違うんじゃないかなと今思ったんですが、課長の説明によると、19節のほうがこれまでの生きがいと健康づくり事業で、1人300円の活動費を払っていたということなんですけど、その今年度の関連性、その説明をお願いしたいと思います。

西田議員がおっしゃいましたように、私もこれまで各老人会の総会とか、そういった各サロンとか、そういうところにお呼ばれして行きますときに、例えば総会なんかになりますと、去年までは、老人会なんかは、これでお金をいただけますので、どうぞ月1回のグラウンドゴルフ大会とか、そういうのにぜひ皆さん来てください、1人300円いただけますので、これが私たちの活動費なんですっていうことで、来てくださいということをおっしゃる方がいつも言われてたんですよ。それが本当に定着していました。また総会の時期になりましたけれども、今度はそれが口々に、あれがのうなってきたと。そんなら、もうでけんねって。それから、各老人会によると、各小学校あたりと世代間交流をされてましたけれども、それもカウントして活動費として今までもらってらっしゃいましたので、今から学校ともそういう世代間交流もできんたいって、活動費も出らんなら、もう本年度はやめですって話も聞かれています。

ですから、これまでに定着していた分を一気に変えるというのが、どこでどういうふうに決められたか。それと、これまで委託料に関しては、地区社協と契約されていたのを一括して社協に委託してやられる。果たしてこれが、先ほど西田議員もおっしゃいましたように、下々までサービスが行くのかというのがとても懸念されます。先ほど、サロン活動とか何か支援とか相談とか、そういうのに使ってもらいますということでしたが、全然その姿が想像できないんですよ。先ほど課長もおっしゃいましたが、まだ今からですということだったら、恐らく4月、5月ぐらいまで何もできないと思います、計画をしたりするというのがですね。いざ実行するのは6月ぐらいになるんじゃないかなと思いますけど、そういうふうに計画するのであれば、事前にして、もう4月から移行ができるような、そういう形をとってほしいなと思いましたが、これまでよりもずっとこの介護予防の事業が低下するんじゃないかというふうに思います。

それから、最後の下のほうのハピネスポイントなんですけど、一体誰が見て、誰がそのポイント

を付与するのかと。印鑑とか何か押すとか知りませんが、どういう。社協の職員がするのか。じゃあ、家庭菜園をきょうしましたって言ったって、誰も見てません、ひとり暮らしだったら。じゃあ、誰がそれをするのかとかですね。そこらあたりのポイント補助金のことも、どういうスタイルなのかをお教えいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは、23ページの高齢者の生きがいと健康づくり事業委託料の件でございます。

30年度までは、ここに一括して地区社協へ、これは社会福祉協議会には全く委託はしておりませんでした。地区社協のみに対しまして委託料という形で予算が計上されておりました。内容は、おっしゃいましたように、300円を参加すればということと与えるというような事業でございまして、今回はそれを助成金という形とそれから社協のほうに。本来社協の事業であるというふうに私どもは考えました、こういったサロン活動はですね。通いの場というのを推進していくということ。こういった地域のそういった支え合いをやっていくことが社協の本来の姿であろうということで、100万円委託をして、そして具体には、事業計画書を4月に出していただきまして、それに対します相談支援ですとか、事業計画に対してのアドバイス、調整、それから、運営に関しましても相談、支援に乗っていくと。何かしらその実施地区で職員を派遣していただきたいということであれば、社協なり職員が行って、そこでいろんな指導なりお手伝いをするということも委託の中で考えているところでございます。

確かに、その300円ということが非常に高齢者にとっては一つの励みにもなっていたということは重々私どもも承知をしておりますけれども、おっしゃったように誘因には、一つの原因にはなっていたと思うんですけれども、ちょっと代表者の方々のそういった取りまとめの御苦労ですとか、先ほどおっしゃったように、これはちょっと言葉が悪いかもしれませんが、300円を取得するがためにいろんな無理なことも、私のほうにはいろいろ耳にも入ってきておりましたし、これはやはり委託という形でやっていること自体のほうがですね。これはやっぱり助成に切りかえてまず行くべきじゃないかと。心配されますように、なかなかその助成ということと丸投げしてしまって、さあということになると非常に難しゅうございますので、そこは先ほど言いましたような社協なり町でサポートしていくと、相談支援に持っていくということが、その100万円の中にもあらわれているということでございます。

そういったことで、繰り返しになりますけれども、ちょっと目的と実情がちょっとかみ合ってきてないような現況が見えてまいったので、そこでそれを是正すべきではないかということで今回考えたところでございます。

それから、ハピネスポイント補助金につきましては、これは実際の活動は5月から12月を予定いたしております。そして、付与のほうは1月から、次年明けて1月からというふうに考えているところでございます。確かにこれはまだ次年度からの事業でございまして、詳しく決めているわけじゃありませんけれども、カードをそれぞれ紙ベースで皆様方に、申請者の方にお配りをして、それから、そういった事業、イベント、サロン、そういったところに参加をされた方々に対

して印鑑を押すようなイメージでございます。それが普通の買い物のポイントカードみたいな形でたまっていって、それを楽しみにしていただいて、500ポイントたまれば、それで一応商品券のほうにかえていきたいなということでございます。ですから、この事業のほうも、かなりハードルを下げてという表現をしましたがけれども、余り展開を広くしますと、議員がおっしゃいましたように、誰が責任を持って判こを押すんだということになりますけれども、このところのは社協ですとか、そういった事業実施地区社協の方々のほうに、ちょっと御足労、お手をかけるかもしれませんが、そういったイメージで考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** では、ポイントが500ポイントたまったらば、何か商品券に。例えば、1回して1ポイントでしょうか。そしたらば、500ポイントっていったら、1年間しても365、毎日しても365ポイントしかありませんので、今年度はこの金額は発生しないと思いますが、いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 基本は大体5ポイント、1回ですね、5ポイントです。それから、町がどうしても重点的にこれをお願いしたいというような事業につきましては、ポイント2倍とか3倍とかですね。よくございますけれども、そういった形で誘いをかけたいということでございますので、そう難しいことではないと思います。5ポイントなり10ポイント、例えば20ポイント、町の重点施策事業については、先ほど言いましたようにポイントを多く付与して、なるべく皆さん方に分け与えられるような形にしたいなというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 今のサロンの件ですが、じゃあ、今までは社協に委託されて、社協に1回渡して、社協のほうがするような形でしたね。お金の流れのことですが、こういった助成金ということになれば、地区協議会に直接、町のほうから助成をするということでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 失礼します。これまでは町に実績報告が3カ月に1回上がってきてまして、4半期ごとに助成金を支払うような形、もしくは、実を言いますと、これは盛んなところはどんどん持ってこられますので、ちょっと予算の調整が非常にこれ……。打ち切るのかという話になってしまうと、またそれをせっかくやったのにとというようなことになってしまいますので、そういった調整もちょっと必要なということで、今回考え直したところでもあります。

ですから、現在、町から社協を通じてじゃなくて、町から助成を直接やるということございまして、委託料という形で出していると、今はですね。次年度はこれを助成金という形で出していくということで、町から出すことについては変わりはありません。

**○議長（工藤文範君）** 10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** 介護予防の件ですが、どうもいろいろずっと、私が議員になりまして、見てみますと、予防に関しましては、昨年度も農産物の国県の助成金があるから取りこむ。今度も、このポイント制度もどうも国県の何かそういったあれがあるわけでしょう、そういった事業

に対する補助金的なものが。そういったことで、これが一つ質問です。

私の意見としては、意見は言うとできませんが、やはりもう少し山都独自の予防、その確立を目指すというような何か大きいというかな、広い目的というか強い思いで独自の予防策だったり何だったりを、予算的には大変厳しいとわかっておりますが、やはり年度ごとに少しずつでも変えていくと。そういった取り組みをしていただきたいというふうに思うわけですが。県下でも2番目の高齢化率の町でございますので、そういったことをぜひ福祉課におかれましては取り組んでいただきたいというようなことを要望と、質問でございます。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** このハピネスポイント補助金が県の事業に乗るかというのは、また申請をしないといけませんので、今の時点では単費のような形になります。エゴマ、それから、農作業と介護予防につきましては、昨年度事業計画をしまして、それから県のほうに相談をしに行きまして、それで県の補助事業がちょうどメニューとして適しているということだけでいいことになりましたので、今回のハピネスポイント事業も一応今のところ県のほうには打診はいたしておりますので、そういった助成金をいただきながら展開していきたいと。

それから、要望のほうでもございましたけれども、町としましてもなかなかそういった予算をかけずにといい方はちょっと語弊があるかもしれませんが、エゴマですとか農作業介護予防、そして、このハピネスポイント事業というのは一応3段階で考えた事業でございますので、そういった3層構造で、より多くの方々の介護予防に寄与したいということを思っておりますので、また御意見等を賜りまして、本課のほうでもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** いろんな工夫をされて、特に現場で働いておられる保健師さんとか事業者の方が、本当に一生懸命されているのはありがたいと思いますし、それに、きちんと予算を立てていただいているのもありがたいと思います。でも、先ほどから何遍も言っていますけれども、ちょっと予算の立て方と事業の進め方が逆行しているように思うんですね。特にサロン活動は、たくさんいろんな小さい公民館単位とかでしていくのが望ましいというふうに思ってもらって、そういうふうに進めようと思ってもらって、予算としてはなかなかふえないし、先ほど、進んでいるところは同じ社協の中でもたくさんされている、そこにお金がたくさん今までは行っていた、進んでないところにはという差があるとおっしゃいましたよね。進んでないところがなぜ進まないかという、そこに来ってもらうための交通手段がなかったり。来てもらうためには送迎のことがやっぱりネックになるんですね、広い地域ですので。そういうところのこととか、いろんなほかのことと総合的に考えないと解決しないことがあるのに、サロン活動はできるだけ地域でやってくださいと。でも、いろんな条件整備が整わないところはできないのに補助の額は変わってくる。でも、サロンはしてください。していくために、ボランティアではできないところがあるので、1人300円の活動費ということがあったと思うんですけども。

介護予防についてもいろんなこともそうですけど、ほかのことで連携して実現可能にできるようなことを提案していただきたいし、やっぱりこれだけのお金ではサロン活動がふえていくのには足りないと思いますので、今から5万円の中でしてくれっていうふうになってきて、じゃあ、足りなくなってきたときには、きちんとまた予算措置、補正でしてくださるのか。そういうふうを考えてらっしゃるのかということをお尋ねしたいです。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 30地区の福祉会は御存じのとおり、規模が全く違ったり、おっしゃるように本来は小さい公民館単位でやるのが一番望ましいということは、私もそれは同感でございます。そこまでなかなか拾い上げていくということ、それは地区社協の代表の方にそこはお願いをしていかなくちやいけない部分ですけれども、いかんせん、やはりなかなか大きい規模のところは、非常にこの300円のサロン活動についていろんな御苦勞をなさっていて、そういったことでも是正をどうにかと。これは手続の問題で、それをこちらでも緩和すればいいのかもしれないけれども、そういったことではなくて、抜本的にちょっとこれを考え直したほうがいいんじゃないかということで、今回考え合せたところでございます。

サロンのその300円の使い道につきましても、確かに昼食代ですとか茶菓子代、そのほかに送迎の形で車代等にも充てられているということも、私どもは聞いております。そういったことも考え合せながら、よりサロン、福祉会のほうに出てこられやすいような環境整備を。これは、お金につきましてはその一つ的手段だと思いますけれども、やっぱり自主的な運営で、自由な発想で、息の長い活動をしていただくために何が一番適正かということをもた今後とも考え合わせたいなというふうに思っているところでございます。

ちょっと補正については、この時点で何もお答えすることはできません。

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

まだ質疑があるようですので、ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時14分

再開 午前11時22分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 30地区の福祉会助成金の各会に5万円ということなんですが、例えば人口とかを考えましたときに、1,000人規模であつたり、片方は100人規模だつたりとありますが、やっぱり自治振興区の助成金みたいに、やっぱり人口ぐらいには差をつけたほうがいいんじゃないかなと思います。もともとが介護予防ですから、そこを考えてらっしゃるのかなと思います。いかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

○福祉課長（坂口広範君） 積算根拠として、5万円掛けの30地区福祉会ということでございまして、1団体当たり5万円としまして、それを交付することがかえって不平等になるという御指摘だと思いますので、ちょっとそこらあたり、また検討をさせていただきたいなど。この150万の中で、どういったふうなことが本来平等か、高齢者の数ですとか、そういったことも勘案するべきじゃないかなというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「平成31年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第20号 平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第20号「平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第20号について御説明いたします。

議案第20号、平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算。

まず、歳出のほうから御説明いたします。7ページをお開きください。

1款国民宿舎事業費用1項1目宿舎経営費、本年度予算額414万1,000円を計上しております。前年比2,000円の増額です。内訳として、需用費修繕料100万円、太陽光発電保安管理委託料8万円、備品購入費300万円、熊本県温泉協会会費6万1,000円を計上しております。備品購入費につきましては、客室及び休憩室等の畳の入れかえとホットワゴン1台の購入を予定しております。平成14年から16年間、畳の入れかえを行っておりませんでしたので、畳412枚を入れかえる予定です。それと、ホットワゴンとは移動式の保温庫で、厨房で調理した料理を保温して配膳するものであります。

それと、2款基金積立金につきましては、基金利子の積み立てとして1,000円を計上しております。

8ページをお願いいたします。3款公債費1項1目元金、2目利子を合わせまして、6,936万2,000円を計上しております。起債償還金の元金と利子になります。

9ページには、観光施設等事業債の現在高の見込みに関する調書をつけております。平成14年に通潤山荘が改築された際に、10億2,880万円を借り入れて償還を行っているものでございます。一番右の欄、当該年度の年度末現在高見込み額の欄でございますけれども、平成31年度末の起債

残高が記載をされております。元金のみの額ですけれども、1億239万8,000円となる見込みであります。平成33年9月には償還が完了する予定です。

次に、歳入です。5ページをお開きください。

1款財産収入1項1目基金利子として、1,000円を計上しております。

2款繰入金1項1目基金繰入金として、1,000円を計上しております。

同じく2款繰入金2項2目一般会計繰入金として、7,350万円を計上しております。昨日、一般会計予算の6款商工費4目観光施設費で御説明しました28節繰出金を繰り入れるものでございます。

それから、3款繰越金1項1目繰越金として、1,000円を計上しております。

6ページに移りまして、4款寄附金1項1目寄附金として、1,000円を計上しております。

5款諸収入1項1目町預金利子として、1,000円計上しております。

それでは、表紙の次のページをお開きください。

平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算。

平成31年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,350万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成31年3月4日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、飯開政俊君。

**○8番（飯開政俊君）** 一言、希望だけ述べておきます。33年度で起債が終わるということでございますので、今後の通潤山荘のあり方と言いますのは、とにかく今は小部屋が非常に多いと。宿泊客をふやすには小部屋をですね。やはり将来、今後計画をするときに、そのような起債が終わったときの準備を今から考えとっていただきたいというのが希望です。それだけです。

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号「平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第21号 平成31年度山都町簡易水道特別会計予算について

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第21号「平成31年度山都町簡易水道特別会計予算につ

いて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** それでは、議案第21号、平成31年度山都町簡易水道特別会計について説明します。

前置きとしまして、平成32年度に簡易水道事業と上水道事業の経営統合を迎えるに当たり、これまでの経緯を少し話したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

合併協議事項では、水道事業に関する全ての事項を合併後3年以内に調整する、または新町において検討すると先送りされておりました。合併したばかりの山都町に対しまして、熊本県は水道法に基づいた経営改善を勧められました。そこで、山都町は確約書を提出しております。その内容は、行政が取り組まなければならない全てを水道組合に任せている体制を改善することでした。すなわち、水道組合を解散しなければ改善できない内容でございます。合併したばかりの山都町には大変厳しい内容でございました。

一方、政府予算の閣議決定を受け、厚生労働省は簡易水道事業の補助の見直しを打ち出しました。統合しない簡易水道事業には補助をしない、ただし、3年以内に統合または統合計画を示した簡易水道事業に限り10年間は補助対象とするという内容でございます。当時は、水道拡張の地元要望をそれぞれ地域から受けておりましたこともあり、山都町は平成19年度に山都町水道ビジョン等統合計画書を国へ提出しまして、国庫補助事業に取り組んできたところでございます。

このようなことを踏まえ、平成29年度から新しい上水道事業としてスタートする予定でしたが、熊本地震の影響により延期となり、平成32年度からスタートすることになりました。これまでの国の国庫補助を活用して工事を実施してきましたが、平成31年度をもって終了することになります。統合を迎えるに当たり、起債の残高を初め、水道料金の改正など、課題は山積しております。平成31年度中には条例改正等を含め、具体的な提案をしていかなければなりません。平成31年度の予算については統合に向けた経費も計上しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、説明に入ります。9ページをお開きください。

歳出のほうから説明していきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費です。本年度予算額1億4,812万6,000円です。2,455万5,000円の増になっております。特定財源のほうでは、地方債、その他に水道料金を充てております。1億450万6,000円と一般財源になります。

1節報酬です。簡易水道等審議会の委員の報酬になります。9名の委員さんで3回の審議会を開催する予定でございます。

2節から4節までは、職員の6名の人件費となります。

それから、11節需用費につきましては、施設に係る経費になります。

次の10ページをお願いします。12節につきましても、同じく施設に係る経費となります。

13節委託料です。この中の真ん中ほどに水道検針委託料とありまして、411万9,000円です。これは検針業務に係る委託料です。矢部地区が1名、清和地区が2名、蘇陽地区が3名の6名の検

針員さんの委託料になります。2,860世帯の1戸当たり120円で検針をしていただいているところ  
でございます。

それから、次のページの11ページになりますが、水道事業統合関係委託料です。この4,020万  
が統合に係る委託料を計上しておるところです。一応平成30年度に施設の台帳整備を終える予定  
でございます。まずは資産調査の評価業務、それと企業会計への移行業務ですね。それから、  
簡易水道と上水道事業の統合の認可申請をしていかなければなりませんので、その業務委託が  
4,020万となります。これに要する経費につきましては、全て起債対象として交付税措置を受け  
るということになるものです。

それから、15節です。560万円、老朽化に伴う減圧弁やポンプの入れかえを予定しているところ  
でございます。

27節公課費については、消費税の支払いを見込んでおるところでございます。

次、12ページです。1款1項2目簡易水道整備事業費でございます。本年度予算額が2億  
3,713万2,000円です。前年比としまして、2億537万9,000円の減となります。

節の13節をごらんいただきたいと思います。870万円、測量設計の委託料です。日名田地区の  
集落内の整備をするための540万円、それと設計監理委託330万円、これは矢部、蘇陽地区におけ  
る工事に伴うものです。

それから、15節です。2億2,763万8,000円、施設の整備費ですが、下名連石地区の配水池の新  
設工事です。それから、原村、日名田、大石尾地区の水道管の工事、それから、柏地区の水道管  
の工事を予定しているところでは。

13ページです。2款1項1目公債費の元金です。1億3,206万1,000円。それから、2目の利子  
2,319万8,000円。合計の1億5,525万9,000円の公債費が発生しております。

それから、3款1項1目の予備費でございます。50万円同額を計上しております。

それでは、6ページをお願いします。歳入から説明します。

1款1項簡易水道負担金となります。本年度予算額285万8,000円です。説明欄のほうですが、  
新規加入負担金、これにつきましては、原地区の61世帯の負担金を予定しております。口径ごと  
における負担金でございます。

それと、2款1項1目の使用料、水道料金になります。1億237万2,000円を予定しております。  
説明につきましては、現年度分と過年度分、それから、簡易水道の償還金等を合わせた額になり  
ます。

それから、7ページの2款1項1目の手数料です。これにつきましては、督促手数料14万円ほ  
ど出ています。

それから、3款1項1目の簡易水道国庫支出金です。それぞれの工事の国庫支出金9,099万  
6,000円になります。

それから、繰入金です。繰入金は1億6,352万1,000円を一般会計から繰り入れるようにお願い  
しているところでございます。

次のページ、8ページです。繰越金です。150万、昨年と同様の額を計上しております。

雑入です。3万円。

それから、7款1項の1目簡易水道事業債です。ことしの借入額が1億7,960万を予定しております。それぞれ説明欄のとおりでございます。それで、説明欄の下のほうに、公営企業会計適用債ということで、4,020万を借り入れる金額です。これは歳出のほうで説明しました13節において、統合に向けた委託料ということで、起債を100%するものです。交付税措置に対応する起債でございます。

それから、14ページをお願いします。14ページにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書ということでございます。区分として、簡易水道事業債を借り入れているということでございます。真ん中ほどに、当該年度の増減の見込みということで、起債見込額、平成31年の借入額を先ほど説明しましたけども、1億7,960万、その右の欄がことしの31年度の返済額の1億3,261万で、一番右側の数字が平成31年度末の見込額ということで、残高が21億6,974万8,000円となります。

次のページです。15ページ、給与費明細書、一般職の給与で6名分になります。今年度給与が右側の5,179万4,000円になっております。

それでは、1ページと2ページを見ていただきたいと思えます。

第1表歳入歳出の予算になります。1ページが歳入、2ページが歳出でございます。それぞれ歳入歳出5億4,101万7,000円となります。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

平成31年度山都町簡易水道特別会計予算。

平成31年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,101万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

平成31年3月4日提出。山都町長です。

よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 一般会計、繰り入れのことについてお尋ねいたします。

一般会計からの繰り入れが起債の返還額及び職員の給与等を大体入れてあるというふうに思っておりますが、これが合併したときに、上水道と簡易水道が一緒になったときに、その繰り入れに対してどのように考えていくのか。例えば、公営になってくれば、職員の給与等も見直さなければ、つくり出さなければいけないような形になってきますけれども、恐らく人件費までは、簡易水道、上水道のほうからも、それだけの収益を上げることができないというふうに思いますけ

れども、来年度以降のことを、まだことしの予算で関係はありませんけれども、将来的なことに向かって、ちょっと話をお聞きしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** ことしの繰入金が1億6,300万ということでございます。大体起債もほぼ同じぐらいで返しているということで、繰り入れた額を起債に充てるような形です。ですから、一応財政のほうに聞きましたところ、起債の見返りということで大体、30年度が5,300万ほど来ているということでございます。ですから、1億6,300万のうちの5,300万が水道事業として見返りが来ている。あと、ですから1億1,000万ほどが一般会計から繰り入れているような状況にあります。

簡易水道の人員費が、6名の予算で5,100万ほど給与を払っている状況になります。それぞれ清和、蘇陽の1職員と簡易水道の工務と経理が4人ですね。6名の予算になりますが、今後統合したときにどうなるかということで、まずは人員費の取り扱い、それと繰入金をどこまで見ていただけるか。繰り入れ基準というのがございますので、その基準にのっとり歳入するのか。その辺を今後、審議会及び運営協議会にそれぞれ図りながら、財政シミュレーションを考えてやっていきたいということは考えておりますので、いろんなアドバイス等もしていただきますようお願いするものです。よろしく願いします。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 統合する最後の年ということなのですが、非常に事務も大変だと思いますが、その割には職員が1減となりますが、職員の負担が心配されますが、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 職員が6名から何名減るかちょっとわかりませんが、独立採算性という基本が、公営企業法にのっとりまして、その辺の枠でございまして。ほかの町村の例をとりますと、これまで簡易水道事業として投資してきた額が何十億もあるわけなんですけれども、ほかの町村も。整備した後はしごを落とすわけにいかないということで、それまで整備してきた理由が、いろんな地域からあるものですから、その繰り入れとして、ある程度の繰り入れ基準があるということは聞いております。

また、職員の負担につきましては、なかなか若い職員が入れかわり立ちかわりしておりますので、そこに技術的な問題もあります。山都町も広うございます。大体75%が簡易水道事業の人口になりますので、その辺は財政との協議もいろいろ必要かと思っておりますけれども、しっかりその辺も捉えて進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 課長はこれから先のことをおっしゃいましたけれども、私は今年度が最後だから大変でしょうって。前年度は7人が、ことし6人で、1人減りましたが、負担が大変でしょうという意味を言ったところでした。再度お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 済みません、取り違えまして。1名減ということは、それぞれ見直しがあったということでございますけども、ことし、私が30年度に来まして、1減だねということでございますが、まあ何とかやっている状況でございますが、工事関係もことしの31年度で終わるということで、30年度も数億の工事もしております関係で大変、工事関係の担当もかなり苦勞しているところは事実でございます。あと、経理関係もいろいろありますので、何とか頑張っている状況ということを申し伝えたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「平成31年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第22号 平成31年度山都町水道事業会計予算について

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、議案第22号「平成31年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 議案第22号、平成31年度山都町水道事業会計予算について説明します。

済みません、また、前置きとして少し話させてください。

浜町周辺を中心とした上水道事業の水道施設は、昭和28年1月に水道事業の認可を受け、これまで第6次拡張工事を済ませ、平成8年度を最後に完了しております。昭和43年度には、給水人口が5,001人を超えたことによりまして公営企業法の適用を受けて、独立採算性を基本として経営を行っているところです。

しかし、給水人口は平成2年度の6,390人をピークに減少を続けて、平成30年度末には4,079人となっております。配水管の総延長は58キロとなり、工事後60年以上も過ぎた配水管は経年劣化による漏水が予想されていまして、有収率におきましては70%を切る悪循環が続いているところでございます。

これまで簡易水道事業の拡張と更新工事を中心としてきましたが、平成32年度の統合後は、上水道事業の有収率を上げるためにも計画的な管の更新を進めていかなければならないと考えております。

山都町水道事業のキャッチフレーズは、山の都おいしい水を守るを掲げております。今後におきましても、山都の水はおいしいと言われるような環境整備に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それでは、説明に入りたいと思います。12ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年度水道事業会計予算説明書になります。

まず、収益的収入及び支出です。内容につきましては、年度ごとの経営活動により発生する収益に対応する全ての経費を言うものでございます。また、損益計算書にかかわるものでもございます。

収入の部からです。

1 款水道事業収益になります。本年度予算額の総額は8,778万4,000円で、6万1,000円の減になります。1 項営業収益1 目給水収益となります。節が真ん中ほどに書いてあります。1 節水道料金です。8,154万1,000円を見込んでおります。前年比の97%を計上しているところです。それからあとは、受託収益とか材料売却の収益等がございませう。

13ページ、次のページをお願いします。2 節の手数料です。督促手数料を見込んでおります。

それから、その下の2 項営業外収益になります。557万5,000円、6,000円の減でございませう。

次の14ページをごらんいただきたいと思います。4 目長期前受金戻入ということで、552万7,000円です。これは減価償却費の補助金分を収益化するものでございませう。

それから、次のページです。15ページですが、収益的収入の合計は、先ほど言いました款の総額と同額の数字となります。

それでは、16ページ、次に支出の部になります。

1 款水道事業費用です。総額は本年度8,778万4,000円、6万1,000円の減となります。

1 項営業費用1 目原水及び浄水費でございませう。本年度1,428万9,000円となります。この内訳につきましては、施設管理に伴う水質検査、電気料、修繕費等になります。

1 節から書いてございませうが、次のページの17ページの7 節の委託料です。69万4,000円、これにつきましては、水質検査、滅菌機の管理、避雷器の点検の委託料を見込んでいるところでございませう。

それから、下のほうに行きまして、12節の動力費です。1,212万円を計上しておりますが、水源のポンプの電気代を見込んでいるところでございませう。

それから、18ページ、次のページをお願いしたいと思います。2 目配水及び給水費です。1,043万9,000円です。509万8,000円の減となります。これにつきましては、次のページの19ページですが、委託料553万6,000円です。ここにちょっと説明欄に委託料だけしか書いてありませんので。税の8%、10%、この辺を気にしてつくっている関係で、説明がちょっと抜けている部分があります。この委託料につきましても、配水からの水質検査とか、検針の委託料とか、漏水調査の委託料等を含んでおります。

それから、10節で修繕費です。340万、漏水修繕費、施設の修繕費を見込んでおります。

それから次は、21ページの4 目の総係費です。2,201万2,000円、977万3,000円の増ということ

です。ここに職員の給与等を計上しているところです。

それから、5節の報酬386万4,000円、これは運営協議会がごさいます。これも4回の6名分を充てているところです。それから、嘱託職員の報酬2名分を372万2,000円計上しております。

それから、下の8節の旅費につきましては、職員の実務研修とか、技術、経理、会計処理の専門知識の習得のため各種研修に参加する費用を見込んでおります。

それから、22ページをごらんいただきたいと思います。15節の委託料です。ここに724万3,000円と大きい数字が出ておりますが、例規整備支援業務ということでごさいます、129万6,000円。これは統合に向けての関連例規の整備ということで、廃規、新規、改正条例あたりの関連例規が15本ほどありますので、それを整備する委託料になります。

また、23ページの上のほうに、山都町水道ビジョン・経営戦略策定支援業務委託523万5,000円、これも統合に向けての経費になります。それから、準備システム変更委託料、RKKシステムに60万の計上をしております。

それから、24ページです。5目減価償却費2,894万8,000円を計上しております。価値が減った見込みの数であるということで、有形固定資産減価償却費が出ております。

6目資産減耗費です。120万円です。

それから、2項営業外費用になります。1目支払利息及び企業債取扱諸費でごさいます。企業債利息の1節312万円をここで支払うようにしております。

それから、次のページ、25ページの3消費税及び地方消費税につきましては、31年度300万を一応計上しているところでごさいます。

あけていただきまして、26ページ、予備費になります。450万円でごさいます。

一番下のほうで、収益的支出の合計は、先ほどの総額と同額ということでごさいます。

続きまして、27ページの今度は資本的収入及び支出になります。内容につきましては、投資的費用と資産取得と処分に関する財産的なものを言うものでごさいます。また、貸借対照表にかかわるものでもごさいます。

収入の部です。

1款資本的収入です。総額1,352万2,000円でごさいます。

3項1目負担金、工事負担金1,212万円を計上しております。これについては、28ページの上のほうを見ていただきたいと思います。これは高速道路に係る水道管の移設工事にかかわる負担金ということで、町道浜町下名連石線と町道片平脇線ですね。2カ所を高速道路、取りつけ道にかかる国土交通省からの補助金でごさいまして、1,200万円です。

それから、下の6項の他会計補助金です。1目他会計補助金、この内容につきましては、29ページの上のほうに書いてありますが、125万7,000円。一般会計からの繰入金、公営企業災害復旧事業補助金となります。これは熊本地震による山神山の災害復旧事業で、事業債を補助するというので、一般会計から補助している数字でごさいます。

そしたら、30ページです。支出の部になります。1款資本的支出です。総額6,566万3,000円、1,912万9,000円の増となります。

1 項建設改良費です。原水の施設改良費で、工事費が200万、水源地のポンプ取りかえを計画しております。

それから、2目の配水施設の改良費となりますが、次のページの30ページの6節の委託料ですね。300万を組んでおります。水道事業の布設計画の業務委託です。有収率もちょっと低くなっておりますもんですから、漏水調査を平成30年度に行っております。その結果を受けて、250万で計画するとなっております。

それから、高速道路に係る水道管の管理委託料50万を組んでおります。

それから、下のほうに行きまして、10節の工事請負費です。3,475万円です。これにつきましては、老朽管の布設がえ工事と高速道路に係る経費、それと山神山のポンプ取りかえ等、水位計の取りかえ工事を見込んでおります。

3目の固定資産購入費になります。294万6,000円で、固定資産294万4,000円、固定資産購入費ということで車両購入。これにつきましては、平成11年度式の軽トラを買いかえることを計画しております。走行距離14万6,000キロも走っているところでございます。また、量水器のメーターの購入も計画しております。

それから、32ページです。2項企業債償還金になります。ことしが元金です、これは、1,860万8,000円となります。

それから、3項予備費1目予備費です。予備費400万円を予定しているところでございます。

それでは、次のページの33ページです。平成30年度水道事業会計予定損益計算書になります。この表につきましては、一番下の段の下から3段目です。当年度純利益としまして、右のほうの数字で、1,171万6,662円。前年度繰越利益剰余金ということで、4,120万5,703円。これを合わせて、当年度の未処理利益剰余金5,292万2,365円を見込んでいるところでございます。

それから、次のページが、平成30年度水道事業会計前年度予定貸借対照表になります。資産の部として、34ページのちょっと下のほうになります。資産合計というところで、右のほうの下線、2線で書いてある数字ですが、9億3,359万1,835円となります。

その下に負債の部、35ページにわたりまして、負債合計というのが真ん中のほうにあります。3億5,979万6,095円。それと、資本の部ですね。資本の部の合計が下から2段目にありますが、5億7,379万5,740円となります。それぞれ負債と資本を足した合計が、ともに9億3,359万1,835円ということになります。

それから、次のページですね。今度は31年度水道事業会計当年度予定貸借対照表となります。36ページ、37ページです。これも同じく、そういう見方をしまして、資産の部につきましては、資産合計が右側の2本線の9億3,170万2,391円。負債の部と資本の部のそれぞれ足した額が9億3,170万2,391円となります。

そこで、30年の対比として、先ほど35ページにありました9億3,591万1,835円から、この31年度の予定の額を引きまして、188万9,440円の減を見込んでいるところでございます。

それでは、9ページをお願いしたいと思います。平成31年度水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書と書いてございます。これは現金の動きを示すものでございます。

それぞれ1、2、3というキャッシュ・フローの活動がございますけれども、一番下の枠に3段ありますが、資金増加額、マイナスの1,595万6,000円となります。資金期首残高、定期預金を含めて、現在2億684万9,000円、平成31年度3月31日で予定をしております。それで、上の数字の増加額を引きまして、平成30年3月31日の資金期末残高は1億9,089万3,000円を見込んでいるところでございます。

それから、次の10ページをお願いしたいと思います。給与費の明細書になります。職員1名の予算の内容でございます。本年度、いろいろ給与費、法定福利費も含めまして、695万1,000円を見込んでいるところでございます。

それと、次のページ、11ページですが、企業債の明細書でございます。これにつきましては、地方債の現在高の見込みに関する調書ということで、この表の右側から2列目の数字、当該年度末現在高見込み額ということで、平成31年度末を1億7,105万4,719円と見込んでおります。償還終期ということで、平成49年まで償還するというところでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いしたいと思います。

平成31年度山都町水道事業会計予算です。

総則。第1条、平成31年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数2,010戸です。(2)年間給水量50万0,005立方メートル。(3)1日の平均給水量です。1,370立方メートル。(4)主要な建設改良事業です。市街地老朽管の布設工事1,000万円、高速道路に係る水道管移設工事2,200万。

収益的収入及び支出です。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款事業収益8,778万4,000円、第1項営業収益8,220万6,000円、第2項営業外収益557万5,000円、第3項特別利益3,000円。

次のページをお願いします。

支出です。第1款事業費8,778万4,000円、第1項営業費用7,716万円、第2項営業外費用612万1,000円、第3項特別損失3,000円、第4項予備費450万円。

資本的収入及び支出です。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,214万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入1,352万2,000円、第1項企業債1,000円、第2項出資金1,000円、第3項負担金1,226万1,000万円、第4項国庫(県)補助金1,000円、第5項固定資産売却代金1,000円、第6項他会計補助金125万7,000円。

支出、第1款資本的支出6,566万3,000円、第1項建設改良費4,305万5,000円、第2項企業債償還金1,860万8,000円、第3項予備費400万円。

次のページです。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は、4,000万円と定める。

議会の決議を経なければ流用できない経費。第6条、次に上げる経費については、その経費の

金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。（1）職員給与費695万1,000円。

他会計からの補助金。第7条、山都町一般会計より熊本地震災害復旧工事に係る当年度企業債償還元利金の繰入を受ける金額は125万8,000円である。

棚卸資産購入限度額。第8条、棚卸資産購入限度額は270万円と定める。

平成31年3月4日提出、山都町長。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** ちょっと聞いてなかったところもありますんで、済みません。

23ページの山都町水道ビジョン・経営戦略策定支援業務というのは、これは上水道と簡易水道の合併ということで必要だということですよ。これの財源的な考えですけど、これは水道の収益から出しとるような形なんですかね。こういう形は本来なら別だから一般会計からとか何かそういう形でも、本当は繰り入れてでもするような形じゃないかなというふうに思っているんですけども。特別にそうやって出るやつとだからですね。それを収益から持ってくるというのは、ちょっと違うんじゃないかなという気がしておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 21ページの総係費の中に、4目総係費の中の23ページの15委託料、この中に山都町水道ビジョン・経営戦略策定支援業務委託料5,233万5,000円を組んでいるところです。この財源については、この水道事業の中から払うということとなっております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今の山都町水道ビジョン・経営戦略のことですけれども、統合に向けてのことだけになりますか。水道の民営化のことがありますので、その辺も見据えてされるのか。私の思いとしては、民営化はしてほしくないんで、その中身についてお尋ねしたいです。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** とりあえず第1期で、平成19年度に水道ビジョンというのを、国からしなければいけないということで策定をしました。その10年間の水道ビジョンの見直しを含めて、今後また10年間のビジョンを立てなければならないという、もう努めてございます。それをしなければもうだめですよということで、そういう交付金の見返りがあるわけでございますが、水道法のこの改正については、民営化はちょっと町に委ねるということになっておりますので、山都町のこの広い水道をやっていく方は多分見つからないだろうし、ちょっと難しいと。そこも検討して進めたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「平成31年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時14分

再開 午後1時08分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第7 議案第23号 平成31年度山都町病院事業会計予算について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第23号「平成31年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、小屋迫厚文君。

○そよう病院事務長（小屋迫厚文君） 特別会計のほう、最後となります。議案第23号、平成31年度山都町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

予算の説明に入ります前に、まず、現在の病院の状況と来年の状況について御説明させていただきます。

そよう病院も現在地に移転新築しまして、6年4カ月たっております。町内唯一の救急告示病院として、土日、祝日や夜間における救急搬入患者はもとより、町内全域から治療のためにおいでいただけるようになりました。

診療につきましては、今までと同様、熊本大学医学部附属病院、熊本赤十字病院と共同で、総合診療、地域医療に力を入れ、特色ある診療、そして、地域に信頼される病院を目指してまいります。

常に課題となっております常勤医師の確保につきましては、院長、副院長のほか、現在2名おられる自治医科大出身の医師1名が今年度末で異動されますけれども、31年度も、熊本県の御配慮により自治医科大卒の医師1名が勤務していただけることになりました。ですから、常勤は今年度と同様4名ということが維持できます。

また、来年度は熊本県と熊本大学医学部附属病院との調整によりまして、整形外科と循環器内科及び総合診療科の専門医を新たに週1回、追加派遣をしていただくことになりました。ですか

ら、整形外科につきましては、以前から診療を行っていただいております個人の整形外科医がいらっしゃるんですけれども、その方を含めて、週3回、整形外科の専門診療ができることとなります。また、循環器科につきましては、1人新しく派遣していただくことになりましたので、週2日の診療ということになります。また、眼科、歯科等へもお願いしておりましたけれども、また来年度も引き続き診察していただけることになっております。

おかげで、全部で延べ13名の非常勤医師を確保できる見込みとなりました。おかげさまで、医師定数6名ですけれども、その6名を充足して、さらに充実した診療が行うことができるのではないかと思います。

また、さらに地域医療での総合診療を学ぶためとして、来年度も熊本赤十字病院、くまもと森都総合病院から延べ8名、17カ月間の臨床研修医を迎える予定です。多くの非常勤医や臨床研修医を確保できますことで常勤医師への負担が軽減できること、また、患者様におかれましては専門的な診療の受診が引き続き可能になるということで、よりよい環境が生まれるのではないかと考えております。

また、医師だけではなくて、医療スタッフの確保も問題となっております。特に薬剤師の募集が、行ってもなかなか応募がありません。看護師の募集も含めて、今後もあらゆる手だてを講じていかなければなりませんけれども、こういったところにこういった人がいるというふうな情報がいただければ、ぜひ情報提供をお願いしたいと思っております。

働き方改革が本年4月から適用されます。有給休暇取得5日というのが義務づけられるということで、シフト勤務で有給休暇がとりづらい職場で、看護師とか、そういう職場ですのでなかなか難しいところもありますけれども、適正な職員数を確保することにより、働きやすい職場環境をつくっていかうと思っております。

医師につきましては、5年間の猶予ということにはなっておりますけれども、現在行っております宿直からの引き続きの診察といったような連続勤務ができなくなるということですので、院内にプロジェクトチームをつくって、対応、改善を進めていかうと思っております。

病棟においては、退院後の自宅での生活がスムーズにできるように、リハビリを中心とした地域包括ケア病床を平成28年12月から10床転換しております。地域包括ケア、在宅医療に積極的に取り組んでいるところです。

また、透析につきましては、現在ベッド数が11、実患者数が27名となっております。29年度と比較しましてもほぼ同規模で、透析につきましては安定的に実施できております。

また、ジェネリック医薬品につきましては、平成30年度の見込みとしまして、採用薬品数で約28%程度の比率になる見込みです。平成29年度に比べまして5%ほどふえております。患者様の経費負担の軽減を図る上からも、これからも積極的に切りかえを進めて使用拡大を図っていかうと思っております。

本年度の予算で、電子カルテを本院でも導入しております。来年度4月1日から、もうじきですけれども、4月1日からの本格稼働ということで今、準備を進めております。システムの設定、操作のマスターやデータ移行等は今、行っている最中ですが、4月稼働までに2回のリハ

一サルを行い、万全の体制で新年度を迎えるように取り組んでおります。導入後は、診察から検査、治療に至る患者様の院内における情報共有がこれまで以上に進み、精算までの時間も短縮できるのではないかと考えております。

外来患者につきましては、人口減少もあってか減少傾向が見られております。入院患者につきましても、昨年度非常に多かったんですけども、それと比較しますとかなり減少しております。具体的な数字としましては、外来患者は、歯科を含めて29年度が4万6,870人、30年度本年度の見込みが4万4,600人となっております。

入院患者は、平成29年度が1万7,139人、30年度は見込みとしまして約1万6,000人となっております。昨年度は、入院患者がふえたこともありまして大幅な黒字となりましたが、本年度はやはり厳しいものとなっております。

病院の運営に当たっては、来年度も本庁から多くの繰入金をいただいておりますけれども、平成30年度から病院建設に伴う起債元金償還が本格化しておりますし、医療機器の更新時期を徐々に迎えております。また、働き方改革に伴う人件費増も見込まれておりますので、運営面、採算面ではさらに厳しい状況となることが想定されます。ですから、引き続き経費面での節約を徹底していくとともに、外部委託できることは進めていきたいというふうに考えております。

病院の基本理念として、地域に信頼される病院づくりを目指しております。山都町にある公立病院として、山都町のみならず、郡内及び南阿蘇地域等を含めても唯一の救急告示病院、僻地医療拠点病院、在宅医療支援病院として真摯な姿勢で取り組み、町民の皆様の期待に応えられるよう意識と経費の節減を心がけ、合理的かつ効率的な病院経営に努めてまいります。

それでは、31年度の病院事業予算につきまして御説明いたします。お手元の資料、16ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年度病院事業会計予算説明書。

収益的収入及び支出。まず収入の部です。1款病院事業収益1項医業収益入院収益につきましては、本年度4億7,384万7,000円を予定しております。外来収益につきましては3億8,871万5,000円、繰入金につきましては6,394万5,000円、その他医業収益としまして1,803万1,000円、合計の医業収益としまして合計で約9億4,453万8,000円を予算化しております。

医業外収益につきましては、明細はそこに1から6、書いてありますけれども、繰入金8,704万2,000円、長期前受金戻入が2,360万4,000円、その他の医業収益で1,618万3,000円、それから訪問看護ステーションの収益としまして1,882万5,000円ということで、医業外収益につきましては1億6,074万6,000円としております。

特別利益につきましては、過年度損益修正益ということで1,000円を計上しております。

上に戻りますけれども、病院事業収益の合計は、本年度が11億528万5,000円を見ております。

17ページに、支出のほうですけれども、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費6億5,449万5,000円を予定しております。内訳としましては、給与費、職員手当、報酬、退職給付費、賞与引当金繰入額、法定福利費という内訳になりますけれども、職員給与につきましては2億4,397万円、来年度4月の職員数70名で計算しております。それに伴う職員手当等になります。

それから、報酬につきましては、先ほど言いましたように、13名の非常勤医師、あるいは当直に来ていただける医師の分などになります。

続きまして、18ページになります。材料費につきましては、2目材料費、本年度が1億2,266万6,000円。内訳としましては、節区分で1から4のとおりになっております。

3目経費1億7,947万1,000円となります。内訳としましては、右の節区分をごらんいただきたいと思います。光熱費は、オール電化になっております関係で2,064万4,000円を見ております。大体毎月の平均的な電気料が月平均で約160万というような金額になっております。それから、委託料が1億2,000万余りということになっておりますけれども、これは機器の補修費、保守等もありますけれども、調理、それから看護助手、それから清掃につきましては、まちづくりやべからの派遣職員の形でしてございまして、その分がふえているような形になります。

それから、4目減価償却費が9,832万4,000円、5目資産減耗費が1,000円、6目医師等研究研修費が198万円、その他の医業費用としまして672万円、これは職員の児童手当の分になります。

17ページに戻っていただきます。一番上になります。病院事業費用の合計としまして11億528万5,000円ということになります。

19ページをごらんいただきたいと思います。医業外費用につきましては、本年度、3,862万8,000円としております。内訳としましては、1目支払利息1,310万9,000円、その他医業外費用は134万6,000円、消費税及び地方消費税が126万8,000円、訪問看護ステーション運営費が2,290万5,000円となっております。訪問看護ステーションにつきましては、看護師3名を配置しております。ちなみに、利用者につきましては、現時点では利用者が41名ということになっております。

それから、3項特別損失としまして、過年度損益修正損として今年度は200万円を計上しております。昨年度まではちょっと計上しておりませんでしたけれども、機械等の除却費等がありますので、今回は200万円というのを計上しております。

それから、予備費につきましては100万円ということで予定しております。

済みません、先ほどの17ページの一番上の病院事業費用の合計が、医業外費用を含めて11億528万5,000円となります。

大変申しわけありません。20ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出になります。

1款資本的収入1項企業債は1,000円、それから2項補助金補助金としまして121万7,000円を予算化しております。3項繰入金繰入金につきましては、2,901万3,000円です。

16ページの医業収益の繰入金、それから、その下の医業外収益の繰入金、そして、この資本的収支の繰入金、これを合わせた額が、昨日、衛生費のほうに出してありました病院への繰入金1億8,000万ということになります。

それから、資本的収支の支出の部です。1款資本的支出1項建設改良費1,000円、2項企業債償還金5,144万6,000円、3項機械器具購入費694万3,000円、4自動車購入費184万3,000円としております。企業債償還金につきましては、病院建築に当たる償還金が平成54年まで続くことにな

ります。それから、機械器具購入費につきましては、今年度は電子カルテの導入がありましたので大きな金額となっておりますけれども、来年は心電計の脈波装置とかいった機械器具を入れることにしております、690万3,000円となっております。それから、自動車購入費につきましては、訪問看護の車を買いかえることにしております。平成18年登録で15万を超えているということで、小型の四輪駆動車を買うことにしております。

そのほかに、8ページにキャッシュフローの計算書を掲載しております。右下のほうになりますけれども、平成32年3月31日期末残高としましては、7億7,211万8,000円に現金としてはなる予定です。

それから、9ページ以降につきましては、職員の給与費の明細書になります。9ページの職員数で、一般職のところは115人ということですからかなり大きくなってございますけれども、これは、職員以外に給与費のほうから支出します報酬、その中で、要するに嘱託医師等のことが入ってきます。その人数が入ってきますので、こういった大きな115人というふうな数字になっております。そして、それが14ページまで続きます。

15ページが企業債の明細書になります。

左から4列目で、当年度償還高が5,144万5,188円。一番右側の利息のところは1,310万8,540円となります。31年度の元利償還金は合計で6,455万3,732円ということになります。

それから、22ページからが病院事業会計の予定損益計算書、24ページが30年度の予定貸借対照表、26ページが31年度の予定貸借対照表となっております。これはごらんいただきたいと思えます。

それでは、前に戻りまして、目次の次のページ、1ページをごらんいただきたいと思えます。

平成31年度山都町病院事業会計予算。

総則、第1条、平成31年度山都町病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、病床数、一般病床57床、2、患者数、年間患者数6万7,341人、1日平均患者数251.7人、入院患者、年間患者数で1万7,934人、1日平均患者数が49人、外来患者年間患者数が4万9,407人、1日平均患者数としまして202.7人。

次のページです。2ページ、収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益11億528万5,000円、第1項医業収益9億4,453万8,000円、第2項医業外収益1億6,074万6,000円、第3項特別利益1,000円。

支出、第1款病院事業費用11億528万5,000円、第1項医業費用10億6,365万7,000円、第2項医業外費用3,862万8,000円、第3項特別損失200万円、第4項予備費100万円。

3ページです。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,000万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする。

収入、第1款資本的収入323万1,000円、第1項企業債1,000円、第2項補助金121万7,000円、第3項繰入金2,901万3,000円。

支出、第1款資本的支出6,023万3,000円、第1項建設改良費1,000円、第2項企業債償還金5,144万6,000円、第3項機械器具購入費694万3,000円、第4項自動車購入費184万3,000円。

4ページをお願いいたします。一時借入金、第5条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を経なければ利用できない経費、第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費6億7,307万6,000円、2、公債費35万円。

他会計からの繰入金、第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は1億8,000万円である。

棚卸資産の購入限度額、第8条、棚卸資産の購入限度額は1億8,000万円と定める。

平成31年3月4日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「平成31年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第24号 工事請負契約の締結について

**○議長（工藤文範君）** 日程第8、議案第24号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 先日本配りをしております議案第24号の資料をごらんいただきたいと思います。

議案第24号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

平成31年3月4日提出、山都町長。

1、工事番号、山教生工第5号。

工事名、重要文化財通潤橋保存修理工事（平成30年大雨災害復旧）。

工事場所、山都町城原・長原地内。

契約金額、1億1,340万円、税込みです。

契約の相手方、熊本県上益城郡山都町千滝222-1、株式会社尾上建設、代表取締役尾上一哉。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次の、2枚目、1ページをお開きしてください。公共工事請負の仮の契約書でございます。

4番のところから。工期は、平成31年3月15日から平成31年3月31日までとしております。一旦この3月まで契約ということで、今後、繰越承認等を得ながら、2020年の3月までの13カ月を工期として見込んでいるところです。

中ほどの条文から。上記の工事について、発注者山都町と受注者株式会社尾上建設は、おのこの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約のあかしとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとして、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。平成31年3月1日、発注者、山都町長、受注者、株式会社尾上建設となっております。

次の、その裏をごらんください。2ページになります。入札結果の登録でございます。

9社への入札を送ったところで、尾上建設様が予定価格の範囲内で落札者に決定しているものでございます。

次の3ページをごらんください。工事請負契約の概要でございます。

6番の工事内容のところでございますが、平成30年5月7日に崩落した重要文化財通潤橋右岸上流側壁石垣の復旧、石垣の積み直しの工事でございます。文化庁の国庫補助事業として、補助率85%を生かしながら、この工事を進めてまいります。

下を御説明する前に、その次の4枚目になりますが、横長の工事箇所という図面をごらんください。

今回の崩落事故によりまして、94個の石が崩落をしております。赤線で囲んである部分が崩落した94個の石積みの部分でございます。黒の一点破線で書いてある上2段の分は手すり石と呼ばれるもので、3段目以下が通潤橋本体を構築する部分になります。

そして、今回この工事をする際に、崩落したこの赤の部分の隣、まだ石垣として残っておるオレンジの部分のところになります。基本的にこの1石分だけは取り外しをするということになります。

そして、左岸寄りですけれども、緑色の部分を書いてございますけれども、このあたりまでといいますか、左のほうの取り外しを、現場状況に応じて取り外しをしていくわけですけれども、最大でもこの緑の部分までの取り外しということを目標にやっていくところでございます。このオレンジと緑色、どこまでやるかわかりませんが、その取り外しをする部分は40個を想定しているところでございます。

先ほどの3ページに戻っていただきまして、工事概要の表のところでございますが、従来から平成28年の工事のときに使用しておりました索道とか吹き上げ口のステージ、こういったものをそのまま架台として、こうしたものを継続して利用することとしております。また新たに、崩落したのり面のところに足場を組んで仮設工事をするところでございます。

そして、石工事といたしましては、先ほど申し上げました手すり石、壁石の取りかえ部分、これは先ほどの94個のうち、3D計測によりまして93個の石があった場所が確定をしております。未確定の1石部分についてを、一応今のところでございますが、数量としては、取りかえとして1個計上しているところでございます。また、補修する部分については、そのままではなく、角が欠けたようなものがございまして、そうしたものについては9個、手直しをみている分が9個ということでございます。

それから、石積みの取り外しにつきましては、先ほど申し上げました40個を想定しております。全体的な石積み据え直し、積み直しにつきましては、139個予定をしているところでございます。

また、今回のり面の裏築と呼ばれるところより石管の下のほうの状態でございますが、これを必要に応じて撤去・復旧するものを一式見込んでおります。

また、通水石管の目地しっくい除去、製作、詰めかえ等、これは、後ほど工事に行います通水試験、石管の通水試験をやるところでございますけれども、その状況に応じて一式を計上しているところでございます。

それから、工事の最後になりますけれども、28年の災害工事のときからずっとありました吹き上げ口のところの架台、ステージがあるんですけども、資材置き場とか、そうしたものがあんですけど、その、いわゆる吹き上げ口の中の部分、水がたまる部分です。通潤橋から吹き上がってくるところに水がたまるんですけども、その吹き上げ口の中の分の目地材の製作、補修も一式として予定しているところでございます。

それから、最後に排水対策ということで、取り入れ口、吹き上げ口のあたりに周辺の雨水の排水施設の設置も予定をしているところでございます。

こうした工事概要によって進めてまいります。崩壊したのり面の状況が現在明らかではありませんけれども、今後、被覆モルタル、吹きつけですね、その分を剥いでみて、そしてその詳細の状況を見て、安定ぐあいなどのような状況かということ調査しながら、そして、それによって工法や範囲の変更も今後、数量的なものも変更があり得るかなというところで、その場合は設計の変更も対応していきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、文化庁の承認ですとか検討委員会、それから保存部会や技術検討ワーキングなどによりまして審議期間が長引いた場合には休止期間が発生する可能性もあることも予想

されます。工期につきましては、先ほど申し上げましたように、13カ月の工期を見込んでいます。

最後になりますが、一番最後の6ページ、最後のページでございます。ごらんください。今回の全体工程計画を記しております。

3月から来年の3月まで、このような形で工事を進めてまいるところでございますけれども、この工事スケジュールにつきましても、昨年11月までに文化庁等との協議をした中で、11月に補助申請をやりながら、そして先月、2月1日に交付決定を受けたところでございます。特に、この一番下でございます裏築測量というのを5月、6月と書いてありますけれども、ここのところが、そのり面の状況、石管の下の状況の安定度ぐあい、こういったものの調査をする期間でございますけれども、その状況によりましては、その後、7月以降から予定しておりますこうした段階的な工事につきましても、できる限り前倒しをしていけるものはしていきながら、通潤橋の早期の復旧に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 通潤橋に関しましては、本当に心配しているところですし、私もたびたび質問をさせていただいたところです。

今回の修復、先ほどの課長の御説明の中で、落ちた石垣について、やっぱり部分部分的に補修というか修正をしながらやっていくというふうな御説明でしたが、これはもちろん、保存委員会等々の検討委員会がございますので、そういったところのお墨つきを得ながらの工事ということで、今回の補修によって、その文化財の価値が損なわれるとか、そういったことはないのだと思っておりますが、一応確認をさせてください。

そのような、今から調査が進み、いろんな補修の変化とかも起きてくるかもしれませんし、前から申し上げているような、あらかじめの工事ができないということは何回も御説明を受けたところですけれども、このような工事の変更等々によってですね。だから、文化財の価値が損なわれないようにというようなことだとは思いますが、もう一言説明をつけ加えていただきませんか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 吉川議員がおっしゃられたことで、そのとおりでございます。私もこれまで、この通潤橋の修復については御説明してきたところでございますが、今回は、28年の熊本地震による災害と、そして今回、昨年5月7日の崩落による災害、いずれにしましても災害復旧をする工事でございます。災害復旧と申しますのは、原形復旧、もとあったような状態に戻すということが基本でございます。それで、今回の工事につきましても、右岸側の上流部分ですね。94個落石しましたけれども、そこをもとに戻すということが原則になります。

そして、文化財といいますのは建造物でありますので、もとの状態というのが一番価値が高く、年数が長くなることもまたその価値が高くなっていくということでございますので、そうしたと

ころ、いわゆる、できるだけさわらないといいますか、崩れていない部分までさわることは、文化財のほうの見方としましては、これは破壊というふうにみなされますので、できる限り原形に近いことでの災害復旧をやっていきながら、後世にその価値をつなぐといいますか、そうした形で委員会あたりとも協議しながら今後も進めていきたいと考えているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** 何しろ重要文化財で大変だと思いますけれども、ちょっと心配しておりますのが、現場の管理というんですか、監督といいますか、いろいろ委員さんたちはいらっしゃいますけども、1回1回集めてどうのこうのということは難しいと思うんですが、大体どのぐらいの頻度でその委員さんたちを集められて、中の協議をすとか。そこあたりの計画は工程表には考えておられないとは思いますが、頻繁にしていかなければ、なかなかですね。いかに土木の事務やっていった人間であっても、なかなか難しいところがございますので、逐次いろいろ協議をしながら進めていかなければいけないというふうに思っておりますが、そこあたりの対応はどういうふうにご考えておられますか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 管理面についてでございますが、設計監理に関しましては、文化財を専門に管理業務を行われている文化庁からの専門技術者が多く在籍しておられる文化財建造物保存技術協会というところでございますが、そちらのほうに委託をしながらやっておりますけれども、常にこの工程の前には会議等、現場の打ち合わせ会議をやっていきながら、各段階ごとの工事が、計画工程どおりに進められるように検討しながら持っていく、そしてまた、検討委員会は大体年に通常2回ほど予定しているところでございますが、そうしたことでも、保存部会ですとか、現場を踏まえた技術検討ワーキングあたりでも常に、大体月1回程度とかやっていたりしているところなんですけれども、必要に応じて重要な部分、必要がある分については、その中で常に協議をしていきながら進めていきたいと考えます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** なかなか、石垣みたいに下から少し勾配があるやつは割とつきやすいんですけども、この通潤橋の場合、あれはもう直ですので、かなりつき方としても石垣しては難しいやつでございますけれども、やっぱり極力第三者といいますか、いろいろ専門の方々に見ていただきながら進めていかなければ、後々またそこがはらんできたりとか、そこあたりが恐らく出てくる可能性も十分あります。左岸のほうをちょっといろいろはらんでおりますから、将来にわたっては、これがはらんでから、またそこが再崩落ということも出てきますので、重々そこあたりを注意しながら、もし次がやったときにはどこあたりが悪いんだということが十分、後世にも伝わるような形でのつけ方を一緒になってから検討して、その資料というのはずっと残していくような形で考えておられたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** 新年度予算で、通潤橋電磁探査委託料ということで、このときは、課長の説明では崩落のり面の内部をレーダー照射しての委託料ということをおっしゃいました。この工事は30年度の予算なんです、今言った予算は新年度の予算です。もう工事は工事で終わって、その後、内部の調査をされるということだと思いますが、内部の調査をするんだったら、それを生かして工事してもらったらと、これを見て、本年度の予算を見て、あらっと思ったところなんです、この委託料の関係はこの工事とは全然関係ないと思いますが、調査する意図ですよ。工事が終わってしまってから。だから、この調査は本当は私は、委託料は30年度の補正でもらって一緒にされるのかなと思ったんですが、これは新年度予算でしたので、この関係はどうでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 予算で上げておりました電波照査の委託料ですけども、これは、この工事の中で、5月、6月の裏築仕様調査の段階のところでの委託業務でございます。ラスを剥いでみないと状況はわかりませんが、それをレーダーで当てて、そして中を探ることなく電磁波でするものがございますが、どうしてもそれを剥いでみないとわからない部分がありますので、今回のこの工事の中での予算づけをしながら、実際に使うのは、先ほど申し上げました裏築調査の部分でやることにしておるところです。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第25号 工事請負変更契約の締結について（山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事）

**○議長（工藤文範君）** 日程第9、議案第25号「工事請負変更契約の締結について（山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、議案第25号について御説明申し上げます。

議案第25号、工事請負変更契約の締結について。

平成30年第2回山都町議会臨時会において議決された山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工

事のうち、契約金額5,427万円を5,720万9,773円に変更することとする。

平成31年3月4日提出、山都町長。

提案理由。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお開きください。工事概要です。

- 1、工事番号、山創造観第3号。
- 2、工事名、山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事。
- 3、工事場所、山都町下馬尾地内。
- 4、当初契約年月日、平成30年8月8日。
- 5、変更契約額、5,720万9,773円、293万9,773円の増額となります。
- 6、工事内容、分譲住宅用地造成工事10区画です。変更後の主な工種と数量は記載のとおりでございます。
- 7、契約の相手方、熊本県上益城郡山都町上寺1660番地1、株式会社協信総業、代表取締役高畑博史。

次のページをお開きください。公共工事請負変更仮契約書です。

工事番号、工事名、工事場所については、先ほども読み上げたとおりでございます。

- 4、変更契約事項、変更工事請負額293万9,773円の増額となります。

工期、現契約工期、着工平成30年8月9日、竣工平成31年3月25日。変更工期、着工平成30年8月9日、竣工平成31年3月29日。

平成30年8月8日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、請負契約を変更する。なお、議会の議決を得られたとき本契約として効力を生ずるものとする。本変更契約のあかしとして本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。平成31年2月21日。発注者、山都町長、受注者、上益城郡山都町上寺1666-1、株式会社協信総業、代表取締役高畑博史です。

次のページをお開きください。①が位置図となっております。

次のページが工事箇所の箇所図となります。新町通りから町道昭午町上寺線に入り、200メートルほど進んだところになります。庁舎建築前の浜町事務所のあった場所となります。

最後のページが平面図ということになります。赤で記載しておりますのが変更となるところでございます。主な変更箇所を申し上げますと、一番下の真ん中付近になりますが、赤い文字で道路側溝300掛ける300の延長10メートルということで、道路側溝の部分を10メートル追加をしております。それと、その右側の同じく道路側溝300掛ける300の延長12メートル。宅地造成の構造物を設置する際に側溝が老朽化していったために敷設がえが必要となったものでございます。それと、そこから上のほうに行きまして真ん中あたりですが、コンクリート舗装、面積が34.87平米が45平米にふえます。それと、その左側でございますけれども、仮設道路を設置しております。27.5メートルの仮設道路でございます。それと、その左上のほうになりますけれども、すりつけ

アスファルト舗装ということで、39.8平米が50.3平米に数量がふえております。それと、その下です。ガードレール。これは少なくなる分ですが、延長20メートルの部分が9メートルに数量が減るという部分でございます。仮設道路につきましては、当初計画では近隣の住民の方には現在の道路を利用していただくということにしておりましたけれども、通行車両の安全確保と工事の進捗の妨げにならないよう、仮設道路の確保を行ったところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第25号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「工事請負変更契約の締結について（山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事）」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後1時57分

再開 午後2時07分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### **日程第10 議案第26号 工事請負変更契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）**

**○議長（工藤文範君）** 日程第10、議案第26号「工事請負変更契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** それでは、議案第26号について説明させていただきます。

工事請負変更契約の締結について。

平成29年第4回山都町議会定例会において議決された名ヶ川河川等災害関連工事のうち、契約金額6,085万8,000円を6,292万8,416円に変更することとする。

平成31年3月4日提出、山都町長、梅田穰。

提案理由です。本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこ

の議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。変更契約の概要になります。

工事番号、災関工第2号。

工事名、名ヶ川河川等災害関連工事。

工事場所、山都町白小野地内。

当初契約年月日、平成29年12月14日。

変更契約額、6,292万8,416円、207万416円の増額となります。

工事内容です。施工延長191メートル、工区数は7工区になります。主な工種、数量については記載のとおりです。

契約の相手方、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

次のページをお願いいたします。変更仮契約書です。

工事番号、工事名、工事場所については、工事概要で読み上げたとおりです。

変更契約事項、変更工事請負額、207万416円の増額となります。

それから、工期のほうで当初、完成年月日を平成31年3月15日としておりましたが、これを平成31年3月29日まで延長します。

平成29年12月14日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。なお、議会の議決を得られたとき本契約として効力を生ずるものとする。本変更契約のあかしとして本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。平成31年2月21日、発注者、山都町代表者、山都町長梅田穰、受注者、大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。

次のページをお願いいたします。位置図になります。

次のページをお願いします。拡大した位置図になります。国道218号から町道白小野鶴越線に入り、白小野川との合流地点から上流側になります。

次のページをお願いいたします。全体計画の平面図になります。

災害関連事業として決定を受けた全体計画が374.5メートルです。黄色で着色した区間183.5メートルが第1期の工事として平成28年度で施工が完了した分で、紫色で着色した区間が191メートル、これが平成29年度からの繰り越し事業で、本年度までの工期として施工している区間になります。工区数は7工区です。

変更数量、ちょっと細かいですがけれども赤書きで記載しております。

それから、図面に示してない変更が1点あります。熊本地震以降の発注工事については国交省の通達で、上益城それから阿蘇地域においては特に、作業員不足、資材の調達困難、高騰が続いていることから、特例的にこの2地区限定で諸経費に補正係数を乗じることができるとされ、これを受けて、諸経費のうち共通仮設費に1.4の係数を乗じたことによる増額分を含んでおります。

以上です。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「工事請負変更契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）」は、原案のとおり可決されました。

本日、町長梅田穰君から提出された同意第1号、山都町副町長選任について同意を求める件について、撤回したいとの申し出があります。

山都町副町長選任について同意を求める件の撤回についてを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

山都町副町長選任について同意を求める件の撤回についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1 「山都町副町長選任について同意を求める件」の撤回について

○議長（工藤文範君） 追加日程第1、「山都町副町長選任について同意を求める件」の撤回についてを議題とします。

町長梅田穰君から撤回の理由を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 大変申しわけございません。皆さん方には朝早くから議運等も開いていただきまして、日程の調整をしていただいておりますところでしたが、もう少し副町長の選任について検討したいという思いの中で、急遽でございましたが、このような形で議案をしていただいておりますことに、大変申しわけなく思っております。今後についてはまた皆さんと協議をしながらお諮りをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（工藤文範君） お諮りします。

ただいま議題となっております「山都町副町長選任について同意を求める件」の撤回についてを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、「山都町副町長選任について同意を求める件」の撤回については、許可することに決定しました。

---

**日程第11 議案第27号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）**

**○議長（工藤文範君）** 日程第11、議案第27号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、説明をいたします。

議案第27号、町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

平成31年3月4日、山都町長。

1、物件の所在。所在、山都町下名連石字寺窪582番地ほか、旧下名連石小学校でございます。地目、学校用地。面積、9,691平方メートル。

2、貸し付け対象物件。旧校舎、木造及び鉄筋コンクリートづくり、1,806平方メートル。建物及び周辺敷地、駐車場を含むところでございます。

3、使用目的。障害者自立支援施設として。

4、貸し付け料。無償。

5、貸し付け期間。平成31年4月1日より平成34年3月31日までの3年間でございます。

6、貸し付けの相手方。住所、山都町下名連石582番地、氏名、特定非営利活動法人山風華、理事長甲斐利幸。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

本施設につきましては、ただいま申し上げましたように、障害者自立支援施設として日常生活や社会生活での自立を目指し、新生活スタートのサポートですとか、あるいは調理、清掃、読み書き、計算等の自立訓練や、農作業の手伝い、あるいは折り箱作業、ビジネスマナー等の就労継続支援B型訓練等の実施をされております。平成19年度から活動されているというところでございます。

現在の利用状況といたしましては、週平均5日、それから1日当たり平均25名程度の方が利用されているというところでございます。

次のページの表と裏に平面図がございます。赤い点線で囲みました部分を貸し付けるものでございます。

平成31年度からの更新を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 質疑なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第28号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）

○議長（工藤文範君） 日程第12、議案第28号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明をいたします。

議案第28号、町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

平成31年3月4日提出、山都町長。

1、物件の所在。所在、山都町下名連石字寺窪582番地ほか、旧下名連石小学校でございます。地目、学校用地。面積、9,691平方メートル。

2、貸し付け対象物件。旧給食棟、木造、91.0平方メートル。建物及び周辺敷地でございます。駐車場も含んでおります。

3、使用目的。農産物加工施設として。

4、貸し付け料。無償でございます。

5、貸し付け期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

6、貸し付けの相手方。住所、山都町下名連石新4番1号。氏名、特定非営利活動法人丸山ハ일랜드、理事長甲斐利幸。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

本施設は、さきの議案第27号で説明いたしました旧下名連石小学校の給食棟部分を使いまして、ジャムづくりや餅づくりなど、地元の農産物等を利用した農産加工所として利用されております。月平均8日程度の利用があつてるといふ報告がございます。22年度から利用されているところでございます。

平成31年度からの更新ということで、この議案を提出したところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤文範君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。  
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第29号 猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について

**○議長（工藤文範君）** 日程第13、議案第29号「猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、議案第29号、猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案第29号、猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

平成31年3月4日提出、山都町長。

施設の名称、猿ヶ城キャンプ村。

指定管理者所在地、山都町目丸1610番地。

名称及び代表者、猿ヶ城キャンプ村管理組合、代表山崎新教。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。

提案理由。猿ヶ城キャンプ村条例第16条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

経過について少し補足させていただきます。

平成30年度末をもって、公の施設の指定管理者の更新を迎える施設のうち、猿ヶ城キャンプ村については10月1日からの公募期間に応募がございませんでした。12月の中旬ごろ、目丸地区の方々からキャンプ場の指定管理者に手を挙げたいと申し出がありました。周辺の道路状況ですとか施設の内容について説明をして、業務や施設管理についても説明を行ったところ。その後、地元地域で協議を重ねられ、施設の運営母体となる団体の設立ですとか、管理運営を行う人員の確保等の体制を整えられて、2月4日に指定管理者指定申請書の提出を受けたところです。

これを受けまして、本年2月13日に指定管理候補者選定委員会が開催をされ、提案内容の説明、質疑応答など、9名の委員による審査が行われました。9名の中には、中小企業診断士2名も含まれております。審査結果につきましては、お手元に配付しております審査票のとおりでございます。町長へ審査結果の報告を行い、公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第5条に基づき町長の決裁を受け、議案の提出に至ったところでございます。

団体の概要ですが、大字目丸の屋敷地区にお住まいの6名、男性2名、女性4名の団体でございます。

提案内容につきましては、野外活動を通じて、人と人とのつながりの重要性や、野外活動が現在の子供たちには特に重要で、世代間交流による青少年の健全育成を図ることであったり、地形を生かしてマウンテンバイクを使ったアウトドアイベントの誘致ですとか、九州脊梁山地を訪れる登山者への情報の発信により集客を図ることなどが提案されたところです。また、キャンプ場では地元でとれた野菜ですとか米の販売などを行って、地域にお金が落ちる仕組みをつくりたい、周辺農家との収穫体験も企画したいという御提案があったところでございます。

現在のキャンプ場の周辺の状況は、菅側の県道清和砥用線は工事が完了しておりますが、さきの議会でも御指摘がありましたとおり、河川の護岸工事を初め、津留方面の県道の災害復旧工事が行われている状況です。4月からの営業というのは大変困難な状況であることから、工事の進捗を見ながら営業の再開を行いたいというふうに考えております。

参考までに、河川の災害復旧については7月下旬、それと県道の改修については6月下旬が工期ということでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 今説明ありましたように、地元の方が地元の施設を盛り上げようと頑張っておられることに対してはありがたいことだなというふうに思います。ただ、ありがたいことだなと思うので、余計に、言われていた道路の、危険が伴うものについての心配がやはり残ります。そこに至るまでの道路もですけど、キャンプ場自体も雨の多い時期とか心配されるというのを地元の方からは聞くんですね。

なので、道路については、災害復旧とかが終わって、安全を確認してということでの再開になるのですが、やはり危険性についての心配はぬぐえません。そのことをどう考えられているのかというのと、それについてのキャンプ場自体の点検とか、その予算計上されていませんでしたのでそのことと、この点数を見たときに0点、4点が多いなど。最終的にはみんな適になっていますが、もうちょっと詳しい説明があればありがたいです。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。

確かにキャンプ場の道路と河川の工事は現在進んでおりますし、キャンプ場自体には今のところ、落石とかそういった部分の被害はあっておりません。ただ、6月ですとか7月の大雨時期には護岸を削ったりとか、そういった部分も考えられますので、そのあたりは災害の状況を見ながら再開に向けて検討したいと思っておりますし、地元の方からもそういう大雨があったときにはどうしたらいいかというお尋ねもあったところです。大きな河川を控えているので、早目早目の避難だったり、前日からわかっている場合はもう中止にするとか、そういった部分の早目早目の対応をしていただきたいということでお伝えはしているところであります。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、審査会の概要ということで若干の補足をさせていただきますと思います。

初めてされるということでございましたので、不安はございませんかということでございましたが、実際、議員からありましたとおり、やはり我々地元の施設だということで大変熱意を持っていろいろ計画をされました。ただ、未経験でございますので、それともう一つは、従前までの管理者の方も同じ目丸地域ということでしたので、その関係はどうですかと言ったところ、従前の管理者の方は今、建設業でおられますけれども、そっちがどうしても忙しいので今回できなかつた。ただ、同じ地域でございますので、いろんな話し合いをしながらサポートはしていくということでございました。

ただ、先ほど藤原課長からもありましたとおり、安全面の管理につきましては、いろんな自然条件等がございますので、町が十分指導を徹底していくという附帯意見もつけたところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 地元の方が熱意を持ってこうした施設を管理なさるということは非常に喜ばしいことだと思って聞いておりましたが、1点確認させていただきたいんですけれども、先ほどの御説明で、県道と河川の工事がそれぞれ6月下旬と7月下旬の完了の予定だというふうに伺っております。キャンプ場の営業開始はいつを想定なさっているのか。そのときに、管理委託料が計上されておりましたけれども、猿ヶ城キャンプ村の338万9,000円ですかね、計上されておりましたが、収支計算のほうはどのような形で御提案がされているのかなと、ちょっと気になっております。

以上、質問いたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 地元からの御提案があった収支の計画については、予算書については、通年の形での予算の見込み額を提案していただいております。4月から営業ができ

ないと想定した部分の、仮定ではちょっとありませんけれども、それは最初に相談に来られたときに、現在道が通行どめの部分もありますし、河川の改修工事をやっているということで、すぐにこの営業をするということではできませんというお話は最初にお伝えしておりますので、そこは御理解いただいているというふうに思います。

それと、指定管理料についても、予算は計上しておりますけれども、4月以降は予約をとったり、施設の管理をしたりという仕事は当然必要になってきますので、いつごろ営業を始めるかという部分については、工事の完了を受けて、状況を見てから判断をしたいというふうに思います。以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 一番心配しておりますのは、今年度といたしますか、年度を閉じたときの収支の状況でして、例えば4月からの営業ができないときに、収支計画よりも大幅に収支が悪化しているときにどうなさるのかな、大丈夫かなというのが心配で、ちょっと質問した次第です。そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 年間を通しての収支についても、4月以降、予約の受付とかは携帯電話でできますし、最低限出ていただく日数とかを決めながら、管理費としては電気代とか浄化槽の費用とか、必要な部分は当然出てきますので、それは指定管理料の中からだったり、使用料の中からお支払いしていただくことになるかと思っておりますけれども、利用料金収受制となっておりますので、指定管理料と利用料金でお支払いをしていただくということになります。そのあたりは、営業していない期間はできるだけ支出が抑えられるような形で運営をしていただければというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 地元の方の本当に熱心な思いに応えようとされるのはわかるんですけれども、やはり安全面がすごく心配です。以前されてたところの方から、とにかく予約して来られても、道がまだ、豪雨だったりの災害がある前もですよ、とにかくわからないので迎えに行つてたとおっしゃるんですよ、きちんとたどりつけるまで、管理人の方がですね。そういうような手厚いこともされてのあれでしたが、何ていうかな、もしも……。護岸工事が7月下旬にでき上がる予定だったら、もうキャンプの時期は過ぎますよね、今年度は。

済みません。最初、私がこれが出る前に申し上げたのは、とにかく慌てて応募されるのではなくて、きちんと安全面が確保されるように、万全にしてからの応募にされたほうが良いというふうに申し上げてましたが、そうされていないので、それをどのように保証するのかということです。

もしキャンプされてたときに大雨が降りました、避難しなくてはいけなくなりましたといったときに、あそこまでこちらから救援に行ったりとか、避難されるのにどれだけの大変なところかというのは御存じだろうと思っておりますけど、そういう危険性があるということに対してもう少し、早目早目に対応しますだけでは心もとないと思います。命がかかっていますので、その辺をどう

するのかというのを。地元の方は不安だろうと思うんですけども、一生懸命されていることに水を差すようで申しわけないんですけども、ここはちゃんとしていただかないといけないと思います。もう少し具体的にどんな対応を考えていらっしゃるのか教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 安全対策という面では、28年の震災以降、もう2年3年が過ぎようとしておりますけれども、1回また地元の人と、周辺の裏山といいますか、山の部分と河川の部分と確認をして。地元の方と周辺の危険な場所、そういったところも確認し合いながら進めていきたいというふうに思います。

天気予報で、雷雨やゲリラ的に起こる雨等もございますので、そういった部分については本当に極力注意をしていただくように、指定管理を受けられた後には、そういうところも徹底してお伝えしていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15 同意第2号 山都町教育委員任命について同意を求める件

**○議長（工藤文範君）** 日程第15、同意第2号「山都町教育委員任命について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 同意第2号について説明をいたします。

同意第2号、山都町教育委員任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので、同意を求める。

平成31年3月4日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町鶴ヶ田2146番地。氏名、高橋稔朗氏。生年月日、昭和28年9月22日、65歳。

提案理由でございます。教育委員を任命するためには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。これが同意案を提出する理由です。

今回、同意をお願いします高橋稔朗氏につきましては、地元矢部高校を卒業の後、熊本県農業講習所を経られた後、農林省（現農林水産省）に入省され、平成26年3月に退職をされております。高橋氏は、本省生産局や九州農政局に在職されましたが、在職中は園芸特産課長や北九州地域センター長等の要職を務められたほか、就農支援、生産調整、日本型直接支払制度等の施策に携われ、また山村振興として青葉の瀬の整備事業のほか、複数の事業で本町にかかわり合いを持たれていたそうです。高橋氏は、退職後、本町に戻られ、農業にいそまれるとともに、早々に地域の役を担われ、現在は鶴底地区の区長につかれるなど、地元貢献への意欲も高いものがあります。

これまでの豊富な経験と適切な判断と行動力とともに、並々ならぬ愛郷心を踏まえ、今後ますます重要となります子供の教育環境を初めとした教育政策に真摯に向き合っただけの方と確信をいたしておりますので、ここに任命の同意をお願いするものであります。

なお、任期は本年3月26日から4年間となります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 同意第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから同意第2号、山都町教育委員任命について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（工藤文範君）** 全員起立です。

したがって、同意第2号「山都町教育委員任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

---

## 日程第16 委員会報告 請願付託報告について

**○議長（工藤文範君）** 日程第16、「請願付託報告について」を議題とします。

請願第1号、新総合体育館建設事業の推進についての報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 議長より付託をいただきましたので、総務常任委員会の報告を行います。

請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

- 1、番号。請願第1号。
- 2、付託年月日。平成31年3月4日。
- 3、件名。新総合体育館建設事業の推進について。

4、請願者。山都町入佐3047番地、高宮利昌外3名。

5、審査の結果。不採択。

6、委員会の意見。本請願書は、新総合体育館建設事業における今後の計画等を決定づけていく際は、行政職員だけで進めることなく、各方面での専門家や町内スポーツ団体、設備の専門業者、幅広い利用者などを含めて協議検討する事業推進会議を設置することが必要であるという趣旨であると思われる。しかし、町が体育館建設事業を進めるに当たり、施設の規模、設備、機能等について審議を求める山都町総合体育館整備推進委員会は、山都町総合体育館建設検討委員会の意見を十分考慮し、必要に応じて各専門的分野からの説明、意見を求めながら決定していくこととされており、本請願書にあるとおり事業推進会議を改めて開設し、審議を行う必要はないと考える。よって、本請願書を不採択とする。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 慎重な審議ありがとうございました。推薦議員として名前を挙げております1番議員の眞原です。

質問させていただきたいのは、委員会の意見として記載されてあります趣旨の部分に関しては、そのとおりでございます。それで、意見の中にありますとおり、山都町総合体育館整備推進委員会が、町民の中にあります利用者ですとか、あるいは、その後に維持管理、メンテナンス等をやっていかれることになるであろう業者たちの、現場に沿った意見をきちんと吸い上げられて、ただ、いろんなものを決定していくに当たりましては、何ていうんでしょうね、いろんな角度からの都合のぶつかり合いというのが出てくるかと思えます。

そういうときに、偏ることなく、平たく議論がなされて、最善の決断をされていくということが、こういう長く使う施設、また町民が広く使う施設を建設するに当たっては重要なと考えておりますので、そういったものがこの委員会の中できちんと熟議なされて、また町のほうにしっかりとした報告が上がるのか。ちょっとその辺の仕組み、私もきちんと把握してはおりませんが、そういう仕組みができ上がっていて、最終的に巨額の投資をしてできる町の資産がよきものであればいいんですが、そういうものかどうかというのが、ちょっとこの意見の中ではわからなかったもので、委員長のほうからもう少し具体的な説明があればと思います。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 委員の中には、施設利用団体、種目協会等の中から、教育長が任命をして、必要に応じて会議に出席していただくというようになっておりますし、やはりスポーツ推進委員とか、いろんな方々が名前を連ねられておりますので、幅広く意見は集約していただくものと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 済みません。まとめて質問すればよかったです。もう一つだけ教えてください。

意見の中にございます山都町総合体育館整備推進委員会と、あと山都町総合体育館建設検討委員会、二つの委員会の名前が出てきました。それぞれの関係としては、検討委員会の意見を整備推進委員会が十分に考慮し、その審議の結果を町のほうに報告を上げるというような構造になっているのかなと思うんですが、それぞれの委員会の役割とといいますか、どういう位置づけなのか、もう少し具体的に御説明いただけますか。

○議長（工藤文範君） 総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 整備推進委員会のほうは、施設の場所の選定に関する事、施設の規模、設備、機能に関する事、その他必要事項に関する事を、専門の方々、副町長、教育長を初め8名の方で推進委員会を構成されております。事務局は生涯学習課ですけども。

一方、検討委員会のほうは、やはりスポーツの、先ほど言いました推進委員さんとか、それから、施設の利用団体、種目協会等の中から教育長が任命した方々を選任されて、まだ名前は挙がっておりませんが、そのようになっております。検討委員会の仕事は、施設の規模、設備、機能に関する事、その他必要事項に関する事とあります。

それで、推進委員と検討委員会で意見の交換をするようになっております。そういうことでよろしいですか。

○議長（工藤文範君） 1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） はい、理解しました。

それでは最後にもう一つだけ質問させてください。推進委員会と検討委員会のほうで意見の交換が行われるということでしたが、2020年度着工の目標に向けて進めていくに当たりまして、来年度、何回ぐらいの意見交換、そういったものを予定なさっているのでしょうか。

○議長（工藤文範君） 総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） はっきり申し上げまして、書いてありますけれども、そこまでの数字は書いてありませんので、私たちとしては、何回されるかということは今から検討されることだろうと思います。

○議長（工藤文範君） 7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 私も紹介議員として名前を挙げておりますので、一言ちょっとお聞きをしたいというふうに思っております。

こういう陳情が出ておる中身を見ておわかりかと思っておりますけども、やっぱり町民は大変この総合体育館に期待をしておるわけですね。やっぱりこれができるのをみんなが楽しみにするというような形を、行政としてまたそれをしていかなければいけない責任が私どもには当然あるわけがございます。

そういう中で、位置決定としては、もう町長があそこということでおっしゃっていただきましたので、それに対していろいろまた検討していかなければなりません、検討委員会とか推進委員会のほうで配点をされました場所が、4カ所でいろいろ点数をつけてあります。で、一番低い

ところで、あそこへ持ってきとる。総合グラウンドのところですね。そこあたりも、この間の建設課の予算の中でも言いましたけれども、あそこはやっぱりアクセスが一番悪いということは、住民が一番知ってとるわけですね。

そこあたりも全部ひっくるめて、具体的に、あそこにしてどういう体育館ができるのかというのは、やっぱりみんな心配するわけです。ああいう引っ込んだところで、やっぱり本当の総合体育館ができるのかどうかという疑念というやつもあるわけですね。ただの体育館じゃないかと。総合体育館という形でございますと、やっぱりある程度のほかの文化的な形での施設も組み合わせたような体育館に恐らくならなければいけないというふうに思っております。例えば、落成のときにはNHKのど自慢ぐらい呼ぶような、そういう形ででも使えるような形もしていかなければならない。

各種いろいろな団体からのそういう要望というのは確かにあると思っております。そこあたりはやっぱり広い形での意見を。今度また専門委員会という形でされるのであれば、そこあたりも十分加味しながら、本当に町が、欲しかった、よかったということになるような形で頑張ってもらわなければいけないというふうに思っておりますので、私の意見とあわせまして、そこあたりを御希望いたします。

よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 今、甲斐議員が申されたとおり、本当に町民が待っておられますので、推進委員さんと検討委員さんには十分討議していただきまして、町民が本当に建設してよかったと思われるような体育館になるように、今後とも議会も見守って協力していくことが大事と思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから請願第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

請願第1号、新総合体育館建設事業の推進についてを採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（工藤文範君）** 起立少数です。

したがって、請願第1号「新総合体育館建設事業の推進について」は、不採択とすることに決定しました。

---

## 日程第17 議員派遣の件

**○議長（工藤文範君）** 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

---

**日程第18 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について**

○議長（工藤文範君） 日程第18、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、副町長岡本哲夫君から発言の申し出がっております。これを許します。

○副町長（岡本哲夫君） 私、このたび任期満了により副町長の職を退任することになりました。

振り返りますと、町外からの着任でありましたので、山都町のこと、歴史、地理不案内な中、議員各位にはいろいろな御指導をいただき、また、時には叱咤激励もいただきました。本当にありがとうございました。

4年間勤務して思いますことは、山都町は非常に魅力の多い町であるということ、そして発展の可能性を持った町であるということでございます。役場を離れることとなりますが、今後は町外から精いっぱい、大好きな、そしてお世話になった山都町にエールを送りたいと思います。

山都町の発展、そして議員の皆様のみずみずしの御活躍を心から祈念いたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（工藤文範君） お諮りします。

本定例議会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、本会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成31年第1回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午後2時59分

平成31年3月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第4号	山都町行政区設置条例の一部改正について	3月4日	原案可決
議案第5号	山都町国民健康保険税条例の一部改正について	3月4日	原案可決
議案第6号	山都町営ゲートボール場条例の廃止について	3月4日	原案可決
議案第7号	山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第8号	山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正について	3月8日	原案可決
議案第9号	山都町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	3月8日	原案可決
議案第10号	山都町まちづくり基盤整備基金条例の制定について	3月8日	原案可決
議案第11号	平成30年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	3月8日	原案可決
議案第12号	平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月8日	原案可決
議案第13号	平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	3月8日	原案可決
議案第14号	平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について	3月8日	原案可決
議案第15号	平成30年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	3月8日	原案可決
議案第16号	平成31年度山都町一般会計予算について	3月12日	原案可決
議案第17号	平成31年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月13日	原案可決
議案第18号	平成31年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月13日	原案可決
議案第19号	平成31年度山都町介護保険特別会計予算について	3月13日	原案可決
議案第20号	平成31年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月13日	原案可決
議案第21号	平成31年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月13日	原案可決
議案第22号	平成31年度山都町水道事業会計予算について	3月13日	原案可決
議案第23号	平成31年度山都町病院事業会計予算について	3月13日	原案可決
議案第24号	工事請負契約の締結について	3月13日	原案可決
議案第25号	工事請負変更契約の締結について（山都町若者定住促進分譲住宅用地造成工事）	3月13日	原案可決
議案第26号	工事請負変更契約の締結について（名ヶ川河川等災害関連工事）	3月13日	原案可決
議案第27号	町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）	3月13日	原案可決
議案第28号	町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）	3月13日	原案可決
議案第29号	猿ヶ城キャンプ村の指定管理者の指定について	3月13日	原案可決

同意第2号	山都町教育委員任命について同意を求める件	3月13日	原案同意
委員会報告	請願付託報告について	3月13日	不採択
	議員派遣の件	3月13日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	3月13日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---